平成27年3月3日

平成27年
第　1　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　6　号）

平成27年
第　1　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第６号）

平成27年３月３日（火曜日）午前10時３分開議

議　事　日　程　第6号

平成27年３月３日（火曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第47号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第47号議案まで
甲第１号議案　平成27年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　平成27年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　平成27年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　平成27年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　平成27年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　平成27年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　平成27年度沖縄県下水道事業特別会計予算
甲第８号議案　平成27年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第９号議案　平成27年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第10号議案　平成27年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第11号議案　平成27年度沖縄県林業改善資金特別会計予算
甲第12号議案　平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第13号議案　平成27年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第14号議案　平成27年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第15号議案　平成27年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第16号議案　平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第17号議案　平成27年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第18号議案　平成27年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第19号議案　平成27年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第20号議案　平成27年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第21号議案　平成27年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　平成27年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　平成27年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　平成26年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
甲第25号議案　平成26年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）
甲第26号議案　平成26年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）
甲第27号議案　平成26年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第２号）
甲第28号議案　平成26年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第29号議案　平成26年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第30号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算

（第１号）
甲第31号議案　平成26年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　平成26年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第２号）
甲第33号議案　平成26年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　平成26年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　平成26年度沖縄県水道事業会計補正予算（第２号）
乙第１号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県行政手続条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県石油価格調整税条例
乙第８号議案　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第９号議案　沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める例の一部を改正する条例
乙第12号議案　沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第16号議案　沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
乙第17号議案　沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
乙第18号議案　沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
乙第19号議案　食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例
乙第24号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第25号議案　建築基準法施行条例の一部を改正する条例
乙第26号議案　沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第27号議案　沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
乙第28号議案　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
乙第29号議案　沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例
乙第30号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

乙第31号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第32号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第33号議案　財産の取得について
乙第34号議案　土地の処分について
乙第35号議案　債権の放棄について
乙第36号議案　訴えの提起について
乙第37号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第38号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第39号議案　連帯保証債務金額等確認請求調停事件の調停について
乙第40号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第41号議案　指定管理者の指定について
乙第42号議案　指定管理者の指定について
乙第43号議案　指定管理者の指定について
乙第44号議案　指定管理者の指定について
乙第45号議案　糸満市と豊見城市との境界変更について
乙第46号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について
乙第47号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

出　席　議　員（47名）

議　長	喜納昌春　君	23　番	座喜味一幸　君
副議長	翁長政俊　君	25　番	玉城ノブ子　さん
1　番	比嘉京子　さん	26　番	赤嶺　昇　君
2　番	比嘉瑞己　君	27　番	新垣清涼　君
3　番	西銘純恵　さん	28　番	瑞慶覧　功　君
4　番	玉城　満　君	29　番	崎山嗣幸　君
5　番	仲村未央　さん	30　番	新垣安弘　君
6　番	新田宜明　君	31　番	當間盛夫　君
7　番	儀間光秀　君	32　番	前島明男　君
8　番	上原　章　君	33　番	照屋守之　君
9　番	花城大輔　君	34　番	新垣良俊　君
10　番	砂川利勝　君	35　番	仲田弘毅　君
11　番	具志堅　透　君	36　番	嶺井　光　君
12　番	大城一馬　君	38　番	嘉陽宗儀　君
13　番	具志堅　徹　君	39　番	玉城義和　君
14　番	渡久地　修　君	40　番	奥平一夫　君
15　番	山内末子　さん	41　番	新里米吉　君
16　番	仲宗根　悟　君	42　番	髙嶺善伸　君
17　番	照屋大河　君	43　番	狩俣信子　さん
18　番	呉屋　宏　君	44　番	金城　勉　君
19　番	吉田勝廣　君	45　番	糸洲朝則　君
20　番	又吉清義　君	47　番	新垣哲司　君
21　番	島袋　大　君	48　番	具志孝助　君
22　番	中川京貴　君		

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	浦崎唯昭君	会計管理者	島田勉君
副知事	安慶田光男君	知事公室秘書広報交流統括監	曽根淳君
知事公室長	町田優君		
総務部長	平敷昭人君	総務部財政統括監	前田光幸君
企画部長	謝花喜一郎君	教育委員会委員	宮城奈々さん
環境部長	當間秀史君	教育長	諸見里明君
子ども生活福祉部長	金城武君	公安委員会委員長	與儀弘子さん
保健医療部長	仲本朝久君	警察本部長	加藤達也君
農林水産部長	山城毅君	労働委員会事務局長	真栄城香代子さん
商工労働部長	下地明和君		
文化観光スポーツ部長	湧川盛順君	人事委員会事務局長	平良宗秀君
土木建築部長	末吉幸満君	代表監査委員	知念建次君
企業局長	平良敏昭君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比嘉徳和君	主幹	佐久田隆君
次長	知念正治君	主査	川端七生君
議事課長	平田善則君		
副参事兼課長補佐	勝連盛博君		

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きます。

この際、申し上げます。

昨日の島袋大君の質問に対する答弁について、農林水産部長から修正したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　昨日、島袋大議員の第２滑走路と辺野古の違いは何か、なぜ第２滑走路は容認されているのかの質問に対しまして、私のほうは、那覇空港で使われているアンカーについては、我々が想定している投錨に相当するものの範囲に入ると答弁いたしましたが、これを那覇空港で使われているアンカーについては、当該事業者が投錨等の行為と同一と認識していたが今後協議するとしているが正確な答弁でございますので、修正をさせていただきます。

おわび申し上げて訂正いたします。

○議長（喜納昌春君）　日程第１及び日程第２を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第47号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川　京貴君　皆さん、おはようございます。

自由民主党の中川京貴でございます。

一般質問を通告しております。項目に従いまして質問を行います。

その前に、この質問項目の１つ訂正をさせてください。７番目の離島体験交流促進事業の(1)番目、これに「本年度」とありますけれども、これを「平成27年度」と訂正したいと思っております。

それでは質問いたします。

１、米軍基地問題について。

(1)、米軍基地騒音問題について。

ア、嘉手納基地にＦ35、Ｆ16戦闘機等の暫定配備計画について、嘉手納飛行場周辺自治体が求めている騒音被害や外来機の飛来禁止に逆行するが、県の対応を伺いたい。

イ、普天間基地所属のＡＨ１Ｗヘリコプターから、

ミサイル発射装置など、総重量約200キログラムの装備品が海上に落下するという事故が発生した。県民の生命、そして安全を守る立場から県の取り組みについて伺いたい。

ウ、環境特別協定が日米合意されたのを受け、米軍基地所在14都道県でつくる渉外知事会として、日米地位協定のさらなる改定を要請していく考えはないか、政府の反応等の今後の取り組みについて伺いたい。

エ、嘉手納飛行場周辺での大気汚染物質及び悪臭物質調査について伺いたい。

オ、平成26年度から３年計画で実施されている米軍施設環境対策事業について、その進捗状況と目的、予算、事業内容について伺いたい。

(2)、返還軍用地の利活用について。

ア、県は2014年度末返還予定のキャンプ瑞慶覧西普天間地区について、琉球大学医学部及び附属病院の移転や重粒子線治療施設の導入などを図る国際医療拠点の形成を目指している。用地の先行取得等作業の進捗状況と財源確保について伺いたい。

イ、県が求める７年以内の牧港地区の全面返還に向け、関係市町村との連携を強化する法定協議会の設置について伺いたい。

２、沖縄振興策の推進について。

(1)、2015年度沖縄振興予算等について。

ア、2015年度は、前県政のもとで概算要求したもので、減額も自民党沖縄振興調査会等の尽力もあり最小限の減となった。翁長知事は、基地は県経済の最大の阻害要因であると明言しており、また、辺野古埋立承認取り消しや撤回で政府との対立は避けられない。2016年度からの振興予算についてどのように取り組むか伺いたい。

イ、減額の対象となったのは一括交付金が主であるが、市町村において一括交付金は独自計画の施策が実施できる使い勝手のよいものである。減額の理由と今後の執行率や使い道の改善について、県の考えを伺いたい。

３、水産振興について。

これは前県政時代から私たち自民党会派で、島嶼県である沖縄県の地理性など見ますと、鮮魚等の鮮度保持技術の確立についてはかなり主張してまいりました。本年度、県が予算を組んで取り組んでいくことに大変喜んでおります。

(1)、平成27年度の新規事業の予算の中で、鮮度保持技術と戦略出荷によるブランド確立事業の概要について伺いたい。

(2)、超低酸素窒素ウルトラファインバブル海水の力を活用し、鮮魚の鮮度保持をすることによって水産振興に役立てることはできないか伺いたい。

(3)、ナノ・フレッシャーで生成した窒素ウルトラファインバブルを含有する超低酸素海水は、窒素ウルトラファインバブルの作用により、魚を保蔵する海水中の溶存酸素を効率よく取り除き、魚体が酸素に触れる機会をなくすことで酸化を抑制し、ともに生存・増殖に酸素を必要とする好気性細菌を抑制します。いわば、水中において真空パックと同様の効果が得られる。それを活用し、各漁業組合を通して水産振興に役立てることはできないか伺いたい。

４、県警関係について。

(1)、本県における平成26年度の横断歩道の停止線の整備状況について伺いたい。

(2)、平成27年度の横断歩道及び停止線の整備の年間予算について伺いたい。

５、土木行政について。

(1)、県道12号線沿いの読谷村座喜味地域において、県道の拡張工事に伴い歩道の中央に電柱が設置されており、歩道を利用する地域住民から早目に移動させて歩道の安全を確保してほしいと要望があったが、その経緯について伺いたい。

(2)、北谷町白比川について、地域住民は当初案どおり河川拡幅による防災事業を進めてほしいと強く要請している。早期の実現を要求しているが、洪水被害から住民の安全と財産を守るのは県の責任で、防災事業の執行に当たっても防衛省や米軍に強く働きかけ、解決に向けての県の考えを伺いたい。

(3)、西湾岸道路（嘉手納バイパス）の経緯について、進捗状況と今後の見通しについて伺いたい。

６、中高一貫教育について。

(1)、球陽高校と開邦高校への中学部併設について、進捗状況と今後の取り組みについて伺いたい。

７、離島体験交流促進事業について。

平成27年度の事業計画・予算について伺いたい。

８、本県における子育て支援について。

(1)、就学まで引き上げた場合のこども医療費助成事業費の対象者数と財源について伺いたい。

(2)、本県におけるこども医療費無料化制度（貸付制度導入）について伺いたい。

９、旅券センター（パスポート）業務について。

(1)、市町村への実施経過（進捗状況）について伺いたい。

10、本県観光の将来展望について。

(1)、大型ＭＩＣＥ施設の建設場所については、本

県においてもその経済効果が大きいことから、全国的に誘致計画が加熱しております。平成26年度において、西原町と与那原町マリン・タウン地区と豊見城市豊崎地区の２カ所に絞られた経緯があり、残された課題の解消と候補地の最終決定の時期について伺いたい。

以上、答弁を聞いて、再質問は一問一答で行いたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　この際、申し上げます。議長として。

執行部の答弁は、後日に修正がないように正確を期してやっていただきたいと思います。

翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

中川京貴議員の御質問にお答えをいたします。

沖縄振興策の推進についてに関する御質問の中の、2016年度からの沖縄振興予算に対する取り組みについてお答えをいたします。

沖縄振興予算は、沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄振興策を推進するために措置されるものであります。

沖縄振興については、安倍内閣総理大臣から、平成25年12月24日の閣議において、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に進める必要があることや、現行の沖縄振興計画期間の平成33年度まで、毎年3000億円台を確保することなどの発言があったほか、去る２月12日の国会における施政方針演説においても、2021年度（平成33年度）までの毎年3000億円台の予算の確保について御発言があったところであります。

沖縄県としましては、2016年度（平成28年度）以降の沖縄振興予算についても、内閣府沖縄担当部局と連携を密にするとともに、県選出国会議員や県議会議員各位の御支援も賜りながら、引き続き所要の額が確保されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、本県観光の将来展望についてに関する御質問の中で、大型ＭＩＣＥ施設候補地の課題と決定時期についてお答えをいたします。

沖縄県においては、成長著しいアジア地域や国内のＭＩＣＥ需要を取り込み、沖縄観光のさらなる飛躍を目指すとともに、県内経済の活性化や産業の振興を図るため、平成25年度から有識者委員会を開催し、新たな大型ＭＩＣＥ施設の建設を検討してまいりました。

県としましては、現在、有識者委員会の意見を踏まえ、立地場所の選定に向け、要請のある５つの候補地について、さらに今後の市町村の都市計画や道路整備、民間事業者の進出意欲等、詳細に調査を行いながら検討を行っているところであります。

建設場所については、三役において現場を確認した後、これまでの検討状況も参考にしながら、2020年度の供用開始という整備スケジュールに影響を与えないよう、遅くとも、おおむねことし５月末までに大所高所の見地から判断し、決定したいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　町田　優君登壇〕

○知事公室長（町田　優君）　米軍基地問題についての御質問の中で、嘉手納飛行場への戦闘機等の暫定配備についてお答えします。

嘉手納飛行場をめぐっては、外来機のたび重なる飛来に加え、Ｆ16戦闘機の一時配備などにより、依然として目に見える形での負担軽減があわられているとは言えないと考えております。

そのため、Ｆ16戦闘機の一時配備通知があった去る１月９日、県は、米軍及び日米両政府に対し、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならず、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減を図ることを強く要請したところであります。

次に、同じく米軍基地問題についての御質問の中で、ＡＨ１Ｗヘリコプターの部品落下事故に対する県の対応についてお答えします。

去る１月15日に発生したＡＨ１Ｗヘリコプターからの部品落下事故について、県は、事故発生の連絡を受けた当日に、米軍及び沖縄防衛局に対して具体的な事故原因等について説明を求めるとともに、実効性のある再発防止策と安全管理の徹底を強く求めたところです。

また、去る２月４日から６日に行われた軍転協の要請の際にも、米軍及び日米両政府に対して、航空機のさらなる安全確保について強く申し入れております。

次に、同じく米軍基地問題についての御質問の中で、日米地位協定の改定についてお答えします。

日米地位協定の見直しについて、県は、これまであらゆる機会を通じ日米両政府に対し要請してきたところであります。

県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図る

ためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。

このため、今後とも軍転協や渉外知事会とも連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に、日米地位協定の見直しを粘り強く求めてまいりたいと考えております。

次に、同じく米軍基地問題についての御質問の中で、法定協議会の設置についてお答えします。

県としては、牧港補給基地に関する法定協議会の設置について検討したことはございません。また、関係市町村における協議会設置の動きについても承知しておりません。

次に、旅券センター業務についての御質問の中で、旅券事務の権限移譲の進捗状況についてお答えします。

沖縄県では、県民が負担なく旅券を申請できるよう、旅券事務の市町村への権限移譲について、平成22年４月から各市町村との協議を行い推進してきたところ、現在33市町村が同意し、それぞれの役場窓口などで業務を行っております。平成27年４月からは、新たに同意を得た南城市、西原町を加えた35の市町村で旅券事務の実施を予定しております。

県としましては、県民の旅券申請の利便性を高めるために、引き続き旅券事務の市町村への権限移譲を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　環境部長。

〔環境部長　當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君）　米軍基地問題についての中の、嘉手納飛行場周辺での大気汚染物質、悪臭物質調査についての御質問にお答えします。

平成23年度及び25年度に環境省が嘉手納飛行場周辺で実施した実測調査によりますと、大気汚染物質については、両年度とも二酸化硫黄等の平均値は環境基準値未満でありました。

また、悪臭物質については、飛行場との敷地境界付近でにおいを感じたものの、そのにおいの成分については特定できなかったこと等が報告されております。

しかしながら県としましては、嘉手納町において周辺住民から航空機の排ガスに関する悪臭の苦情があることから、今後、環境省や町と協議しながら、飛行場周辺における実態調査や悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に取り組んでまいります。

同じく米軍基地問題についての中で、米軍施設環境対策事業についての御質問にお答えします。

県では、基地環境問題への新たな仕組みづくりのために、平成26年度から３年計画で米軍施設環境対策事業に取り組んでおります。

本事業では国内外で米軍施設関連の環境情報を収集し、環境調査ガイドラインの策定と基地ごとの環境情報をデータベース化した環境カルテを作成することにより、円滑な跡地利用の推進と米軍基地から派生する環境問題に適切に対応することを目的としております。

本年度は国内外の情報収集を集中的に行っており、あわせて有識者から成る検討委員会を３回開催しております。

また、平成27年度はガイドラインとカルテの素案作成に取り組んでまいります。

米軍施設環境対策事業の平成26年度予算は3060万7000円で、平成27年度予算は3798万3000円を予定しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　米軍基地問題についての御質問の中の、西普天間住宅地区における国際医療拠点の形成に向けた進捗状況と財源確保についてお答えいたします。

沖縄県は、ことし３月末に返還される西普天間住宅地区において、琉球大学医学部及び同附属病院並びに重粒子線治療施設を核とした国際医療拠点の形成を目指すこととしております。

琉球大学医学部及び同附属病院の移設につきましては、同大学において、基本構想策定に向けた取り組みを行っているところであります。

重粒子線治療施設の導入につきましては、沖縄県において、事業方式等の課題について整理を行っているところであります。今後は、各事業主体による地権者等の合意形成を踏まえた用地の取得や、財源の確保などに取り組む必要があるものと考えております。

沖縄県といたしましては、宜野湾市及び琉球大学とともに、国に対し、引き続き積極的な財政支援等を求めるとともに、国、市及び地権者等と連携しながら、円滑な跡地利用に向けて取り組んでまいります。

次に、離島体験交流促進事業についての御質問の中の、平成27年度の事業計画、予算についてお答えいたします。

沖縄離島体験交流促進事業の平成27年度の事業計画及び予算につきましては、約１億9000万円を計上しており、さらなる質の向上を目指した上で、平成

26年度と同程度の約3400人の児童を離島に派遣する予定であります。

また、これまでの取り組みに加えて、平成26年度２月補正により、離島の児童を別の離島へ派遣し、生まれ育った地域に誇りを持ち地域の中心となるリーダーを育てることを目的とした島の魅力再発見推進事業を実施する予定であります。

予算は約1500万円を計上しており、平成27年度に離島の児童45名程度を派遣する予定であります。

県といたしましては、引き続き地域を大切にし、誇りに思う児童の育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

〔総務部長　平敷昭人君登壇〕

○総務部長（平敷昭人君）　沖縄振興策の推進についての御質問の中で、一括交付金の減額の理由と執行率等の改善に対する考えについての御質問にお答えいたします。

平成27年度の一括交付金が前年度より減となった理由は、平成25年度の不用額等の執行状況を勘案したものと聞いております。

県では、執行率の改善を図るため、ソフト交付金の不用額の縮減に向けた取り組みとして、平成27年度予算編成において、ソフト交付金の事後評価の結果を活用した事業内容の見直し、改善に取り組んだところでございます。

また、年度開始後におきましては、事情変更や新たなニーズにより対応が必要となった事業への予算の流用、県と市町村間で配分額を融通するなど、柔軟に対応していくこととしております。また、ハード交付金の繰越額の縮減に向けた取り組みとしましては、民間コンサルタントを活用した用地取得の促進を図っているほか、交付決定前の入札準備手続や早期の繰越手続を行い、早期発注及び年度内出来高の向上に努めているところであります。

県としましては、今後とも一括交付金を有効に活用することができるよう、市町村とも連携を図りながら、効率的な執行に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君）　水産振興についての御質問の中で、鮮度保持技術と戦略出荷によるブランド確立事業の概要についてお答えいたします。

県産農林水産物のブランド化に向けた課題としては、出荷量や出荷時期が台風や日照不足など気象の影響を受けやすく、市場価格の変動が大きい離島では輸送手段が限られ、出荷時期が集中すると滞貨が発生しやすい、鮮度保持のために航空輸送を活用することにより、輸送コストが高いなどが挙げられます。

本事業では、これらの課題を解決するため、１、凍結による細胞破壊を抑制する冷凍技術や、蒸散やエチレンガスの発生を抑制する包装資材を活用した鮮度保持技術の確立、２、鮮度保持技術を活用した、生産現場から販売現場までの低コスト輸送試験と販売プロモーションの実施、３、気象条件等を反映した精度の高い出荷予測システムの開発、４、鮮度保持技術等検討会議の開催などを実施し、戦略的な出荷体制の構築と市場から信頼されるブランド産地の形成を図るものであります。

なお、本事業においては、マンゴーやゴーヤーなどの青果のほか、マグロやソデイカなどの水産物についても対象品目として実施する予定であります。

次に、低酸素ウルトラファインバブル海水の力を活用した水産振興についてお答えいたします。３の(2)と３の(3)は関連しますので一括してお答えします。

水産物の鮮度を長期間保持することは、魚価の安定化と漁業経営の向上につながるものと認識しております。

当該鮮度保持装置は、長期間、低酸素状態を維持できることから、水産物の鮮度保持効果が高いと聞いており、漁船の魚槽への設置、水産物鮮度保持施設としての支援が可能であります。

水産物の鮮度向上は、水産振興の一助になるものと考えており、今後とも情報収集等に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

〔警察本部長　加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君）　県警関係に関する御質問の中で、４の(1)と(2)につきましては、関連しておりますので一括してお答えいたします。

横断歩道等の交通安全施設の整備につきましては、交通事故防止及び交通の円滑を図るため、経年による劣化や車両の通行に伴う摩耗等による退色を防ぐため、定期的に補修する必要があります。

県内の交通安全施設のうち、横断歩道は平成26年３月末現在、距離にして525キロメートル、停止線等の実線は1456キロメートルが設置されております。

平成26年度における補修状況は、横断歩道が48キロメートル、停止線等の実線が69.6キロメートルであり、年間の補修計画である横断歩道105キロメート

ルに対し約46％、停止線等290キロメートルに対し約24％の補修率に当たります。

また、平成27年度の当初予算は１億5237万8000円であり、昨年に比べて4901万5000円の増で、その内訳は、横断歩道が2536万9000円の増、また、実線が2364万6000円の増となっております。しかし、平成27年度内に補修が必要な横断歩道の約73％、停止線等の実線の約39％程度に当たる予算であり、補修できなかった箇所は、次年度以降に積み残されることになります。

県警察といたしましては、今後も交通事故防止及び交通の円滑を図るため、横断歩道等の補修に必要な予算を確保し、さらなる整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君）　土木行政についての御質問の中で、県道12号線の歩道中央の電柱についての御質問にお答えします。

御指摘の電柱は、南部国道事務所発注の国道58号読谷道路整備工事において、国道と県道の交差点工事を行う際、県道側に右折帯を設けるため県道を拡幅したことにより、民地側にあった電柱が歩道中央部に位置することとなったものであります。

県としては、かねてより原因者である南部国道事務所に対し、電柱の早期移設について申し入れしていたところ、南部国道事務所から電柱管理者との協議が整い、今月中には電柱を移設する旨、報告を受けております。

同じく土木行政についての御質問の中で、白比川の河川整備についての御質問にお答えします。

平成24年４月の日米安全保障協議委員会の共同発表で、白比川河川改修に伴うキャンプ瑞慶覧の倉庫地区の一部が「手続後の速やかな返還が可能な区域」とされました。

平成25年９月、日米合同委員会でキャンプ瑞慶覧の一部土地の返還とこれに先立ち白比川河川改修事業のため、約7300平方メートルの共同使用が合意されております。平成26年９月には、沖縄防衛局及び米軍と現地協定を締結し、白比川の事業区間１キロメートルのうち、下流部の120メートルの整備に着手しているところであります。

事業の進捗については、平成26年12月末までにボーリング調査、文化財調査、フェンスの移設工事を完了しており、現在、磁気探査を行っているところです。河川の拡幅については、平成27年度に左岸、平成28年度には右岸の護岸工事を行う予定となっております。

今後とも、沖縄防衛局、米軍と調整を行い、事業の進捗が図られるよう努めていきたいと考えております。

同じく土木行政についての御質問の中で、西海岸道路（嘉手納バイパス）についての御質問にお答えします。

沖縄西海岸道路の嘉手納バイパスは、国において昭和62年度に事業化され、平成６年度から用地買収に着手し、平成14年度から一部工事に着工しており、平成25年度末の進捗率は、事業費で約10％となっております。

これまでルート案について検討・調整を図ってきた結果、現在、海上ルート案として関係機関と調整を行っているところと聞いております。

国においては、早期の全線供用に向け、鋭意進捗を図るものとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　それでは中高一貫教育についての御質問で、中高一貫教育校の進捗状況等についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、難関国立大学等への進学を目指す生徒のニーズに応えるため、県立球陽高校と開邦高校に併設型の中学校を設置する基本計画及び校名候補を決定したところです。

今後、平成28年度の開校に向け、中高の６年間における計画的・継続的に充実した教育システムの構築、施設等の整備、児童・保護者や地域への周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君）　それでは本県における子育て支援についての御質問の中で、こども医療費助成制度の通院対象年齢引き上げについてお答えいたします。

通院の対象年齢を就学前まで拡大した場合の対象者数につきましては、現在の約６万8000人から５万人増加し、11万8000人と試算しております。

また、県予算につきましては、平成25年度実績の約９億7100万円から４億1900万円増加し、13億9000万円と試算しております。

次に、こども医療費助成貸付制度についてお答えいたします。

県では、こども医療費助成制度の充実のため、病院窓口での支払いが困難な方に対する貸付制度を導入することとしております。

貸付制度のあり方について、実施主体である市町村へスキーム案を提示、課題等について意見を聴取したところであります。

今後、市町村から出された課題等を整理し、再度対象者の設定やスキーム、貸付制度導入時期等について市町村と調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　再質問を行います。

まず最初に、米軍基地の騒音問題、基地の被害状況をちょっと質問したいと思っております。

知事、実は嘉手納飛行場周辺においては、もちろん政府の努力において、在日米軍再編に係る訓練移転が実施されました。しかしながら、外来機の飛来によってその効果も実感するには至っておりません。先ほど知事公室長からも答弁があったとおり、目に見える形での負担軽減になっていないということも事実であります。それどころか、訓練による深夜・早朝における騒音の発生もあり、町民にとっては厳しい状況が続いております。特に、海軍駐機場及び大型駐機場から発生する航空機騒音、また、航空機排気ガス、町民は苦しんでおります。ぜひ県としても騒音対策、また、健康への影響に対する基地被害、大気汚染物質及び悪臭物質調査について取り組んでいただきたい。

私はこの件については過去に２回ほど質問しておりますけれども、先ほど知事公室長の答弁では、悪臭防止については調査してないという答弁がありましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　環境部長。

○環境部長（當間秀史君）　悪臭物質の調査については、これまで県として調査したことはございませんけれども、環境省のほうで平成23年度の９月とそれから平成25年度の９月、26年度の２月、３月に行っているところであります。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　平成26年度から私質問を出しておりますけれども、３年計画で米軍施設環境対策事業という項目があって調査入っているはずですが、これには悪臭防止は入ってないんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　環境部長。

○環境部長（當間秀史君）　今回の米軍施設環境対策事業は、主に返還跡地それから米軍基地内の環境問題について、迅速・的確な環境調査、それから環境浄化が行われるようにしていこうという趣旨のものでありまして、御質問にあるように環境リスクの中に悪臭の問題も含まれますけれども、これについては現に嘉手納町で発生している悪臭問題については、今後、環境省それから町と相談して27年度から調査を行うということで考えております。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事、実は過去にたしか平成７年から10年でしたか、私質問前にもしましたけれども、県が約１億ぐらいかけて過去に調査したことがあるんです。これも部長、過去に答弁していただきましたけれども、やはり地元から要望のあるこの悪臭物質調査、そういったものも含めてぜひ調査していただきたい。今、部長は平成27年度から取り組むということでこれは間違いないですか。

○議長（喜納昌春君）　環境部長。

○環境部長（當間秀史君）　さようでございます。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　それと知事、実はこれはきょうの新聞です。（資料を掲示）　この新聞に厚木基地からヘリが４機、嘉手納に飛来、これきょうの新聞ですね。これは２月27日に嘉手納飛行場で172回、飛行機の離発着が確認されていると、これは三連協の目視調査ではあるんですが。何を言いたいかといいますと、嘉手納町にはもちろん基地の常駐機があります。しかしながら、外来機がその倍近くあるんですよ。ですから、嘉手納飛行場また普天間飛行場の基地の負担軽減をするに当たっては、常駐機はもちろんそうですけれども外来機はとめることがなかなかできない。僕は、これはやっぱり知事が先頭に立って政府や関係機関に要請行動すべきだと。知事公室長がその協議会に要請しているだけではとめ切れないと思っていますが、今後、知事どう考えておりますか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　私どもでも外来機、常駐機にかかわらず、県民に不安とか被害とかそういうのを与えることはあってはならないと考えております。したがいまして、軍転協とかいう場で市町村と連携しながら、米軍に対しては強く申し入れをやっていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　先ほどから申し上げているとおり、軍転協に要請したからといってこれが負担軽減になるんでしょうか。

それともう一つは、平成27年度からアメリカ駐在員を派遣する。その派遣することによって目に見える負担軽減になるんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　議員御指摘のとおり、私ども軍転協、あるいは渉外知事会、あるいはその他のさまざまな機会を捉えて基地問題の解決を訴えております。なかなか基地問題につきましては、一朝一夕に解決がつくというわけにはまいらないんですけれども、これはそういう活動を粘り強く続けていくことが非常に大切だと思っておりますので、今後ともその活動をやっていきたいと思っております。

それから、ワシントン駐在員を活用してできないかという御質問もあったかと思いますけれども、当然ながらワシントン駐在員は、現地での情報収集とあわせて沖縄の状況を米国でお伝えするというのも重大、大切な役割の一つですので、そういうような基地の状況、騒音の状況などを米国政府、米国議会、あるいは米国社会に対して訴えていきたいと、ワシントン駐在員を活用して訴えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　もちろんこの基地問題は、知事も御承知のとおり、知事も答弁しておりました。我々県民が好む好まざる関係なく基地建設がされたわけであります。そういった意味では、これまで日米両政府の中で交渉しながら、民主党政権のときもそうでしたけれども、どの方が総理大臣になっても普天間基地はもちろん嘉手納基地の負担軽減にはなっておりません。そういった意味ではやはり粘り強い日米交渉、また米軍との交渉が必要だと、政治判断が必要だと思っていますが、知事いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　再質問にお答えをいたします。

先ほど来、中川議員からのいろんなデータをもとに嘉手納飛行場が騒音問題含め、大変な状況を今また改めて認識をしているわけでありますが、特に外来機についても言及をされて、米本土のどこの州でしたかＦ16のジェット機が最近また来ているわけでありまして、そういったことを踏まえていろいろ米側にも日本政府にも要請するわけでありますけれども、なかなか前進しない。しかしこれはもう本当に沖縄の今日までのいきさつを考えますと、今までのあり方であってはいかぬと強く思っていますので、ある意味でその基地の全体的な総括の中でしっかりと力強く、特に嘉手納の方々あるいはまた三連協の皆様方の地域の声も代弁しながら、沖縄の声としてしっかりこれからも伝えていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　次の質問に移りますけれども、２番目の沖縄振興の推進についての中で、知事は、基地は県経済の最大の阻害要因であると明言しております。今後、嘉手納飛行場初め全ての沖縄の基地の全面返還を打ち出していくのか、お聞きしたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　基地のない平和な沖縄というのを目指すということは、沖縄21世紀ビジョンでも書いてございます。そのため私ども基地の整理縮小に取り組んでおりますけれども、ＳＡＣＯの合意事項、あるいは米軍再編、あるいはそれに基づく統合計画など国から基地の整理縮小策、さまざま示されておりますので、その着実な実施を求める中で私ども米軍基地の整理縮小に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　私が申し上げているのは、基地の整理縮小はこれは県民の総意なんです。本当に将来において基地がなければそれはそれでいいでしょうと。今ある基地をどのような形で整理縮小していくのか、全てデメリットなのか、基地があるがゆえにメリットはないのかというのを聞いているんです。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　お答えします。

翁長県政は、日米安保体制を容認しております。したがいまして、米軍基地があることによって一定程度の平和が保たれているということも承知しておりますし、そういった意味での貢献はあるというふうに認識していると思います。ただ、常々お話しておりますように、0.6％の面積にすぎない沖縄に米軍専用施設の74％が集中している。これは余りにも過重ではないかということを主張しているわけです。また、基地の依存度、当然総額はふえておりますが、復帰直後の

15.5％から今や4.9％ということで、基地依存度の割合も低減しているということでございまして、基地の整理縮小を求めるという姿勢が県政の柱だというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　先ほどから言っているように、基地の整理縮小はこれは県民の総意なんです。当たり前のことを聞いております。私が言いたいのは、まず沖縄県には基地があって軍用地料が支払われています。軍用地料幾ら払われているかわかりますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時53分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　軍用地料も含めまして基地関係収入は2000億あるというように承知しております。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　今、部長答弁したとおり2000億あります。そのうちの970億が軍用地料、そのうちの437億、これが基地で働く従業員の給料なんです。この雇用対策、失業対策も必ずしも私は貢献はしていると思っております。しかしながら、基地の整理縮小をしていくに当たって無責任にかけ声だけで基地の全面返還、無条件返還と言って、いかにも来年、再来年なくなるような仕組みができた場合、ここで働く人たちの雇用対策はどうするんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　そういったことがございますので、やはりこの雇用の受け皿、それをつくることが大事だということで、さまざまな地域産業も含めましてリーディング産業などさまざまな観点から雇用の受け皿づくりをやると。それをやることによってその将来的な基地の整理縮小に備えるということだというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　なぜそういう質問をするかというと、知事の一言でどの地域を全面返還します、どの地域を全て返しますという一言で地価が変わるんですよ。財産価値が変わってくるということです。その責任を持っていただきたい。段階的に整理縮小はこれは当然のことでありますので、これをやはり日本政府とも進めながら、どこを具体的に返していく、将来によってはこっちは返還させようとそういうプランをつくっていただきたいと、それを申し上げているんです。いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　議員おっしゃるように、県民が過重な基地負担を負い続けているという、それは県民共通の認識だと思っております。したがいまして、県としては、在沖海兵隊の国外移転、あるいは嘉手納より南の施設・区域の返還を確実に実施することが重要だと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　もう基地問題はこれで終わりますけれども、ぜひこの基地問題はこれまで歴代の知事初め政府も大変苦労してきた問題でありますので、これは全力で取り組んでいただきたいと思っております。

水産振興について再質問いたします。

我々自民党会派は、冒頭でも質問しましたけれども、沖縄県の水産振興の推進に向けて、福岡県の超低酸素窒素ウルトラファインバブル海水の力を活用して鮮魚の鮮度保持をすることによって水産資源に役立てるために調査してまいりました。離島の多い沖縄県においては、氷水で魚の鮮度を保持しなければなりません。しかしながら、それは二、三日しかもたないんです。漁に出て競りに出すまで、わずか二、三日で帰ってきて競りに出さなければ、その魚の鮮度が落ちると、これは漁師もみんな知っているんです。しかしながら、このウルトラファインバブルを活用することによっては、１週間以上あるいは２週間も氷水で保つことができると。ぜひ県は調査して取り入れていただきたい。各市町村の一括交付金はもちろん、県の一括交付金を活用した水産業についての支援をしていただきたい。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　議員おっしゃるように、水産業、やっぱり漁をしてそこで収獲をしてとって現在のところ、血抜きをしたり神経締めとか活締め等で、それから鮮度保持をしながら輸送して冷凍しながら持ってきているという状況もございまして、市場まで行くのにはかなりの鮮度の低下が見られるという課題がございますので、それについてはしっかりとそういう新しい鮮度保持技術についての導入についてもしっかりまた検討して研究してやっていきたいなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　これまでも仲井眞県政、離島振興に対しても第１次産業、漁業振興に対してもそれだけの予算をつけてまいりました。ぜひこの第１次産業、漁

業、農林も含めて推進していただきたい。部長、よろしいですか。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　水産振興も我々の中では大変重要な産業でございますので、新規の担い手含めて今の担い手の経営の向上、それから生産額の向上に向けて、ブランド化に向けてしっかりと頑張っていきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　その証拠に本年度の予算にタマカイの予算が組まれておりました。漁業振興としてヤイトハタも養殖に成功しております。私はもうタマカイはもちろんそうですけれども、アカジンミーバイもやるべきだと提案しました。ぜひ知事、この１次産業、漁業振興について知事の考えを少しお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　私もさきの選挙で、大変重要な位置づけとして農林水産業、そしてまた離島の定住化、そういった食料供給という意味でも大変大きな意味合いを持っていると、あるいは環境問題を保持するという意味でも大変大きな意味合いを持っておりますので、こういったところに全力を挙げて頑張っていきたいというふうに公約もしておりますので、これから一つ一つの施策について真剣に着実にやっていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　次に、警察本部長に再質問したいと思っております。

横断歩道整備の更新の考え方と予算について本部長のお考えを聞かせてください。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君）　お答えいたします。

横断歩道や停止線等の耐用年数は、一般的には約３年から５年程度でありますが、当県特有の気候や直射日光による経年の劣化を初め、交通量や道路形状によって摩耗の程度が異なってまいります。具体的には、交通量の多い国道58号の場合については１年程度で劣化及び摩耗によって退色している状況にあり、観光客からは、他県に比べて横断歩道等の道路標示が見えにくいとの指摘が寄せられているところであります。

県警察といたしましては、横断歩道の総延長距離525キロメートルをおおむね５年をめどに整備するため毎年100キロメートル程度の補修費用が必要と考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　ただいま本部長から説明があったとおり、知事、これは去年も私は一般質問しております。しかしながら、今本部長は横断歩道が見えにくい――見えにくいんじゃないんです、消えてもうないんです。そこに子供たちが手を上げて立っているんですよ。そして、運転手、ドライバーの方はここに横断歩道があることも知らない。しかしながら、子供たちやまた地域の方々は横断歩道があると知って立っているんですね。それを質問しましたら、県警としては年に２回検査をしていると、そして今答弁したとおりであります。しかしながらその予算がないがために、本年度予算少し増額されておりますが、まだまだその予算では足りないと思っております。そういった意味では、私は県民の生命・安全を守る立場から、既存の横断歩道の補修・更新については大変重要であります。事故が起きたときの責任は、全て県に来るものだと思っております。白線が消えていては、横断歩道としての機能をしません。ぜひ、子供たちの安全対策、地域住民の交通安全対策に予算化をして警察本部から出た予算をしっかりとして予算要求を認めていただきたい。いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

○総務部長（平敷昭人君）　交通安全施設整備事業の予算につきましては、平成24年度からの推移を申し上げますと、９億5300万が、27年度は12億ほどまで年次ごとに増額はしております。

ただいまの県警本部のほうからお話があった件につきましても、これまで増額に努力はしていますけれども、全体の予算の状況も踏まえながら、また要望も踏まえて適切にまた今後も相談を受けながら対応してまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　今、部長の答弁は、交通安全対策全ての予算の金額ですよね。私が言っているのは、白線のことを言っているんです。横断歩道の白線がもう消えていると。その補修についてこの横断歩道の更新・補修についての質問でありますので、これが県警本部からの予算の満額じゃないですよということを言っているんです。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

○総務部長（平敷昭人君）　ただいまの横断歩道等につきましては、交通安全施設整備事業の中の単独事業のほうに入ってあろうかと思いますけれども、単独事業につきましても24年度が１億2000万ほどが27年度

予算では１億8800万ほどで増額はさせてもらっています。その中で横断歩道分とかいろんな事業の中身はまた県警さんのほうで割り振っていらっしゃると思いますけれども、その分につきましても必要分――地元との調整とか現地の状況も踏まえてまた予算の調整の中でまたこちらも相談を受けながら、適切に予算の措置については対応してまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事、これまで県は事故が発生するたびに損害賠償をやっております。去年もやりました。そういった意味では、予測されるところは早目に予算措置をして予算執行する。そこで事故が発生したときは全て県の責任になります。横断歩道としての停止線の機能をしてないということを言っているんです。これはぜひ予算化していただきたい。いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

○総務部長（平敷昭人君）　予算化についてよく相談させてもらいます。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　続きまして、土木行政について再質問いたします。

先ほど部長、答弁されました読谷村の座喜味のほうですけれども、これは私は去年からずっと中部土木を通してこの問題をやっております。

議長済みません、ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時５分休憩

午前11時５分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

中川京貴君。

○中川　京貴君　ただいま部長は、南部国道の工事をする前に調整がうまくいかなくて歩道になったという答弁でありますけれども、南部国道が工事する前に県は立ち会わないんですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　当然現場のほうの図面とかそういうもので土木事務所は提示を受けているはずです。そのときにこの電柱があったかどうかというのは、見落とした可能性はございます。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　部長、見落としたとかこういう問題じゃなくて、県の事業、国の事業があるときに、県道、国道と交わる場合やっぱり立ち会ってやるべきでしょう。そしてここに電柱があるということは、地域住民はもう３カ月間この問題を提起しているんです。しかしながら、電力の手続等もあるでしょう。県に言えば県は国だと言うし、国はまた県だと言うし、こういったことでは地域の問題解決にならないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　この工事自体というのは、南部国道事務所が発注、管轄している工事でございまして、当然原因者である南部国道事務所のほうが私ども県道に対するこういう専用物件に対する相談があってしかるべきでございまして、それに対して私ども、地元の住民のほうからの報告でしか知り得なかったというのは反省するところでございますけれども、そういう状況というのはしっかり踏まえながら、各道路の事業者にこういう申し出はしっかりやっていきたいと思っています。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　部長、要するに国の事業に当たっては県も立ち会って、僕は調整不足だと言っているんです。そして今、現時点に歩道のど真ん中に電柱があります。そこを毎日通っているんですよ、人は。ですから、そういった調整をしっかりして、戻り工事がないような仕組みをとるべきじゃないのかと僕は聞いているんですよ。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　今、中川議員の御指摘のとおりでございまして、私どもしっかり道路工事、いろんな関係機関ありますので、しっかり調整していきたいと思っています。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　わかりました。

次、(2)の北谷町白比川についての再質問を行いたいと思っております。

知事、これは北谷町白比川については、仲井眞前知事が現場に行って、これ地元で50年、北谷町議会の中でも何回も取り上げたんですけれども、50年苦しんで地域住民の切実なる意見が出ておりました。また、地元の議会議員、地域の区長さんそして要請がある中でなかなか動かなかった。しかしながら仲井眞知事が現場調査をしたその結果、日米両政府に要請をしたもの、そして宮﨑政久衆議院議員が、当時小野寺防衛大臣に現場調査をしていただいて、そしてそれが共同使用によって解決に至った。一日も早い河川の改修工事が実現するために、共同使用してでも早目に解決していこうと。県がその物件の土地は先行取得されております。しかしながら、私が提案しているのは、県が河川の拡幅工事をしながら、その隣に北谷町の町

道、道路が通っております。地元地域の皆さんは河川の改修工事も大変ありがたいと。しかしながら、それに沿って道路整備も一緒に整備をしていただきたいという要望があります。県が工事をしたからといって、後で北谷町とこの道路整備がうまくいかないということがないようにしっかりとした調整ができるのかをお聞きしたいんです。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　今、議員から御指摘あるのは北谷町道の白比川線のことだと思います。白比川線と白比川右折するところがございまして、その部分につきましては河川の管理用通路として私ども整備する予定になっていまして、この河川の管理用通路を整備する際に町道と一体となった活用が図られるよう、今北谷町と協議を行っているところでございます。

県としましては、協議が整い次第、町道との兼用工作物の手続を行うことにしております。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　ぜひ部長、地元北谷町役場と調整をしてすばらしい河川整備をしていただきたい。これは要望申し上げます。

それと中高一貫教育について再質問いたします。

教育長、私は中高一貫教育については、これまで何度も質問をさせていただきました。開邦高校と球陽高校が同時に開校できるよう、提言もしてまいりました。やはり国際社会の中で活躍できる心豊かな人材の育成と、生徒一人一人が第一志望である進路にしっかり受験できる教育環境をつくっていただきたい。東大、京大、一橋大など難関大学に子供たちのそういったいろんなチャンスを与えていただきたいと申し上げました。ぜひ教育長、この中高一貫教育を早目に進めていただいて、１クラスあるいはまた２クラス、３クラスできるように予算措置をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　併設型の中学校につきましては、開邦高校、球陽高校からもぜひ２学級にしてくれという当初からの強い要請がありました。これは、学校、保護者、ＰＴＡ等からもそうだったと認識しております。

併設型への２学級拡大につきましては、県教育委員会としても異論などないと思いますけれども、施設等諸条件の整備等課題もありますので、段階的に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　おはようございます。

質問をさせていただきますけれども、冒頭に質問の順番、一番下のほうからやりますけれども、この順不同でさせていただくことのお許しと、趣旨は変わらずに多少の表現の変化がありますから、そのことも含めて御理解とお許しをお願いをいたします。

まず最初に、我が党の代表質問との関連についてであります。

せんだって、具志孝助議員の質問の中で、知事公室長が第三者委員会の発足に伴って調査等を見合わすように要請したけれども、作業が進められていることは大変遺憾でありますと答弁をしております。この大変遺憾について御説明をお願いします。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　お答えします。

知事は、辺野古に新基地をつくらせないという公約を掲げ多くの県民の負託を受けております。そのような中、去る１月26日、第三者委員会の検証作業を待ち、その間、調査等を見合わせるなどの特段の配慮を知事から沖縄防衛局長へお願いしたところでございます。しかし、地元の声に耳を傾けることなく調査等が進められていることは大変残念であることから遺憾と表現したものでございます。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　この要請をするということですね、それについて国が聞かなかった。結局はその法的な根拠も何もないわけでしょう。国が責任を持って申請を出して、県が責任を持って承認したわけですよね。それに対して、自分たちがこれから検証していくから作業をとめてください。とめないのはけしからぬと言う。知事公室長の立場でそういうことが言えますか、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　私どもは沖縄防衛局に対して配慮のお願いをしたんですけれども、当然ながらそういうお願いをする場合は法的根拠などというのは一般的にございません。ただ、私どもの立場としては、そういう検証委員会を立ち上げたとか、そういう事情を推察していただいて、その間、特段の配慮をお願いした次第でございます。それに対して配慮をしていただけなかったこと、それについて大変残念である、大変遺憾であるという意思を表明したわけでございます。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　非常に県民に誤解を与えるんですよ

ね。大変失礼な話なんですよ。特段の配慮をお願いした。特段の配慮をお願いして、その特段の、ぜひお願いしますと言って、それができないのはけしからぬというそういう論法はないでしょう。行政マンであれば、知事公室長は行政マンであればこれまでやってきた、あなたはこれまでの経緯もわからないんじゃないですか、まだ２カ月ぐらいで。こういうのは政治家がやるべきですよ、こういう答弁は、知事・副知事が。安慶田副知事は具体的に要請に行きましたよね、防衛局に。どういう気持ちでこれがとまらなければけしからぬというそういうような気持ちで行ったんですか。全然違うんじゃないですか。特段の配慮をもってお願いしに行ったのに、それができなければけしからぬ、こういう気持ちでお願いしに行ったんですか。いかがですか、安慶田副知事。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○照屋　守之君　安慶田副知事に聞いているんですよ。何であなたが答弁するの。

○知事公室長（町田　優君）　先ほども申し上げたんですけれども、遺憾の意というのは、けしからぬということで申し上げたのではなくて、残念であるという気持ちで申し上げたものでございます。

○議長（喜納昌春君）　安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　先ほど答弁がありましたように、第三者検証委員会を立ち上げたばかりでありましたので、できれば工事をそれまで、結論が出るまで延ばしていただきたいという気持ちで要請に参りました。

○照屋　守之君　議長、休憩願います。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時17分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

照屋守之君。

○照屋　守之君　翁長知事、ちょっとまじめに仕事をさせてくださいよ。（発言する者あり）　何でこれは……

○議長（喜納昌春君）　静粛に、静粛に。

○照屋　守之君　遺憾でありますという形で公式に表明しているんですよ。今は、できればお願いしますという、あとは遺憾だという表現は出てきませんよ。残念であるという表現は。遺憾という表現は、県民からすると、これは国がけしからぬ、国が悪者というそういうふうな受け取りになるじゃないですか。だから、きちっとまともにやってくださいよ、まともに。おかしいでしょう。いかがですか。（発言する者あり）　整理してくださいよ。

○議長（喜納昌春君）　静粛に。質問中ですから静粛に。質問者も冷静に問うてください。（発言する者あり）　静粛に、静粛に。質問中ですから。

安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　今、できればということで誤解したようでありますので、私は、それを受けて私たちの県としては、検証委員会の結果が出るまで工事をストップしていただきたいという気持ちで参りました。失礼いたしました。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　次に、同じ関連で、知事は県警や海保に対して、マスコミのぶら下がりで抗議と言っているにもかかわらず、代表質問では要請であった、抗議ではなかったと言っているんですね。せんだっての島袋大議員の質問には、抗議・要請をしましたと言っているんですね。何で御自身がやったことがこんな短時間でこんなに大きく変わるんですか。事実はどういうことなんですか。知事、整理してくださいよ。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　先日来答弁しているとおり、海上保安部次長とそれから沖縄県警察本部警備部長に対しては、県民の安心・安全を求める、守ることを最優先に考えていただきたい旨、申し入れと要請を行ったところでございます。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　具志孝助議員の中では、要請をさせていただきますと申し上げ、抗議という言葉は使ったことはございません。次に、島袋大議員の質問には、抗議・要請をしました。どう整合性をとるんですか。知事が答えてください。何で知事公室長が答えるんですか。知事本人の問題でしょう。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　照屋議員の再質問にお答えいたします。

この抗議という言葉が入ったのは、マスコミとのぶら下がりの中で出てまいりました。しかしながら、海上保安庁あるいはまた県警に対しましては、その職務ということについての理解と、そしてその中で県知事として県民の安心・安全が一番大きな眼目でありますから、それを理解していただきたいということで申し入れ、要請をしたわけであります。その後、10分、20分置きましてマスコミのぶら下がりがございまして、そういった中でいろんなやりとりがございました。ですから、住民の抗議とかいろんなそういった言

葉も出てくる中で、やっぱり私のほうで抗議・要請という形で使ったのはございますので、これは前の質問で不適切であったというふうに申し上げているわけであります。その文面の前後関係も全部読みましたけれども、実際上、その内容はやはり申し入れ・要請にふさわしい内容でありましたので、その件については私自身の言葉がちょっと舌足らずではなくて、ちょっと多かったというような感じでございまして、それを先日の質問の中で不適切だというふうに申し上げたわけでございます。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　そうであれば具志孝助議員の再質問に、抗議という言葉を使ったことはございませんと明確に言っております。訂正したほうがいいんじゃないですか。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　訂正をした、しなかったと、前後関係がよくわからないんですが、いずれにしろ抗議という言葉は使わないでの要請でありました。その後のマスコミの中でこの言葉が出てまいりましたので、その意味では具志さんとの関係でどういう形で私、これ出たか、今ちょっと記憶にないんですけれども、いずれにしろそれはなかったと、県警と海上保安庁ではですね。それを踏まえた上で後ほどしっかりそういったやりとりを見させていただいてまた判断をさせていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　次に進みます。

次、政治姿勢です。

辺野古反対、つくらせない、公約実現の具体的な行動についてお願いします。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　普天間飛行場代替施設建設事業につきましては、それに係る公有水面埋立承認について、法律的な瑕疵の有無を検証する第三者委員会の報告を踏まえ、埋立承認の取り消しまたは撤回について検討してまいります。

県は、あらゆる手法を用いて辺野古に新基地はつくらせないということを県政運営の柱にしてまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　知事、私も相当期待しておりますけれども、反対、つくらせない、まさか選挙の公約だけで、知事選挙のためだけに使っているのかなというそういうことはないんだろうと思っておりますけれども、もっと具体的に主体的に翁長知事がつくらせないというそういうふうな行動をやらないと、これはつくらせないと言いながらどんどんつくり続けますよ。どうしますか。具体的に案はないんですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　県は、さまざまな許認可権限を持っておりますので、県の行政事務を進める中であらゆる方法を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ですから、時間がありますからね、４年間同じようにずっとこんなことばかりやっていると、確実に公約違反ですよね、公約違反。就任して県政の大きな柱にするという割には抗議をする団体は頑張る、その支持者も頑張る、政党の方々も頑張る。そういうような形で結局、知事としてより具体的にどうするのか。防衛大臣に直接お会いして話し合いをするのか、総理大臣にお会いして話し合いをするのか、意思決定者とも話し合いをする、そういう環境もつくらない。そこを言っているわけですね。知事、どうしますか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時26分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　先ほども申し上げましたけれども、知事公約にのっとりあらゆる手法を検討して行政事務を進めてまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　知事の公約は、就任間もない、２カ月ぐらいの知事公室長が答弁をする。何か余りにも議会軽視で本当に納得いかないんですけれどもね。しようがないな。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に、質問中です。

○照屋　守之君　平成10年の議会で、当時の翁長雄志議員が大田昌秀知事にこういうことを言っているんですね。これは翁長雄志議員の言葉ですからね。普天間飛行場の問題、知事みずからの主体性は全く発揮なさらない。そういうことによってこれは絵に描いた餅だと思っていたけど、現実的には餅さえも描いてなかったということがわかってきた。この平成10年の本会議場で翁長議員が大田昌秀知事にそのことを言っ

ているんですね。今まさにそこが問われておりませんか。翁長知事、具体的にどうするかという、そこを問うているわけです。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。（発言する者あり）静粛に。

知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　現在の県の立場は、第三者委員会の検討を踏まえ、埋立承認の取り消しまたは撤回を検討するという、そういう立場でございます。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　次、(4)番目の、翁長知事は保守の政治家として政治信念、信条、根本的な考え方に変化はあるか、そのことについてお伺いします。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　お答えをいたします。

保守か革新か、あるいはまた保守の基盤はどうであるかというようなことは、私も30年間政治をやってまいりましたけれども、やはり時代背景を含め、時代背景というのは米ソの冷戦構造とかいろんな意味合いのこと等を経ながら、私も保守の立場でずっと政治をやってきたわけであります。ですから、二、三十年前で言いますと、ちょくちょくここでも申し上げておりますが、自由主義社会を守るんだというような気持ちでおりました。しかし、米ソが、ソ連が崩壊をし、それから中国が前とは違ってさま変わりをする、こういった中で沖縄の基地の問題がどのように位置づけられるかということになりますと、その都度、社会情勢が変わっても沖縄の基地は大変重要であると。いつの場においても、この論理から言うと、10年後、30年後も世界情勢がどう変わろうと沖縄の基地が重要であるというような形になりますと、まず沖縄にいる保守の政治家として日本全体の日本の安全保障、日米安保体制というようなものには理解をしても、幾ら何でも0.6％に74％を戦後70年間も置いて、それから以降もその目的等々いろいろ話は出てまいります。私たち沖縄からするとやっぱり子や孫のことを考え、あるいはまちづくりのことを考え、そして基地の置かれている大きさから考えて、将来の21世紀ビジョンを達成するためにこの沖縄がどうなるんだろうかというようなことを考えますと、私の保守の考え方というのはもともと持っているという意味からしますと、やはり自分が生まれて育ったこの沖縄県、そこに誇りを持って、そこの子や孫が安心・安全に過ごしていけるということに一番主眼を置いてやってきている中に、日本国民としての日米安保体制、あるいは日米同盟、そういったこと等も考え、なおかつ世界の中での沖縄の位置というものをいつも見ながら、沖縄のために何がいいかということも私なりに考えていくというのが私の保守の姿勢だというふうに思っております。

しゃべり過ぎますと長くなりますので、このことでひとつ御理解をいただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　政治信念、信条ということで取り上げましたけれども、平成10年６月定例議会、翁長雄志議員の大田昌秀知事に対する一般質問です。これは翁長議員が発言している内容ですね。「私たちは、政治というものは貧しさと平和というのは、貧しさがあるゆえにいさかいと戦争があると思っているんです。必ず豊かさと平和というのをリンクさせて、そこで初めて本当の政治の成果があらわれてくる、これを知事は基本的に御認識をしていらっしゃらない」。豊かさと平和のリンク、つまり経済振興と基地なんでしょうね。それをリンクさせて本当の政治の成果があらわれてくるということで、恐らく県議をやめられて４期14年那覇市長をやりますけれども、多分ずっとこの基本的な考えで経済と基地をリンクをさせて那覇の事業をつくり上げて、あるいはまた非常に大きな成果をつくり上げたんだろうなというふうに思っております。ですから、これはもう30年間そういう政治をやってきて、今、もう60歳を超えておりますから、恐らくその政治信条というか、そういうふうな部分は変わらずにこれからもやっていくんだろうというふうに考えております。

次に、岩礁破砕という部分ですけれども、浮標の設置に係るコンクリートブロック設置及び工事中止の要請について行います。

議長、ちょっと休憩お願いできますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時33分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

照屋守之君。

○照屋　守之君　農林水産部長、これは岩礁破砕行為の事前調整の図面ですね。（資料を掲示）　いかがですか。その確認です。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時33分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　はい、そうでござい

ます。
○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　この事前調整ですね、事前調整というのはどういうことですか、具体的に説明お願いできませんか。岩礁破砕はこの部分が必要、ここが必要、いろいろありますね。事前調整というのはどういう役回りですか。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午前11時34分休憩
午前11時36分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
農林水産部長。
○農林水産部長（山城　毅君）　岩礁破砕を申請する前に事前に取扱方針等の中で申請の添付書類とかございますので、それについての話し合いを調整をしたということでございます。
○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　その調整のときに、ここは岩礁破砕の申請は出ているんだけれども、必要であればここも岩礁破砕が必要ですよとか、これは必要ありませんねとかという、当然いろんな調整をしますね。調整したんでしょう。いかがですか。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午前11時37分休憩
午前11時37分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
農林水産部長。
○農林水産部長（山城　毅君）　このときに調整ということでこの資料を送ってきたものについては、添付資料ということで名護漁協の同意書とか漁協総会の議事録とか宜野座漁協の意見書の写し、名護市の意見書、漁場汚濁防止協定書の原本等、ちょっとした図面が添付されておりまして、その中の一部としてこの資料が入っていたわけでございまして、この資料を見て具体的に確認をしたというふうには聞いておりません。
○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　これは、この浮標の大きいのがここなんですね。（資料を掲示）　これは岩礁破砕はこういう形でやって、この浮標は周りにやりますよね。確認はしてないということだけれども、だから、そのための岩礁破砕の申請を出すための事前調整なんですよね。何で確認をとらないんですか。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午前11時39分休憩
午前11時40分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
農林水産部長。
○農林水産部長（山城　毅君）　この資料についてはメール等で送付されてきたわけでございますが、そのときにお互いまた対面で一緒に確認するときにこの図面を見て答えたというわけではないんですが、全体の中で規則第39条あるいは取扱方針についての説明をしてございまして、ブイについては岩礁破砕手続の対象ではない。それと、船舶の投錨については取扱方針で定めた定義により岩礁破砕行為でない協議の許可申請に対象でない情報は不要である旨を、このメールの前の調整で説明をしております。ただ、これは投錨については必要ないですよという説明をしておりますが、この図面の中にあるような、ここが何トンのものとかということについての説明はなかったということでございます。
○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　何トンと言いましたけれども、その基準を示してください。（発言する者あり）
○議長（喜納昌春君）　静粛に。
農林水産部長。
○農林水産部長（山城　毅君）　先ほど申し上げましたのは、ここの絵に描かれているものの重量とか大きさというものの記載がございません。それに対する相手側からの説明もなかったということでございます。
○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　このコンクリートの基準はありますか。
○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。
○農林水産部長（山城　毅君）　規則第39条の中では、岩礁を破砕しようとする者は許可が必要という明記はしてございます。ただ、アンカーブロックを許可対象外とした明文の規定は入れてありません。アンカーブロックの投入により岩礁が破砕される場合に協議が必要ですよということを常々説明しているところでございます。
○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　ですから、農水部長が言うように、重いから云々とかという話ではないでしょう。基準はないんだから。基準はないものをどうやって説明するんですか。（発言する者あり）
○議長（喜納昌春君）　静粛に。
○照屋　守之君　それは後で調整するということだけれども、とにかくその申請の時点では基準はないので、重さが１トンであろうが10トンであろうが20トンであろうが関係ないわけですよ。そういうことです

よね、基準がないというのは。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　規則の39条では、先ほど申し上げましたように、岩礁破砕しようとする者は許可が必要というものははっきりと明記してございまして、じゃ、なぜ基準を定めてないのかということでございますが、本県の沿岸域の海底の構造は砂地や砂れき、あるいは岩礁などさまざまであり、岩礁破砕を判断するには一律の数値基準を設けることは困難であると。それぞれ各事例に応じて検討・判断を要すということで、そういうふうに今運用しているところでございまして、事業者に対しては……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

○農林水産部長（山城　毅君）　アンカーブロックも含め実施する行為が岩礁破砕するおそれがないか、みずから判断して協議・申請を行うよう指導しているところでございます。事業内容の変更についても、それが生じる場合は当然協議が必要になってくるものと考えております。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　部長も苦しいね。39条、はい、わかりました。それに伴って岩礁破砕等の許可に関する取扱方針というのがありますね、規則がありますね。この規則の中で、行為者は事前に許可の要・不要について知事に協議をするものとする。この協議はやりましたね。

次に、この規則の中で浮標設置に係る要綱がどこにありますか、説明してください。浮標設置をする場合はどうすると、この規則の中のどこにありますか、説明してください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時46分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　沖縄県漁業調整規則第39条において、「漁業権の設定されている漁場内において岩礁を破砕し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。」と明確に規定されております。岩礁破砕は海底で行われるものであり、海上に浮かぶ浮標は岩礁破砕等の許可の対象になり得ないというふうに考えております。船舶の投錨は岩礁破砕行為としないというふうにうたっているわけでございますが、そういうことでございます。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　明確に浮標は岩礁破砕の対象になり得ないと、今、言いましたよね。だからそういうことなんでしょう。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　浮標そのものは海上に浮いていますから、それは対象になりません。ところが、その下に……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。答弁中です。

○農林水産部長（山城　毅君）　固定するために置いているアンカーブロックのことで、ただし、海底地形を改変するアンカーブロックのほうが蓋然性が高いということで今回のコンクリート製構造物の設置行為については許可ないしあるいは協議が必要ではないのかなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。（発言する者あり）

静粛に。質問中です。

○照屋　守之君　部長、これはインターネットで全国、世界に流れていますよ。この浮標は許可のあれはない。これは浮標だけ浮かして、そのままここを囲うという行為ができるんですか。これは小学校の子供の今のあれよりひどいよ。だから、事前に調整というのはこういうことなんでしょうという話ですよ。だから、示してあるじゃないですか、そこは。許可は必要ないのに、ここだけ必要だというこんな論法がありますか。だから、国はここも含めてどうでしょうかという提示をして、皆さん方はこれはいいよという形になってこういうことになったんじゃないですか。明確に浮標は必要ないと言っているのに、何でこの下は何が問題があるんですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　今、議員が示されているこの図面のほうは、添付はされております。ただ、そこはタイトルのほうにありますように、面積を算定する図面というふうに書かれておりますし、それに対する本来の事業者側からこの図面に対する説明があっていいものかなと思いますが、それについての説明はございませんでした。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

照屋守之君。

○照屋　守之君　部長、最初、私は何と聞きましたか。岩礁破砕行為の事前調整の図面ですねと、岩礁破砕の行為の図面ですねと。それをもとに県と協議をしましたねと。何が単なる図面ですか。こんな責任者が

こういう言い方できますか。法律、規則に基づいた、あなたはそこの責任者でしょう。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　防衛局が添付、示してあります、じゃ、岩礁破砕に関する図面というのはまた別途図面があるというふうに聞いております。添付されている図面が別にあります。それはあくまでもその言っている説明のものではなくして、面積等タイトルにありますように、そういったものとして我々も受けたところでございます。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　我々は、県議会議員と行政の責任者、その今議論ですからね。法律、そういう規則、それに基づいてそういうことをやりますね。こういう調整は岩礁破砕がどの部分が必要ですかという形で防衛省に問い合わせしますね。ここを示して、じゃ、ここはこうですねと。これが事前調整ですね。皆様方が今、これにおかしいというのであれば、皆様方が責任を果たしてない、県が悪いということになるわけですよ。しっかりそういうこともやらないで、たださせておいて、後で今みたいにおかしいという話は。だから、きちっと条項に基づいて、規則に基づいて説明してください。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　再度お答え申し上げますが、事前調整の中では規則あるいは取扱方針での概念とか取り扱いについて説明したところでございまして、細かいそういったものの説明を受けてございません。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　那覇空港の第２滑走路もこの浮標だけですか。下は関係ないですか。全く同じ内容ですね。いかがですか。規定はないのに今さらだからクレームはつけられないという話でしょう、那覇空港には、第２滑走路は。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　那覇空港についても浮標があれば、ちょっと仮に話をさせていただきますと、浮標があって、それを設置する、下に固定するアンカーブロック等があれば同様にまた協議をしていただくということになろうかと思います。

○照屋　守之君　議長、ちょっと休憩願います。済みません。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時54分休憩

午前11時55分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

照屋守之君。

○照屋　守之君　確認しましょうね。浮標の設置については、この規則には定義は示されておりませんね。その確認です。はい、どうぞ。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　はい、浮標の設置そのものについては示されておりませんが、岩礁を破砕する者については許可を得るということは明記されておりまして、先ほどの御質問の中で、浮標あるいは汚濁防止を設置する際に船舶の投錨等に相当するという認識で那覇のほうはいたんですが、許可区域外でもアンカーブロックを設置しているということについては、これからまた協議を行いますよということをおっしゃっていますので、そういうように対応していきたいなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　これはどう考えても、この規則とかそういうふうなものを見て、あるいはこれまで昭和47年から我が沖縄県のそういう埋立事業とかあるいは漁港の仕事がありましたでしょう。南大東の漁港なんていうのはあれは90トンぐらいのそういうコンクリートブロックが入っていますよ。だからそういうことも含めて考えていくと、その浮標に対する決まりはない。であれば、その下にかかるアンカー、コンクリートブロックに対する決まりもないというのが一般常識なんでしょうね。そう思いませんか。

○議長（喜納昌春君）　簡潔に答弁してくださいね。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　岩礁破砕等の許可に関しては、沖縄県漁業調整規則第39条において、「漁業権の設定されている漁場内において岩礁を破砕し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。」と明確に規定されております。また、その取り扱いを定めた「岩礁破砕等の許可に関する取扱方針」においては、「岩礁を破砕し、又は土砂若しくは岩石を採取」とは、漁業権、漁場内の地形を改変する全ての行為を言う。ここは漁業権、漁場内の地形を改変する全ての行為を言うと。ただし、船舶の投錨及び漁業権に基づく養殖等を営む際の行為は除くというふうにうたっておりまして、行為者は許可を受けた行為の内容を変更する場合、変更部分に関し改めて許可を受けるものと規定しております。そういうことでございます。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。
照屋守之君。
○照屋　守之君　ですから、そこは、そうであれば26年６月20日の事前調整で皆様方がきっちりそれを説明して、こういうことでこうですよという形でやらないから、防衛省はこれの申請が出てないわけですよ。皆さん方の怠慢なんですよ、これは。この39条、あなた方が捉える捉え方と、一般県民、普通の人が捉えるのは、39条ではしっかりこうやって決まっています。ただし、これについては取り扱いがあって、これだけのものをやりますよというのが決まりなんでしょう。すなわちこの条例だけでやれるなんてそんなものじゃないですよ。これも含めてこういう決まりですよ。最後は幾つか９項目ありますね。ですから、その９項目の中でそういう岩礁破砕が必要であれば、皆さん方はその事前調整できっちり説明をして、こうこうだから岩礁破砕の手続は必要ですねと言えば、申請者からきちっとそういう申請が出るわけですよ。皆さん方の怠慢ですよ。いかがですか。（発言する者あり）
○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。
農林水産部長。
○農林水産部長（山城　毅君）　繰り返しになるわけでございますが、先ほど読み上げた条文は全部説明してございます。しっかりそこは理解されていると我々も理解しておりますので、１月下旬に開始された大浦湾のコンクリート製構造物の投入に関しては、昨年８月に出した許可の区域外において行われているということが１点ございます。それから、報道等から、岩礁が破砕されている蓋然性が高いと思料されます。防衛局に対し１月16日と２月６日に照会しておりまして、その中では十分な答えが得られておりません。このことから許可条件に基づき岩礁破砕を行うに必要な手続、これは協議変更申請等を行うよう指示したところでございます。その中ではコンクリート製構造物、新たな投入及び既設物の移動の停止なり、許可区域外での岩礁破砕行為の禁止なり、投入の位置・水深、投入前後の海底状況写真等の提出もあわせて指示したところでございます。それに基づいて我々、今、現地の確認をしているところでございます。
○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　とにかくはっきりしたのは、この浮標の設置に関する決まり事がない、同時に、この浮標はいいけれども、この下は浮標とあれは別々だというこの認識ですね。これはもう世にも恐ろしい常識ですよ。浮標なんていうのは20キロとか70キロありますよ。また、何百キロとありますよ。これを海に浮かしてどんどん逃げていきますね。こんなことなんかできませんよ。これは仮説ですね。こんなことできませんよ。全く農水部長がこの程度の認識でそういうふうなことで浮標と下は別だという形でかたくなに岩礁破砕だ岩礁破砕だという、こういう規則も含めて無視して、浮標の設置についての基準もない、重さも何も関係ない、那覇空港の第２滑走路ではああいう形で認める。ほかの県内のそういうふうな形もこれまでずっと認めてきた。こういう事実で国に対して本当にけんかをして、皆様方の理屈が合っていればいいですよ。事前調整でしっかりそういうこともやりながら、だからそこは非常に……（発言する者あり）
○議長（喜納昌春君）　静粛に。
○照屋　守之君　おかしな話。これは、農水部を管轄するのは浦崎副知事ですか。大体、今の流れを聞いて、事前に調整してこうこうだ、これもあるけれどもこれはいいと、事前調整でやって、今、ここにある浮標の部分についての許可はない。何も届ける必要はないけれども、この下のブロックが問題だという。これは普通客観的に見るとおかしくないですか。担当の副知事としてどうですか。
○議長（喜納昌春君）　浦崎副知事。
○副知事（浦崎唯昭君）　照屋守之議員の真剣な議論はよく聞いております。このことについては、農林水産部長が話したとおりの認識は私もいたしておりますので、農林水産部長の回答したとおりと思っております。
○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　副知事、大丈夫ですか。この浮標の許可は要らないと。じゃ、海に浮かした浮標はぷかぷかぷかぷか浮かして、アメリカでもどこまでも行けという常識ですか。これは普通の常識は、この浮標の許可が要らなければ、これをとめる部分の許可も要らないということになるわけですよ。これは一般常識でしょう。副知事ともあろう方が何を農林水産部長と一緒だというこんな答弁がありますか。もっと高い次元で見てください、客観的に。浮標と下は別々ですか、許可は。おかしいでしょう。上がオーケーだったら下もオーケーじゃないですか。浦崎副知事に答弁を求めています。（発言する者あり）
○議長（喜納昌春君）　静粛に。
農林水産部長。
○農林水産部長（山城　毅君）　あくまでも浮標については岩礁破砕の対象にならないというふうに答えたところでございます。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。（発言する者あり）

静粛に。

○照屋　守之君　ですから今、浮標は岩礁破砕の対象にならないと明言していますから、そのことをしっかり、恐らくあれでしょうね、この取り組みについては。非常に36万票とって新たな知事が誕生して、これは仲井眞知事がやってきたこと、埋立承認全く一緒です。ですから私が申し上げたいのは、こんなやってきたことにちまちまちまちまやらないで、自分の掲げた公約を本当につくらさないとかというものをやっていかないと、今みたいなことをやっていると三役と下との不信感につながっていきますよ。これは土建部の検証も全く一緒ですよ。今まで職員が一生懸命やって、国とやってきたことを政治的に上から圧力をかけてこういうふうな形でやるなんていうのは、これは全くおかしな話ですよ。これは行政同士の手続をしっかり踏まえてやってきたにもかかわらず、知事がかわっただけでこれが変わるというのは大変な県政ですよ。しっかりしてくださいよ。

以上です。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

休憩いたします。

午後０時７分休憩

午後１時21分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

翁長政俊君。

○翁長　政俊君　それでは一般質問を行います。

初めに、翁長雄志知事、知事御就任おめでとうございます。また、浦崎・安慶田氏におかれましても副知事就任まことにおめでとうございます。

いよいよこの議場で野党として対峙することになりましたが、３氏とともに那覇市議会を振り出しに私も政治人生がスタートをいたしました。30年を超える政治活動と友情を育み、切磋琢磨をして成長してきた同志であります。しかし、このたびの知事選挙を初めとする一連の選挙において、政治的な価値観や立ち位置の違いによりたもとを分かち、戦う羽目になりました。まさに私にとっては青天のへきれきであり、政界の一寸先は闇を地でいくような結果となりましたが、立つ立場が違えどもお互いに政治目標は、沖縄県勢の発展に全力を尽くすということでありますので、私も県政野党の立場を明確にして知事に真摯な議論を挑んでまいりたいと思っております。

どうぞ明快な御答弁をお願いをいたします。

まずは、知事選挙の選挙結果でありますが、10万票の大差で翁長知事は当選をいたしました。投票総数の48.5％の有権者が反翁長で投票しました。知事の投票率は51.5％の得票で辛くも過半数を超えたのみで、完全に民意が割れたと私は理解をしております。まずはそこの知事の御所見を賜りたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　翁長政俊議員の御質問にお答えいたします。

今、冒頭、政俊議員からもありましたとおり、30年前に御一緒して那覇市議会議員を皮切りに今日まで政治をさせていただきました。政局の節目節目で大変リーダーシップを発揮して、政治というものをしっかり捉えて頑張っておられたことに大変敬意を表しております。同じような気持ちで若干立場が違ってこういう形で話をしますけれども、ひとつ御指導また御鞭撻をお願いをしたいと思います。

今民意の件についての御質問でございました。

48.5％対51.5％、あるいは候補者が４名いたというようないろいろ条件は違ったりはしますけれども、いずれにいたしましても私がこの選挙に臨んできたのは、やっぱり保守・革新を乗り越えて沖縄だけが大変厳しい環境に置かれることについては御一緒して力を合わせてやっていきませんかというようなことで、去年の知事選挙は戦ってきております。その伏線というのが東京要請行動ということで、全県議会議員といいますか市町村議員といいますか、御一緒して要望してきた。そういったものがベースになってきておりますけれども、そういう中でそういったオール沖縄含め「イデオロギーよりアイデンティティー」という形で当選をいたしました。相手候補も３名それぞれ強豪の方でありましたので、勝つだけでも大変ありがたいことでありますけれども、過半数を上回ったということは私にとりましては朝のほうでも申し上げましたけれども、オール沖縄のＤＮＡがこれに引き継がれたというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　私は、沖縄県における民意というのは多様な民意があってしかるべきだと思っています。そのほうが健全なんですよ。民主主義というのはまさにそこにあると思っています。

そういう中で、知事から今御発言がありましたように、オール沖縄という形で新しい保守も革新もない政治をいわゆる求めていくということでありますけれども、そういう中においていわゆる革新の皆さん方と共

闘をするということになりました。しかし、私がこの部分をよくよく考えてみると、選挙のための一点共闘で、辺野古の一点共闘で合意はしたものの、各政党ともそれぞれの理念やそれぞれの理想、政策というのは捨てたわけじゃないんですよ。選挙という一点のみでこれが成り立っているんです。ですから、自民党は野党として野党の理念があります。そういう中において、知事が模索しようとしている保守も革新もない、政治そのものがイデオロギーでありますから、そこをどういわゆる追求をしていかれるのか。ややもするとそこはアブ蜂取らずのどこにも寄りかからない政治になる可能性がある。そこはどう考えておいでになりますか。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　政治あるいはまた沖縄県民もそうでありますし、日本国民もそうでありますが、多様な民意というものはこれは当然あってしかるべきだというふうに思っております。ただ、今回ひとつ東京要請行動というのは大変沖縄の政治史に残るほぼ全ての政治勢力が御一緒したという節目を迎えたわけです。

戦後70年たちまして、沖縄だけにほとんど置かれている基地問題が全く解決をしないというような中に、今それぞれ価値観が違ってそれぞれの分野では考え方違いますけれども、ここ一点にまずは力を結集して、沖縄が一番困難なこととして抱えている基地問題に県民が心を一つにして頑張るべきではないかというようなことでオール沖縄あるいは「イデオロギーよりアイデンティティー」というようなことでさせてもらいました。

そうすると、御承知のとおり革新の皆さん方と私どもとは考え方が違うところがたくさんございます。だからこの私どもが一つになって選挙をするというのはほとんど不可能だろうというふうに思っておりました。しかしながら、いろんな交渉を重ねるにつけて私は大変失礼な言い方かもしれませんが、革新の皆さん方も大変大きな気持ちでいろんな政策において御理解をいただいて、そしてこの一点もさることながらそれ以外のところでもできるだけ一緒になってやっていこうというようなところができたところが私はＤＮＡだと思っているんですね。ですから、今は全く一緒じゃありませんから当然各政党も違いますし、私とも違うところもあるんですが、それを乗り越えて県民の心に寄り添おうと、県民の心に一つになろうというようなこと等をやってきたのが今の政治状況じゃないかなと思います。

多様な民意あるいはまた私の51.5％という意味では全部包含するわけじゃありませんけれども、私の目標に向かってといいますか、県民のあるべきものに向かってこれから一歩一歩前に進めていきたいなとこのように思っております。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　知事はこの議場でよく辺野古阻止の問題を県政運営の柱にすると言われております。私はこの基地問題というのは、一長一短で片づかないし大変厳しい課題ですよ。そういう中において、私が一番今沖縄県民が欲しているものは何かというと、いわゆる沖縄県は大きな課題をたくさん抱えています。県民の暮らしの中にいわゆる全国最高の失業率、最低の１人当たりの県民所得、そして全国一高い所得格差、さらにはもっと厳しい貧困という問題も横たわっているんですよ。そこに政治の一番の眼点がないと、沖縄県政の一番のここが僕は一丁目一番地であってほしいと思っているんですけれども、どうもこの基地の辺野古の阻止の問題だけが突出をして、知事もそこを政府と対峙する形で今県政運営をしようとしておられる。そこはどう考えているんですか。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　今、翁長政俊議員のおっしゃるとおり、県政の課題はたくさんありますし、特に失業率あるいはまた所得の格差、あるいは貧困というのもこれはそれだけに限らないんですけれども、しっかりと対応していかなきゃならんというふうには思っております。ただ基地問題というのは、戦後27年間の沖縄の置かれている環境、そしてその後の基地のあり方、それから今日までちょうど私が知事になりまして八、九割は基地問題に翻弄されるようなものがございますし、沖縄県民にとりましてもたくさんの課題がある中で基地問題の重みというのは大変あろうかと思います。確かに経済とか生活とかということもとても大切で、これに時間を割き、またしっかりと改善をしていくというのは重要でありますけれども、ただ今日までの70年間もある意味ではそういうものに関しても時間を割いていろいろ頑張るんですが、なかなか基地問題というのは一歩一歩前に進むということが簡単ではないと。それで今回のこの数年来の出来事が一つの大きな柱となって沖縄のこれからの未来というものをつくり上げていくのではないかと。これに私は県政の一番重要な柱だというふうには申し上げても、21世紀ビジョンの重要性も十二分にいつも話をさせてもらっておりますし、協働のまちづくりについても話をさせてもらっております。ある意味ではこの問題を全

国民に知ってもらいたいという意味も込めてそういった言葉を使っておりますが、これをこれだけ一本やりで政治をするということは当然あり得ません。この分野も大変重要、そして経済もそれから暮らし、協働のまちづくり、全部ある意味では力を入れてこれからもやっていこうというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　それでは具体的に聞いてまいりますけれども、知事選挙で腹八分論、腹六分論がありました。具体的に野党側と一致した点はどういう点が一致したんですか。それと知事が譲った分、いわゆる革新陣営が譲った分、そこはこの参謀であった安慶田副知事が一番よく御承知だと思いますので、そこは明確にお答えいただけませんか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　オール沖縄で戦うためにやはり自分の主張を全部主張していましたら、それぞれ共産党、あるいは社民党さん、社大党さん、あるいは私たち自民党、新風会などでそれぞれ考え方が違うところもありましたので、だから、それぞれ譲るべきところは譲って、そして譲れないところは譲れないでやってきました。

先ほどから言っておりますように、公約ではもちろん辺野古、建白書を中心として結集したわけでありますから、21世紀ビジョンにおいてはあるいはまたこの公約の中では経済問題に関してはほとんど21世紀ビジョンを中心とした形でつくってまいりまして、こういうことで沖縄県政のために頑張っていきたいということでありました。

○翁長　政俊君　いやいや具体的に何々を譲ったかということを聞いているんであって、総論を聞いているわけじゃないですよ。わかっているだけでいいですよ。こういうことがありましたということで結構ですよ。

○副知事（安慶田光男君）　大きなことで申し上げますと、私たちは日米安全保障条約を認めるということもちゃんと申し上げましたし、それから自衛隊は当然認めるということもうたってまいりました。そういうことではっきりしてそこら辺で私たちは建白書以外の基地問題、建白書でうたわれている以外についてはそれ以下でもなければそれ以上でもないということで、それも皆さんと協力をして戦ってまいりました。

以上であります。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　憲法改正についてはいかがでしたか。

○議長（喜納昌春君）　安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　憲法改正については具体的な論議はしておりませんが、憲法の９条の精神は認め合っていこうということはありました。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　知事、もともと知事は改憲論者だったと思いますが、９条を除いて憲法の改正については保守を標榜している以上そこは明確なお答えが必要だと思いますが、どう考えられますか。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　今、私のことを改憲論者だというふうにお話をされましたが、どこで私がそういう発言をしたかわかりませんけれども、私はもともと９条というのは大変大切な分野だというふうに思っておりました。ただ市長になってからは特にフリーでそういったことが話ができるようになりましたので、ある意味で首長としての考え方で今日まで来ておりますが、自民党の県議会議員のときには当然のことながら、日本国全体の中でその都度憲法問題に対する自由民主党本部の考え方を私自身もしっかりと思いながら県議会議員としての活動をしてきたわけであります。

ですから、憲法改正ということにつきましては、那覇市長になってからは割合私なりの考え方でやってきております。それと今回の県政運営に当たってのことにつきまして、憲法９条の理念を大切にするというようなことでその問題についてそれぞれが理解をしたということで今回の選挙の意義は大きなものがあったのではないかなと思っております。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　９条はよくわかりました。９条の問題わかるんですよ、私も非常にこれ慎重ですから。憲法を改正するという問題はいかがですか。

○知事（翁長雄志君）　全部ですか。

○翁長　政俊君　全部ですよ、全体。９条は大事、９条はいろいろあるけれども、憲法そのものを改定するという意味ではどういう姿勢ですかと。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　ずっと政治家を続けてきて憲法改正ということになりますと、基本的には９条かなというような思いは心の中に大きくございました。しかし最近のこの10年来といいますか、改憲という言葉もありますし、環境問題とかいろいろこの分だけでも変えていきたいというようなことがありますので、そういったものに関してはやはり時代に即して憲法改

正の規定にのっとって変えていくことについては、その時々の民意の中でやっていけるのではないかなとこのように思っています。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　これと関連してですけれども、安慶田さん、革新側と協議をしてまとめるに当たって、本来であれば選挙をする段階では、選挙をする状況では政策協定というのを結ぶんですが、皆さんは基本姿勢という形で合意をいたしましたね。これは何か理由があるんですか。

○議長（喜納昌春君）　安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　これはいろいろ協定書のやり方ですから、政策協定にするのかあるいは基本合意にするのかそれはそれぞれのやり方だと思いますので、必ずしも政策協定でなければ選挙しちゃいかんとは理解しておりませんでしたので、基本合意でいいのかなというそれで進めてまいりました。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　それでこの協議をする段階で、この辺野古の問題については承認を撤回し政府に事業の中止を求めるという文案だったものが、安慶田さんの調整をした結果どう変わったかというと、保守政治家の辞書には反対はあるが撤回はないと、安慶田さん明言されているんですよ。これはメディアのあれにも載っていますよ。そういう発言はされましたか。

○議長（喜納昌春君）　安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　メディアがどうなって、私もそれを見たんですが、それをどこでこういう発言をしたかということについて私は記憶がありませんが、どこでどういう発言になっているかということと思います。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　これは新聞社名は伏せますけれども、14年の７月26日、そこで安慶田さんがそういうことを言ったという記事が、実際に承認を撤回して国を相手にした行政訴訟となると敗訴の可能性が高く、逆に埋め立てを正当化してしまう懸念が野党側から上がったことに加えて、翁長氏の政府周辺では保守政治家の辞書には反対はあるが撤回はないということ、さらには一旦行った行政手続については戻すということは抵抗感があるということを言っておいでになるんですよ。これは安慶田さんの発言で載っているんです。

○議長（喜納昌春君）　安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　どこのマスコミかわかりませんが、私は行政は継続だという話はしたかもしれませんが、撤回するのはだめだとかあるいは取り消すのはだめだと言った覚えはありませんし、それからまた撤回は保守の言葉にないとかいう話は、ただ今までの通常でそういう言葉は言ったことは覚えておりません。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　これは確認とりますか、確認とりますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後１時41分休憩

午後１時41分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　今見せていただきましたけれども、ある新聞社でありましたが、それを言ったかどうかというのを確かめると言っても、私は正直言ってそういうことは言ったつもりはありません。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　自分が言った言葉については、これは沖縄県の副知事ですから責任を持ってもらわないと困りますよ。私はこれは撤回問題と、今政治課題になっている撤回問題と大変関係があるんですよ、これ。だから、問うているんですよ。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

休憩いたします。

午後１時42分休憩

午後１時42分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　言ったように、この新聞に書かれているとおり発言したかどうかというのは私は覚えていませんし、ただこの撤回が保守の言葉になじまないというような言葉を言った記憶はございません。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　なぜ私がこの質問をしているかというと、いわゆるこの撤回問題はややもすると選挙戦術として使われたのであって、いわゆる翁長知事の基地問題に対する理念とは随分かけ離れたところにあったのではないのかと。要するに選挙を勝利するためにいわゆる撤回をもう一度持ち出して皆さん方は政策の中に入れてきたんだよ、これ。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

これは質問ですか。質問ですか、今。

○翁長　政俊君　そうですよ。（発言する者あり）

私は、これは知事の政治理念の問題で聞いているん

ですよ。米軍基地関係に対する政治理念の問題で聞いているんです。

○議長（喜納昌春君）　安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　選挙のために使ったということはございません。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　そこは明確にしましょうよ。これは皆さん方何と言ったかというと、最初は辞書には撤回はないと言っておいて、そしてこれを今度は撤回を念頭に検討すると始まったんですよ。（「言ってないって」と呼ぶ者あり）　いや言っていますよ。

○議長（喜納昌春君）　静粛に、静粛に。（発言する者あり）　質問中です。静粛にしてください。

休憩いたします。

午後１時44分休憩

午後１時45分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　お答えいたします。

選挙のために政策に載せたんじゃないかと言っているんですけれども、今私も少し調べてみたんですが、政策には載っていないと思っておりますが。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　実は、この問題どういう経緯をたどったかというと、最初はいわゆる保守の要するに政治家のものには撤回はないということを言って、そして４名の中の１人が撤回を言い出してきたんですよ。撤回を言い出してきた候補者が出てきたものだから、これを受けていわゆる票の分散が心配をされてそして撤回を言い出したんです。そういう経緯があるからにわか仕立ての撤回であったのではないのかと。もともとは保守の政治家としていわゆる撤回というものは辞書にはないということを明確に言ったわけですよ。

○議長（喜納昌春君）　これ質問ですか。

安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、撤回という言葉は保守の辞書にはないという発言はいたしておりません。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　はい、わかった。

それでは質問を変えます。

このＳＡＣＯ合意の那覇の軍港移設の問題でございますけれども、知事はこの軍港移設の問題はどういうふうに考えておられますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後１時47分休憩

午後１時55分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　お答えします。

県としましては、那覇港湾施設の返還が実現されれば基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、これまでの経緯を踏まえつつ協議会の枠組みの中で現行の方針に基づいて進めることが現実的と考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　そこできょうも新聞に載っておりましたけれども、浦添市はいわゆる三者会談の要求をいたしております。県と那覇市と浦添市の三者会談をぜひしていただきたい。そして浦添市は市案を持っておいでになって、コースタルリゾートの変更をしたいということで市案をつくったようであります。そしてこの那覇の軍港についても県と那覇市と浦添市で協議を行いたいということで既に県のほうにもいわゆる会合の要請を行っているそうですけれども、これは事実でございますか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　浦添市さん、あるいは那覇市さん、あるいは那覇港管理組合さんとは日ごろからさまざまな形で調整をさせていただいております。そういう調整の中でさまざまな浦添市さんの御意見、お考えとかはお聞きしております。そういう状況でございます。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　これは文書をもって皆さんと協議をしているわけじゃないんですか。私の手元に浦添市市案と県の案の文書がありますけれども、これは公室長じゃなくて課長のレベルで調整をしておりませんか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　お互い調整する中では、当然ながら双方資料を準備してその資料に基づいて調整しておりますので、さまざまな資料の中でそういう市の案でありますとか、市の考え方でありますとか、そういうものについての資料は担当者同士でそれを見ながら意見交換していると思います。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　これは沖縄県知事宛てに、松本市長の公印は押してございませんけれども、つきましてはＳＡＣＯ合意に基づく浦添埠頭地区内における那覇港湾代替施設のあり方について関係機関における協議を

お願いしたいというふうになっているんです。そしてもう一つ、県案でございますけれども、つきましては――ここが重要ですよ――ＳＡＣＯ合意の着実な推進による浦添埠頭地区内における那覇港湾代替施設の移設位置等の変更について、関係機関による協議をお願いいたしますとなっているわけですよ。

これは何を意味しているかといいますと、いわゆるＳＡＣＯ合意を合意しないと協議にのれないということを言っているんですよ。こういったことがあっていいんですか。担当副知事がこれを指導しているという話もありますけれども、実際どうなんですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　議員が今お示しした資料につきましては、途中段階でさまざまなお互いやりとりがございますので、その一つの資料かと思います。決して最終的なものではないと理解しております。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　これまた新聞資料というとおかしいけれども、市長がこういう発言をしているんですよ。県に協議を要請しているけれども、なかなか県が取り合ってくれない。協議に応じてくれないと言っているんですよ。協議に応じない原因は何かというと、ＳＡＣＯ合意をきちっと浦添がやるということを明言しない限りこの協議にはのれないと言っているんですよ。そういうありきの話ですかと。市は市案を持ってそして市民の中にも反対をする人たちがいますから、そういうもろもろを含めてもう一度市案を検討し、そして県と調整をしたいと言っているんですよ。それを拒否しているんですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。（発言する者あり）

静粛に。答弁します。

○知事公室長（町田　優君）　当然ながら浦添市さんは浦添市さんのお考えがございますし、県は県としての考えがございます。そういう中でお互いがすり合わせることによって協議することによって前に進展するものだと思っておりますので、今後とも浦添市さんとは協議していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　ここはちょっともっと真摯になりましょうよ。よく新聞等含めてメディアでも言われますから、県も国の対応が冷遇されている云々の話があるんですよ、現実に。そういう世論の中で、今県が何を行っているかといいますと、いわゆる市民の要するに意見を携えて浦添市長が会いたいと言っているのに、それに応じない県の執行部ということになると、三役ということになると、これどういうことなんですか。国に皆さん方が言っていることを浦添市が言っているようなものですよ。それはきちっと皆さん方が対応してあげないといけないんじゃないですか。お隣の市ですよ。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。静粛に願います。

休憩いたします。

午後２時１分休憩

午後２時１分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　浦添市さんは浦添市民の声を背景にこういうことを提示しているという御意見でございました。

私どもも県のために、あるいは那覇市のために、そして浦添市のために、あるいは那覇港管理組合のために、全体のためにどうすればいいのかという立場からいろいろ御意見を申し上げている次第でございます。そういう協議を続ける中で何とか前に進めていきたいと思っておりますので、今後とも調整を続けていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　いや、会いたいと言っているんですよ。知事、会いますか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　浦添市さんは協議をしたいという御意向のようでございますけれども、那覇市、浦添市、県、管理組合の枠組みといいますか、協議する枠組みとして移設協議会というのがございます。その協議会というのはこれまで20回以上開催しておりますので、そういった協議会の枠組みなどを使っていろんな意見交換をできればなと考えております。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　こんな回りくどい言い方じゃなくて、知事、知事の政治姿勢の中に米軍基地の整理縮小というのをずっと言い続けているんですよ。今、知事をいわゆる支えている与党の皆さん方の中にこの那覇港の浦添移転に反対している方々もおいでになるんですよ。公室長が何と言ってきたかというと、原案を要するに県としてはやりたいと。私もそう思っていますよ。ただ、きちっと浦添側と話する姿勢が必要でしょうということなんですよ。それは真摯に受け入れるべ

きじゃないですか。
○議長（喜納昌春君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　那覇港湾施設の移設の経緯というのがございます。
昭和49年に第15回の日米安全保障協議会で那覇港湾施設は条件つきの全面返還ということでありまして、平成７年に浦添埠頭にこれを設置すべきだということになりました。しかしながら、そして翌年の平成８年にＳＡＣＯの最終報告で浦添埠頭地区への移設と関連して那覇港湾施設の返還を加速するため最大限の努力を共同で継続するということで合意をしております。そして平成13年に当時の市長がこの那覇港湾施設の浦添埠頭への移設を了解をいたしました。それはやっぱり経済の合理性といいますか、あるいは財政の強化、そして西海岸道路の周辺開発をするということでそういう形でこの問題が推移をしてきております。それを受けて、県と那覇市と浦添市が移設に関する協議会をつくったわけであります。その協議会をつくった中で、受け入れの協議会あるいはまた那覇市の振興の協議会というのができまして、そういったことの経緯も経ながら今日まで来ているわけであります。ですから、那覇港湾の移設協議会においてこのことについてはいろんな議論をしながら物事が進んできているわけです。
私も知事になりましたので、協議会の管理者として就任をしておりますけれども、沖縄県知事としてどうだと向こうの協議会で言われても、協議会の管理者としては話ができますけれども、沖縄県知事としてどうかということになりますと、向こうのほうでは話がなかなか三者協議でやる中では難しいところもございます。
ですから、今浦添市さんが新しい御自分の案をつくって、そしていろんな各方面に話をしながらできたら自分の気持ちを伝えたいというようなことだろうと思いますけれども、これをどこでどういうふうに三者がやるかということになりますと、移設設置協議会においてそれは議論をしながら今日までの港湾の建設のいきさつ等々全部その経緯の中で話をして、これのお互いの理解を高めていくと、この作業がまず一番大切ではないかなとこのように思っております。
○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　こんな敷居の高い話じゃないんじゃないですか。浦添の市長さんと会って話し合いを真摯にやればよろしい話でしょう、これ。これ協議会がどうのこうのと、僕は重要な問題じゃないと思いますよ。（発言する者あり）
○議長（喜納昌春君）　静粛に。
翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　どこかでお会いをして雑談をするということじゃこれいけませんので、やはり世間が見ますと、知事と市長が会っているということになりますので、それはそう簡単にその目的で意見交換をしたということにはなりにくい。ですから、この移設に関する協議会で三者でその浦添市さんのお考えも聞いて、そしてまた防衛局も入っていると思いますので、そういった形でお話し合いが始まるのではないかと。これはもう十何年の経緯でありますので、この経緯の中から物事を見ていかないとなかなか簡単ではないと思っております。
○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　これは現行案は絶対譲らんということを堅持していくということでしょうか。
○議長（喜納昌春君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　私も浦添市案は新聞でしか見ておりませんので、このこととまた港湾移設協議会で話をされるのがどういうことなのかよくわからないんですよね。ですから、この辺の部分を話を聞く場合でもやっぱり移設協議会のほうがいいのではないかなとこのように思っております。
○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　それとこれに関連してもう一つ、那覇から浦添に移すこの軍港は新基地ですか、新基地じゃありませんか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（町田　優君）　県として那覇港湾施設の代替施設について新基地という言い方はしたことはございません。
○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　どういうふうに認識していますか。今支持団体の人たちは新基地だと言っていますよ。（発言する者あり）
○議長（喜納昌春君）　静粛に。
○翁長　政俊君　そこは知事の認識を聞かせてくださいよ。これは知事、選挙のときにもこれ議論になったんですよ、ずっと。政策の中で大変重要な政策の一つですよ、これ。
○議長（喜納昌春君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　ですからこの問題は、極端にいうと昭和49年までさかのぼるんですよね。それから平成７年、平成８年と来て、そして浦添市が受け入れを了解してそして三者の協議会が始まったわけです。

こういったいきさつの中で、この問題が語られてきておりますので、ある意味で那覇港湾内の代替施設というようなことも話としてはあったことがございます。しかしながら、それを新基地というような言葉は今日まで使ってきておりません。ですから、この協議会の言葉の中で枠の中で物事が進んできたものを大切にしないと、このものはなかなか前に進まないということになろうかと思っております。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　この前の12月の答弁では、いわゆる浦添市が了解をしている、もう一つは同じ港湾エリア内だからそれは新基地じゃないという言い方だったんですよ。辺野古はどうかというと、辺野古はいわゆる基地のエリアの中でつくっているんですよ。米軍基地のいわゆる提供水域も含めてエリアの中でつくっているんですよ。これと何の違いがあるんですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　普天間飛行場につきましては、平成８年のＳＡＣＯの合意がありまして、それ以降当時の名護市長が受け入れを表明しましたけれども、平成21年９月に政権交代したのを機に、県民大会でありますとかあるいは建白書の提出、名護市長選挙、知事選挙、そういう諸状況を踏まえて私どもとしては県外移設を求めるというのが県の考えでございます。一方、那覇港湾施設につきましては、平成７年に日米合同委員会で合意されて以降、平成13年に当時の浦添市長が受け入れを表明しております。その後に移設協議会が結成され、今日まで二十数回、協議会において移設のための話が進んでおりますので、私どもとしてはそういう経緯を踏まえつつ協議会の枠組みの中で進めることが現実的であると考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　これは今の答弁は崩れていますよ。松本市長は、白紙で見直すと言っているんですよ。あなたは名護の市長のことを言っているんだけれども、その前の名護の市長は賛成だったんですよ。沖縄県もそうですよ。民意というのはそれぞれ動いていくんだよ。浦添市の民意は今何と言っているかというと、白紙で臨みたいと言っているんだよ。そこは今の答弁は間違っていますよ。もう一度やり直してくださいよ。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　現在の浦添市長さんがどういうふうにこの那覇港湾施設の移設について考えていらっしゃるのか、私どもも正式にはまだお聞きしてございません。ですから、移設協議会の場でお話を伺えればと申し上げておる次第でございます。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時12分休憩

午後２時12分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　先ほどから申し上げているとおり、私ども事務レベルでは常に意見交換をさせていただいております。そういう中で正式にということであれば、移設協議会の場が設けられておりますので、そちらで議論したいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　いつ開かれますか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　まだ決まっておりません。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　あなた笑いながらこんなしゃべり方しているけれども、いいかげんなこと言うなよ。こっちは真剣にやっているんだよ。（発言する者多し）こういう答弁の仕方があるか。

○議長（喜納昌春君）　静粛に、静粛に。質問者も冷静に。冷静にやってください。

○翁長　政俊君　質問者は冷静なんだよ。もっと丁寧に答えてください。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　まだ今のところ決定しておりません。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　いつ決定する予定ですか。それはめどぐらいは言ってくださいよ。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　特に今のところいつごろとか、いつごろまでに決めるとか、そういうことも決まっておりません。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　いずれにしろ、この問題は引き続きやっていく話になりますので、いずれにしろ浦添側が知事とお会いしてこの問題をなるべく早目に決着をして、いわゆる動かしたいという動きがありますので、ここは真摯に受けとめて行政対行政の協議ですから、

それは知事やるべきですよ。知事、最後に御答弁お願いします。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　新聞報道等で今浦添市の考え方の推移ですね。途中経過なのか、正式にそれを決定したのかわかりませんけれども、いずれにしろそういう方向性が見えた場合には港湾の移設協議会にお諮りになると思いますので、時期も含めてそういったこと等が事務方で相談をしながら、その中に入っている四者で議論をしながら進めていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　次に、辺野古承認に伴う取り消し、撤回について伺いますけれども、今これが大きな議論になっていますが、いわゆる取り消しの瑕疵があるかどうかを今第三者委員会で議論をしていただいていると。それを受ける形で瑕疵がない場合、どういう手続をとるかというと、民意を理由とした撤回を考えておられるというものが新聞報道や知事の発言からもございます。現実にこの県庁の中でいわゆる民意を理由とした撤回が誰がどのような形で検証し、そしてこれを起案し、そして稟議を回してどういう行政手続でこの撤回の手続が進んでいくんですか。そこは総務部長、どういうふうになっているのか教えてください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時16分休憩

午後２時16分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（平敷昭人君）　撤回についての手続だけ申し上げますと、撤回はやっぱりその行政行為を行った部署が新たな事情を踏まえて、将来に向かってそれを効果をなくしめるという行為ですので、担当部署で行うことになろうかと思います。行う場合はですね。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　これをやるとすると、土建部で起案をするということですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　もし取り消し、撤回等という判断が下されれば私のところのほうで起案する格好になると思っています。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　この間、土建部はいわゆる前知事の段階で法に照らし合わせて瑕疵がないという形で承認手続を前部長が応諾し、そしてこれが知事のところに上っていって承認という形に私は行政手続が行われていっただろうと思うんですよ。この全く手の平を返したようなやり方というのが、技術的なスキルの問題でこんなことができるんですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時17分休憩

午後２時17分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　取り消しあるいは撤回がそういう形でできるのかという御質問だっただろうと思いますけれども、どういう形でどういうことができるのかというのはその結論が出た時点で改めて検討したいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　事前にこういう報道もなされているし、知事の発言もありますし、皆さん方はこういう手続についてはあらかじめ用意しておくのが行政の業務じゃないですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　検証委員会のほうで現在鋭意検証している段階ですので、私どもとしてはどういう結論が出るのか検証委員会の意見を尊重したいと考えていますので、予断を持って臨むことはしてないという状況でございます。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　この検証委員会は瑕疵があるかどうかを検証しているんですよ。瑕疵がなかった場合ということも皆さん方は念頭に入れておかないといけないでしょう、これは。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　瑕疵があった場合、そして瑕疵がなかった場合、その結論が出た段階で改めて検討したいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　これはこれまでの行政行為として、いわゆる長がかわるとトップダウン方式で県庁の行政手続が全部変わっていくということになると、いわゆる行政の一貫性とか安定性というものに欠けますよ、それは。トップダウンで今やろうとしているんでしょう、これを。これは何かというと、政治判断なんですよ。仲井眞がやったのは法的判断だったんだよ。そこの違いは明確ですよ。撤回というのは、要するに法的な判断じゃないんですよ。これは政治的判断を理由としてやろうとしているんですよ。いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　現段階では撤回をする

かどうか、そして撤回する場合の理由についてもまだ結論は出ていませんので、その時点での判断だということになると思います。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　この撤回の問題で、先ほどからこの議場で議論になっているいわゆるサンゴの破砕の問題ですよ、岩礁。皆さん方は調査したというけれども、調査結果はどういう結果だったんですか。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　現在岩礁破砕の状況について、外周についてこの前調査をしてまいりました。これについては今後の制限区域内についても米軍のほうに申請中でございますので、その結果を踏まえてまた調査もありますので、今のところはその概要については控えさせていただきたいと思います。

○翁長　政俊君　ちょっと待ってよ。これは調査をやって調査が確認された状況を教えてほしいと言っているのよ。新聞等でいろいろ出ているじゃない。何で隠す必要があるの。撤回問題ですよ、最終的には。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

休憩いたします。

午後２時22分休憩

午後２時23分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　調査については、外周のほうを全部上からまず一回見て回るわけなんですが、16カ所について外観の調査をいたしまして、８カ所について潜水で調査をしたところでございます。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　結果、どうだったんですかと。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時23分休憩

午後２時23分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　現在内容を調査中でございます。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　新聞報道でも調査したと出ているんだよ。その結果があるはずなんだよ。私知っているんだよ。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

翁長政俊君。

○翁長　政俊君　これは私が持っている情報ですので、サンゴの１個がブロックに押し潰されている。現場の海底を削った跡がある。これが調査結果じゃないんですか。確認します。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　内容については、今我々も持ち帰ってきてもらって精査中でございますので、この場では控えさえていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　これはもう少しきちっとやってくださいよ。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

続けてください。

○翁長　政俊君　結果を出してくれと言っているのに、何で結果が出ないの。

○議長（喜納昌春君）　調査中ということでしたよ。

○翁長　政俊君　調査結果が出ているはずだから。

○議長（喜納昌春君）　16カ所のうち８カ所だから。（発言する者あり）

続けてください。

翁長政俊君。

○翁長　政俊君　じゃ、それはいつ出すんですか、結果は。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　今回の調査結果についても今後の行政判断の材料とする必要があることから、その判断がなされるまでは発言を控えさせていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　実際言って、サンゴが潰されているの。それとも岩礁が潰されているの、そこはどういう状況かは話せませんか。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　先ほど申し上げましたように、今後の行政判断の材料とする必要があることから、その判断がなされるまでは発言を控えさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　わかりました。域内でのいわゆる制限区域内での調査願いを出していますね。これは出していますか。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　臨時制限区域内に関する申し入れにつきましては、去る金曜日、米軍のほうに提出してございます。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　この許可はいつごろ出る予定か調整

していますか。
○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。
○農林水産部長（山城　毅君）　当局のほうからいつ出すという連絡はございません。
○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　そういう状況の中で、岩礁破砕を確認してとめることが可能なんですか。
○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。
○農林水産部長（山城　毅君）　私どもとしては、臨時制限区域内にもそういう行為があるということがございますので、臨時制限区域内に立ち入るための申請をしておりますので、早急に回答いただいて調査に入りたいなというふうに考えております。
○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　ちょっと今の答弁はあなたおかしいよ。制限区域内にもそういう状況があるということがありますのでというのは、あなたこれ調べたのか。調べた結果を言っているんだよ、あなたは。今までは要するに調査した結果は、調査中ですから出せませんと言っておいて、区域内のものにそれが今あるという発言をしているんだよ。
○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。
○農林水産部長（山城　毅君）　防衛局に質問したときに回答の中で、臨時制限区域内にも設置している、区域外にも設置しているという回答を得ていますので、それに基づいて今立ち入りの申請をしているところでございます。
○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　先ほどのあなたの答弁ではそういう状況があるということは、破壊されている状況があるというふうに聞こえるものだからそういう質問をさせていただいたんですよ。いずれにしろ早目にこの調査結果も出してください。
　時間がありませんので、新年度予算について質問をいたします。
　いわゆる繰越額についてでありますけれども、県政の目玉であります航空機整備基地整備事業、これらの状況はどうなっていますか、今。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
　　午後２時29分休憩
　　午後２時29分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
　商工労働部長。
○商工労働部長（下地明和君）　お答えいたします。
　ただいま実施設計を終わりまして、その建設用地そこの交渉を国交省、それから防衛省のほうと継続しているところでございます。
○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　うまくいっていますか。
○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。
○商工労働部長（下地明和君）　国交省、防衛省と調整する中において、当初今のＪＴＡの格納庫のあるものと面を並べて建設する予定で進めておりましたが、格納庫の高さが高いということで、次に予定している管制塔それの位置からの、管制塔からの視認性がちょっと悪いということで、海側、大嶺先の海側、西側のほうにセットバックされたということで、そういうことで土量の違い、いわゆる高低差が若干出てきましたので、それをカットして土量、土地造成をするとそういうこと等に時間を要するというと、その前のほうは国交省のほうがエプロンをつくるということになりますので、三者の工事が必要ということになりまして、その調整に今手間取っているというところです。
○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　これは基本的には防衛省との補償問題がもめているんでしょう。防衛省との補償問題があるんでしょう。
○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。
○商工労働部長（下地明和君）　防衛省のほうとは当初その補償の問題と移転補償の問題は出てきませんでしたけれども、９月初めごろから移転の話が出ておりまして、県としては応分の負担ということで相談をしてきたところですが、防衛省のほうとしては基地全体の機能がなくなるということもありまして、全体の補償ということですがそれがなかなか折り合いがつかないという状況でございます。
○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　簡単に言えば防衛省が移転補償してくれという話でしょう。繰り越しを今計上してあるんだけれども、これ繰り越しは了解もらっているの、財務省から。
○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。
○商工労働部長（下地明和君）　この繰り越しの手続については、これからでございます。
○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　これもう年度末ですよ。３月ですよ。これ幾らすると思う、140億。下手すると500億規模の工事になるんですよ。この大型プロジェクトは今の状況の中で年度末に入ってまでまだ調整ができずに繰り越しをするという県の一方的な手続でやろうとしているんですよ。
　安慶田さん、これはあなた担当副知事なんだけれど

も、国との交渉どうなっていますか。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後２時33分休憩
午後２時33分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
安慶田副知事。
○副知事（安慶田光男君）　状況につきましては、今担当部長から説明したとおりでございますが、繰り越しについて財務省に聞く場合は県全体としての繰り越しをやるということでこれを個別にはやってないということであります。
○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　これ個別にやらないとどうするの。これ個別事業ですよ。
○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。
○商工労働部長（下地明和君）　ただいま内閣府のほうと繰り越すようにということで、繰り越しについての相談を始めているところでございます。
○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　私どもが財務省に行ってこれ調整をしてみますと、いわゆる見通しがつかない事業については繰り越しはできないと言ってきているんですよ。どうしますか。
○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。
○商工労働部長（下地明和君）　繰り越しが認められるよう精いっぱい頑張りたいと思います。
○議長（喜納昌春君）　総務部長。
○総務部長（平敷昭人君）　繰り越しにつきましては、３月、今月の中旬までに財務省と調整をすることになっております。この一本の事業だけじゃなく全体として、一括交付金の絡みですので。
○翁長　政俊君　頑張ってください。
○総務部長（平敷昭人君）　お願いします。
○翁長　政俊君　どうもありがとうございました。
○崎山　嗣幸君　議長、休憩してください。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後２時35分休憩
午後２時36分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
新垣哲司君。
〔新垣哲司君登壇〕
○新垣　哲司君　一般質問を行います。
知事、私は非常に丁寧に細かく通告表前もって上げてありますので、明確なる御答弁をいただきたいというふうに思っております。
それでは質問します。
まず知事の政治姿勢について。
私は多岐にわたるので、ちょっと早口で言いますので御理解を賜りたいと思います。
県議会２月定例会が開会されました。翁長知事は2015年度の県政運営方針を発表し、米軍飛行場の辺野古への移設について、多くの県民の負託を受けた知事として辺野古に新基地はつくらせないということを県政運営の柱として普天間飛行場の県外移設を求めていくと改めて強調した。前知事の辺野古埋立承認を検証する第三者委員会の報告を踏まえ、承認の取り消しの撤回を検討するとした普天間飛行場の５年以内の運用停止やオスプレイの配備撤回を政府に求めていくと表現し明言をしております。
伺います。
２、内閣府予算案及び税制改正について。
平成27年度内閣府沖縄関係予算案については沖縄振興交付金1618億円、沖縄科学技術大学院大学関連費167億円、那覇空港滑走路増設事業の330億円を含む総額3340億円が確保されました。沖縄関連税制について駐留軍用地の公共用地先行取得に係る課税の特例措置の拡充、揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の延長、電気事業の発電に係る石油石炭税措置等の延長などが改正されました。
(1)、予算確保の実績はどういう形だったか伺います。
(2)、27年度当初予算は、一般会計7464億9700万円になっている。基金の取り崩しは幾らか。なぜ基金を取り崩したのか。
３、基地問題について。
(1)、陸上自衛隊沿岸監視部隊配備の是非を問う与那国町の住民投票で賛成案が過半数を占めた。知事の見解を伺います。
(2)、名護市辺野古への新基地建設をめぐる抗議行動で県警は、米海兵隊キャンプ・シュワブ敷地内に無断で侵入したとして、男性２人を刑事特別法違反の疑いで逮捕した。知事の見解を伺います。
４、県財政の振興について。
(1)、県財政の健全化を図る上で、行財政改革の推進は重要であるが、第７次県行財政改革プランに基づく県行財政改革の取り組みについて伺います。
(2)、議会の選挙区割り見直しも取り沙汰されているが、財政の健全化を推進する意味から議員の削減もやるべきだと思うが、見解を伺います。
次に、知事の公約について。
知事の公約に「自然、文化、伝統などのソフトパワーに牽引される好調な沖縄観光の将来に影響を及ぼ

しかねないカジノに反対します。」の具体的な中身と新年度予算にＩＲ予算を削減した２件をお伺いいたします。重ねて、知事はＩＲ統合リゾートの先進地を視察されたことはありますか。また、ＩＲ先進地の国をお聞かせください。

(2)、ＩＲ統合リゾート計画等ははかり知れない経済効果がありますが、伺います。沖縄でＩＲ統合リゾートが開業された場合には、平成22年に県やＩＲ専門家が公表した経済効果等は、建設効果や運営効果などで約5200億円で地元の農業、漁業、畜産業等との第１次産業等の地産地消を図り、同時に第１次産業等の関係者の所得が上がります。さらには沖縄の観光収入額が１兆円を突破することが確実と専門家などが公表しております。また、最も大事な雇用が直接的・間接的雇用で２万8000人の雇用が創出されます。那覇空港の第２滑走路が完成した場合と沖縄型ＩＲ統合リゾートがオープンされた場合に現状の沖縄観光客数が約705万人にＩＲ統合リゾートが大きく加わりプラス900万人の来客者観光客を合わせると約1600万人の観光客数がふえるとの平成22年に県やＩＲ統合リゾートの専門家が発表しています。経済効果等のはかり知れない経済効果について県知事の見解を伺います。

(3)、ＩＲ統合リゾートの複合型施設の中にＭＩＣＥが含まれているかどうか伺いたい。また、国の一括交付金が減額された場合に一つの選択肢として検討する価値があると思うが、知事の見解を求めます。

(4)、最も懸念の要因である「カジノ入場」に対する３種類のカジノスタイルがありますのでお伺いします。

ア、アメリカ型のカジノとマカオ型カジノの入場がオープンで、公営ギャンブルやパチンコ等と何も変わらず、賭博依存症が出ます。また、知事の公約に近いと思うが知事の見解を求めます。

イ、ヨーロッパ型のカジノの入場規制は非常に厳しい規制があります。ヨーロッパでは主流でございますが、オーストリアやマルタやモナコなどで有名でございますが、地元国民はカジノはできません。観光客を対象としたカジノであります。国民の賭博依存症は出ませんが、経済効果等が大きく税収となって生まれないことや雇用創出が大きく生まれないデメリットがあります。知事の見解を求めます。

ウ、シンガポール型のカジノ入場規制をお伺いします。シンガポール国民がカジノを行う前に厳しい審査が国民一人一人行われています。まず①、初めに会員となります。そこで厳しく国とＩＲ運営企業との所得やあるいは職場や家族構成などが審査され、個人のカジノ制限額が決まりランク分けされますと同時に、会員ＩＤカードがカジノを行う国民一人一人に発行されます。また、毎年所得等や預貯金や仕事をしているか厳しく更新審査制度を設けてシンガポール政府とＩＲ運営企業が審査します。②、年間費が日本円で約16万円とカジノを行うときに入場料として約9000円を支払いしカジノを行います。③、カジノを終えた後にカジノを使った金額を会社や家族に報告する義務があります。会社や家族がカジノを規制する処置があります。簡単に申し上げますと賭博依存症を予防するために会社や家族に報告することが国の法律です。また、カジノの入場をできなくさせることも国の法律です。カジノをできなくするために会社や家族が電話１本で国が委託するオペレータ・データ管理会社に電話しますと幾ら会員であろうと、ＩＤカードがあっても会社や家族がカジノ入場拒否の電話１本でカジノ入場会員ＩＤカードでは入場できません。会員消滅やブラックリストで賭博依存症を出さないように対策として、予防を厳しくシンガポール政府は監視を打ち出している。世界一の一般国民に対する賭博依存症が出ないカジノの入場規制が厳しい法律を築きました。また、現在、我が国では超党派によるＩＲ国会議員連盟がシンガポール型をモデルにした形にして、日本型ＩＲはシンガポールをさらに厳しく賭博依存症対策を検討してまいるし、今年の統一地方選挙が終わり、５月ごろにＩＲ推進整備法案を上程し提出される予定でございます。シンガポール型ＩＲならば知事の公約とは正反対で沖縄の「自然、文化、伝統などのソフトパワーに牽引される好調な沖縄観光の将来に影響を及ぼしかねないカジノに反対します。」の正反対になると思いますが、知事の見解を求めます。

(5)、知事はシンガポールのＩＲ視察とＭＩＣＥを視察すべきだと思いますが、知事の見解を伺います。

最後に６、農林水産業について。

海洋深層水の利用について。

さきの私の質問に当時の農林水産部長、知念部長と前知事が、海洋深層水施設として糸満市に一緒になって実現できるように頑張りたいとこういうお答えがございました。どうぞこの件について知事の見解を教えてください。

７、我が党の代表質問との関連について。

安倍総理、官房長官に面談ができませんでした。この原因は何でしょうか、お伺いします。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　新垣哲司議員の御質問にお答えをいたします。

まず知事の公約についてに関する御質問の中で、カジノに関する知事公約及び統合リゾートの予算等についてお答えをいたします。

私は、沖縄の自然、文化、伝統等のソフトパワーは、沖縄の未来を開くエンジンであるとともに、国内外の多くの人々を魅了するすぐれた観光資源であると考えております。一方、カジノについては、県内への統合リゾートの導入をめぐる議論において、経済的なメリットの反面、ギャンブル依存症や青少年への悪影響及び独自の歴史や文化、自然を初めとする沖縄の観光資源を損ねかねないこと等への懸念を解消することが大きな課題となってきました。こうした懸念事項に対し、沖縄県は、想定される対応策等を示してまいりましたが、国においては、法制化前の現時点では具体的な対応策を示しておらず、今後、必要な制度上の措置の検討を進めることとしております。また、国際的な観光・リゾート地であるハワイにおいては、カジノは、観光資源である独自の文化を損ねかねないとして導入しておりません。こうした状況を踏まえ、私は、カジノを含む統合リゾートは、ソフトパワーに牽引される好調な沖縄観光の将来に影響を及ぼしかねないほか、ギャンブル依存や地域環境への影響が懸念されると考え、公約でカジノに反対をいたしました。

今般、沖縄県では、県のこれまでの調査研究にもかかわらず統合リゾートの導入に伴う懸念を払拭することができず、また、県議会における質疑や陳情、マスコミ報道等においてカジノの導入に関する反対意見があることや、アジアにおけるカジノビジネスの競争激化による将来のリスクなどから、総合的な判断として統合リゾートに関する検討を行わないこととし、平成27年度当初予算案において関連する予算を計上しておりません。

なお、私は、2010年に２施設が開業したシンガポールは統合リゾートの先進地であると考えております。私自身は視察したことはありませんが、報道等で概要については把握をいたしております。

次に、シンガポールの統合リゾートとＭＩＣＥ施設の視察についてお答えをいたします。

シンガポールは、周辺諸国との競争により、観光客数や国際会議の開催件数の伸びが鈍化したことなどへの危機感から、カジノを含む統合リゾートを導入したものと認識をしております。一方、沖縄観光は、豊かな自然環境、特色ある島々、独自の歴史・文化などのソフトパワーに牽引をされ、他の観光・リゾート地との差別化が図られるとともに、国内外の観光客から高く評価されてきたものと考えております。

沖縄県では、今後とも沖縄のソフトパワーを活用した魅力あふれる世界水準の観光・リゾート地の形成に取り組んでまいります。

なお、御指摘のシンガポールの視察については、私はカジノの導入に反対していることから、現時点では予定しておりませんが、シンガポールには観光を含め産業政策として学ぶべきものが多々あることから、機会があれば検討したいと思います。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　町田　優君登壇〕

○知事公室長（町田　優君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、知事提案説明要旨について御説明します。

県は、あらゆる手法を用いて辺野古の新基地はつくらせないということを県政運営の柱にし、普天間飛行場の県外移設を求めてまいります。普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認に関しては、法律的な瑕疵の有無を検証する第三者委員会の報告を踏まえ、埋立承認の取り消しまたは撤回について検討してまいります。また、普天間飛行場の危険性除去は引き続き県政の重要課題であります。５年以内運用停止を含め危険性除去の方策について政府と調整してまいります。オスプレイについては、県民の民意とは異なる配備に反対し、日米両政府に対して配備撤回を求めてまいります。

次に、基地問題についての御質問の中で、与那国町における住民投票の結果についてお答えします。

去る２月22日に実施された与那国島への自衛隊基地建設の民意を問う住民投票において、賛成が過半数を占めたことは住民の意思のあらわれと理解しております。

県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮するべきであると考えております。

次に、同じく基地問題についての御質問の中で、キャンプ・シュワブにおける刑事特別法違反についてお答えします。

去る２月22日に在沖米海兵隊キャンプ・シュワブ基地で発生した刑事特別法違反被疑事件については、翌日23日に県警から那覇地方検察庁に事件が送致さ

れ、同日、被疑者は釈放されております。当該事件について、那覇地方検察庁は詳細を明らかにしておりません。

いずれにしましても、県としては、警備活動に当たっては、県民の安全・安心を守ることを最優先としていただきたいと考えております。

次に、我が党の代表質問との関連についての御質問の中で、安倍総理と面談できなかった原因についてお答えします。

安倍総理との面談については、知事就任直後の昨年12月中旬以降、内閣府沖縄担当部局等を通して日程の申し入れを行いました。しかしながら、新内閣発足直後ということもあり、日程が合わず面談できておりません。山口沖縄担当大臣、平副大臣などについては、日程調整が整い、知事より就任の御挨拶や沖縄振興予算の確保等についてお礼を申し上げたところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

〔総務部長　平敷昭人君登壇〕

○総務部長（平敷昭人君）　内閣府予算案及び税制改正についての御質問の中で、平成27年度予算確保の実績についてお答えいたします。

平成27年度沖縄振興予算案につきましては、仲井眞前知事が、昨年の８月上旬に所要額の確保に向け内閣府等政府関係者へ要請をしております。また、翁長知事におきましても、昨年12月に上京した際、山口沖縄担当大臣に直接お会いし、沖縄振興予算の確保について、県の要望をお伝えしたところであります。１月14日に閣議決定されました平成27年度の沖縄振興予算案については、本県の振興に配慮がなされたものと考えております。

次に、同じく内閣府予算案及び税制改正についての御質問の中で、基金の取り崩し額についてお答えいたします。

平成27年度当初予算案におきましては、予算編成過程で生じた収支不足に対応するため、財政調整基金などから約244億円を取り崩し、予算を編成したところでございます。

次に、県財政の振興についての御質問の中で、行財政改革の取り組み状況等についてお答えいたします。御質問の中で、４の(1)と４の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

県では、21世紀ビジョンを実現する行政連携、行政体制及び財政基盤の確立を基本方針とし、平成26年度から平成29年度までを実施期間とする「第７次沖縄県行財政改革プラン」を策定いたしました。同プランでは、総務事務の効率化、県有財産の総合的な利活用の推進、県税収入の確保など、29の実施項目に取り組むこととしており、平成26年度上半期における各実施項目の取り組みは、おおむね順調に進捗しております。また、議員定数につきましては、住民の多様な利害や意思の正確な反映、議会審議の効率化や合理化といった視点から検討が行われるべきものだと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　それでは知事の公約に関する御質問の中で、統合リゾートの経済効果についてお答えいたします。

沖縄県は、平成22年度に当時の入域観光客数や市場動向をもとに経済波及効果の試算を行いました。このうち、最も経済誘発効果が高い郊外リゾート型アミューズメント・リゾートモデルでは、投資額を1615億円、経済波及効果を5197億円、施設運営に係る雇用誘発効果を約２万8000人と試算しており、統合リゾートには一定の経済効果があると考えておりますが、一方でギャンブル依存などの懸念事項も指摘されております。

次に、統合リゾートとＭＩＣＥとの関係等についてお答えいたします。

国会に提出されていた統合リゾートの推進法案では、統合リゾートにはカジノの設置が前提とされておりますが、必ずしもＭＩＣＥ施設を一体的に整備する必要はなく、導入する地方団体がレクリエーション施設や宿泊施設など、さまざまな観光関連施設の中から地域独自の魅力を発揮できる組み合わせを選択するものと理解しております。

沖縄県では、既存の施設では対応できないＭＩＣＥ施設や大規模な展示会などを誘致するためには、国際競争力を備えた大型ＭＩＣＥ施設の早期整備が必要と考え、県の事業として、現在、立地場所について検討を行っているところでございます。

次に、カジノ入場規制についてお答えいたします。５の(4)のアからウまでは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

シンガポールにおいては、入場禁止措置などによりギャンブル依存問題の発生が抑えられているとの意見もあり、カジノへの入場規制は一定程度有効であると認識しております。しかしながら、統合リゾートについては、ギャンブル依存のみならず、青少年への悪影

響及び独自の歴史や文化、自然を初めとする沖縄の観光資源を損ねかねないことなどが指摘されております。

県においては、こうした懸念を現時点で払拭することができず、また、県議会における質疑や陳情、マスコミ報道などにおいて、カジノの導入に関する反対意見があることや、アジアにおけるカジノビジネスの競争激化による将来のリスクなどから、総合的な判断として統合リゾートに関する検討を行わないこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君）　農林水産についての御質問の中で、糸満市海洋深層水施設の設置についてお答えいたします。

糸満市の海洋深層水施設の設置につきましては、これまで市と県で事務レベルでの意見交換を行ってきたところであります。また、市では、今年度、基本構想となる「海洋深層水の利活用を図るグランドデザイン」を策定しているところと聞いております。

県としましては、糸満市の基本構想の内容を踏まえつつ、関係部局も含めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。

○新垣　哲司君　まず知事の政治姿勢から伺いたいと思いますが、自民党のきのうからきょうにかけての質問の中で、知事は辺野古問題だったら政府とも会わないと、そういうような答弁に聞こえたんですが、きのう質問の中で、辺野古の問題ですね。この件でだったら政府とも会わないと言うんだが、どういう答弁できのうこういうふうにおっしゃったのか。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　新垣哲司議員にお答えいたします。

私はそう言った覚えは全くないんですよね。お会いをしたいんだけれどもなかなかお会いができませんというお話をさせていただいたわけです。ですから今の発言、どこで私したかわかりませんけれども、いずれにしても去年来、私からしますと、しっかりとお会いをして意見交換ができればありがたいなという話をさせていただいているわけでありまして、今の御発言については覚えがないものですから、誰にどういうふうにだったか教えていただければまた答弁しますけれども、とりあえず私はそう言った覚えはないということでございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。

○新垣　哲司君　私がちょっと聞き違いしたかもしれませんが、これは予算との関係だったかもしれませんが、いずれにしても公約でも辺野古は撤回と言っていますよね、知事はね。第三者委員会もつくりながらでもこの瑕疵があればと。しかし瑕疵を探しているんですよ、今どちらかというと、我々から見たらね。それを撤回するということなんですが、もし瑕疵がなくても撤回と、私はそういうふうに知事の今までのつくらさないということは撤回と一緒なんですよね。その辺はどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　瑕疵がない場合には、撤回も視野に入れていろんな方策を考えていきますと。いろいろ知事権限とかあるいはまた、私があるいは知事就任する前後でしたか、美謝川の水路の変更とかありましたので、こういった変更についてまたどういう形でこれからも出てくるかとか、いろいろあるものですから、そういった状況状況の中で一つ一つ判断をしていきたいと思っています。

○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。

○新垣　哲司君　じゃ、瑕疵がなければ明確に撤回しないと言えますか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　県の方針として従来から説明しております内容につきまして、もう一度御説明したいと思います。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認に関しては、法律的な瑕疵の有無を検証する第三者委員会の報告を踏まえ、埋立承認の取り消しまたは撤回について検討してまいります。これが県の立場でございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。

○新垣　哲司君　瑕疵がなければ承認しないということであれば、あなた、撤回と一緒でしょうが。知事、これは知事の公約ですから、知事の公約ですから。今まで全部質問聞いても非常に中途半端なんですよね。今即座に撤回だったら今すぐストップしてくれよ。何で工事は毎日続いているんじゃないですか。何でとめないんですか、今のうちに、予算かけないうちに。どうなんですか、これは。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　県の立場としては、あくまでも第三者委員会の結果・報告を踏まえて取り消しまたは撤回について検討するということですので、

その第三者委員会の報告を待ちたいと思います。
○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。
○新垣　哲司君　僕はあなたに聞いているんじゃないんだよ、知事に聞いているんだよ。知事、答えてくださいよ。
○議長（喜納昌春君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　この問題は、また相手のあることでございますので、私たちも慎重に一つ一つ分析をしながらやっておりますが、哲司議員が撤回をするということが、大変そうしてほしいというふうに思っているのか、それはわかりませんけれども、いずれにしても今第三者委員会で検証しておりますので、それを踏まえた上で県の方針を決めていきたいと思っております。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後３時７分休憩
午後３時７分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
新垣哲司君。
○新垣　哲司君　第三者委員会というのは、県民向けの形なんですよ、知事の諮問機関ですから。そうじゃないですか。どうしたら瑕疵をつくろうかというような、我々から見たらそうなんだよ。今知事がおっしゃることは、私は基地をつくらせるべき立場なんですよ。しかし物事がはっきりしないから、あなたは公約でこうやっているものですからはっきり今でストップしたほうがいいんじゃないかということなんですよ。
○議長（喜納昌春君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　お答えをいたします。
はっきりしているとかしていないかというのは、哲司議員の考え方であって、多くの県民がどう考えているかということはこれからまたいろんな意見が寄せられてくると思いますので、今は哲司議員のお考えとしてはわかりますが、みんな一致してそういう考え方ですよということでは私は今理解できませんので、私どもは公約の中でこの第三者委員会をしっかりと中立・公正で運営をしていただければありがたいなというふうに思っています。
○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。
○新垣　哲司君　じゃ、いつ結論を出しますか。何月までに、工事も含めて。
○議長（喜納昌春君）　安慶田副知事。
○副知事（安慶田光男君）　新垣哲司議員にお答えいたします。
第三者委員会が今２回開かれておりまして、これが６月ごろまでに結論を出していきたいと委員がそうおっしゃっておりますから、その結論を見た上で取り消しまたは撤回を含めて検討してまいりたいと、そのように考えております。
○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。
○新垣　哲司君　知事、これからも国と対峙していくんですか、基地問題で。対話する方法ありますか、この問題で。解決は、やっぱりテーブルにのせて、あのときはそうだったんですが、やっぱり今の国際情勢、あなたがよく言う36年政治生活を見て、冷戦構造からあるいは今の中国の軍事の脅威、北朝鮮の問題等含めてやっぱり自衛隊も必要と言ったんですから、そういう意味からしても、やはりもう国は予算をかけて着々と前に進んでいるんですよ。なぜ今そういうふうにしっかりした明確な答弁しないんですか。国に求めていたんじゃないんですか、そうであれば、撤回するんであれば。皆さんは撤回を理由にやっているんでしょう、最初から。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（町田　優君）　年末から年始にかけてなかなか総理や官房長官、外務大臣、防衛大臣に対してお会いすることはできませんでしたけれども、今後とも閣僚の皆様と意見交換をしたいと考えておりますので、誠心誠意大臣にお会いする努力を続けていきたいと考えております。
○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。
○新垣　哲司君　会うんであれば、基地を辺野古へ推進していくということでいつでも会えますよ。当たり前の話なんだよ。皆さんの考えはもう最初からこういうふうに撤回という姿勢を持っているものですから、国もやっぱりなかなかチャンスをつくらないということなんですよ。そういうことで知事、もう一度お願いします。知事は国と仲よくしますか、それとも闘っていくんですか、この辺をはっきりしてください。この基地、辺野古問題でですよ。
○議長（喜納昌春君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　国と闘うなどというそんな大それたことを考えたことはございません。沖縄県の民意を官邸にあるいは総理にお伝えをして、沖縄の県民の気持ちはこうですよと、何とか御理解いただけませんかというお話を去年の暮れからお伝えしたかったんですが、今のところ、直接お会いする中での議論はできませんでしたので、これからもその意味からすると私どもの考え方を申し上げて御理解をいただきたいというふうに思っています。
その原点は何かといいますと、やはり昨年行われました知事選挙で、あれは争点としてはやはりもう一昨

年になるんですかね埋立承認という形で、ある意味で劇的に方向性が変わったことで県民がびっくりして、本当にいろんな声が寄せられておりました。そういったものの中から県民の意識が醸成されておりますので、この辺の過程も説明して御理解がいただけるんであれば御理解を願いたいという沖縄の民意を代表しての沖縄県が地方自治体からの意思、ほかの47都道府県もそれぞれ抱えている問題があると思いますので、国のほうに訴えていきたいというのはあると思うんですね。みんなどこでも対立しているとは言われないんですよ。沖縄の場合だけが対立しているとこうしておっしゃる方がいるんですけれども、私からすると意見交換をさせていただきたいという気持ちであります。

○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。

○新垣　哲司君　知事は36万票とったから私のことをユービケイの話でですね、オール沖縄というあれをつくりましたよ、東京要請ね。そもそもあれが間違いなんだ、今選挙の話が出てあれしているんですが。目的は何だったんですか。選挙でしょう。わかる。わかる。もうその辺でとめます、時間の都合があるから。（発言する者あり）　みんな選挙利用でしょう、最後は。

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

休憩いたします。

午後３時13分休憩

午後３時14分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　オール沖縄って何だったんですかというのは去年の12月定例会、今定例会も何回も私なりに御説明をしているわけでありますが、やっぱり東京要請行動、向こうで県民の心が一つになったと私は理解しておりますので、その思いを何とか政治の中で生かしていけないだろうかと、そして県民がそれをもしかして希望しているのではないかということで民意に問うたわけであります。そうしましたら、この県知事選挙で当選をいたしましたので県民の民意がはっきりしたと、それを踏まえた上で私はその代表として意見交換をさせていただきたいなと、こういうことを申し上げているわけです。

○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。

○新垣　哲司君　余り時間がございませんが、私、オール沖縄をつくって東京要請と東京にいましたよ。建白書のときも東京にいました。アギジャビヨー、もうブチクンだね、アキサミヨーだ。沖縄の政治が狂うよと、私は東京のマスコミに聞かれて率直に言いましたよ。こういうことで今日まで流れがあったと言っても言い過ぎではないと、私はそういうふうに思っております。

時間がございませんので、次の機会にこの件についてもまた議論をしていきたいと、こういうふうに思っています。

次に、沖縄の予算確保について満足ですか、どうですか。27年度、予算の確保、大型予算が完成したというんですが、２番目。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

○総務部長（平敷昭人君）　沖縄振興予算につきましては、3000億円台が確保されたほかに、また、大学院大学、あと滑走路の増設等々所要額が確保され、配慮がなされたものと考えております。

○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。

○新垣　哲司君　これはやっぱり、前任者が一生懸命頑張ったということを忘れてはいけないと思いますが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

○総務部長（平敷昭人君）　27年度の予算案に関しましては、８月に国庫の要請が始まっていまして、そのときには仲井眞前知事が国に対してそういう要請活動を行っております。その後、引き継ぎ、国とのいろんなキャッチボール等もありまして、また12月から現翁長知事が引き続きまた沖縄の要望を伝えてこの予算額につながったかと思います。

○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。

○新垣　哲司君　これは忘れてはいかぬですよ。しっかり仲井眞さんの名前も出してくださいよ。これからは翁長知事と、当然のことですよ。県民にわかるように。

それから与那国の自衛隊配備について、賛成多数でしっかり誘致が決まりました。知事、もう誘致は決まったわけですから、これから着々と工事が始まってしっかり運用するわけですから、多分基地がつくられたときに知事にまた激励の、激励というよりも何か案内があると思うんですよね。そのときは行って御挨拶しますかどうか。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　与那国の自衛隊の選挙においては、民意が示されたというふうに前もお答えをしております。そして、その意味では反対の方もおられたので、信頼をかち取って物事を進めていただけるように丁寧な説明をしていただきたいというふうに申し上げました。そして今、招待があるはずだからという

ことにつきましては、招待があってからでないと、ちょっと私からそれを話をするのは今の時点では控えさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。

○新垣　哲司君　必ずやりますよ、誰が見ても。あなたは自衛隊も安保も認めているんですから、当然のことですよ。そのときにはぜひ行ってくださいよ。どうですか、もう一度。当然案内があったら行かなくちゃいけないと思うんですが、どうですか。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　哲司議員のお墨つきでありますけれども、まだ確定しておりませんので、今判断は申し上げることはできません。

○新垣　哲司君　前向きにはできるでしょう、でも、案内があったら。案内があったらという話だから。

○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。

○新垣　哲司君　次はカジノについてでありますが、統合リゾートＩＲ。知事はまだこの先進国とか行ってないんですね、ＩＲ、ＭＩＣＥもね。行ってないんですよね。これを早急にまず見て初めて、百聞は一見にしかずと、見ないとわからないんですよ。もう一度、あなたが一番懸念するのは何ですか。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　先ほど来申し上げておりますけれども、整理したものを読んだほうが確実になると思いますが、見ない場合には少し漏れるかもしれませんけれども、やっぱりギャンブル依存症、それから青少年への影響、それから今アジアが大変ギャンブル、カジノに沸いていると。シンガポールなども今２つのカジノが稼働しているわけですが、順調に一、二年過ぎておりますけれども、去年は収益が下がったというふうになっておりまして、それは何でそうなったかといいますと、フィリピン初めマカオ、いろんなところがまた新たな手法でカジノをつくっていくものですから、こういった形での大変ダイナミックなカジノがアジアで展開をされている中に、今沖縄が入っていくということはそういったこと等でも大変リスクがあるということです。それから沖縄観光のソフトパワー、こういったもの等で多くの観光客がおいでになって今700万人を突破したわけですが、そういった中には修学旅行生もおられるわけで、修学旅行生がおられる中でこのイメージというようなものもこれは大事にしなきゃいけないというようなこと等がございます。それから自治体に落ちるお金もいろいろ計算されているようでありますが、この落ちるお金がどのように処理されるかというようなことにつきましても、なかなか見えてまいりません。それからほかの観光施設との関係で、一体全体どういう関係が起きるのかというのもまだ見えていないというようなこと等を私は懸念しているわけですが、ちょっと今私の資料が今のところ見てないで言っていますので、これだけ話をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。

○新垣　哲司君　シンガポールは世界でも非常に優秀なＩＲと言われているんですよ。カジノは全体の５％ね、５％。そこで懸念しているのは賭博依存症とか犯罪とか未成年者への影響とか、マネーロンダリングとかですよね。世界に競争できるんです、日本は。そういうふうに専門家は言っているんですよ。論をまたない。国会でも５月に提案をしたいというここまで来ているんですよ。沖縄は特別に上げたいと、特別、特区。戦略なんですよ、国の戦略特区。こういうことなんですよ。どうですか。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　まず今国のほうはですね、カジノ法案について12月の国会ですか、ではまず廃案になっていまして、これから今国会の中でまた提案するという状況にございます。一方では県としては知事が答弁しておりますとおり、ＩＲの導入は今考えていないということでございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。

○新垣　哲司君　本当に残念だね、去年まではそういう答弁ではなかったんですが、知事がかわってね、180度変わって、非常にあれですよ。

浦崎副知事、一緒に向こうに行きましたよね、マカオ。とても興味深そうにああ立派だなと思っていたのが、この感想。この前の答弁みたいにですよ、きのうまでは自民党、きょうからはまた知事と選挙やったからもう変わったというようなことを言うのは、政治家として副知事としてしっかりしたものをちゃんと述べてくださいよ。

○議長（喜納昌春君）　浦崎副知事。

○副知事（浦崎唯昭君）　マカオに一緒に視察にまいりました。マカオはＩＲリゾートとしてそれなりの役割を果たしているというのは勉強させていただきました。ただ、先ほど来知事からも話があるように、また、文化観光スポーツ部長からも話があるように、政策として県民に問うたら知事が当選をしました。そういう意味で、カジノは沖縄には適さないということのお話になろうかと思っております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。

○新垣　哲司君　今、答弁不足だよ。ＩＲと言っているんだよ。含めてわずかですよ。一緒に見に行ったんですから。５％なんです。その辺の状況も踏まえて、だから部長でもいいよ。

○議長（喜納昌春君）　続けてください。副知事としての答弁は一応終わりましたから。

○新垣　哲司君　終わった。

○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。

○新垣　哲司君　安慶田副知事も非常に積極的に行ったようですが、感想を聞かせてください。聞いていますよ、私は。

○議長（喜納昌春君）　安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　今さっき知事並びに担当部長から御説明がありましたように、カジノについては導入をしていかないということで、また、私たちは「３つのＮＯ」ということで去る選挙でも戦ってまいりましたし、私は今、翁長知事から副知事を拝命しておりますので、翁長知事の政策を実現していくことが県勢発展並びに県民の福祉につながるものと信じております。

○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。

○新垣　哲司君　今、両副知事に聞きましたら、もう知事が右言ったら右、左言ったら左、全く政策がない、これじゃ。何のために一緒に状況を見たんですか。知事、懸念するリスク、これはやっぱり沖縄に重ねた観光、知事が言うように、このシンガポールというのは、あれにもっともっと国は法律をつくって県民が入らないようにしっかり監視をしていくと、カメラも全部置いて、警備も警察もとこういうふうにやっているんですよ。ですから見てもない、まだ知事は。早急に行くべきと思いますがどうですか、機会があればということだったんですが。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　シンガポールは行っていませんけれども、韓国とラスベガスとマカオは行ったことがございます。

そういう中で、今の御質問でありますけれども、見に行くべきではないかというのは、先ほども答弁いたしましたけれども、カジノを今、私は導入しないと言っておりますので、その意味で見に行くことはないと思うんです。ただ今日までのシンガポールが観光を含め、大変な産業政策においても発展地域でありますのでぜひ機会がありましたら、シンガポールももう20年前に行って以来ですから、ぜひ行ってつぶさに見てきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。

○新垣　哲司君　知事が懸念することを一つ一つ解消してやるんだということであれば受け入れますね、知事は。懸念する……。全部払拭するという。当然でしょう。懸念材料は全部、何も問題が起きないということであれば。沖縄観光にふさわしいと。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　本当にダイナミズムなアジアというのは、沖縄県を留守にしてもあちこち行きたいところなんですが、今はもう基地問題だけでも大変な仕事の量でありますので、シンガポールにいつ行けるかわかりませんので、またそのときが来ましたら報告をしたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。

○新垣　哲司君　報告というのは前向きの報告か、また、見てきてだめだと言うかよくわかりませんが、ぜひ機会があれば行っていい報告ができるようにやってください。

最後に、我が党の関連質問の中においてお願いをしたんですが、安倍総理や官房長官、なかなかお会いができなかったと。あれだけ大勢行ったというふうに聞いているんですが、会ったのはただ沖縄担当大臣だけだったと、非常に情けないなと思っているんですよ、正直言って。事前に立派に調整して、これだけの一国の総理大臣ですから、今後このようなことがないように、今後また政府にいつ出向くか、その辺も含めてちょっと答弁お願いします。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　今回は、たまたま日程が合わず面談することはできませんでしたけれども、今後とも閣僚の皆様と意見交換をする場をできるだけ、誠心誠意できるよう努力していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。

○新垣　哲司君　どうぞ早目に調整して、特に基地問題、普天間移設問題。喫緊の課題、一刻も早く、世界で一番危険。知事が政策を見直すぐらいの気持ちで堂々と政府に行ってテーブルにのって、選挙のときはこうだったんですが、しかしあれから変わっていると、多くの方が変わっているんですよ、どこの誰が見ても。ですから基地は速やかに早くできるように、県民が二分しないように、最後に知事の答弁をいただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　公約にのっとってしっかり調整したいと思います。

○新垣　哲司君　あなたの公約ね、知事の公約でしょ

う。仕方がないね、もうあなたが答えたから。
終わります。
○議長（喜納昌春君）　20分間休憩いたします。
午後３時30分休憩
午後３時52分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。
金城　勉君。
〔金城　勉君登壇〕
○金城　勉君　こんにちは。
お疲れのところだと思いますけれども、おつき合いをよろしくお願いします。
では、一般質問をさせていただきます。
まず最初に、基地問題について伺います。
辺野古の様子が連日マスコミを通して報道されておりますが、去る２月23日の沖縄タイムス、琉球新報の両紙の写真には衝撃を受けました。沖縄平和運動センターの議長山城博治さんが米軍の警備員に両足を引っ張られ基地内に引きずり込まれる様子を写した写真は、強烈でした。反対運動にいら立ちを覚えた米軍が反対派住民を威圧する目的で拘束したのでしょうか。
私は山城さんと政治的立場は異なりますけれども、同じ県民として、また、小学校・中学校・高校での私の１期後輩ということも手伝って、より強く衝撃を受けました。彼は、政治的行動は激しいけれども、性格は至って優しい人間だということも知っております。今回の米軍の行動は、焦りの結果だったのでしょうか。
実は、私の親しい友人も辺野古に行っている人もおります。政治的にはこれまで保守系の立場の人であり、選挙は従来、自民党や公明党を支援した人でありますけれども、そういう人が私の身近に３人おります。県民の複雑な状況を示している事例ではないでしょうか。
翁長知事には、沖縄の基地負担軽減に向けて懸命に頑張っていただきたいと思います。
では質問をいたします。
(1)点目、知事は普天間飛行場の県外移設を求め、辺野古に新基地はつくらさないと訴えております。辺野古移設反対とあわせ戦後70年という長きにわたって続く過重な基地負担の軽減に向け、知事として米軍基地の整理縮小へどのように取り組んでいくか、お聞かせください。
(2)、翁長知事は、新年度で米国ワシントンに駐在員を配置するとしておりますが、駐在員配置についてどのような戦略を描いておりますか。
２、沖縄振興事業について。
(1)、北部振興事業は県土の均衡ある発展を図る観点から、平成12年度から実施されてきました。これまで、情報通信関連施設や観光・リゾート施設、その他社会インフラなどが整備されてきました。
そこで伺います。
ア、これまでの投資金額は幾らか。
イ、振興事業の効果と今後の課題はどうか。
(2)、ＯＩＳＴを核とした知的産業クラスター形成の進捗状況と県の取り組みを伺います。
(3)、鉄軌道導入に向けて、国も県も事前調査を実施しております。導入実現に向けて、県と国は調査期間とその後の取り組みの見通しはどうでしょうか。
(4)、海底熱水鉱床について、独立行政法人ＪＯＧＭＥＣ等の調査により、沖縄近海には、伊是名沖、伊平屋沖、久米島沖など大規模な鉱物資源の可能性ありと報道されております。
県として、情報収集や事業化の際のかかわり方をどのように検討しておりますか。
３、雇用政策について。
(1)、ブラック企業の実態と対策はどうでしょうか。
(2)、ＩＴ企業へ県としての支援策とその効果はどうでしょうか。
(3)、アジア情報通信ハブ形成促進事業がこれから予定されておりますけれども、その効果と目標はどうでしょうか。
(4)、うるま市に建設中の沖縄クラウドセンターの機能と企業誘致の取り組みはどうですか。
４、文化観光振興について。
(1)、平成27年の観光誘客の目標はどうか。
(2)、外国人観光客誘客の目標と取り組みはどうか。
(3)、しまくとぅば継承への実効ある取り組みについて伺います。
(4)、「海から豚がやってきた」記念碑建設について取り組みはどうでしょうか。
５、子育て・福祉政策について伺います。
(1)、待機児童対策事業。
①、認可化促進事業の新年度の目標はどうでしょうか。
②、認可外保育園に入所させているひとり親家庭への利用料支援について御説明ください。
③、認可保育所における保育士の処遇改善の取り組みと正規雇用率はどうか。

④、子ども・子育て支援新制度移行に伴う、５歳児問題への対応はどうでしょうか。

⑤、こども医療費助成事業の拡充について、御説明お願いします。

(2)、子ども・若者対策について。

貧困問題が叫ばれておりますけれども、子供の貧困連鎖防止対策についてお聞きいたします。

②、子ども・若者育成支援事業の取り組みについて御説明をお願いします。

(3)、アメラジアンスクール支援策について。

県は、日本語指導、日本語教員の派遣事業や日本語教材研究の事業を支援しておりますけれども、その成果と課題について御説明をお願いします。

６、障害児教育について。

(1)、沖縄高等特別支援学校の教育内容と就職先とのマッチングについて、どうでしょうか。

(2)、軽度の知的障害者の県庁への採用について、いかがでしょうか。

(3)、沖縄高等特別支援学校卒業生の余暇活動のあり方について、どのように取り組んでいらっしゃいますか。

７、地域振興について。

山里地区再開発事業への県支援内容と進捗状況はどうですか。

(2)、中城湾港新港地区避難訓練の取り組みはどうでしょうか。

(3)、中城湾港新港地区物流拠点化事業の取り組みについて御説明をお願いします。

８点目の代表質問との関連で、上原県議の質問の中に、軽度・中等度の難聴児童への補聴器助成制度がありました。

その対象児童数は何名ですか。

今回実施する支援人数は何名ですか。

また、今後の取り組みの展望はいかがですか。

(2)、給付型奨学金制度について本年度の導入実施が見送られておりますが、どういう課題があるのか、いつから実施するのか。

それから(3)点目に、地方創生戦略との関連で、プレミアムつき商品券を発行する自治体に国から支援する、「地域消費喚起・生活支援型交付金」が2014年度補正予算に計上されております。沖縄県としての取り組みはどうでしょうか。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　金城勉議員の御質問にお答えをいたします。

１番目の基地問題についてに関する御質問の中の、米軍基地整理縮小への取り組みについてお答えをいたします。

私は、日米安保条約を認める立場にありますが、国土面積の約0.6％にすぎない本県に在日米軍専用施設面積の約74％が集中するなど、沖縄県民は過重な基地負担を背負い続けております。

沖縄21世紀ビジョンにおいては、「基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、基地の整理縮小を進める」こととしております。

その実現のため、在沖海兵隊の国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施することが重要と考えており、今後、軍転協とも連携し、あらゆる機会を通じて基地の整理縮小を日米両政府に対し強く求めてまいります。

次に、文化観光振興についてに関する御質問の中の、しまくとぅば継承の取り組みについてお答えをいたします。

私は、前定例会でも答弁させていただきましたが、人間国宝の照喜名朝一氏が、しまくとぅばの消滅は大切な伝統文化の衰退を招くだけでなく、沖縄の心の喪失にもつながると、強く訴えられたことを聞き、しまくとぅばの重要性を再認識したところであります。

しまくとぅばの普及・継承に当たっての基本的な取り組みは、使う恥ずかしさを超えて、簡単な挨拶から実践する環境をつくり、その場を広げていくことが重要であると考えております。そのため、私は、那覇市役所において、「ハイサイ・ハイタイ」運動を提案し、職員全員が実践する取り組みを推進してまいりました。

このような取り組みを県民運動として、県庁、市町村、各団体、学校や家庭にも拡大し、普及させていくことが必要であります。その一環として、普及効果が高い学校現場において、小学校５年生と中学校２年生全員にＣＤつき読本を配布するなど、教育庁と連携した取り組みを行ってまいります。そのほか、しまくとぅばを教えることができる人材の育成や「しまくとぅば語やびら大会」への支援などを行うとともに、専門家との意見交換を踏まえながら、効果的な仕組みの構築に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君）　浦崎副知事。

〔副知事　浦崎唯昭君登壇〕

○副知事（浦崎唯昭君）　金城勉議員の子育て・福祉

政策についての質問の中で、ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業についてお答えします。

本県は、全国と比較して所得水準が低く、ひとり親家庭の出現率も高いことなどから、子供の貧困対策は重要な課題であると考えております。

このため、現在実施している学習支援等の施策に加え、平成27年度当初予算案に、ひとり親家庭の認可外保育施設利用料の負担軽減を図るための経費を計上しております。具体的には、認可外保育施設を利用するひとり親家庭の待機児童に対し、１人当たり月額２万6000円を上限として支援を行うものであります。

今後は、市町村と調整を進め、早期の事業実施に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　町田　優君登壇〕

○知事公室長（町田　優君）　基地問題についての御質問の中で、ワシントン駐在員についてお答えします。

ワシントン駐在員については、知事訪米の対応、基地問題に関する情報収集、沖縄の状況などの情報発信を主な役割としております。

知事の考えや沖縄の状況を正確に米側へ伝え、知事の公約実現、そして沖縄の課題解決に向けて取り組んでまいります。

次に、文化観光振興についての御質問の中で、「海から豚がやってきた」記念碑建設についてお答えします。

1948年９月、ハワイの県系人７名によって、沖縄に550頭の豚が送り届けられ、戦後の沖縄復興に大きな貢献を果たしました。

県としましても、その功績をたたえ、長く後世に意義を残すため、平成25年度より関係部局及び市町村と意見交換を行い、本年度からは、関係団体を加え設置検討委員会を立ち上げ、話し合いを続けてまいりました。平成27年は沖縄県とハワイ州の姉妹提携30周年を迎えることから、記念式典を初め、関連するさまざまな事業が計画されております。

ハワイと関係の深い海から豚関連事業につきましても、30周年記念事業の一環として支援ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　沖縄振興事業についての御質問の中の、北部振興事業の成果と課題についてお答えいたします。

北部12市町村は、北部振興事業を活用し、それぞれの地域の実情に応じた施策や北部地域全体の振興に資するさまざまな事業を実施しております。主な事業としましては、名護市みらい館、大宜味村シークヮーサー加工施設、今帰仁グスク交流センター、本部町物流拠点施設、恩納村赤間運動公園野球場、宜野座村サーバーファーム、金武町ベースボールスタジアム、伊江村さとうきび加工施設、伊是名村モズク最終選別施設の整備などが行われております。

これらの取り組みにより、約2400人の雇用が創出されるとともに、北部圏域全体で人口が約4500人、3.6％増加するなど一定の成果を得ております。

しかしながら、市町村単位では、名護市以南の４市町村の人口は増加傾向にあるものの、離島を含めたその他の地域の人口は減少傾向にあります。さらに、北部地域は県内の他の地域と比べ１人当たりの所得が低く、過疎地域が多く存在するなど課題も残されております。

沖縄県としましては、今後とも県土の均衡ある発展を図る観点から、北部12市町村と連携し、北部地域の産業振興のための基盤整備や定住条件の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、知的・産業クラスター形成の進捗状況と県の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県は、沖縄科学技術大学院大学等を核とした国際的な知的・産業クラスターの形成を目指しております。このため、大学院大学と県内外の企業・研究機関との共同研究の推進や研究開発型企業の支援を行うとともに、大学院大学等の研究成果の受け皿として沖縄ライフサイエンス研究センターを整備したところであります。

このような取り組みにより、昨年６月には、大学院大学の研究に基づく初めてのベンチャー企業が設立されました。また、ことし２月には、世界初の人工骨技術を持つ医療関連企業が沖縄ライフサイエンス研究センターに入居するなど、大学院大学等の研究を基盤として、県内外から企業の立地・集積が進んでいるところであります。

沖縄県としましては、大学院大学の立地や国際的なネットワークを活用しながら、産学官連携の促進や国際共同研究・大学発ベンチャー企業創出の支援等を通じて、知的・産業クラスター形成を進めてまいります。

次に、鉄軌道導入に向けた取り組みについてお答え

いたします。

鉄軌道の導入については、沖縄鉄軌道・計画案策定プロセス検討委員会での議論や県民意見を踏まえて決定した「沖縄鉄軌道の計画案検討プロセスと体制のあり方」に基づき検討を進め、平成27年度末までに事業化に向けた計画案の策定に取り組むこととしております。

平成28年度には、策定した県の計画案をもとに、事業化に向けた国との調整を行い、事業主体及び運行会社を決定し、環境アセスや鉄道事業法等に基づく諸手続を経て、平成31年度末に工事に着手できるよう取り組んでまいります。

次に、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の、「地域消費喚起・生活支援型交付金」の活用についてお答えいたします。

沖縄県では、「地域消費喚起・生活支援型交付金」を活用して、公共交通機関の利用促進に向けたプレミアムつき商品券等の発行、県産農林水産物の消費拡大を目的に開催される各種イベントで活用可能なプレミアムつき商品券の発行、観光客を対象に、もう一泊、もう一カ所、もう一体験など、追加的な観光につながる旅行券の発行に加え、本県の魅力ある特産品等の消費拡大に効果が見込まれる取り組みを産業各界から公募し、実施することなどに取り組むこととしております。

これらの取り組みは、地域の消費喚起に寄与するものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君）　沖縄振興事業についての中の、海底熱水鉱床開発への県のかかわりについてお答えいたします。

沖縄周辺海域におきましては、本島西側の海域において海底熱水鉱床の存在が期待され、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（ＪＯＧＭＥＣ）及び独立行政法人海洋研究開発機構（ＪＡＭＳＴＥＣ）を中心に調査研究が進められているところです。

平成25年３月には伊是名島西方の海域において、また、平成27年１月には久米島近海においても大規模な海底熱水鉱床の存在が確認されたところであります。

このような中、沖縄県では、本県近海における海洋資源開発が将来、新たな産業の創出や雇用の拡大など、本県経済に大きな経済効果をもたらす可能性があることを踏まえ、海洋資源研究の動向や利活用産業の現状把握等を内容とした「海洋資源利用と支援拠点形成に向けた可能性調査」を行っているところであります。

県としましては、国等の調査研究の成果を見きわめつつ、関係機関とも連携しながら、引き続き海洋資源の可能性や支援拠点の形成に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、雇用政策についての中の、ブラック企業の実態と対策についてお答えいたします。

沖縄労働局によると、平成26年11月の過重労働解消キャンペーンにおいて、長時間労働や若者の使い捨てが疑われる50事業所に重点監督を実施し、そのうち42事業所、84％に何らかの労働基準関係法令違反があり、是正勧告の指導を行ったとのことであります。これに従わない事業所に対しては、送検も視野に入れて対応するとしております。

県としても、沖縄労働局と連携を図り情報収集に努めるとともに、労使双方に対する労働関係法令の周知や情報提供、及び労働相談等の施策を強化してまいりたいと考えております。

次に、ＩＴ企業への支援策と効果についてお答えいたします。

県では、県内情報通信関連企業への支援策として、ＩＴ人材の育成や通信コストの低減化に加え、情報通信産業振興地域・特区制度の税制優遇措置などを実施しているところであります。また、国の雇用助成金制度や市町村のインキュベーション施設なども企業誘致や立地企業への支援策として活用しているところであります。

このような取り組みの結果、平成26年１月１日現在で300社を超える企業が県内に立地し、約２万5000人の雇用が創出されております。

今後は、国際海底ケーブル敷設などの情報通信インフラを整備するとともに、巨大市場となったアジアのダイナミズムを取り込んだ新たなビジネスの創出等を支援し、本県のさらなる情報通信関連産業の振興を図ってまいります。

次に、アジア情報通信ハブ形成促進事業の効果と目標についてお答えいたします。

当該事業は、首都圏―沖縄―アジア間を海底光ケーブルで接続し、高速大容量、低価格の国際情報通信ネットワークを構築することを目的としております。

これにより、東日本大震災後、同時被災リスクの低い沖縄が、国内外の重要データのバックアップや、システム開発の拠点として、首都圏一極集中の解消に寄与する役割を担うとともに、アジアの巨大なマーケッ

トの中心に位置する沖縄の地理的優位性を生かし、成長著しいアジアのダイナミズムと連動した双方向ビジネスやアジアの投資を呼び込む地域としていきたいと考えております。

沖縄県では、国内外の企業が持つ情報資産を沖縄に集め、人材、企業、知識、投資、さらに情報を集積することで好循環サイクルを構築し、沖縄におけるアジア有数の国際情報通信ハブの形成を加速させることとしております。

本県は、当該ネットワークを、国内外企業の誘致インセンティブとして積極的に活用することで、沖縄21世紀ビジョン実施計画に掲げている立地企業数440社、新規雇用者数４万2000人の早期達成を目標として取り組んでまいります。

次に、クラウドセンターの機能と企業誘致の取り組みについてお答えいたします。

沖縄情報通信センターは、同時被災リスクの低い沖縄県の地理的優位性を生かし、国内外の重要な情報システムや膨大なデータを集め、クラウドサービスなどの新たなＩＴビジネスを沖縄へ集積させる施設であります。

これに加え、県内主要データセンター等を光回線で接続する沖縄クラウドネットワークや、沖縄とアジア、首都圏を結ぶ新たな海底ケーブルネットワークをパッケージ事業として整備し、官民連携したクラウド空間をつくり出すことで、アジアに向けた沖縄のブランド力強化を図りたいと考えております。これにより、より付加価値の高い新たなビジネスを創出するとともに、県内情報通信関連産業の高度化・多様化・活性化を加速させることで、バックアップサービスを初めとして、アジア向けオペレーションサービス、ゲーム等コンテンツ配信サービスなど、アジアに向けた戦略的ビジネスを展開する国内外企業の誘致につなげたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　それでは、文化観光振興に関する御質問の中で、平成27年度の観光誘客の目標についてお答えいたします。

沖縄県の入域観光客数の目標値は、前年度の入域観光客数の実績や国内外の市場動向、提供航空座席数の見込み、クルーズ船寄港予定回数などをもとに設定しております。

平成27年度の目標値の設定については、現在、作業を進めているところであり、４月をめどに公表することとしております。

次に、外国人観光客誘客の取り組みについてお答えいたします。

県では、ビジットおきなわ計画に基づき、海外市場における沖縄の認知度の向上、交通アクセスの強化、各種プロモーション等に積極的に取り組んでまいりました。その結果、平成25年度に約63万人であった外国人観光客数は、平成27年１月末に82万人となり、今年度の数値目標である80万人を既に突破しております。

県としては、これらの取り組みを継続するとともに、空港・港湾施設の整備拡充や多言語対応などの受け入れ体制整備を着実に図りつつ、税関、出入国管理、検疫のいわゆるＣＩＱ審査体制の強化、審査手続の簡素化、査証要件のさらなる緩和等についても関係機関に積極的に働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　子育て・福祉政策についての御質問の中で、認可化移行支援事業の次年度の目標についてお答えをいたします。

認可化移行支援事業の平成27年度予算については、施設整備費補助金を６施設分計上しております。また、運営費支援補助金として46施設分計上しており、そのうち18施設については、次年度、認可保育所に移行する予定となっております。

県としましては、今後とも、市町村と連携しながら認可外保育施設の認可化を支援してまいります。

次に、保育士の処遇改善等についてお答えをいたします。

県においては、保育士の処遇改善を図るため、給与の上乗せや、産休取得支援等の処遇改善の取り組みを実施しております。また、新制度施行後の公定価格においても、職員の勤続年数や経験年数に応じ、約３％の給与の改善が図られるほか、延長保育、非常勤保育士の加配、研修代替職員の配置などに要する費用が手当てされることとなっております。

県内の認可保育所の保育士の正規雇用率につきましては、平成26年４月現在、約40％となっております。

県は、これまで各保育所に対し正規雇用率60％以上を目指すよう指導するとともに、沖縄労働局と連携し、県内保育団体に対し、非正規雇用労働者の正職員転換等についての要請を行っているところであります。さらに、今議会の補正予算案に、保育士の正規雇

用化を促進するための事業費を計上したところであり、引き続き処遇改善に取り組んでまいります。

次に、５歳児問題への対応についてお答えをいたします。

５歳児の午後の居場所の確保につきましては、市町村において、幼稚園における預かり保育の充実と５歳児保育の拡充等により対応することとしております。

県としましては、引き続き安心こども基金等を活用した保育所整備を支援するとともに、新たに創設される預かり保育に対する補助や待機児童解消支援基金の活用など、５歳児の居場所が確保されるよう市町村の取り組みを支援してまいります。

次に、貧困連鎖防止対策についてお答えをいたします。

県におきましては、子供の貧困対策として、要保護児童への支援、ひとり親家庭の自立支援、生活保護など幅広い分野からの支援を実施しております。また、平成24年度からは、沖縄振興特別推進交付金等を活用し、生活保護世帯や準要保護世帯の子供に対する学習支援、母子家庭に対する就労支援や生活支援等を実施しております。

平成27年度当初予算案においては、学習支援事業を引き続き実施するほか、新たに、ひとり親家庭の認可外保育施設利用料の負担軽減を図るための経費を計上しております。

県としましては、貧困の連鎖を防止するため、平成27年度中に「子どもの貧困対策計画」を策定し、子供の貧困対策を総合的に推進してまいります。

次に、子ども・若者育成支援事業の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県の子ども・若者の現状は、全国と比較して、ニートの割合や高校生の不登校率及び中退率が高いことなど、厳しい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、県におきましては、昨年10月に「子ども若者みらい相談プラザ　ソラエ」を開所し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者からの相談に応じております。また、このような子ども・若者に居場所の提供等を行うＮＰＯ法人等に対し、その活動費を補助する地域子ども・若者支援活動補助事業を実施しております。

県としましては、引き続き本県における子ども・若者の課題解決に資する効果的な施策の推進に努めてまいります。

次に、日本語指導教材研究事業の成果についてお答えをいたします。

県では、アメラジアンスクールにおいて、日本語指導の必要な児童生徒が学籍校へ円滑に復学するための支援を強化するため、平成25年度から27年度まで一括交付金を活用し、日本語指導教材研究事業を実施しております。具体的には、ＩＴ機器等を活用した日本語指導教材及び指導冊子の開発を進めており、主要教科の中でも教育現場においてニーズが高い算数の教材、指導冊子が完成する予定であります。

県としましては、今後ともアメラジアンスクールとの意見交換等を行い、アメラジアン等児童生徒の学習環境づくりに役立てるよう、事業を実施してまいります。

次に、我が党の代表質問との関連についての御質問の中で、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業の対象児童数等についてお答えをいたします。８の(1)アと８(1)イは関連しますので、恐縮ですが一括でお答えをいたします。

助成対象につきましては、聴力が30デシベル以上70デシベル未満と判断された18歳未満の児童生徒としており、対象人数については専門医療機関からの聞き取り調査を行い、101名を見込んでいるところであります。

軽度・中等度難聴児が早期に補聴器を使用した場合、周囲の人とのコミュニケーションを促進させる効果等があるとされております。そのため、本事業の十分な周知を図るとともに、今後もニーズを踏まえ市町村と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君）　それでは、子育て・福祉政策についての御質問の中で、こども医療費助成制度の拡充についてお答えいたします。

沖縄県では、子供の疾病の早期発見と早期治療の促進を図るとともに、子育て支援を目的に、こども医療費助成事業を実施しており、本年10月１日より通院の対象年齢を現在の３歳から就学前に拡大することとしております。

その結果、対象者数は、現在の約６万8000人から５万人ふえ、約11万8000人に増加いたします。

同事業は、市町村が実施する対象経費の２分の１を補助するもので、対象年齢の拡大については、全ての市町村で実施されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　それでは障害児教育につ

いての御質問の中で、沖縄高等特別支援学校の教育内容等についてお答えいたします。

沖縄高等特別支援学校では、卒業後の職業的・社会的自立を図り、働く喜びと誇りを持ち、自他ともに敬愛する心豊かな人間の育成を目指しております。

学校では、週13時間程度の職業教科の授業の実施や就業体験を卒業までに計７回行うなど、職業教育を中心に取り組み、生徒の特性等を踏まえながら慎重に就職先のマッチングを図っております。

平成25年度の実績としましては、進路決定率が93.2％であり、小売業、清掃業、介護補助などの企業等への就職が62.7％、障害福祉サービスを利用した福祉就労が22.0％、進学が8.5％となっております。

次に、沖縄高等特別支援学校卒業生の余暇活動についてお答えいたします。

障害のある人たちにとって充実した余暇を過ごすことは、人生を豊かに過ごすために欠かすことのできない要素であり、その家族や地域等による支援が必要であると認識しております。

沖縄高等特別支援学校の卒業生の余暇活動については、同窓会によるスポーツ大会や成人式等を開催しており、現在、卒業生及び在校生の保護者が学校と連携を図っているところであります。

県教育委員会としましては、卒業しても支援が途切れないように「個別の移行支援計画」を活用し、関係部局、関係機関と連携を図りながら、卒業後の支援に努めてまいります。

次に、我が党の代表質問との関連についての御質問で、給付型奨学金制度の課題等についてお答えいたします。

県教育委員会では、能力があるにもかかわらず、経済的理由により、県外大学への進学が困難な学生を対象に、給付型奨学金制度の創設に向けて調整を行ってまいりました。

しかしながら、進学率の向上等の教育効果や対象範囲等についてさらなる検討が必要なことから、引き続きその詳細について整理を行い、平成28年度には奨学生の募集を実現できるよう、鋭意、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

〔総務部長　平敷昭人君登壇〕

○総務部長（平敷昭人君）　障害児教育についての御質問の中で、知的障害者の採用についてお答えいたします。

県は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者を採用しているところでありますが、知的障害者については、現在採用しておりません。

県といたしましては、職員採用における成績主義の原則を踏まえつつ、知的障害者の採用について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君）　地域振興についての御質問の中で、山里地区再開発事業についての御質問にお答えします。

山里第一地区市街地再開発事業については、昨年11月に組合設立の認可申請がなされており、年度内の認可に向けて審査を行っているところであります。

県としても、本事業は、中部圏域の活性化に資する重要な事業と考えており、県の支援額を約４億円とすることとしております。

今後とも沖縄市と連携して、事業の進捗を図っていきたいと考えております。

同じく地域振興についての御質問の中で、中城湾港新港地区における避難訓練の取り組みについての御質問にお答えします。

中城湾港新港地区の防災対策については、平成25年９月に国により策定された「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」に基づき、現在、防災計画の策定を進めているところです。

計画策定においては、立地企業と協働の上、避難困難地域の抽出や避難対象人数を把握するなど、新港地区の特徴を整理の上、緊急避難場所や避難経路等を検討しております。

策定された防災計画は、平成27年度に沖縄市、うるま市の地域防災計画に反映させる予定です。

避難訓練については、策定された防災計画をもとに、津波防災の日に県と市町村が主催する沖縄県広域地震・津波避難訓練に合わせて実施することとしております。

同じく地域振興についての御質問の中で、中城湾港新港地区物流拠点化事業についての御質問にお答えします。

中城湾港新港地区物流拠点化事業は、定期船就航に向けた実証実験と上屋等の港湾関連施設整備となっています。定期船就航に向けた実証実験は、平成23年11月から実施しており、平成27年４月からは、南日本汽船株式会社が定期運航を開始します。

港湾関連施設整備は、上屋等を整備するものであ

り、今年度は、定期船が就航する西埠頭において上屋の増設を行っております。また、東埠頭においても、来年度から上屋を整備することにしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　どうも、御答弁ありがとうございました。

基地問題についてですけれども、知事は新年度でワシントンへの駐在員の配置を予定しております。

これまでも歴代の知事がこの沖縄の基地問題解決のために再三訪米をし、そして沖縄の窮状を訴えながら今日に至っておりますけれども、なかなかその効果が見えておりません。そういう意味では、今回その駐在員を派遣し、さらにまたスタッフもつけて、米国とのつながりを強化しようということですから、やはり戦略的にこの沖縄の過重な基地負担の軽減に具体的に結びつくように、あるいはまたさらにはこの普天間・辺野古問題ということも何とか日本政府がかたくなであるということを、一方からアメリカサイドから日本政府に対する働きかけという、そういう可能性も探りながら戦略的に進めていく必要があると思うんですけれども、そのことについて知事から御答弁お願いします。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　御質問にお答えをいたします。

ワシントンへの駐在員の派遣について、昨年来、平安山さんという方と御相談をしながら今日までいろいろ詰めてまいりました。４月１日から情報収集あるいは情報発信、いろんな形で活動してもらうわけでありますけれども、先週の何曜日でしたか、政策参与として採用をし、今月アメリカに行きまして４月１日からの活動の地ならしをする中で、４月１日からは間違いなく活動ができるような、そういう体制を今、整えつつございます。そして、そういったまた情報収集におきましても、平安山さんにかかわらず私どももいろんな形で情報収集をしながら、お互い意見交換をしながら、いい形でアメリカ側にあるいは日本政府にもそうなりますけれども、情報発信含め沖縄の気持ちを伝える中で、基地問題の解決に一歩でも二歩でも前進できればありがたいなということで、これから全力投球をしていきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　ぜひお願いをいたします。

私が聞く中においてちょっと注意すべき点というのが、やはり訪米して向こうでいろいろ要請行動をやるけれども、ややもすると日本向けに、沖縄向けにＰＲする要素があって、アメリカに対する具体的な効果ある交渉というものができてないと、そういう指摘もありますので、ぜひその辺のところはよく注意をなさって努めていただきたいなと思っております。

次に、企画部長、北部振興事業についてですけれども、平成12年から今日に至るまで続けてまいりました。当初は年間100億円規模の事業がなされておりましたけれども、今日また22年、23年、そして24年から28年というふうに事業が推移してきておりますけれども、北部振興事業については、公共部門、非公共部門というふうな縦分けがありますけれども、その違いについてちょっと御説明いただけますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時40分休憩

午後４時41分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　これは今北部振興事業の具体的な要綱等が手元にないんですけれども、一般的には公共事業といいますと、道路ですとか港湾とかそういったものを言っていると思います。非公共というのは、それ以外のもので、いわゆるソフト事業、そういったものを言っているというふうに理解しております。

○議長（喜納昌春君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　私が理解するところでは、公共事業も非公共もやはり公共的なそういう事業がなされているんですね、各これまでの経緯を見ますと。もう一つの違いというのは、補助率の違いということも聞いているんですけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　非公共事業は10分の９で実施されていますけれども、公共事業は既存の公共事業の沖縄県のかさ上げされた高率の補助率で適用しているという違いがあるというように理解しております。

○議長（喜納昌春君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　それで過去の経緯をデータを見ると、やはり非公共部門は執行率が高い。しかし、公共部門は執行率が低い。こういう状況になっているんですね。しかもその配分される予算については、非公共、公共ともに五分五分の配分になっているんですけれども、この見直しというのはできませんか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　執行率の課題からその

配分についての見直しができないかという趣旨の御質問だと思いますけれども、現在それぞれ北部の12自治体においてそれぞれ事業を実施していただいております。毎年度北部の自治体の方々からこの北部振興事業の継続についての要請がございますけれども、今議員御指摘の配分等についての御意見についてはちょっと私直接伺っておりません。それぞれ実情をしっかりお伺いして、またそれに対応できるような取り組みを行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　その辺のところの課題もあるやに聞いておりますので、ぜひ北部の市町村の皆さん方とじかに詰めて、より効果の出る活用方を検討していただきたいというふうに思います。

商工労働部長、海底熱水鉱床の件ですけれども、御説明のようにＪＯＧＭＥＣとかあるいはまたもう一つの法人がこれまで調査して、非常に可能性の大きな熱水鉱床の発見が相次いでおりますけれども、今後それは具体的に事業化、国も考えていくと思うんですけれども、私が聞くところではその事業化するに際しては、民間企業に委託する、あるいはまた開発を公募するような形でなされるのではないかというふうに聞いているんですけれども、もし、そういうふうな方向性があるのであれば、沖縄県としてどういうかかわりをすれば県財政にプラスになるのか、その辺のところの考え方、見通しはどうですか。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君）　現在、沖縄近海で確認されている海底資源である海底熱水鉱床の開発計画について、まず経産省が策定した「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」によりますと、平成30年代後半以降に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトが開始されるよう、資源量の評価あるいは技術開発や環境評価技術等の開発を推進するとしております。かなり先の話ではありますが、沖縄県としましては平成25年からことしにかけて、沖縄においてそういう支援拠点としての可能性、そして支援拠点となるためにはどういった機能が必要なのかとか、あるいは海底熱水鉱床の資源だけではなく、沖縄は東西1000キロ、南北に400キロの海洋に囲まれているということもありまして、海洋資源も活用した海洋都市的な開発というのはないのかとか、そういういろいろな視点を加えて、今、検討がなされているという状況でございます。

○議長（喜納昌春君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　ぜひその開発のときには、県としてのやはり県益を確保するようなかかわり方、これをぜひ今から研究していっていただいて、近海だけで開発されて県はかかわれなかったというようなことがないようにぜひ研究をお願いいたします。

次に、文化観光スポーツ部長ですけれども、外国人誘客の取り組みですけれども、皆さんが発行した外国人誘客のいろんな調査資料なども見させていただいたんですけれども、この外国語対応能力であるとか、Ｗｉ－Ｆｉ設備の整備であるとか、あるいはまた両替のサービスであるとか、さまざまな課題を皆さんも掲げているんですけれども、そういう認識を持ちながら具体的な対応の仕方について今後どういうふうに考えておりますか。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　今、御指摘のあるように、外国人の観光客の受け入れについては、この外国語対応それからＷｉ－Ｆｉ環境、そして両替の利便性等さまざまな課題があるというふうに認識しております。

その中で、外国人対応につきましては、現在この通訳サービスそれから観光情報を提供する多言語コールセンター、それを運用しております。そのコールセンターについては、年々その運用実績というのが高まってきている状況でございます。それから那覇空港ターミナルを初め県内各地に外国語対応可能な観光案内所、これ現在７つありますけれども、そういうふうな情報の提供も行われているところでございます。それから、観光事業者に対しましては、この翻訳支援、それぞれ例えばホテル等が翻訳する場合の翻訳支援、それから語学研修、あとは研修で追いつかない場合に語学にたけた人材の採用等についても実施しているところでございます。それからＷｉ－Ｆｉ環境とか両替の利便性向上についても、観光関連施設における機器の設置支援について取り組んでいるところでございます。等々、業界の意見も聞きながらもしくは外国人観光客の意見も踏まえながら、その対策については取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　これからいよいよ非常に大きな期待が寄せられておりますから、ぜひその辺の体制整備を、対応方お願いをいたします。

次に、子ども生活福祉部長、子供医療費の助成事業についてですけれども、今、就学前まで拡充するということは非常にすばらしいことで、高く評価をしたいと思います。それで、その際の自動償還払いを県がリードして今やっていると思うんです。私初めて聞い

て気づいたんですけれども、重度心身障害者の子供たちについては、ほぼ償還払いが適用されてないんですか。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　現在のところ、そういう自動償還払いは適用されておりません。

○議長（喜納昌春君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　その理由は何ですか。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時49分休憩

午後４時50分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　自動償還に向けてはこれまで市町村と意見交換はしておりまして、今後市町村のまた意向を踏まえながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　ぜひこれは市町村と相談をしながら、この障害者の方々も自動償還払いができるように、これは早急な対応が必要だと思います。この情報は、私、市町村議員から聞いて、県が対応するんでしたら市町村はすぐ対応するという情報も一部届いておりますので、なぜ重度障害者の方々がその対象から外れたのかその理由がわかりませんので、ぜひ早急な対応方をお願いをいたします。

次に、アメラジアンスクールの件についてですけれども、日本語指導の教師派遣、そしてまた日本語教材研究の事業、これについてはアメラジアンスクールの皆さん方が非常に喜んでおります。最近報道でもありますように、朝日みらい賞を受賞した、あるいはまた国際交流基金・地球市民賞を受賞したということで、皆さんの支援も伴って、その学校が非常に高く評価されていわゆるハーフじゃなくてダブルの教育、ダブルのプライドを持って教育するということが非常に評価されておりますので、今後ともぜひ引き続き支援方お願いしたいと思います。

ただ一つ課題で私聞いているのは、その教材研究が指導者が兼ねてそれをやらなきゃいけないという状況にあるようでして、ですから、子供たちとも触れ合い、また指導しなきゃいかぬけれども、教材研究もしなきゃいけないというこういうことがあるものですから、それは縦分けて何とかできるようにならないものかということですけれども、御検討いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　このあたりはやっぱり現場のほうのアメラジアンスクール側としっかりと意見交換した上で対応、検討してまいりたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　次に総務部長、障害者の県庁への採用の基準というのは、非常に頑張っていらっしゃるということは私聞いているんです。ただこの前、高等特別支援学校に行ったときに初めてわかったんですけれども、やはり軽度の知的障害を持つ彼らが、その公務員にチャレンジできないということが現実にあって、聞くと、彼らに見合った仕事であれば、むしろ非常に一生懸命健常者と変わらないぐらいの能力を発揮するということを聞いたんですね。ですから、そういう意味で何らかの形でその間口を少しでもあけていただければ、非常に大きな希望が彼らにとって持てるようになるのではないかというふうに考えるんですけれども、ぜひその可能性を追求していただきたいんですけれども、もう一度お願いします。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

○総務部長（平敷昭人君）　御指摘の知的障害の方々がどのような分野の職務に対応していただけるか、また向いていらっしゃるのか、その辺も踏まえながらまた引き続き検討してまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　ありがとうございます。ということは、可能性あるわけですね。彼らの適性に合ったそういう職種、職場であれば、十分対応できる可能性を持っているというふうに私も現場で伺ってきましたので、ぜひ御検討をいただきたいというふうに思います。

知事、最後に、しまくとぅばの件についてですけれども、知事も非常に思いを込めて「ハイサイ・ハイタイ」運動、市長のころから頑張ってこられてきました。今の状況、進捗状況というか、県内での進みぐあいはどのように受けとめていらっしゃいますか。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　お答えをいたします。

全県的に把握しているわけじゃありませんけれども、那覇市役所で始めまして、今那覇市役所離れて３カ月なりますので、きっと継続していると思いますが、庁議などでは全部長が、ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。ワンネー　ヌーヌー部ヌターターヤイビーン。ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラと、これ100％言うようになっています。終わってから、

ニフェーデービル　ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラということですね。こういう形でやりましたら、職員の皆さん方もハイサイ・ハイタイというこういったものをやっていますし、それから披露宴とか何やかんやで、友人代表挨拶とか来賓挨拶とかとあった場合も、必ずハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラからということであります。

それから、那覇市役所の公立の幼稚園では３歳児、４歳児、食事……、保育園ですね、クワッチーサビラ、クワッチーサビタンということで、この層からやりますと、いわゆる中学生ぐらいから恥ずかしがって何でこんなのしゃべらんといかんかとあるんですが、保育園生などは自然と覚えていって、そして小学校に入っていくと自然にまた話せるようになりますので、幼児からのこういった遊びながらのことも必要かなと。

それからカタヤビラウチナーグチですね。これ全県的に、要するに沖縄県がやっているものでも全県的にやっていると思いますので、じわりじわりこの横の線がつながってきております。ですから、ぜひともこの議会もそうですけれども、冒頭と最後のほうのウチナーグチだけでも言うようになると、あとは一つ一つ単語がふえていきますので、最初はどうしても取っつきにくいんですが、この辺のところをみんなに御理解いただいて進めていければいいかなというふうに思っています。

○議長（喜納昌春君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　ニフェーデービル。

ぜひこれからも一緒に頑張っていきたいと思いますね。

それで、先ほど説明ありましたように、ＣＤつきの読本が配られているというふうに伺っているんですけれども、これは我々手に入れることできますかね、教育長。

○教育長（諸見里　明君）　休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時57分休憩

午後４時57分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　現在、この読本、今作業を進めておりまして、今年度末で完成して、次年度配布する予定です。現在のところ小学生あるいは中学生に配る予定でございますけれども、余分があるかどうか、それはちょっと確認してみたいと思っています。

○議長（喜納昌春君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　そういう読本ができるのを楽しみにしておりますけれども、１つ提案を申し上げたいんですけれども、これ教育長に提案申し上げることになるんですけれども、私、琉歌が下手の横好きで好きでして、たまに琉歌集めくったりするんですけれども、一番身近な歌といえば、「てぃんさぐの花」はもう非常に有名、曲もあって有名なんですけれども、あれはやっぱり８・８・８・６、サンパチ・ロクの琉歌のリズムに乗っているんですね。「ティンサグヌ花ヤ　チミサチニスミティ　ウヤヌユシグトゥヤ　チムニスミリ」ということですけれども、この「てぃんさぐの花」、教育長、何番まであるか御存じですか。これはいいんですけれども、これは実は私も最近気づいたんですけれども、10番まであるんですね、「てぃんさぐの花」。私は２番か３番ぐらいかなと思ったら10番まであってすばらしいものがあるんですよ。ですから、そういう琉歌をこの読本と一緒に学校現場で教えるような形がとれないかどうかというふうに考えているんですけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　恐らく小学校の教育課程内でどのように勉強していくかということになると思うんですけれども、いろんな形で今総合的な学習であるとか劇とか学校でも取り組みを始めております、取り組んでいるところです。ぜひその中でもどういう場面でできるか推奨していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　琉歌は非常に方言を覚えるのと同時に、やっぱりウチナーの昔クトゥバ、「黄金クトゥバ」というものが非常にたくさんちりばめられておりまして、教育の面でも非常に有効だというふうに考えております。

それと琉歌は恋の歌もあるんですね、教育長。恩納ナビーと吉屋チルーという対照的なそういう歌があるんですけれども、例えば「恩納ムイアガタ　サトゥガウマリジマ　ムインウシヌキティ　クガタナサナ」という恩納ナビーが強烈な燃えるような恋をした歌もあれば、吉屋思鶴はまた一方で、「ウユバラントゥミバウムイマスカガン　カジヤチョンウッチ　拝ミブシャヌ」と、これは恋する彼氏が身分も違いがあって手が届かないと、そういう方のせめて鏡に姿だけでも映してみたいというそういう歌なんですけれども、どっちが好きですか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　好き嫌いの問題になるん

ですけれども、私は吉屋チルーも恩納ナビーも好きです。特に恩納ナビーの先ほど言った力強さも好きですし、読谷のこの橋の歌がありますよね。「ウラミ比謝橋ヤ　ナサキヌンヒトゥヌ　ワンワタサウムティ　カキティルータガナ」。これも好きですね。よろしいですか。

○議長（喜納昌春君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　ロマンチックですね。

知事、知事にも１つお聞きしたいんですけれども、蔡温と程順則の歌が非常に対照的な歌がありまして、蔡温は「フミリスシライヤ　ユヌ中ヌナレー　サタンネンムヌガ　ヌー役立チュガ」、一方、程順則は「フミラリンシカン　スシラリンシカン　ウチユナダヤシク　ワタイブシャヌ」、どっちが好きですか。感想も含めて。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　今最初に言われた言葉のほうが胸にしみてまいります。今やっぱりいろいろな角度から言われていますので、そういうふうに言われるということそのものが仕事をしているんだというような気持ちで励みにして頑張っていきたいと思います。

○金城　　勉君　ありがとうございました。ニフェーデービル。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田　勝廣君　金城さんの琉歌の歌で、私はどちらかというと恩納ナビーが好きですね。「クヌ森押シヌキティ　クガタナサナ」、あれは金武町の松金というんですよ。あれは女にもてる金武チュ、これで私は恩納ナビーが大好きです。

もう一つ言えば、吉屋思鶴と恩納ナビーの違いは何かというと、吉屋思鶴というのは内面、自分の感情を内面に秘めて歌う。しかし、恩納ナビーは雄大であっけらかんとして、何となくウチナーの女性みたいに歌うというのがあって、そういう意味で大好きなんです、両方とも。

それでは公明党・県民会議無所属の吉田です。

一般質問を行います。

辺野古の問題ですから歌とはかけ離れると思いますけれども、こういう文化的なことをやれば、いがみ合いもなくなっちゃうのかなと思いつつ質問をいたします。

辺野古のゲート前では県民同士のいがみ合いが続いております。県民の民意を実現するために必死に頑張っている老若男女、国家、米軍の指示・命令によって権力を行使する青年たち。基地あるがゆえにこのような状況が70年間も続いていることに、悲しくもあり残念なことでもあります。

戦後70年を迎えた今、過去と真摯に向き合い、「ドイツの良心」と言われたヴァイツゼッカーの言葉を引用し、新たにかみしめてみたいと思います。

「われわれは戦争と暴力の支配で亡くなったすべての人の悲しみを、とりわけ強制収容所で殺された600万人のユダヤ人を思い起こす。」、「この犯罪を行ったのは少数の者だった。あまりにも多くの人が、起こっていることを知ろうとしなかった。良心をまひさせ、自分には関わりがないとし、目をそらし、沈黙をした。」、「問題は過去を克服することではない。後になって過去を変えたり、起こらなかったりすることはできない。過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目になる。非人間的な行為を記憶しようとしない者は、再び（非人間的な行為に）汚染される危険に陥りやすいのである。」と訴えました。

そしてヒトラーについては、「ヒトラーは常に偏見と敵意、憎悪をかき立てるように努めていた。」と、厳しく糾弾をしております。

そしてまた、若い人たちにお願いしたいこと。「他人への敵意や憎悪に駆り立てられてはならない。対立ではなく、互いに手をとり合って生きていくことを学んでほしい。自由を重んじよう。平和のために力を尽くそう。正義を自らの支えとしよう。」と結び、世界の人々の共感を呼んだと思います。今後の沖縄の方向性を決める上で大きな示唆を与えると思います。

戦後70年、私は平和を創造する若者や民衆の力を信じたいと思います。

以下、質問いたします。

知事の政治姿勢について。

(1)、戦後70年について。

ア、沖縄県の施策について説明されたい。

イ、沖縄県の知事として、内外へアピールすることは重要と考えるが見解を伺います。

ウ、安倍総理等に対する提言はないか伺います。

(2)、基地問題について県民同士が対立し、ないし対立させられている現状が続いているが、知事の見解を伺います。

(3)、米軍人等の県民蔑視の発言が相次いでいるが、見解を伺います。

(4)、地位協定の改定に向けての知事の決意を伺います。

２、県の財政について。

(1)、類似県と比較して地方交付税及び国庫支出金の額と順位はどうなっているか、５年間の推移を伺い

ます。
(2)、類似県と比較して行政投資の額と順位はどうなっているか、５年間の推移を伺います。
(3)、類似県と比較して受益率はどうなっているか、５年間の推移等を説明し、その背景をあわせて説明されたい。
(4)、県の予算に占める防衛省予算の割合について説明されたい。（５年間の推移）
(5)、新たな課税として入域税、レンタカー税等の導入を検討中とのことだが、その内容及び今後の課題について伺います。
３、ワシントンＤＣ駐在員の配置について。
(1)、その目的と役割について。
(2)、米国会議員等の連携について伺います。
４、世界のウチナーンチュ大会について。
(1)、現状及び内容等について説明をされたい。
５、文化行政について。
(1)、海外の移民資料館の状況を説明されたい。
(2)、県立移民資料館及び復帰記念館の建設について伺う。
６、医療行政について。
(1)、重粒子線治療施設導入と現在の放射線治療等との違いなど、今後の課題について伺います。
(2)、北部地域の医療体制について伺います。
(3)、北部地域の国保の現状と課題について伺います。
７、刑事特別法について。
(1)、刑特法２条と刑法130条及び軽犯罪法１条32号との法定刑の相違について説明をされたい。
(2)、刑特法２条の適用の事例（大衆運動との関係）について説明をされたい。
ア、県外と県内について。
イ、逮捕ないし拘束した官憲は誰か。警察か、米軍及び警備員か。
８、米軍基地の警備に当たっての法的根拠とその内容について説明されたい。
９、我が会派の代表質問との関連については、ありません。
以上であります。よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　吉田勝廣議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、戦後70年についての施策及び内外へのアピール等についてお答えをいたします。１(1)ア、イ及びウは関連しますので一括してお答えをいたします。

沖縄県は、これまで慰霊の日の平和宣言において、さきの大戦で住民を巻き込んだ苛酷な地上戦が行われた沖縄の経験に基づき、戦争体験を継承し平和を希求する心を発信するとともに、恒久平和の実現に取り組む決意を宣言してきました。戦後70年の節目を迎えることしの平和宣言においては、戦禍の記憶を風化させないため、悲惨な沖縄戦の歴史的教訓を後世に伝えるとともに、二度と戦争を起こしてはならないという県民の平和の心を県内外に強く発信していきたいと考えております。また、沖縄県においては、ことし新たに平和祈念資料館における多言語化や戦争体験者の証言等を携帯端末等で閲覧できるシステムを構築することにより、国際平和の発信拠点としての沖縄をより強くアピールしていきたいと考えております。

次に、ワシントンＤＣ駐在員の配置についてに関する御質問の中の、ワシントン駐在員の目的と役割についてにお答えいたします。

ワシントン駐在員については、私の訪米対応、基地問題に関する情報収集、沖縄の状況などの情報発信を主な役割としております。私の考えや沖縄の状況を正確にアメリカ側へ伝え、公約実現、そして沖縄の課題解決に向けて取り組んでまいります。

次に、世界のウチナーンチュ大会についてに関する御質問の中の、世界のウチナーンチュ大会の現状と内容についてお答えをいたします。

世界のウチナーンチュ大会は、平成２年からおおむね５年ごとに開催され、前回の第５回大会では24カ国３地域から約5300人の世界のウチナーンチュが参加しました。世界各地に在住しているウチナーンチュが一堂に会する本大会は、県系人・県人会等との交流を深め、さまざまな分野でウチナーネットワークを着実に発展・拡充させてきました。私は、国内はもとより海外で暮らすウチナーンチュが沖縄のアイデンティティーを有し交流を深めることが重要であると考えております。このため、平成28年度開催予定の第６回大会では、これまで構築してきたウチナーネットワークの継承・拡充を図るとともに、次世代の担い手育成などに取り組んでまいります。また、次年度は、各界各層の代表者で構成される大会実行委員会を設立し、大会基本方針の策定や実施体制の構築など、開催に向けた準備を進めてまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　町田　優君登壇〕

○知事公室長（町田　優君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、県民同士の対立についてお答えします。

世界一危険とも言われる普天間飛行場の固定化は絶対に許されないと考えております。また、戦後70年間、過重な基地負担を背負う沖縄が、危険性除去のためとはいえ代替施設を考えなければならないというのは、大変理不尽であると考えております。政府においては、安全保障の負担は全国で担うべきとの認識のもと、同飛行場の早期返還に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、米軍人等の発言についてお答えします。

これらの発言等が事実であるとすれば、よき隣人としての立場からはほど遠く、大変残念であると言わざるを得ません。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、日米地位協定の改定についてお答えします。

日米地位協定の見直しについて、県は、これまであらゆる機会を通じ日米両政府に対し要請してきたところであります。

県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。このため、今後とも軍転協や渉外知事会とも連携し、あらゆる機会を通じ日米両政府に日米地位協定の見直しを粘り強く求めてまいりたいと考えております。

次に、ワシントンＤＣ駐在員の配置についての御質問の中で、米国会議員等との連携についてお答えします。

米軍基地問題の解決促進のため、米国の議員等と連携して取り組むことは意義あることだと考えております。設置を予定しているワシントン駐在員も活用し、効果的な取り組みを検討してまいります。

次に、文化行政についての御質問の中で、移民資料館についてお答えします。５の(1)と５の(2)は関連しますので一括してお答えします。

県としましては、100年余にわたる移民の歴史を後世に継承し、先人の労苦をたたえることは重要だと考えております。ブラジル、ハワイ、ペルー等主要な移民国には、規模の差はあれ移民資料を展示する施設が整備されていると聞いております。県では、平成24年より毎年６月18日の「海外移住の日」には県庁でパネル展を開催するなど、海外移民の功績を後世に伝える取り組みを行っております。

県立移民資料館につきましては、どのような方策があるか、今後調査検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　県の財政についての御質問の中の、地方交付税と国庫支出金の額と順位についてお答えいたします。

県分・市町村分を合計した国庫支出金と地方交付税交付金の１人当たりの額と順位について、沖縄県を含めた財政力指数0.3未満の類似県のうち、東日本大震災で被災した県を除く10県で比較すると、沖縄県は、平成20年度が45万1000円で７位、平成21年度は47万9000円で８位、平成22年度は48万2000円で８位、平成23年度は46万8000円で７位、平成24年度は48万5000円で５位となっております。

次に、行政投資の額と順位についてお答えいたします。

１人当たりの行政投資額と順位を類似県10県で比較すると、沖縄県は、平成19年度29万3000円で３位、平成20年度29万円で２位、平成21年度30万7000円で４位、平成22年度28万1000円で４位、平成23年度25万5000円で６位となっております。

次に、受益率及びその背景についてお答えいたします。

国から県と市町村が受け入れた地方交付税交付金、国庫支出金、地方譲与税の合計を、県民が納めた国税、地方税の合計で除した受益率と順位について類似県10県で比較すると、沖縄県は、平成19年度は1.43で７位、平成20年度1.53で７位、平成21年度1.65で７位、平成22年度1.66で９位、平成23年度が1.59で７位となっております。過去５年間の本県の受益率に大きな変動はありません。本県では、国の支援によりさまざまな社会資本整備や各種施策が進められております。しかし、他都道府県と比較すれば、国からの財政移転が突出して高いわけではないことなどから、受益率も同様に突出して高いわけではないと考えております。

次に、医療行政についての御質問の中の、重粒子線治療と放射線治療との違いや今後の課題についてお答えいたします。

重粒子線は、放射線と異なり体の中をある程度進んだ後、目標とする地点でがん細胞へ高いエネルギーを与える性質を持っております。そのため、周辺臓器へのダメージや副作用が極めて少ない状態でピンポイン

トでがん細胞の死滅が可能となることが大きな特徴となっております。重粒子線治療は、従来の放射線治療に比べ約３倍のがん細胞殺傷力があり、短期間での治療や生活の質を落とさない治療が可能となることから、画期的な治療とされております。治療部位としましては、頭頸部や前立腺、肺などの腺がん、脳腫瘍や骨、脂肪、筋肉などから発生する肉腫、悪性骨肉腫などに効果を発揮しております。

重粒子線治療施設導入に向けての課題は、集患のあり方及び高額な治療費であると認識しております。集患のあり方につきましては、全国でも有数のアクセスの優位性を生かし、国内の他施設や国立病院機構等との連携を構築することによる集患の実現可能性について調査してまいります。高額な治療費につきましては、他県の取り組みも参考に、県民が治療しやすい環境を整えるための方策について、今後とも調査検討してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

〔総務部長　平敷昭人君登壇〕

○総務部長（平敷昭人君）　県の財政についての御質問の中で、県予算に占める防衛省予算の割合についてお答えいたします。

防衛省予算のうち、県の歳入予算に計上されるものとしましては、防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律に基づく県立学校の防音対策工事などの補助金や提供施設内の県有地に係る地代などの基地関係収入のほか、自衛官募集に係る委託金などがあります。これら防衛省予算の県の最終予算額に占める割合は、平成21年度が0.2％、平成22年度が0.3％、平成23年度が0.3％、平成24年度が0.2％、平成25年度が0.2％となっております。

次に、同じく県の財政についての御質問の中で、新たな税についてお答えします。

県においては、これまで新たな法定外目的税として、入域税、レンタカー税、宿泊税について庁内で検討を行い、租税法や地方財政、観光、環境に関する専門家に加え関係業界の意見を聴取してまいりました。これらを踏まえ、平成26年３月に関係部長で協議したところ、入域税は県内３村で導入済みの環境協力税との関係で二重課税に当たる懸念等があること、また、レンタカー税は、見込まれる税収に対し徴税経費がかさむ課題があることなどから、新たな税目としては宿泊税が適当であるが、導入については、観光産業に与える影響を十分に考慮して判断する必要があるとの検討結果をまとめております。

県といたしましては、これまでの検討や消費税の税率引き上げなど、現在の社会経済情勢、観光関連産業への影響などを総合的に考慮すると、新たな法定外目的税の導入は厳しい状況にあると考えておりますが、多様化する行政需要に対応するため、今後とも法定外目的税の検討のほか、法定税の適正課税、収入率の向上などにより自主財源の確保に努めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　文化行政に関する御質問の中で、復帰記念館の建設についてお答えいたします。

本土復帰から40年余りの歳月が経過し、当時のエネルギーを肌で感じた世代と実体験のない世代では、復帰に対する意識の差が大きい状況となっております。

県としましては、若い世代の方々に対しても本土復帰に至った歴史的背景やその意義を伝え理解してもらうことは大変重要なことだと考えております。そのため、県立博物館・美術館において復帰に関する資料を常設展示するとともに、昨年４月から７月の間、歴史部門コーナーにおいて「抑圧からの解放を求めて」と題し、アメリカ統治下における県民の苦難と復帰運動の状況に関する展示を実施したところであります。

今後とも、復帰を知らない若い世代にも興味を持っていただけるよう、復帰記念館の建設を含め、展示や情報発信のあり方についてさまざまな専門家の意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君）　それでは医療行政についての御質問の中で、北部地域の医療体制についてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄県保健医療計画において、北部地域を北部保健医療圏として設定し、住民が居住する圏域内の医療機関において、日常的な疾病や入院医療等、一般的な医療が受けられる体制整備を図っております。しかしながら、医師の地域偏在や診療科の偏在等により、地域医療の確保が全国的に大きな問題となる中、北部地域における医療提供の中核である県立北部病院においても医師確保に苦慮し、産科医療等の診療体制の維持に支障が生じるなど医師確保が課題となっております。

このような状況において、北部市町村及び医療関係団体等で構成する「北部地域における医療提供体制の確保に関する研究会」報告においては、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合・再編し、安定的な医師確保の仕組みづくりに取り組んでいく必要があるとの提言がなされたところであります。

県としましては、提言を踏まえ、救急医療、小児医療及び周産期医療等いわゆる政策医療の提供を含め、公的な役割を担える基幹的病院を整備することを基本にし検討を進めてまいります。

次に、北部地域の国保の現状と課題についてお答えいたします。

県内市町村国保について、各地域ごとに集計を行ったところ、平成25年度末の北部地域における市町村国保加入者数は４万6837人で、人口に占める国保加入率は35.7％となっており、県平均の国保加入率33.4％を上回っております。また、北部地域の平成25年度の市町村国保の実質的な単年度の財政収支は12億1402万円の赤字で、国保加入者１人当たり２万5920円の赤字となり、中部地域の２万6263円、南部地域の２万4005円に比べて１人当たりの赤字が大きくなっております。

北部地域における国保の課題としましては、国保加入者に低所得者が多く、医療費の伸びに対して十分な保険税収入の確保が困難であり、国保制度における構造的な課題が顕著にあらわれているものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

〔警察本部長　加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君）　刑事特別法に関する御質問の中で、刑事特別法第２条と刑法第130条及び軽犯罪法第１条第32号との法定刑の相違についてお答えいたします。

御質問にありましたいわゆる刑事特別法、刑法及び軽犯罪法に関しましては、警察が所管する法律ではありませんが、刑事特別法第２条には、「１年以下の懲役又は2000円以下の罰金若しくは科料に処する。」、刑法第130条には、「３年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。」、軽犯罪法第１条第32号は、「拘留又は科料に処する。」というようにそれぞれ規定されております。

次に、刑事特別法に関する御質問の中で、刑事特別法第２条の適用事例の県外と県内についてお答えいたします。

最初に県内の平成17年から平成26年までの過去10年間におきます刑事特別法違反の検挙は14件、13名となっており、そのうち、同法第２条「施設又は区域を犯す罪」違反の検挙は12件、11名となっております。

次に、県外の過去10年間におきます刑事特別法違反の検挙は14件、13名となっておりますが、同法第２条違反の検挙に関する内訳については承知しておりません。

なお、大衆運動という分け方で統計はとっておりませんので、以上の数字で御了承願います。

次に、米軍側による身柄の逮捕ないし拘束についてお答えいたします。

本件の逮捕ないし拘束は、米軍側による行為であり、県警察としてお答えできる立場にありませんので、答弁を差し控えさせていただきます。

次に、米軍基地の警備に当たっての法的根拠とその内容についての御質問にお答えいたします。

県警察では、キャンプ・シュワブ前の抗議行動に対しましては、警察法第２条に規定する「警察の責務」に照らし、抗議行動を行っている方の安全確保、抗議行動を行っている方と工事関係者等とのトラブル防止、国道上の一般交通を含む安全の確保などの観点から、安全に最大限配慮した上で適切な措置を講じているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　まず、警察本部にお願いいたします。

先ほど刑特法２条とそれから刑法130条、軽犯罪法１条32号の法定刑、管轄でないけれども述べられましたので、刑特法２条、これは刑事特別法でいわゆる法定刑、本来刑特法はつまり軽犯罪法を適用すべきところを米軍の基地だから、これはいろいろ問題が出てくるので、刑特法２条で法定刑をあげたと。１年間の懲役。普通は軽犯罪法は拘留と科料ですよね。ここら辺は県警本部長はどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君）　申しわけございません。先ほど申し上げましたとおり、この刑事特別法と刑法と軽犯罪法、警察が所管する法律でございませんので、この点について答弁を差し控えたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　これは、刑事特別法は昭和27年に法律が制定をされまして、特に米軍基地を守るために

つくられた法律。ですから、普通はつまり科料と拘留だけだけれども、これを１年以下の懲役に処すと。だから刑特法を適用するときには非常に慎重でなければならない。これはもうその法律をつくるときからそういうふうに言われていますね。

もう一つ、私がいつも気にするのは、警備員が逮捕という法的根拠ですね、米軍の中の法的根拠、これは何だろうかと。これも答弁できないですか、本部長。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君）　日本人の警備員が逮捕することができるかというお尋ねと理解をいたしましたが、米側の逮捕につきまして、これは米軍による行為でありますので、県警察としてはお答えを差し控えさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　刑特法で２条から10条、11条、12条ありますね。そうすると刑特法で11条で合衆国軍隊もいわゆる、入ったら逮捕できる。10条ですね。10条から11条、12条。それで、今度僕がちょっと問いたいのは、答弁できないので、私が問いたいのは、今度はいわゆる米軍が逮捕あるいは拘束、それを今度引き渡しありますね、県警へ。今度の場合は名護署。これはどういう法的根拠ですか。それをまた受け取る側というのは。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君）　合衆国軍隊によって逮捕された者の受領につきましては、刑事特別法第12条でございます。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　それで、いわゆる県警はそれを受け取りますね、米軍から。そのときに受け取る側はどういう法的根拠があって、また、例えば逮捕状が裁判所から出てない場合、あるいは逮捕状が出てない場合、緊急だから逮捕状が請求できなかったから、一時拘留しておいて逮捕状を請求すると。こういうときに米軍からの情報でやるのか、それから今までの積み重ねでその逮捕状を裁判所に請求するのか、この辺がよくわからないんですよね。米軍と県警とのかけ合いというか、法律の関係というか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時35分休憩

午後５時35分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君）　米軍が身柄を拘束した具体的理由を示したかどうかというところだと思うんですけれども、そのことにつきましては、現在まだ本件捜査中でありまして、今後の捜査に影響がある可能性がありますので、お答えを差し控えさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　非常に残念ですね。

もう一つ、刑事特別法が施行されて、例えば県警は先ほどいわゆる県民の安全・安心、それから工事の人、交通の人、これを守ると、これは僕も同意します、そういう意味ではですね。そうすると、例えば刑事特別法で県道104号線のとき、山に入って逮捕された。この逮捕をしたのは恐らく県警だと思うんですよね。だから、中に入って逮捕するというこの事例と、警備員が逮捕する事例と、僕は例えばこれは米軍が日本の法律に基づいて罰されるよということ、掲示板があるわけだから、そうすると米軍が逮捕、身柄を確保して県警に渡す以上、やっぱり米軍はそれなりの法と証拠に基づいて逮捕するわけだから、それはやっぱり県警は情報をきちっとしておかなければならない。

それからもう一つは、あの現場を見てみますと、要するにどこが刑特法違反であるのか、どこがなるのか、さっぱりわからない。僕に言わせれば、あれは玄関ですよと、入り口の玄関だから、ここを刑特法を適用することはいかがなものかなと、常々思っています、玄関ですから。例えば、家宅侵入罪の場合と軽犯罪法の場合の違いはその辺にあるわけでしょう。囲まれたところに侵入した、あるいは囲まれていない例えば畑だとかこういうところに侵入した場合は、これは軽犯罪法を適用しますよ。だから、そういうところを総括をすると、とてもじゃないけれども米軍は強行して入れたのかなと思うんですよね。その辺は県警本部長、どう考えますか。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君）　これはお答えになるかどうかというところでありますけれども、県警察では米軍側から身柄の引き渡しを受けた時点で刑事特別法第２条を犯したと疑うに足りる十分な理由があると認められ、また、逮捕の必要性が認められたことから、同法に基づき逮捕したものであります。なお、逮捕後、逮捕状の請求を行い、裁判官から両名の逮捕状の発付を得ております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　だから、あとはまた検察庁へ送致するかどうかということがあって、今度はまた警察庁がかかわってくるわけだから、その辺は、沖縄は基地が

74％米軍基地、常に自分たちの主張、それをするときにはいつも対峙しないといかぬ。しかも、そうして普通だったらいわゆる軽犯でやるけれども、やっぱり刑事特別法があると。例えば、これまでの大衆運動、僕はいろいろかかわった経緯もありますけれども、本部長はなかなか理解できなかったかもしれないけれども、国頭村の安田で起きた事件もあります。いわゆる米軍がヘリコプターで大砲、これは大砲の105ミリ砲、これを山に撃とうとしたんですよ。それをやめさせたのは住民なんですよね、体を張って。

もう一つ、国頭村の安波ということもある。これはまたハリアー機の飛行場をつくろうというわけで、ハリアー機の離着陸に使う、これも体を張って全部これを阻止している。だから、このヤンバルの自然を国頭の住民が守ってきたわけですよ。だから、こういう経過があって、それでまた刑特法を適用するかになってくるわけです、普通だと。

それからもう一つ、これは恩納村、これは都市ゲリラ訓練場、これは金武町も同じです。それを住民が道路で全部米軍を入れないということで立ち塞がって、これもやめさせた経過がある。これは伊芸もそう。そのとき、いわゆる副知事、当時の村長の比嘉さんが副知事になって、これもやめさせた経緯がある。

それから、伊芸区のこの都市ゲリラ訓練場の行動には県議会が全員参加して、稲嶺知事が当時もまさに第１ゲート、第２ゲート、第３ゲートで辺野古と同じようないわゆる説得活動、説得活動をやったわけですよ。そういうことをやって稲嶺県知事もいわゆる県民集会に参加をして、県議会も全部参加をして、そのとき稲嶺知事はデモ行進までしたんです。だから、そういう基地に苦しむこれはやっぱり県民の感情、これを現場の指揮官あるいは米軍がそれをわからなければやっぱり対立が起きるわけですよ。だからそのことをぜひ現場とか指揮官とかあるいは米軍にも、知事にもぜひお願いしたいけれども、そういうことを含めてやらないと、沖縄のいわゆるみずから自分たちが山を守り自然を守りあるいは水がめを守ってきたんだと。そして観光の恩納村を守ってきた。そしてみずからの伊芸だと自分の命を守ってきた。これは県道104号線もそうだと思いますけれども、そういう歴史過程をぜひわかっていただきたいなと思います。いかがですか。これは知事にもちょっと今の話を聞いて……

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君）　ただいま議員から、これまでの歴史的な経緯等についてお伺いをいたしました。私どもといたしましては、先ほども答弁で申し上げましたとおり、抗議行動に対しまして警察法２条に規定する警察の責務に照らしまして適切な警備措置を講じてまいりたいと、このように考えております。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　だからそういうことを通しながら歴史と文化と、それから思い、これをぜひ理解していただきたいなと思います。今の話を聞いて知事、どうですか、これはやっぱりあの辺野古でいろんなことをやっている方々が、いわゆる県民の意思、民意をやっぱり何とかしたいと、実現させたいと、そういう思いがあるんですよ。これはやっぱりこれまで名護市長選挙でもさまざまな選挙で勝って、この民意がなかなか表現できないと。何とか辺野古をつくらせてはいけないなというこの思いがあるわけですよ。その思いに対して知事の思いをちょっと聞いてみたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　吉田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

今、本当にある意味では切々と安田とか安波の出来事を説明していただきました。おっしゃるとおりそういったことがあって、あそこは守られたんだということは歴史的な事実であります。ですから、こういったことというのは一見形式的には違法のように見えても、しっかり守るべきものをこういう方々が守ってきたという大変判断という意味での難しさがあろうと思います。ですから今回の辺野古の場合でも、やっぱり思いというものを私は強く感じているものですから、この思いというようなものをどういう形で表現するかという大変これもぎりぎりのところがあろうかと思いますけれども、ぜひともそういった意味ではその思いというものをしっかり大切にしながら、しかし、安心・安全というのも大事でありますので、こういったこと等を含めて住民運動といいますか県民・市民が沖縄のあるべき姿に関して主体的にかかわっていくということの大切さも私たちは思いをいたさなきゃいけないなというふうに思います。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　ぜひ理解を深めていきたいと思います、その思いをですね。

企画部長、行政投資の件なんだけれども、僕は大体15県、いわゆる0.3と言ったけれども、大体15県をすると行政対象は大体８位から10位ぐらいになる。僕の調査によると、これはちょっと僕は0.3のそれから類似県という話もしたんだけれども、やっぱり行政投資とそれから受益率、これを中心にして沖縄は、よく知事も言うんだけれども、我々もよく言わんといかぬ

というのは、要するに基地があって、みんな例えば振興策があり、それから基地があり、それから例えば北部振興があり、それから島懇事業がありと。こういうことで沖縄はかなり潤っているんじゃないかと、他の都道府県よりは。しかし、受益率とかあるいは行政投資をががっと調べるとそうでもないことがよくわかるわけですね。だから、これをやっぱり我々は、沖縄県民を含めて要するに各都道府県にアピールしないといかぬ。それでそのアピールの仕方は、島根県、これはいつもナンバーワンだったでしょう。島根県はいつもナンバーワンだったんですよね。よくアピールしているわけですよ。だから、これをやっぱり我々は皆さんの資料から見ると、順位は県で書かれていないわけです。受益率とかも書かれてはいるけれども、いわゆる30万とか40万、50万とかね。沖縄県の昭和48年からの受益率と行政投資を比べると一番最初は高いわけです。次第次第に尻すぼみになっていくわけですよ、これ。50万から26万とかね。だから、こういうことを通していかに沖縄県は基地があるから、沖縄振興策があるから潤っているんじゃないかとか、予算がいっぱいあるじゃないかとか、そういうことではないですよということを、これはやっぱり事実だから、数字にあらわして、棒グラフにあらわして誰でもわかりやすいような仕組みにしてアピールしないと、誤解が生ずるから、その辺いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

まさしく議員がおっしゃるのは全く同感でございまして、これは我々いろいろ国と税制等沖縄振興関連でいろいろ要望する際にもいろんなところから言われてまいりました。私自身も悔しい思いをしたということがございまして、実は平成23年度・24年度から、国からの財政移転というのは沖縄県はナンバーワンじゃないですよということは示したところでございます。

今、議員からございました受益率の話も大変わかりやすい数字だと思っております。自分たちが支払った税金が１とすると、沖縄県は23年度は1.59で７位ということで、沖縄県よりさらにもらって……県名までは申し上げませんけれども、２を超えている県もあるわけなんですね。そういったこともしっかり我々は県外の方々にお見せして、さまざまな観点から沖縄県のある姿をしっかり伝える、そういった取り組みを今後やっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　総務部長、防衛省が占める、いわゆる県の収入、県予算0.2とか0.3とあるでしょう。これは額にして大体幾らですか。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

○総務部長（平敷昭人君）　済みません。ちょっと確認します。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時48分休憩

午後５時48分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（平敷昭人君）　25年度の最終予算で申し上げますと、割合が0.2％ですが、防衛省予算、防衛省関連の歳入が14億8700万ほどになっております。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　だから、こういうのもアピールすべきであるわけですよ。0.2％で10億。10億もらってでかい顔するなと言いたいわけだよ、本当は。14億もらって、今度は支出、今度は米軍関係の皆さんの仕事だよ。軍特もあるし米軍にかかわる、いるでしょう、公室長だよ。そのかかわっている職員たちが何名いて、そして何名に給料を払っていて、何名外国に行ったりあるでしょう。それをちょっと計算してみてください。そうすると14億もらいました。支出はこれだけですよと。これはマイナスですよ。僕は金武の町長時代全部計算しました、それ。私の仕事の５分の２は全部基地問題だよと。あなた方はいつもそう言っているじゃないかと。だから、こういうことをやっぱりある程度計算をしてアピールしないと、いつも基地があるからお金をもらっているじゃないかとか、さっきみたいにまた……だから両方から計算することが必要だと思います。いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

○総務部長（平敷昭人君）　ただいまの14億に関しましてはそれぞれ全て、例えば防音の工事でありましたり、あとは土地代ですから当然県有財産を使用させている分ですので、それ以外の今の基地関連の経費に関しては、かちっとまとまったのは今ございませんけれども、例えば米軍基地関係の特別委員会でありましたり、知事とか議会がいろんな要請行動に行かれる分の数字はちょっと今手元にございませんけれども、その分は特別な財政需要だと考えております。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　もう時間がないから、そういうことを計算してバランスシートみたいなものをつくってこうだよということを言わないと、なかなか理解しませ

んから、ぜひ数字でその辺を具体的に説明できるように計画してください。

それから、知事、僕はワシントンＤＣについては、これは特にハワイの国会議員、これは上院に２人、下院に２人いらっしゃるんですよね。このハワイの30周年記念もあるということだから、ぜひハワイの国会議員と連携をとって、やっぱりワシントンＤＣとの関係をうまくいくと。例えば、もう今時間がありませんので、この辺について思いはありませんか。ハワイの国会議員と連携をとり合うというのは。これは市長でも何でもいいんですよね。知事からちょっとコメントを。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　お答えをしたいと思います。

ハワイのほうの上院議員の２人は、１人が日系の女性ということですよね。昨年、県知事選挙があったときに、沖縄の基地については民意を大切にすべきだという報道を見たことがありますので、その意味ではこの女性の上院議員も含めて、それから昨年はイゲ州知事が誕生しておりますから、そういったこと等を踏まえて、やはりハワイのほうとはお互い移民との関係もあります上にいろんなものがよく似ていて、そして向こうのほうも米軍基地がありますので、そういったこと等の情報をやりながら、沖縄の基地問題とどういう形で向こうといい意味での連携ができるかというのも模索していきたいなというふうに思っています。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　最後に、２月27日の朝日新聞に、「沖縄の声　「心」で聞いて」という投書がありましたので、最後のほうだけ。

「いくら声をあげても届かない沖縄の思い。ならば私たちはどう伝えればいいのか。地元のお年寄りが体を張って「埋め立てないで」「お願いだから意見を聞いて」と伝えているのだから、政府も米国もちゃんと心で聞いてください。心の声が伝わりますように。」。

こういう投書がありましたので。

終わります。

○議長（喜納昌春君）　20分間休憩いたします。

午後５時53分休憩

午後６時18分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

儀間光秀君。

〔儀間光秀君登壇〕

○儀間　光秀君　こんばんは。

そうぞうの儀間光秀でございます。

翁長知事、浦崎・安慶田両副知事、御就任おめでとうございます。

安心で安全で、夢と希望に満ちた沖縄県づくりのために御尽力賜りますようにお願い申し上げ、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

１、農地中間管理事業について。

平成25年６月14日に閣議決定された「日本再興戦略」にて示された「10年後に目指す姿」の実現に向け、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するため、都道府県ごとに農地中間管理事業を担う農地中間管理機構が設立されました。

農地中間管理事業の推進に当たっては、人・農地プランの作成、見直しと連動させ、効率的・効果的に実施していくとされていますが、そこでお伺いいたします。

(1)、農地の集約がどれくらいできたのか。面積及び件数を伺う。

(2)、出し手と受け手がどれくらいいるのか。面積及び件数を伺う。

(3)、予算執行状況について伺う。

(4)、耕作放棄地の状況について伺う。

(5)、事業を進める上での課題について伺う。

２は先ほど翁長政俊議員が質問しましたけれども、事業が遅延しているということでしっかり取り組んでほしいのと、莫大な予算が繰り越し、それも今から今月で交渉していくということですので、しっかり対応していただきたいと思います。よって、大きい２、航空機整備基地整備事業については取り下げいたします。

３、地域公共交通連携計画について。

２月２日よりバスレーン延長が施行され、約１カ月が経過いたしました。施行に当たっては関係各位の御尽力に改めて敬意を表するものです。バスレーン延長の目的といたしましては、渋滞緩和、安心・安全、CO_2削減、健康増進が挙げられており、私のところにも地域住民よりさまざまな意見が寄せられております。

そこでお伺いいたします。

(1)、バスレーン延長施行前と施行後の状況等について伺う。

(2)、タクシー（空車時）のバスレーン利用について伺う。

４、消防隊の先進的消防訓練施設の設置について。

去年６月定例会においても質問いたしたのですが、再度お伺いいたします。

我が沖縄県も近年、ホテル、マンション、商業施設など高層の建物が増加傾向にありますが、消防隊訓練施設の整備が本土各県よりおくれております。実災害を想定した火災訓練、超高層建物災害訓練、倒壊家屋の訓練、ヘリコプター連携訓練など、多種多様な訓練に対応できる実践型多目的訓練施設の整備が求められております。

そこでお伺いいたします。

(1)、進捗状況等についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　儀間光秀議員の御質問にお答えをいたします。

消防隊の先進的消防訓練施設の設置についてに関する御質問の中の、先進的消防訓練施設の進捗状況等についてお答えをいたします。

災害の多様化や高度化に対応するため、住民の命と財産を守る使命を担う消防職員には、より高い教育訓練が必要であると考えております。

県消防学校においては、初任科教育等においてより多くの消防職員に、実際に車両・資機材を使用する機会をふやし、訓練の充実強化を図っていくため、平成26年度は消防ポンプ車両を３台から４台体制に整備拡充したところであります。また、平成27年度には、火災等訓練で使用する空気呼吸器や救命訓練用資機材等を整備する予定であります。さらに、平成27年度の教育訓練実施計画の中で、救急救命士の処置拡大に伴う新たな教育カリキュラムを実施するなど、消防教育の充実強化に取り組んでいるところであります。より実践的な消火や救助等の先進的消防訓練施設の導入についても、他県の動向を踏まえ、市町村や関係団体の意見を聞きながら、引き続き検討してまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君）　農地中間管理事業についての御質問の中で、農地中間管理事業の出し手と受け手及び農地集約についてお答えいたします。１の(1)と１の(2)は関連しますので一括してお答えします。

県においては、地域農業の中核となる担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の解消を推進するため、平成26年３月に沖縄県農業振興公社を農地中間管理機構として指定したところであります。これを受け、同公社では、高齢農家等から農地を借り上げ、公募による担い手への貸し付けなどを始めております。本年度は、２度の公募が実施され、応募者が521名、借り受け希望面積は741ヘクタールとなっております。また、農地の出し手については、７戸の高齢農家等から12.5ヘクタールの農地を借り受けております。農地の集約状況につきましては、６名の担い手に11.1ヘクタールを貸し付けたところであります。

次に、予算措置状況についてお答えいたします。

農地中間管理事業については、あらかじめ十分な予算額を確保し、かつ年度を超えることがあっても、事業が途切れることなく効率的に進められるよう、県段階に基金を設置しております。平成25年度補正予算から平成26年度補正予算までに造成された基金総額は、約７億6600万円となっております。なお、当該基金は全額国庫により措置され、今後も事業の進捗状況を見ながら、予算の追加がなされることとなっております。

次に、耕作放棄地の状況についてお答えいたします。

耕作放棄地については、平成25年荒廃農地状況調査によると、約2600ヘクタールで、全耕地面積約３万8800ヘクタールの約７％となっております。県としましては、耕作放棄地の解消を図るため、市町村や農業委員会等と連携し、農地パトロールを徹底するとともに、耕作放棄地対策事業の活用などにより、農地の再生利用に取り組んでいるところであります。今後とも、農地中間管理機構等と連携し、耕作放棄地の解消と有効利用に努めていきたいと考えております。

次に、中間管理事業の課題についてお答えいたします。

農地中間管理事業の課題としては、本年度から開始された新たな事業であり、事業の仕組みなどについて、農地所有者や関係機関・団体への周知が必要なこと、農地所有者の資産保有意識が強く、農地を相続したものの貸したがらないこと、不在村地主が多く、また、所有者の所在不明や相続未登記などにより権利調整が複雑なことなどがあります。

県としましては、農地中間管理機構、関係機関・団体と連携を強化し、これらの課題解決に取り組み、担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の解消を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　地域公共交通連携計画についての御質問の中の、バスレーン延長施行前と施行後の状況等についてお答えいたします。

円滑なバスレーンの延長のためには、公共交通の活性化に対する県民の理解と協力が必要不可欠であります。このため県では、国道58号沿線の住民や企業に対して、バスレーン延長への協力を求めるとともに、バス利用を促進する「わった～バス党」法人党員の獲得に向けて取り組んでまいりました。また、１月13日から、バスレーン延長を周知する「バスレーンサポーター」の配置、さらに国道58号奥武山から北谷までの横断歩道橋にバスレーン延長周知の横断幕を掲出し、事前周知に取り組んでまいりました。ハード面に関しては、安謝立体高架下の不足する右折帯の延長工事の実施、周辺住民への影響を緩和するため、浦添市と連携して市内の生活道路への流入対策等も実施してまいりました。

バスレーン延長施行後の状況としましては、県に対して19件の問い合わせがありました。主なものとしては、延長区間に関する質問が７件、渋滞悪化に関する意見が２件、信号サイクルの調整、取り締まり強化に関する要望がそれぞれ２件ありました。また、バスレーン延長後におけるバス利用者の意見を把握するため、県及び沖縄総合事務局の職員や県民に対し調査を行ったところ、約400名から回答いただき、朝は約45％、夕方は約50％の方々から所要時間の短縮を実感しているとの結果が得られております。

これらのことから、県としましては、バスレーン延長はおおむね順調にスタートできたものと考えております。今後、バスレーン延長の効果について、延長前後の路線バスの運行速度、バス利用者数、一般車両の走行速度等の変化を確認するとともに、県民の意見を踏まえて総合的に検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

〔警察本部長　加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君）　地域公共交通連携計画に関する御質問の中で、タクシー空車時のバスレーン利用についてお答えいたします。

バスレーン規制は、交通量が多く公共交通機関である路線バス等の正常な運行に支障のある道路において、バス等特定の車両の通行帯を指定することによって交通の安全と円滑を図ることを目的とした交通規制であり、県内では国道58号や国際通りなど７路線において実施しております。

バスレーンにおけるタクシーの通行については、国際通りのような単線車線においては空車を含めて全てのタクシーの通行を認め、また国道58号のような複数車線道路においては乗客のあるタクシーのみ通行を認めております。

御質問の空車のタクシーの通行につきましては、国道58号などの複数車線の場合、他に通行できる車線があることやバスレーンを走行するタクシーの増加によりバス等の走行性に影響が生ずることなどから、バスレーン規制の目的に照らして現時点での必要性はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　答弁ありがとうございました。

農地中間管理事業、再度お尋ねいたします。

集約なんですけれども、高齢農家等から約12.5ヘクタールですか。うち11.1ヘクタール、６件の担い手に貸したということで間違いないですか。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　はい、そうでございます。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　受け手のほうは２回の公募で521件、希望者がいるということで、借り受け面積にすると741ヘクタールという答弁だったんです。この出し手と受け手の差が、まだ今年度からの事業だから仕方はないと思うんですけれども、次年度に向けてその対策あるいは数値目標というんですか、741ヘクタール借り受けたいという521件の申し出があるのに対して、中間管理機構、県としてはどのような今年度を踏まえて対策、数字等お持ちであればお伺いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　今回の農地中間管理機構の目標につきましては、10年後の目標、国、各都道府県定めておりまして、平成24年度の集積率が沖縄県23.8％となってございます。10年後には2.5倍に当たる56％を担い手に集約するとそういう目標を定めてございまして、それに向けて今取り組んでいるところでございまして、それでどうしても先ほど申し上げましたように出し手農家からの集約が、なかなか出し手が確保ができてないという状況もございます。そういう意味で県のほうでは機構と調整しながら重点市町村をまず定めておりまして、その重点市町村は14市町村を特定してその14市町村を集中的に関係機関含めて活動をしているところでございます。そうい

う中で掘り起こしをして、機構が借り受けて貸し付けるという、特に高齢農家、リタイアをするような高齢農家の掘り起こしをしながら、担い手、機構が借り受けてそれを貸し付けを希望する先ほどの521名の方々に貸し付けるような取り組みを積極的にやっていきたいなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　この農地事業の課題で先ほど答弁いただいたんですけれども、農地を相続したものの農地を貸したがらないという理由が一つあるようです。それに対する対策とか、あとこの出し手というんですか貸し手というんですか――からどのぐらいの設定期間、１年なのか５年なのか10年スパンなのか、その辺の設定期間があればそれも含めて教えていただけますか。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　従来、農地法３条あるいは基盤強化法に基づく賃貸借等につきましては、個人間同士の賃貸借になっております。そういう意味でなかなか貸したときに返してもらえないという不安感が非常に強いということがございます。それにつきましては、農地中間管理機構は県も出資した公的な機関であるということがございまして、安心して貸すことができると。それから賃貸料についても間違いなく貸し手のほうに賃貸料を出すことができるというようなそういうメリットがございますので、そういうものも説明しながら出し手農家の掘り起こしをしていくというのがございます。

それから貸し出しの期間なんですが、賃貸借の期間については、従来この農地中間管理事業を対象にするものについては、10年間の貸し出しという条件がございまして、ただ我々としましては10年は、農家さん、長過ぎるという意見もございますので、それについては５年に短縮できないものかどうかということで国のほうに今要望をしているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　実際、今年度６件貸し付けを行っているということなんですけれども、その６件に関しては一件一件みんなばらばらだとは思うんですけれども、賃貸借の期間、地域によっても賃借料、差があると思うんですけれども、６件ですので６件もしよろしければ教えていただけますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後６時38分休憩

午後６時38分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　今手元にございませんので、後で取り寄せてからまた答弁させていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　確かに今年度スタートの事業ですので、なかなか周知が行き届いてないのも私も感じられます。地域に行くと、そういった農業に従事している方々にお話をしてこういう制度があるよと言ったら、話しするとびっくりする方も何名かいらっしゃっていました。そういった意味では周知不足もまだまだあるのかなというのも感じております。10年後の農業をしっかりつくり上げていくという国が定めた制度ですので、県が中心になって新規農家の開拓も含めてしっかり取り組んでいただきたいと思います。これは周知がかぎだと思います。ひとつよろしくお願いいたします。

次に、地域公共交通連携計画、要するにバスレーンについてなんですけれども、バスレーン延長と延長後、いろんな話が私のところにも来ています。市内、浦添なんですけれども、浦添市内を走っていて交通量調査何カ所かやっているのを見ました。昼夜問わずやっているのを確認できています。

私、勢理客の方からボランティアなんですけれども、朝学校に通学するときに横断歩道で立哨するボランティアの皆さんいらっしゃいますね。ずっと40年近くやっている方がいらっしゃって、その方とお話しする機会がございました。バスレーンが２月２日から延長されて立哨する中で、交通量の増減感じますかというお話をしたら、倍になっているよと。数年前にカウントするもので一度数えたらしいんです、四、五年前に。そのとき通常400台と言っていましたかね――が通過して雨降ったときはやっぱり送迎する家族がいて雨降りはちょっとふえていたと。今、晴れている日でもこのバスレーン延長施行後、800台と言っているんですよ。僕お願いしてカウントしてもらいました、ぜひカウントしてもらえませんかということで、800台ぐらい通過しているよと。地域によってバランスの差はあると思うんですけれども、一番朝のバスレーンでいいますと、北から那覇方面に向かってくる一番最後が浦添で言う勢理客なんですね。それから川を挟んだり、安謝川を挟んだりしますので、国道に出たりあるいはバイパスに出たりという、ちょうどその一帯がはけ口に抜け道になっていると思います。

県もあるいは浦添も恐らく交通量調査しているんですけれども、バスレーン施行されて１カ月、延長され

て１カ月、現時点でこの数字等が把握されているものがあればお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　お答えします。

儀間議員からはそのバスレーンの延長実施に伴いまして、いわゆる迂回路といいましょうか、特に浦添市内の道路に迂回路として車が殺到するのではないかというような御懸念が示されたところでございます。

我々もさまざまな対策もとらさせていただきましたけれども、その交通量の状況については勢理客はちょっと調査はしておりませんけれども、――と申しますのは、勢理客のほうは浦添市のほうで調査をしていただくということになっておりまして、私どもが行っておりますのは、牧港地区とそれから仲西小学校地区、そこのほうを調査しております。調査の方法ですが、２月２日を挟みまして、前後それぞれ木曜日を２週間ほどとりました。ですから、実施前は１月22日と１月29日の木曜日で、実施後は２月５日と２月12日の木曜日ですね。それぞれ集計を行っております。その結果、牧港地区では895台、２日間の平均ですけれども895台から985台にということで、90台ふえていると。夕方のバスレーンのこの時間帯では仲西小学校前が335台から428台ということで、93台ふえているということがございました。

この調査はしばらく続けようと思っております。浦添市のほうとも連携しながらその実態を把握しながら、どういった形で対策が必要なのかということをまた今後とも検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　今調査結果、数字出してもらったんですけれども、やっぱり100台近くふえているというのがもうデータであらわれています。子供の通学時間あるいは学校から帰る時間とちょうど同じ時間帯で、僕も以前からずっとこの質問をさせていただいております。事故があったとかそういったのはまだ把握はされてないと思います。また、ないとは思います。そういった意味で事故が起きる前のこの生活道に入ってくる車の流入対策、以前も聞いたんですけれども浦添市と連携してしっかり先ほどの答弁でもあったんですけれども、対策してまいりましたという答弁だったんですけれども、具体的にどういった対策がなされたのかお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　この通学路を中心にやはり重点的に我々は対策をとらさせていただきました。

方法は、ハンプというものがございます。これは凸型のマウンドを道路上に置きまして、これを設置することによりまして車両が速度を落とすというようなことを狙ったものでございます。あわせまして、その前後に通行部分の幅員をおさめるポールコーンというものを設置しました。これは浦添仲西小学校から仲西中学校まで行く間の道路がありますけれども、そこのほうに設置をいたしております。これは私実際現場も見てまいりましたけれども、コーンがあることによって速度をやっぱり抑制するような形、働きが出ますし、それからハンプもありますので速度は一定程度落ちるのかなというふうな実感もいたしました。あわせまして、小湾沿いのほうですけれども、路面がでこぼこに見えるように、ハンプではないんですけれどもイメージ図みたいのを置きまして、ドライバーに注意を喚起するというような対策も行っております。

そういったことによりまして、小学校と中学校の教頭先生からちょっと感想も伺いましたけれども、車やバイクの走行速度が制限されているとか、付近の住民も安全に歩行できるようになったというような声も聞いているというような話がございました。

あわせまして今後の対策といたしまして、スクールゾーンの設置というのがやはり小学校、中学校から表示が欲しいということがございましたので、今後浦添市と連携しまして、県のほうで５カ所、浦添市のほうで11カ所、スクールゾーンのこの表示をしてまいりたいと。そういった走行速度の制限等も行うことによって、議員がおっしゃったような事故等が起こらないような環境をつくってまいりたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　仲西小学校の前、僕も実際車運転して通りました。今言った幅員を狭くするポール、あれかなり効果が出ていると思います。効果また出ると思います。スピード落とさないと車の幅ぎりぎりぐらいのところに立てられているもので、あれはスピードを抑止するという意味ではかなり効果的だと思いますので、そういったのを含めていって今おっしゃったようにスクールゾーンもしっかりつくっていく。そういったのをしっかりやることによって事故の未然防止というんですか、抑止につながっていくと思いますので、今後とも対応をお願いいたします。

県警にお尋ねいたします。

本部長、バスレーン延長前と延長後、県警として例えば交通量含めたもの、把握しているものがあれば、

国道あればお伺いいたします。
○議長（喜納昌春君）　警察本部長。
○警察本部長（加藤達也君）　国道58号のバスレーン規制区間延長後の交通渋滞状況等につきましては、２月２日以降朝夕のバスレーン区間においては大謝名交差点や城間交差点等主要交差点を起点として、規制時間中の渋滞距離が延びているほか、規制時間終了後の渋滞解消時間も遅くなっている状況が生じていることは承知しております。さらに、これらの渋滞を避けるため一般車両の通行が規制時間前後に分散し、新たな渋滞を発生させることや生活道路へ流入する車両が増加する懸念も考えられるところであります。
　県警察といたしましては、今後のバスレーン規制の効果及び影響の推移を見ながら、交通の安全と渋滞緩和を図るべく必要な措置を講じてまいりたいと考えております。
　以上でございます。
○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。
○儀間　光秀君　バスレーン延長に伴って県警のほうに県民のほうから苦情等も含めた電話とかそういったのは入っていますか。
○議長（喜納昌春君）　警察本部長。
○警察本部長（加藤達也君）　私ども県警に寄せられた延長に関する県民の意見は５件でありまして、延長に反対というものが４件、延長チラシがわかりにくいというものが１件ございました。
　以上でございます。
○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。
○儀間　光秀君　先ほど企画部長からの答弁でもあったんですけれども、県には信号サイクルの調整とか、あるいは取り締まりの強化の要望という県民からの問い合わせも入っているようです。信号のサイクルによってやっぱり交通渋滞少なからず解消できると思いますので、その辺検証しながら今後の課題にしてあるいは検討していただければと思っております。
　取り締まりのほうも私も今議会もそうなんですけれども、若干弱いんじゃないかなという感じをさせていただいております。実際あった、自分の目で見た、きのうです。まだバスレーンの時間帯なんですけれども、一般車両がバス専用道路を五、六台走っていくのを見ました。そういった意味では、取り締まりの強化も含めて県警の皆さんのまた踏ん張りどころだと思いますので、しっかり対応をお願いしたいと思います。
　バスレーンのタクシー（空車時）のバスレーン利用についてなんですけれども、本部長、公共交通にタクシーは入りますか。
○議長（喜納昌春君）　警察本部長
○警察本部長（加藤達也君）　私ども、タクシーは一般の利用者が誰でも自由に利用でき、料金を支払って移動する交通手段という点から、バス等の公共交通機関に準ずるものと考えております。
○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。
○儀間　光秀君　企画部長、県のほうはタクシーは公共交通機関に入るのか入らないのか。
○議長（喜納昌春君）　企画部長。
○企画部長（謝花喜一郎君）　我々は、タクシーは公共交通機関と捉えております。
○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。
○儀間　光秀君　県警と今県の知事部局のほうでも相違があるんですね。恐らく僕も聞いたところなんですけれども、国交省は公共交通機関と、タクシー認識しています。だからそういった相違もあって、この問題に関してはタクシー協会あるいは個人タクシー協会等から幾度となく県警、あるいは県のほうにも空車時のバスレーン通行させてくれと要請を受けていると思います。モノレールができ、今バスレーンも延長したことで、この間タクシー乗務員さんと懇親する機会がございました。もう死活問題になっていると。もうタクシー利用者の減少傾向が始まって、会社自体もそうなんですけれども、乗務員さんもこれ死活問題になっているので、道路整備もまた交通状況、交通環境も日々目まぐるしく変わる中で、十数年たってもこの問題が解決できてないのは何が原因なのかという疑問を抱きながら日々経済活動に頑張っているという状況ですので、本部長、その辺前向きにぜひ検討できないものなのか再度お伺いいたします。
○議長（喜納昌春君）　警察本部長。
○警察本部長（加藤達也君）　議員御存じのとおり、実車のタクシーについてはバスレーン通行していただいているところでありまして、空車の話でありますけれども、空車につきましては先ほど御答弁申し上げましたとおり、バスレーンを走行するタクシーの増加によってバス等の走行性に影響が生ずるということから、現時点では必要性がないものと考えているところであります。
○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。
○儀間　光秀君　そういうこと言わず、しっかりとその要望にも応えるようにぜひ前向きに今後検討していただきたいと思います。
　議長、休憩お願いします。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
　　午後６時53分休憩

午後６時53分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○儀間　光秀君　謝花部長、先週かな、10日前ぐらいに僕の家にこれ入っていました。（資料を掲示）バスレーンの延長についてというアンケートです。しっかり県を中心にこの周知徹底、朝夕も横断歩道橋にのぼりが立っているのも見られますし、朝夕沿道に歩道にのぼりを立てて周知している方々も見られます。そういった意味ではこのアンケート調査も大変すばらしいものだと思っています。この調査、どの範囲で、何部ぐらいアンケート今かけているかお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

この配布先ですけれども、那覇市の58号沿線ですね、４万世帯を含みますこの中部圏域、うるま市、読谷村までの約21万世帯にお配りしております。

その趣旨ですけれども、沖縄県の現状におきます交通のさまざまな面からの問題点ですとか、公共交通体系を賢く使う方法等を周知するというようなことで今回配布させていただいたところでございます。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　これ沿線の商業施設や企業等にもやっているかお伺いします。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　今回は沿線の企業を対象としてはまだ配布しておりませんけれども、今後企業に対する啓発活動の一環としてまた配布も考えたいと思っております。また、かねてより「わった～バス党」という党員募集の事業をやっております。これも16事業者までふえておりますので、啓発活動の周知徹底、冒頭でも申し上げましたけれども大変重要だと思っておりますので、ぜひこういった活動も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　質問変えます。

消防訓練施設の設置について、前知事公室長が検討する、あるいは取り組んでまいりますということで、先ほど知事から答弁いただきました。機材含めて教育の部分でしっかり年次計画を立ててやっているということで、大変いいことだと思っています。

きょう朝ニュースで、東京都心できのう20階で火災があったそうです。はしご車が届かなくて、ただ死亡者は出なくてしっかり消火活動できたというニュースだったんです。そういった意味では繰り返すようなんですけれども、沖縄も建物が高層化してきます。そういった訓練施設を機材もそうなんですけれども、教育もそうです。訓練する施設を充実させる必要があるという趣旨の質問です。ぜひこれも年次計画を立ててやっていくんだという決意を、最後に知事、お聞かせいただければなと思います。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　今議員がお話になったとおり、災害状況が非常に複雑・多様化しております。そういう状況の中ではあらゆる災害に対処するための防災体制の確立が必要だと考えております。そのため、消防職員の高度で専門的な人材育成が必要であり、そのためには実際に災害を想定した火災訓練が必要であると考えておりますので、私どもも先進的消防訓練施設の設置に向け、鋭意取り組んでいきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　これは去年の１月に沖縄県の消防長会からも県に陳情、要請があった案件でございます。しっかり今後とも一般質問を通じてやっていきたいと思いますので、よろしくお願いしながら一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君）　この際、申し上げます。

先ほどの農地中間管理事業の状況に関する答弁について、農林水産部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　先ほどの農地中間管理機構の実績でございますが、竹富町等４市町村において11.2ヘクタール、６件の実績があるわけでございますが、貸付期間につきましては、５年が２件、10年が４件という状況でございます。

○儀間　光秀君　ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　そうぞうの呉屋宏でございます。

まず翁長知事、おめでとうございます。そして浦崎副知事、安慶田副知事、本当にお疲れさまでございます。浦崎副知事についてはこっちのほうがよかったんじゃないかな、疲れていそうな顔していますので、最後まで頑張ってよろしくお願いします。

初めて８番バッターというかラストバッターをやるんですけれども、いつも３番か４番を打っているものですから、最終バッターになると議長はニーブイしているし、議員はいないし、本当に真面目にやってくれよと言いたいんだけれども。

それでは翁長知事の代表質問、この間聞かせていた

だきました。市議会議員に当選してから30年になったという話がありました。私の印象からするともっとやっているんじゃないかなと思うような気がして、あのころの……、私も実はちょうど翁長さんと一緒で30年前に参議院議員の秘書になって、もうこの世界で30年やっているわけですけれども、当時は浦崎さん、翁長さんと、きょう後ろに座っていないもう一人の翁長政俊さんもそうでしたから、あのころのことを思い出しながら頭をよぎっていたところです。

それでは今回の２月議会、12月は１週間ぐらいしかありませんでしたから、今議会を見て感じるのは、やっぱり初めから辺野古問題でぶつかるだろうなと思ってはいましたけれども、与野党とも与党なれしてない与党、野党なれしてない野党で、答弁が非常に何と言っていいかわからない当局というのが入りまじって非常に違和感を感じています。頑張ってこれからなれていくんでしょうから、議会、言論の府ですから一緒に議論をしてまいりましょう。

まず、私は保育事業の通告をしてありますので伺いますけれども、保育の新システムの導入について、今現在順調なのかということをお伺いをしておきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　それでは子ども・子育て支援新制度の準備の状況ということでございますが、県におきましては、現在、県計画の策定や各種施策の実施に必要な予算の確保等、新制度の施行に向けて準備を行っているところであります。また、市町村におきましても、その条例・規則等の整備や予算確保、保護者への説明会を開催するなど、必要な作業を行っていると聞いております。

県としては、今後とも市町村と連携しながら、事業が円滑に実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　部長、このシステムの中に今度本当に新しくて画期的ではあるんだけれども、この所見もお伺いしながらと思ったんですけれども、小規模保育事業というのがありますね、ゼロ、１、２歳に対して19名以下というのがあります。この事業の説明と所見をお聞かせをいただけますか。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　小規模保育事業につきましては、まず施設基準は認可保育所と同様の基準が求められております。それから保育士の配置基準につきましては、これはＡ、Ｂ、Ｃございまして、Ａ型につきましては認可保育所と同じ保育士配置の基準、Ｂ型については半分以上が保育士を配置するというものと、それ以外の従事者については市町村等が行う研修を修了した者、それからＣ型につきましては市町村等が行う研修を修了した保育士が従事をするというような制度になっております。

これについての県としての評価といいますか考え方としては、まずこのＢ型、特にＢ型につきましては本県の既存の認可外保育施設からの移行が見込まれているようなところでございまして、現状の認可外の施設よりはやはり小規模保育事業のその設備基準と照らし合わせますと、県全体としてはやはり保育の質は向上するのかなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　淡々と聞いて最後に総括をしますけれども、待機児童の解消目標は30年の４月１日、３月31日かな。４月１日だったと覚えていますけれども、大丈夫ですか、達成できますか。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　今、市町村のほうで策定をしております子ども・子育て支援事業計画、その中で約１万8000人の保育の量拡大を見込んでおりますが、県としては安心こども基金、それから待機児童解消支援基金を活用して保育所の整備等、それから保育士の確保に取り組んで待機児童解消を図ってまいりたいと考えております。

課題はやはり大きく２つあろうかと思っています。まず１つが、市町村の整備等に伴う財政的な負担の問題、それから必要な保育士をいかに確保するかということでございますが、市町村の財政的な支援につきましては、待機児童解消支援基金というのを平成25年の11月議会で設置をしておりますので、それで何とか市町村の負担も軽減して支援をしていこうということでございます。

保育士につきましても幾つかの施策はございますが、修学資金、それから保育士・保育所総合支援センターでの潜在保育士の活用等を含めて、各種施策に取り組んで保育士の確保にも取り組み、待機児童の解消を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　それでは少し詳しく教えてください。今現在、沖縄全体でどれぐらいの子供たちが認可保育園に入っていて、30年までにあと何名解消しなければいけないんですか。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後７時６分休憩

午後７時７分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　お答えいたします。

平成26年４月１日現在で入所児童数が３万9387名です。今後必要な保育ニーズが先ほど言いました１万8000ということを申し上げましたが、市町村は２万人の受け皿をつくるというような計画になっております。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　ここにいる議員の皆さんは大体感覚的にわかると思いますけれども、４万人今保育園に入っていて、３年であと２万をつくる。これが現実的な数字なんですか、本当に。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　確かに非常に大きな課題だと思っておりますが、これまで我々も待機児童がいる24市町村、全市町村回りました。首長等々市町村の方たちといろいろ意見交換をしてきてこの計画を、数字的には今積み上がっているという状況ですが、その中でいろいろ出てきたのがその整備費の負担の問題、これについては先ほど言いました基金事業で市町村負担分の４分の３を県が負担するということです。要するに従来の１カ所分の負担で４カ所の施設整備ができるというような形になりますので、そういう意味では現実的にそういう拡充ができるのかなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　今後の新システムでもう一つ大きく変わるのがありますね。今まで放課後児童クラブ、これは学童と言われているものですが、今まで特例的に幼稚園は学童が認められてきた。ところが、今からはもう特例なしの１年生からしか認められないんですね。そこで今、多分先ほど仲田さんでしたか、どなたかうるま市の議員がこの話もしていましたけれども、今うるま市はこれで大変なことになっているんですよ。ほかのところもそうだと思いますよ。幼稚園に行って午後はどこに行くかということでみんな困っているわけですよ。だから、こういうことは２年、３年前からわかっていることだから、そのことをどう思っていらっしゃいますか。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　これまで特例承認という形で放課後児童クラブで幼稚園児の受け入れを県としては国と協議をして何とか認めてきていただいたというところがございます。ただ、これにつきましても国のほうといろいろと調整、これまで預かり保育の充実と５歳児保育の拡充で解消していくということを前提にこれまで承認をしていただいたと。これが平成26年の今の子ども・子育て応援プランの期間中にそれを特例承認といいますか、そういう解消に向けて取り組むということを国との協議の中で進めてきたところであります。問題は、じゃ、どういう形で受け皿をつくるかということですが、平成27年度からの新制度の中で預かり保育、従来は一般財源で市町村のほうで負担していただいたところに、国の新たな補助事業ができましたので、その分の受け皿もこれまでよりはスムーズに拡充がしやすいような環境が整備されたと。それから５歳児保育も当然待機児童が多い中でなかなか５歳児に振り向ける枠というのが少ない状況ではあるんですけれども、少しずつこの５歳児の受け入れもふえてきておりますので、そのあたりで全体として受け皿の確保はできるのかなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　今まで４点質問しましたけれども、知事、聞いていてくださいね。とても甘いんですよ。県の指導というか厚生労働省との詰め、それと市町村との詰め、これはもともと学童クラブができたときから幼稚園は特例だと言われてきたんです。いつかはなくなると言われた。これが６年前か７年前かわかりません。そういうような状況で学童始まってきた。もしそういうふうになるんであれば、何で子育て……、支援金があるでしょう、部長、保育園をつくる安心こども基金。ああいうので幼稚園を幼保一体型にして、そこに給食センターをつくれば、給食センターじゃないけれども、給食室をつくれば、幼稚園の中では保育も預かれるし午後も預かれるようになるわけですよ。幼稚園の今何が問題かというと給食がないんですよ。だから午前中で帰ったりしているわけでしょう。そういうものを整備することによって２年前から、３年前からそれはできたはずなんだ。今、来年どうするかなということばかりを考えている。そうじゃなくて３年後どうなるかな、５年後どうなるかなという先読みができていないのが今僕は現状じゃないのかなと思いますよ。だから、それはもう今は福祉・子育ての部分でやりましたけれども、ほかのところも私はそうなんじゃないのかなと思いますね。

次に行きます。

下地島のパイロット訓練飛行場、跡利用についてなんですが、下地島パイロット訓練飛行場の跡利用の基本的な活用についてどう考えているのかお伺いをいたします。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　下地島空港は、那覇空港並みの3000メートルの滑走路を有する空港であり、同空港の機能を維持し利活用を図ることは、宮古圏域及び県経済の振興・発展に大きく寄与するものと考えております。このため、今年度は事業者からの提案を国内外から直接募ったところ、10事業の応募がありました。提案事業について、学識経験者や地元宮古島市等で構成する検討委員会において、書面審査や提案事業者からのヒアリング等を実施し、事業の主体性、将来性及び資金計画等の観点から評価を行ってまいりました。去る２月20日の第４回検討委員会によって４つの事業が高い評価を受けたところであります。これを受け、可能な限り早期に利活用計画を作成し、提案者との合意を経て利活用事業者を決定したいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　済みません、ちょっと前後しますけれども、さっき言い忘れたことがありますので。

実は、私、平成10年に議員に当選してからずっと子供、保育そういうことばかりをやってきたんですね。ここにも赤嶺昇さんという県議がいますけれども、一緒に平成13年から１年間、児童福祉議員連盟をつくって一緒にやってきた。その当時、今、あのころに指摘したことが全部、小規模保育事業もそうですよ。あれも我々は市町村で認定をして、もう認可を待っている時間ないから認定をして、そこに今の措置費の半分でいいから入れて、認可外保育園を厚生労働省基準でやったらどうかということも、もう今から14年前に提言しているんですよ、これは。県にも持ってきて冊子もつくってお渡しをして、だけど今そんなふうになってきている、やっと。認可外に認可という名目で今子供たちを預けられるようになっているわけですよ。これは認定保育園制度と何にも変わらない。

もう一つ、今、市町村はお金がなくなったから、公立の保育園と私立のいわゆる認可保育園との給料の格差がある。これは、昔は格差是正金といって１人当たり5000円ぐらい出していた。今見てくださいよ。保育士になる人がいないからと、今度は保育士の皆さん補助をして歩いているわけでしょう。だからもう先が読めてないんです。もうさっき言った４万いるところにあと２万伸ばすということは、保育士をどうするんですかと。高給取りにしなければ集まってきませんよ、２万人の子供を預かるところなんていうのは。私は、そういうその先読みができないというところはもう一回洗い直して、本当に抜本的に厚生労働省の言うことを聞くのではなくて、沖縄の現状、沖縄の子供たち、沖縄の夫婦が困っているところをもっと見て、現場で起こっているわけだから、現場を踏んでくれと。我々は現場から出てきて皆さんに言っているわけですから、そこのところをしっかりやっていただかないと、14階の建物の中にいるだけで厚生労働省の話を持ってきて皆さんに話をしたところで、これは仕事にはなっているかもしれないけれども沖縄のためにはなっていないです。そこのところを御理解をいただきたいなと思います。

それではＭＲＯの話。

私は、もうこれは１年ぐらいパイロット訓練飛行場でこれを導入したらどうかということもやっています。当然今皆さんのお立場もわかる。これはどうしても今12月に募集をした関係上、絞り込み作業をしている。ところが、知事、これをわかってくださいね。私がずっと提案してきたＭＲＯというのは、宮古島市長ともお会いしに行きました。ところが、この一番大きいところというのは、整備工場をアメリカの航空局が初めて日本に認可をする整備工場なんですよ。ということは、全日空だろうが日本航空だろうがシンガポール航空だろうがチャイナ航空だろうが、全部そこで整備ができる。ジャンボを12機整備するだけで4000人の人が必要になってくる。そこに入れることによってもう一つは、整備士をつくる学校までつくりましょうというのが東京から提案をされている。我々が提案しているわけじゃない。沖縄はこれとったらどうですか、なぜか。これは震災の関係で福島に入れようと思った。ところが、福島は民間がおりているものだからなかなか前に行くというのが厳しい。ところが、これは民間の人がおりていないからすぐにでもつくれる。それだけじゃない、パーツセンターをつくろう。パーツセンターは島袋大議員がいなければいいんだけれども、私は中部にパーツセンターをつくりたいと思った。これはアメリカから飛んできた飛行機のパーツが結局嘉手納飛行場におりる。嘉手納にそこのパーツセンターを置くことによって関税がつかない。そこから今度シンガポールにこのパーツが飛んでいく、あるいはアモイに飛んでいく、ＭＲＯのやっているところに飛んでいく。そうすると、二重関税にならなくていい。船で来るのはどうするかと、洲崎がある

じゃないですか。泡瀬の洲崎のあのうるま市の特別自由貿易地域にその部品をストックをして、関税つかないんだから、ストックするわけだから。そこから船でそのままシンガポールに出す。そういうようなものをつくりましょうよというようなことを言うけれどもなかなか前に進まない。思い切ったことができない。だから安全パイのところをとっていく。後であああやればよかったなという話になりはしないかと。僕は十分検討した後でその話を出してくるんだったらまだわかるような気がしますよ。これはプライベートジェットもあそこでＭＲＪを三菱のプライベートジェットをあそこに展示場としてつくろうじゃないかというところまで東京とやりとりをしてきた話なんですね。

ですから私はこの話、実はＭＲＯというのはもっと沖縄はＭＩＣＥと連動しなければいけない。だからシンガポールはＭＩＣＥとＭＲＯが一緒にある。なぜか。世界で今5000機のプライベートジェットが飛んでいる。これどこで整備するんですかと。ＭＲＪだって三菱のプライベートジェットだって、あれは整備工場決まってないんですよ。どうするんですかと。あそこは製造だけなんですよ。そういうこともトータル的に調べて、最終的な判断は知事にやっていただければいいと思っていますので、知事、この件についての御所見を。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　お答えをいたします。

私も知事になりましてもう３カ月目になっていますから、ちょうど伊良部架橋の開通式に行ったときに、午前中は下地島空港に寄りまして、何回か行きはしたんですが、今回10の応募がありますので、そういったこと等を一つ一つどちらがいいんだろうかというような話をしながら、今日４つに絞ってきたという話になっています。今議員のお話を聞きまして本当に数年前からこのようにダイナミックな構想を持って一つ一つまた積み上がってきたと、しかしそれはなかなか実ることがなかったと今日までですね。これはしかし初めて聞く話なものですから、私からそのことについて申し上げることは今は確定的なことはできませんが、そういったダイナミックな思い、そして世界の需要とかそういったことも考えながらの提案だと思います。今の案とどういうふうなかかわりを持つかというのは簡単には言えませんけれども、そういった発想、そして行動力ですね、そういうのはぜひ学ばせてもらいたいなと、このように思います。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　それでは知事、よろしくお願いします。よくそのＭＲＯを見てください。一番それをよく知っているのは、私の次に知っているのはお隣に座っている浦崎副知事ですから、議員時代に僕と一緒に宮古まで行っていますので十分承知をしていると思います。

それでは次の質問に行きます。

沖縄21世紀ビジョンについて、この21世紀ビジョンは知事はどうお思いになっているのか、お伺いをさせてください。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

沖縄21世紀ビジョンは、県民全体で共有する20年後の沖縄の将来像を描いたものでありまして、沖縄振興を進めていく上でベースになるものというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　本当は、謝花さんとはもうこの話はずっとやってきたからいいんですけれども、知事の本当は所見を私は聞きたかったんです。実は、この知事の提案説明要旨、ここの中で１ページをあけると、私はこれを真っ先に見てチェックをしました。こういうこと書くんだと思ったのが下から６行目、「誇りある豊かさ」というのが書かれている。私は、この辺で実はきょうこの21世紀ビジョンも含めて知事と議論をしたいと思っていたんですね。知事、この「誇りある豊かさ」とは何ですか。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　「誇りある豊かさ」というのは、今定例会でもそれから12月定例会でも話をさせてもらいましたが、１つは、戦後の沖縄の成り立ちの中から県民が誇りを持てるような生き方といいますか、これは経済という意味でも平和という意味でもそうでありますけれども、そういったもの等をしっかりと戦後の歴史の中に位置づけて、これからの21世紀に向けての沖縄のベースにしようというのが一つございます。

それからもう一つは、やはり誇りあるというものは、沖縄の私たちが生まれ育ってウヤファーフジから受け継いできたそういった自然、歴史、伝統、文化、あるいは場合によっては琉球王朝時代のこの万国の津梁の精神、あるいは160の島が点在して、その中で一つ一つに魅力がある、そういった歴史も自然もみんなひっくるめて私たちがそこに生まれて育ったことに誇りを持っている。この誇りを持ったところに、しかし経済的な裏づけがなければいけませんから、その意味での今日のアジアのダイナミズムとか、それから経済

成長、そして日本の端っこにあり、アジアの端っこにあったものが今だんだんだんだん中心になってきて、日本とアジアのかけ橋になりつつあるということ等がやはりこれからの沖縄の21世紀の経済も含めて、あるいはまた、今まではある意味で安保体制の中核でありましたけれども、できたら平和の緩衝地帯として国際機関とかそういったこと等も視野に入れて、そういった面でも沖縄がアジアの中心になっていくというようなこと等があれば、本当に県民の長い歴史を振り返っても、あるいはこれから見通すようなものを考えても、それが一体となって誇りある沖縄を築いていけるのではないかというような意味で使わせていただいております。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　頑張って12ページ書いてきたんですが、恐らく全部はできません。２ページ、３ページぐらいしかできないと思いますけれども、僕は、この「誇りある豊かさ」を見たときに、もしかしたら共感するのかなというのを感じたんですよ。もちろん僕は与党でもなければ野党でもないという中立の立場でやっていますけれども、我々という僕の感覚は、ほかから文句言われるかもしれませんけれども、私は２次振計の途中で一緒になったんですね。ですから１次振計、２次振計見てきた……、１次振計は余り見ていませんけれども２次振計から見てきた。ところが、２次振計まで僕はよしと思ったんです。これまで沖縄が27年間アメリカの統治下にいて、インフラが整備されていないものを２次振計の20年で何とかしてきた。ところが、３次振計の途中くらいから僕らはどこかで道を間違っているんじゃないのかなというのがどこかに刺さってきた。なぜか。お金の豊かさばかりを我々は追っかけてきたんですよ。本当にそうなんです。皆さんの前では僕はその議論もしてきた、ここで。翁長さんね。何かというと、お金をもうけにこの那覇を中心としたここに来ている人たちもたくさんいますよ。だから過疎化しているんです。離島は粟国で2100人から今700名ですよ、30年前。こんな状況下で我々が人口増加計画というのは去年の、これも僕は評価をしました。私は、今知事が言ったものの中に、これは６ページに「自立経済発展資源の創出」というところに、沖縄の持つ地域力だとか文化力、人間力、自然力を、そのソフトパワーを生かすと書かれています。これは、僕は思うんだけれども、地域力、弱まっていますよ。人間力、弱まっていますよ。この地域力が今残っているのはどこですかと、田舎なんです。田舎は地域力ある。僕は安田でも模合やっているから、ずっと模合で行っていますからよくわかる。ところが、彼らが欲しいのは何かということなんです、あそこで住んでいて。この地域力を上げていくためにどうすればいいのかということを、我々政治家が考えなければいけないと思っているんです。だから、このところを実は議論していきたかったと思っている。行政力も落ちている。我々はもしかしたら、私も含めて政治力も落ちているかもしれません。だから、これを一気に上げていくような作業を我々はこれから頑張らないといけないと思っているんですね。例えば、一説に言いますと、翁長さんこうですよ。伊江局長とも僕はずっと議論をしてきたんだけれども、何で普天間に重粒子ですかと、何で普天間に重粒子ですか。北部医師会病院とそれと北部病院をくっつけてそこに重粒子を置けば、医者がやめていくことはないんですよと、ここに医者が集まってくるんです。北部を活性化するためには教育の充実と医療の充実なんです。この２つなんです、通ってみてわかるのは。そこをどうやって充実させようかと思ったら、西普天間だという。いいよ、僕は宜野湾ですからいい。宜野湾の選挙区で名護に持っていけというほうが、ばかみたいに僕は見られていますよ。ところが、文教厚生委員長として140万の県民に責任を持たないといけない立場で議論をするとこうなるんだよ。だから、あそこに重粒子線を持っていくというんだったら、こんな小さい話をするんじゃなくて、国立療養所も一緒に入れてあそこにがんセンターをつくったらどうかと、国立の。そこぐらいまで膨らませるんだったらいいよと。ところが、重粒子だけだったら名護でいいよと。国立がんセンターだったら別に我々が出す必要ないじゃないですか。今謝花さんなんかがやっているのは何ですか、県が持っていく、一括交付金でつくる、あと20億は誰が持つのと、誰が運営するか決まってない。がんセンターつくればいいんですよ、トータル的にやるのを。沖縄県のがんの指定病院は中部病院と琉大病院と国立療養所ですよ。この２つがあそこの中に行くんだったら、国際医療拠点としてオーケーですよ。それぐらいもう少し膨らませて考えてもらえませんか。そういうのが一つ一つの施策につながると思いませんか。どうですか、翁長さん。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　呉屋議員の再質問にお答えいたします。

私も、これも同じことになりますが、知事に就任をして３カ月目という中でいろいろレクチャーを受けながら、今言う西普天間の国際医療センターというんで

すか、その中に重粒子が組み込まれるというような話を今日まで聞いてきております。これをどういうふうに考えるかというのは、今の考え方もあるでしょうし、私もいろいろ医師会とかこういったところで意見を聞きながら今日まで来ているわけですが、これから調査をして、これがまさしくふさわしいかどうかの足固めに入るところだと思いますので、呉屋議員の意見も視野に入れながら、あるいはまた、今日まで積み重ねてきたものをもう一回検証したり、そういう中でどうあるべきかというものを自分なりにまた判断をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　謝花さん、もう重粒子はいいですよ。今知事の答えで十分です。

１つだけ皆さんにもわかっていただきたいし、実は、地域力をつくるときに国頭村の安田で僕は模合をやっていますが、彼らから要請が来たのが何だったかというと、僕はＦＭ21でパーソナリティーをもう10年やっている、毎週土曜日。ところが、ここに安田のあのヤンバルクイナがいるパークゴルフ場のそばのレストランが最近できた。その一角でラジオのサテライト局をつくりたいんだそうです。２カ月前に僕に要望があった。ところが、幾らかかるんですかと、380万ぐらいかかるんだと。そうしたらラジオ局と話をつけたら、いいですよと。サテライトだったら、じゃ、もう機材料は古いのを持っていくからいいよと。そのかわり通話料は払ってくれと。幾らかと言うと５万だと。月額かと言うと月額だと。年間60万かかる。５年間やれるかと言うとやれると。ところが、これを国頭村に持っていったらノーですよ。なぜかと。この間レストランをつくったばかりだから、食堂をつくったばかりだから、今度はほかの部落もつくらないといけないから、だからできないんだよと言うんですよ、60万ですよ。５年間やったって300万ですよ。僕は、これは市町村の問題でしょうと、多分謝花さんはそう言いますよ。そうじゃなくて、２億ぐらいを沖縄県が準備して、自治体が団体が直接県に手を挙げて、こんなのやりたいんだけれども市町村が振り向かないけれどもどうですかという提案型のものに、直接県が入っていってみたらどうですか。それぐらいのことやらないと、全部市町村で押されてしまって、なかなか上がっていかないんだよ。どう思いますか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　お答えします。

議員が先ほど来、知事提案の「誇りある豊かさ」の部分を読んで、地域力、人間力そういったものに感銘を受けたこと、また、翁長知事は協働あるまちづくりといいましょうか、沖縄県民全体でそういった協働して支え合うと、そういったものを基本としておりますので、そういった観点からも議員の御意見というのはそういったものにもつながるだろうというふうに考えております。そういったものは実際にただ、具体的にやるにはいろんなものの課題があると思いますけれども、きょうのところはそういった御意見があるということで聞かせていただきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　だから知事と議論をしようと思っているんだよね。これは、なぜそんなことをやるかというと、あそこでサテライト局をして、あそこで放送すると飛んでくるのは電話回線で浦添まで来ますから、浦添の電波から飛んでいくんですよ。あそこで次、来週こういうイベントがありますから皆さん来てくださいというのは、浦添、宜野湾、那覇で、この電波は飛んでいく。だから国頭には聞こえないんですよ、放送するだけで。だけど、国頭の人が向こうから放送することによって人を集めることができる。これは非常に僕は画期的だと思うし、これは誰が考えたのと言ってびっくりしたんだけれども、そういうことをやることが人間力じゃないか、地域を何とかもたせようと思っているわけですよね。それが地域力であり、その一人一人の強さが出てこないと、こういう人が140万人いるんだったら私は沖縄はもっと強く――今、知事が言うように「誇りある豊かさ」というのを追っかけることができると思いますよ。ぜひ頑張っていただいて、ちょうど時間ですから終わります。

○議長（喜納昌春君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明４日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後７時35分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　喜　納　昌　春

会議録署名議員　　比　嘉　瑞　己

会議録署名議員　　花　城　大　輔

平成27年３月４日

平成27年
第　1　回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第　7　号）

平成27年
第　1　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第７号）

平成27年３月４日（水曜日）午前10時２分開議

議　事　日　程　第7号

平成27年３月４日（水曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第47号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第47号議案まで

甲第１号議案　平成27年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　平成27年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　平成27年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　平成27年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　平成27年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　平成27年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　平成27年度沖縄県下水道事業特別会計予算
甲第８号議案　平成27年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第９号議案　平成27年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第10号議案　平成27年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第11号議案　平成27年度沖縄県林業改善資金特別会計予算
甲第12号議案　平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第13号議案　平成27年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第14号議案　平成27年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第15号議案　平成27年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第16号議案　平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第17号議案　平成27年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第18号議案　平成27年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第19号議案　平成27年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第20号議案　平成27年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第21号議案　平成27年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　平成27年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　平成27年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　平成26年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
甲第25号議案　平成26年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）
甲第26号議案　平成26年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）
甲第27号議案　平成26年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第２号）
甲第28号議案　平成26年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第29号議案　平成26年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第30号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算

（第１号）
甲第31号議案　平成26年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　平成26年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第２号）
甲第33号議案　平成26年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　平成26年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　平成26年度沖縄県水道事業会計補正予算（第２号）
乙第１号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県行政手続条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県石油価格調整税条例
乙第８号議案　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第９号議案　沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第16号議案　沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
乙第17号議案　沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
乙第18号議案　沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
乙第19号議案　食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例
乙第24号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第25号議案　建築基準法施行条例の一部を改正する条例
乙第26号議案　沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第27号議案　沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
乙第28号議案　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
乙第29号議案　沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例
乙第30号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

乙第31号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第32号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第33号議案　財産の取得について
乙第34号議案　土地の処分について
乙第35号議案　債権の放棄について
乙第36号議案　訴えの提起について
乙第37号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第38号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第39号議案　連帯保証債務金額等確認請求調停事件の調停について
乙第40号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第41号議案　指定管理者の指定について
乙第42号議案　指定管理者の指定について
乙第43号議案　指定管理者の指定について
乙第44号議案　指定管理者の指定について
乙第45号議案　糸満市と豊見城市との境界変更について
乙第46号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について
乙第47号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

出　席　議　員（47名）

議　長	喜納昌春　君	23　番	座喜味一幸　君
副議長	翁長政俊　君	25　番	玉城ノブ子　さん
1　番	比嘉京子　さん	26　番	赤嶺　昇　君
2　番	比嘉瑞己　君	27　番	新垣清涼　君
3　番	西銘純恵　さん	28　番	瑞慶覧　功　君
4　番	玉城　満　君	29　番	崎山嗣幸　君
5　番	仲村未央　さん	30　番	新垣安弘　君
6　番	新田宜明　君	31　番	當間盛夫　君
7　番	儀間光秀　君	32　番	前島明男　君
8　番	上原　章　君	33　番	照屋守之　君
9　番	花城大輔　君	34　番	新垣良俊　君
10　番	砂川利勝　君	35　番	仲田弘毅　君
11　番	具志堅　透　君	36　番	嶺井　光　君
12　番	大城一馬　君	38　番	嘉陽宗儀　君
13　番	具志堅　徹　君	39　番	玉城義和　君
14　番	渡久地　修　君	40　番	奥平一夫　君
15　番	山内末子　さん	41　番	新里米吉　君
16　番	仲宗根　悟　君	42　番	髙嶺善伸　君
17　番	照屋大河　君	43　番	狩俣信子　さん
18　番	呉屋　宏　君	44　番	金城　勉　君
19　番	吉田勝廣　君	45　番	糸洲朝則　君
20　番	又吉清義　君	47　番	新垣哲司　君
21　番	島袋　大　君	48　番	具志孝助　君
22　番	中川京貴　君		

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	会計管理者	島田勉君
副知事	浦崎唯昭君	知事公室秘書広報交流統括監	曽根淳君
副知事	安慶田光男君		
知事公室長	町田優君	総務部財政統括監	前田光幸君
総務部長	平敷昭人君		
企画部長	謝花喜一郎君	教育委員会委員長	泉川良範君
環境部長	當間秀史君		
子ども生活福祉部長	金城武君	教育長	諸見里明君
保健医療部長	仲本朝久君	公安委員会委員長	與儀弘子さん
農林水産部長	山城毅君	警察本部長	加藤達也君
商工労働部長	下地明和君	労働委員会事務局長	真栄城香代子さん
文化観光スポーツ部長	湧川盛順君		
土木建築部長	末吉幸満君	人事委員会事務局長	平良宗秀君
企業局長	平良敏昭君	代表監査委員	知念建次君
病院事業局長	伊江朝次君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比嘉徳和君	主幹	佐久田隆君
次長	知念正治君	主査	川端七生君
議事課長	平田善則君		
副参事兼課長補佐	勝連盛博君		

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第47号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間　盛夫君　皆さん、おはようございます。

ちょっと自民党席が寂しいような感じがするんですが、早目に登庁してもらいたいなと思っております。

きょうは３月４日ということで、沖縄においては「三線の日」ということでありますので、まず翁長知事、就任おめでとうございます。そして、浦崎・安慶田両副知事、どうぞこれからも翁長知事をサポートして頑張ってもらいたいというふうに思っております。

「誇り高き沖縄」ということで翁長知事も今度の知事に向けてのものがありますので、沖縄の三線、その文化、もっともっと我々も継承していかないといけないなというふうにも思っております。

「カジャデ風」で「キユヌフクラシャヤ　ナウニジャナタティル　チブディウル花ヌ　チユチャタグトゥ」ということで歌もあります。解釈的には、きょうの喜びは何に例えようかと、つぼみの花が露を受けて開花していくような、そういう喜びであるということでの歌であるようでありますので、沖縄もそういう日がまた来るようにということで、知事のその辺野古を阻止するというところもそういう喜びが来るように我々もまた一緒になって頑張っていかないといけないのかなというふうにも思っております。

きょうはウワーバグトゥを言わずに早目に質問せよということもありましたので、早速質問に移らさせていただきます。

質問する前に取り下げの部分がありますので、３番の(1)のほうと大項目の４の(1)、(2)、(3)、(4)は取り下げをいたします。

答弁を準備した当局の皆さん、大変申しわけございませんが、よろしくお願いをいたします。

それではまず、基地問題の解決についてからであります。

(1)、普天間飛行場の危険性除去、５年以内運用停止について政府と調整するとあるが、具体的対策を伺う。

(2)、米軍基地の整理縮小及び返還の計画的推進を図るためにも返還アクションプランを策定すべきと考えるが、見解をお伺いいたします。

２、那覇空港について。

(1)、航空自衛隊の那覇基地における改編についてお伺いいたします。

(2)、那覇基地からのスクランブル発進、緊急発進の３年間の状況をお伺いいたします。

(3)、騒音対策区域の見直し――せんだって那覇市議会のほうでも答弁があったようでございますが――その見直しについてお伺いをいたします。

(4)、那覇空港の全体的施設拡充整備についてお伺いをいたします。

３番、鉄軌道を含む新たな公共交通システムについてであります。

(2)、幹線骨格軸は本部町から糸満市であるべきと考えるが認識をお伺いをいたします。

４番、沖縄らしい観光・リゾート地の形成について。

これは(5)番からですね。県内のダイビング業者の現状と課題をお伺いいたします。

(6)番、県内ホテル耐震改修工事等について、県の補助金制度等を含めた対応についてお伺いをいたします。

５番、教育の振興について。

(1)、子供１人が小学校から高校を卒業するまでに必要な教育費の状況と教育格差をなくすための取り組み状況をお伺いをいたします。

(2)、中高一貫教育校の設置で難関大学進学者が増加する根拠をお伺いをいたします。

(3)、県立高校と私立高校の過去５年間の難関大学進学状況をお伺いいたします。

(4)、県内教員の資質と能力の認識をお伺いをいたします。

最後６番、安心・安全で快適な社会づくりについて。

(1)、東日本大震災から４年、災害拠点病院の体制整備についてお伺いをいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

當間盛夫議員の御質問にお答えをいたします。

安心・安全で快適な社会づくりについてに関する御質問の中の、災害拠点病院の体制整備についてお答えをいたします。

災害拠点病院については、災害発生時の傷病者の受け入れや自己完結型の医療対応等を担う拠点病院の整備が図られており、平成24年１月現在、全国で638病院が指定をされております。

沖縄県では、県の災害医療の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院に県立中部病院、地域災害拠点病院に各救急医療圏の県立５病院を指定しております。災害拠点病院は２次医療圏に原則１カ所となっておりますが、平成25年度に策定した沖縄県保健医療計画に基づき、人口の集中する中南部救急医療圏における追加指定等の検討が必要と考えております。

なお、災害時における医療体制については、国の中央防災会議などで災害拠点病院の津波浸水対策など検討されていることから、国の動向も注視し、災害拠点病院の体制整備に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　町田　優君登壇〕

○知事公室長（町田　優君）　基地問題の解決についての御質問の中で、普天間飛行場の５年以内運用停止についてお答えします。

これまで進められてきた基地負担軽減策については、引き続き政府と調整をしていきたい旨、お伝えしているところです。

５年以内運用停止については、これまで普天間飛行場負担軽減推進会議及び作業部会において調整を進めているところです。引き続き、同会議及び作業部会において具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、同じく基地問題の解決についての御質問の中で、返還アクションプランについてお答えします。

県としては、これまで本県の過重な米軍基地の整理縮小に取り組んできたところであります。

このため、既に合意されたＳＡＣＯ及び再編に基づく統合計画で示された約4900ヘクタールの基地の整理縮小を着実に進める必要があり、日米両政府に強く求めてきたところであります。

県は、沖縄21世紀ビジョンの中で「基地のない平和で豊かな沖縄を目指す」ことを掲げており、具体的

な基地の整理縮小に向けてさまざまな施策を研究していきたいと考えております。

次に、那覇空港についての御質問の中で、航空自衛隊那覇基地における部隊改編についてお答えします。

沖縄防衛局によると、南西地域における防空態勢及び即応体制の充実のため、平成27年度に那覇基地の戦闘機部隊を２個飛行隊化するとしております。

具体的には、福岡県築城基地に所在する第304飛行隊を那覇基地に移動させ、第９航空団――これは仮称でございますけれども――を新編し、最終的にＦ15戦闘機が約10機ふえ30機程度となり、人員は約300名増加する予定とのことであります。

次に、同じく那覇空港についての御質問の中で、那覇基地からのスクランブル発進の状況についてお答えします。

自衛隊統合幕僚監部によりますと、那覇基地からの緊急発進回数は、平成23年度が166回、平成24年度が318回、平成25年度が402回、平成26年度は４月から12月までの間で379回とのことであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　環境部長。

〔環境部長　當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君）　那覇空港についての中で、騒音対策区域の見直しについての御質問にお答えします。

国土交通省によると、航空自衛隊の部隊改編が平成27年度末までに行われた場合、騒音の増加が予想されるとし、Ｌｄｅｎを指標とする騒音予測コンターを作成して評価を行っております。その評価をもとに、平成27年５月ごろをめどに那覇市の一部において、住宅防音工事助成対象地域である第１種区域を現行より拡大することで手続を進めているとのことであります。

県としましては、民間機の運航及び自衛隊部隊改編による騒音の状況を踏まえ、環境基準類型指定当てはめ地域の見直しについて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　那覇空港についての御質問の中の、那覇空港の施設拡充整備についてお答えいたします。

那覇空港の施設拡充整備については、那覇空港ビルディング株式会社が平成32年３月末の第２滑走路供用開始を見据え、国内線と国際線を結ぶ際内連結施設の整備に向けて、本年度から基本計画の策定に着手しております。

また、近年の急激な国際線旅客数の伸びを踏まえ、平成27年度から新国際線旅客ターミナルビルの北側搭乗橋を増設することとしております。

さらに、駐車場の容量不足に対応するため、平成27年度から新たな立体駐車場及び同立体駐車場と国内線旅客ターミナルビルを結ぶ立体連絡通路の整備を行うこととしております。

これに加え、県は、新国際線旅客ターミナルビルと、バス駐車場及び同立体駐車場を結ぶ立体連絡通路の整備について、同社に対する新たな補助事業として、平成27年度当初予算で約６億7000万円を計上しているところであります。

国においては、平成27年度から28年度にかけて、旧国際線旅客ターミナルビル跡地において駐機場増設に向けた取り組みを予定しております。

県としましては、引き続き国及び那覇空港ビルディング株式会社と連携し、那覇空港の施設拡充整備に取り組んでまいります。

次に、鉄軌道を含む新たな公共交通システムについての御質問の中の、幹線骨格軸についてお答えいたします。

鉄軌道の導入については、沖縄鉄軌道・計画案策定プロセス検討委員会での議論や県民意見を踏まえて決定した「沖縄鉄軌道の計画案検討プロセスと体制のあり方」に基づき検討を進め、平成27年度末までに事業化に向けた計画案の策定に取り組むこととしております。

計画案には、鉄軌道整備計画として、起終点のおおむねの位置、おおむねのルート、想定するシステム、おおむねの駅位置の考え方、平面、高架、地下など主な構造、さらに、フィーダー交通ネットワークのあり方、及び駅を中心としたまちづくりや公共交通利用促進などの沿線市町村の役割についても盛り込むこととしております。

本部町から糸満市間を幹線骨格軸とする御提案については、計画案策定の取り組みの中で、県民と情報共有を図りながら幅広く検討してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　それでは沖縄らしい観光・リゾート地の形成に関する御質問の中で、県内のダイビング業者の現状と課題についてお答えいたします。

沖縄県が実施した「観光統計実態調査」によると、平成25年度に沖縄を訪れた観光客のうち、6.6％がダイビングを経験したという結果が出ております。

今後のダイビング市場においては、国内ダイバーが横ばい傾向にある一方、海外ダイバーは増加していくことが期待されております。

一方、今年度県で実施しております沖縄型リゾートダイビング戦略モデル構築事業の調査によりますと、県内ダイビング事業者の約８割が個人事業主となっており、経営基盤が脆弱であることが課題として挙げられております。加えて、売り上げの季節差が大きいことからスタッフの通年雇用や育成、待遇改善が容易でないほか、増加する海外ダイバー受け入れのための外国語対応なども課題になっております。

このため、県では、ガイドダイバーの確保・育成を初め、ダイビング客の安全管理や接遇力、ダイビングショップのマネジメント力の強化を図る研修会などを実施し、国内外ダイバーにとって満足度の高い受け入れ体制の構築に取り組んでおります。

今後も引き続き、ダイビング事業者及び関係機関・団体との連携強化を図るとともに、国内外への積極的なプロモーション展開を通して世界水準のリゾートダイビングアイランド沖縄の形成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君）　沖縄らしい観光・リゾート地の形成についての御質問の中で、ホテルの耐震化の支援についての御質問にお答えします。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を一部改正する法律が平成25年11月に施行されました。これにより、昭和56年５月以前の旧耐震基準で建築されたホテル、病院、その他不特定多数の者が利用する大規模建築物等の所有者には、平成27年12月末までに、耐震診断の実施及び診断結果の報告が義務づけられたところであります。

県では、これらの大規模建築物について、国の補助制度を活用し、市町村と連携して、平成26年度から耐震診断費用の一部を補助しております。また、平成27年度から耐震補強設計に対する補助事業の実施を予定しており、平成28年度からは耐震改修工事に対する補助事業の実施を検討しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　それでは教育の振興についての御質問の中で、教育費の状況と取り組みについてお答えいたします。

文部科学省が実施した平成24年度「子供の学習費調査報告書」によりますと、公立の小学校から高校を卒業するまでの12年間の学習費の総額は、約434万円となっております。

また、教育格差をなくす取り組みとしまして、市町村教育委員会においては、小中学生を対象に就学援助事業を実施し、県教育委員会においては、本年度から低所得世帯の高校生を対象に返済義務のない奨学のための給付金事業を学年進行で実施しており、児童生徒の教育機会の均等を図っております。

次に、中高一貫教育校の設置についてお答えいたします。

中高一貫教育校では、６年間における計画的・継続的な指導による効果的な教育の実施や中学校・高校の異年齢集団による活動を通した社会性や豊かな人間性の育成が図られます。

また、文部科学省の実施した調査によりますと、中高一貫教育校を導入した成果として「学力の定着・向上」や「教職員の意識改革・指導力の向上」などが挙げられており、難関大学進学者の増加が期待できます。

なお、併設型中高一貫教育を導入した九州の県立高校の例を挙げますと、平成25年度、宮崎県のＡ高校では難関国立大学に36名、大分県のＢ高校が19名の合格実績となっております。

次に、難関大学進学状況についてお答えいたします。

本県における難関国立大学現役合格者数につきましては、平成21年度は48名で、そのうち県立高校30名、私立高校18名、平成22年度51名で、県立23名、私立28名、平成23年度36名で、県立20名、私立16名、平成24年度51名で、県立25名、私立26名、平成25年度50名で、県立15名、私立35名となっております。

次に、県内教員の資質能力についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、教員としての使命感を高め、専門性の向上を図るため、教員のライフステージに応じた研修を実施しているところです。

学力向上等に係る教員の資質能力の向上に向けては、小中学校において、地区別ブロック型研究事業や授業改善研修等を実施するとともに、高等学校では、難関大学への進学等を見据えて、教員指導力向上プロ

グラムの実施や教科指導力向上セミナーへの教員派遣等、各種研修の充実を図っているところです。

今後ともさまざまな研修機会を通して、教員の資質能力の向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　答弁ありがとうございました。

まず基地問題についてからなんですが、きょうの新聞のほうで、きのうの予算委員会で埋め立てについての着工、着工というんですかその工事についてということで、夏までには着工するということでの答弁があるんですよね。皆さん、検証委員会でやると。その検証委員会が７月をめどにという形があります。夏ごろということになると、沖縄の夏は６月かもしれないですね、６、７、８。もう９月というのはまた違う分になるわけですから、その微妙な時期なんですよね。そういった面ではきのうの国の防衛大臣の答弁含めて、この夏ごろまでにという部分のめどというんですか、これ副知事安慶田さん、どういうような御感想をお持ちでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時27分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　お答え申し上げます。

今私たち県では、第三者委員会を捉えて、その検証結果をもって取り消しまたは撤回を検討してまいりたいということでありますが、きのう防衛大臣が、そういう夏ごろまでにということでありましたんですが、先ほど言ったように７月じゃなくて検証委員会も６月と言っておりますから、そういうことも踏まえて、検証委員会にはまたそういう事情の変化も踏まえて検証委員会がみずから早急にやってもらうようには要求しますが、この時期についてはやはり委員会の自主性を尊重するという意味であります。こういう状況の変化については私たち県からも事情を説明してまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　なかなか当局も会うための調整をやっているだけであって、その協議はまだなされてない。県がその検証委員会を７月までにやるということも別に国からしたら関係ない話だということになるわけですから、そういった面では、その夏ごろ、もう発注もかけているわけですよね、27年度のそういった工事に関する部分も。護岸工事に関する着手すべき契約手続も進めてきているということになるわけですから、皆さんの県が進めているのと国が着々と進めている分のそのことの整合性というんですか、それを皆さんどういうふうな形でやって、どういうふうな形のとめ方をしていくのかということは、具体的に公室長、そのことは皆さん考えを持っているはずでしょうから、それをちょっとお答え願えませんか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　昨日、防衛大臣がそのような夏ごろまでにという発言をされたかと聞いておりますけれども、埋立承認の手続に関しましては、その前に私どもと実施設計について協議をするという手続もございます。ですから、そういうようなきちんと定められた手続にのっとって進めていくものと考えておりますので、そういう状況を見ながら県としての判断、対応を検討していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　その担当大臣というんですか、防衛大臣とは別にその担当大臣が菅さん、官房長官なんですよね。その官房長官も知事との面会は夏ごろまでにということを言うわけですよ。知事からしたら、そんなばかなことはないだろうという思いがあるんです。知事、これはできるだけ３月いっぱい、この県議会の一般質問終わってすぐにでもやっぱり知事はその面会を求めるということを早急にやられたほうがいいと思うんですけれども、知事、この辺はどうなんでしょうか。官房長官、夏までにという話に関すること。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　昨日、防衛大臣のほうが夏ごろには着工したいということがありまして、しかし、これからのそういった沖縄の基地負担軽減あるいは沖縄の心を心としてというような意味合いを持ってこの問題に基本的に考えている中からは、今言ったボーリング調査が終わった後の実施計画に至るまでの中で協議が必要になってくるというようなことが、これから段階段階いろいろあるにもかかわらず、そういった交渉、あるいはまた話し合いもしないまま、夏ごろこういうふうに工事に着工するということは、大変これは、それを国会でおっしゃったというのは残念だなと思います。そういったものに合わせて菅官房長官が夏ごろまでにという話も、これもこちらのほうには打診はございませんので、そういった話し合いがあるようであります。こちら側からしますと、年末年始もそうでありますが、お会いしたいという気持ちは伝えておりますし、今もこの議会の中でも誠心誠意お会いをしたいと申し上げているわけでありますから、そういっ

たこと等を踏まえてやらないと、この問題は今日まで19年にわたってできなかった経緯等も含めながら考えますと、日本の安全保障体制を考えるという意味では大変禍根を残すんじゃないかなという感じがしますので、私どももその意味では面会はいつでもそれはお話をして沖縄の気持ちを伝えたいと思っていますので、ぜひとも官房長官にはそういった時期も一刻も早く時間をつくっていただければ、私のほうでまたお話もさせていただきたいなと思っております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　私、大田県政の時代に――今度の質問でもやっているんですが――この返還アクションプランということで、大田県政のときアクションプログラムということで、国際都市形成と両立しながらやってきた経緯があるわけですね。これがあのときは戦後50年を節目にという形でこの基地のものをやってきた。これが実際済んでいれば2015年、ことしで嘉手納含めて全部その旨返還されるというプログラムになっている部分があったわけですよ。

知事、今回皆さんもアジア経済戦略構想ということをうたって、有識者を含めてこれから構築していくということをやっているわけですから、そのアジア経済戦略構想、その部分と私は国際都市形成構想ということは文言的にそのときのものを見ても大体似通っているところがあるわけですね。やっぱり沖縄はアジアに向かってそのことをやっていくんだというその理念、大前提を持って進めていくと。その中からする部分での私は基地返還アクションプログラムということを、やはり今やられていること粛々とそのことではなくて、やっぱり翁長知事になったわけですから、その分では自衛隊基地、きょうの新聞にもあるんですけれども、シュワブ、ハンセンが陸自云々というところもあるわけですから、先ほども航空自衛隊の改編があるというところもあるわけですから、そういった面からすると、自衛隊基地を含めた整理縮小そして返還プログラムということは、新たな部分を翁長知事でつくる部分が重要になるんじゃないかなと思うんですが、その点どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　大田県政のときにある意味では今沖縄県がやっております21世紀ビジョン、あのころにすれば21世紀ビジョンに匹敵するものだと思いますが、そういった国際都市形成構想というのを発表して、それから基地返還アクションプログラムということで、15年後に普天間基地は返してもらうというようなこともございました。それは実現しませんでしたけれども、稲嶺県政になりましても辺野古沖に基地をつくる中で、やはり15年軍民共用にして、そして、民間に返してもらうと、いろんな努力を沖縄側からしてはいるんですよね。沖縄側から努力をして、ある意味で苦渋の選択で受けてきたのですが、その中でも19年間はできなかったというようなことを踏まえた中で、今回こういう形でいろんなこの辺野古の工事がまた始まるというような話が出てきているわけであります。そしてそういう中で、自衛隊基地がやはり出てまいります。沖縄は、大変この厳しい環境に置かれているというのは、１つの基地だけでも大変な時間と労力を要する上に、３つも４つもということになりますと、これはもう県政は100％基地だらけの話になってしまいますので、そういったことも踏まえながら順序よく、沖縄県は恐らく今日までの歴代の知事も考えて着実に、本土からしたら過激に見えるかもしらぬけれども、沖縄側からしたら確実に謙虚に一つ一つお願いを申し上げているということだろうと思っております。

その意味で、今議員がおっしゃるようなアクションプランをつくるべきではないかというようなことはやっぱり大切なことだと思いますので、ぜひみんなで力を合わせて改めて沖縄の基地のあり方を沖縄側から発信するということをやってみたいなというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事、僕は那覇空港の部分でこの航空自衛隊の改編、今回航空団に変わるというところがあるんですが、知事も米軍基地は沖縄経済の最大の阻害要因だということを言われている。でも、今の那覇空港、そういう意味でもう過密なんですよ。過密状況の中で今度、またそのことでの移駐されるということになってくると、まさに沖縄の原動力、そのエンジンであるその那覇空港がそのことの部分で経済の阻害要因になるというふうには思いませんか、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　先ほども申し上げましたように、沖縄は基地の問題の話をしますともう３つも４つも出てくるんですよ。ですから、この３つも４つもという形で話をするということは、大変な労力を要するものですから、今は普天間の基地の問題がありますので、この問題をしっかり捉えて頑張っていきたい。そして自衛隊の基地とまた米軍基地とは考え方が違いますから、これについてまた分けていろんな形で話をするというのもなかなか難しいところがあります。です

から、私たちはこういう中にも今県民が一番何を望んでいるかという、そこのところの優先順位も含めて議論をしていく必要があるだろうというようなことでありますので、今おっしゃる気持ちも大変明快に話をすればいいんでしょうけれども、やはり一つ一つの基地が大変重たくのしかかっていますので、一つ一つ着実に解決をしていくということだと思っております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　私は、知事、これだけ自衛隊が拡充される、日米合同の部分での自衛隊が果たす役割だとかいろんな形でのものを拡充されているわけですよね。ところが一方、自衛隊のその拡充いろんな形でのものがある中で、嘉手納のそういった部分は削減されたのかということは、皆さん御存じですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　自衛隊の航空機体が今回10機程度ふえるという予定になっていると聞いていますけれども、そのことと、嘉手納飛行場での米軍の運用との関係については、私ども承知しておりません。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　こういう部分があるわけですよ。皆さん、これまでは自衛隊の部分でＦ４だとかそういった分である中での米軍がそのことを担う部分があったわけですね。これがＦ15に変わり、これがまたふえる。そのことが航空自衛隊が変わるとなってくると、嘉手納のその航空空軍の役割というのも減るんじゃないかということ。何でそういった部分の対応もしないのかということなんだ、ちょっとその辺を。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　自衛隊機が10機ふえたことによってこの日本国の防衛体制にとってそれがどのような影響を与えるのか、あるいは米軍の運用に対しどのような影響が出るのかということについては、私どもも承知しておりません。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　承知する、しないではなくて、皆さんは基地対策含めて公室であるわけだから、皆さんが米軍基地を担当しているわけですから、自衛隊の部分も。そういったことのものもしっかりと検証しながらやっていかないと、何のための整理縮小を皆さんやろうとしているのかということになるわけですから、そのことはもうちょっと慎重に、慎重というかもっと勉強されたほうがいいと思います。

知事、先ほど基地返還アクションプログラム、大田さんがつくられた、あれ50年、ことしもう70年ですよ、戦後70年。やはり知事、そういった面では、新たな嘉手納基地が軍民共用化するんだとか、今言う那覇空港はもう民間にするんだとかいう形での自衛隊のあり方、今、那覇空港の周辺には陸上自衛隊もあります。そういったきょうの新聞にもあるように、陸上自衛隊をどうするのかということも含めて、那覇空港の拡充をどうしていくのかということも含めて、やっぱりこれは新たなそういった部分での基地の返還アクションプログラムということをしっかりとやる分は、僕は知事、知事のそのことでの沖縄の基地問題に対する本気度が示される部分だというふうに思っておりますので、その辺ぜひ再度またお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　當間議員が本当に真剣にその方向性を県としてしっかり考えるべきじゃないかというのがひしひしと伝わってくるわけでありますが、先ほど申し上げましたベースの中で、沖縄の基地問題は一つ一つの基地とって見ても大変大きな問題がまずあるということで、それをどういう形でアプローチしていくかというのも大変厳しい環境にあります。なおかつ、自衛隊が10機ふやすということも御報告を受けているだけで、その戦略とか構想みたいなものの説明はございません。

それから、きのう、おとといのここでの議論の中でも嘉手納の飛行場に外来機がたくさん来て、むしろ騒音はふえたのではないかというようなことにつきましてもそういった説明を受けることはないわけであります。ですからそういった説明の中身がわからない中で、こちらのほうで自衛隊は10機は多過ぎやせんか、あるいはそのアメリカの外来機はゼロにすべきではないかなどという話は、それは話としてはできますけれども、今までの説明がない中で沖縄県側が主体的にこの話をするということの難しさもあります。しかし思いを伝えるということはできますので、その思いという意味からしたら、この沖縄県の全体的な基地負担軽減についてのあり方を私たちが私たちなりにつくっていくということは大切だと思いますので、ぜひこれもしっかりとこれからやっていきたいと。ほかの要因もたくさんありますので、これからはそういったものを集約してしっかりと対応していきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　米軍の整理縮小もなかなか進まない、その中で自衛隊は南西の防衛だということで、そのことのものが広がっていくという懸念からすると、我々はその基地の過重負担というのはますますふえている状況があるということは認識はもう持たれていると思いますので、そのことはひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それでは次に、沖縄らしい観光・リゾート地ということで、まずダイビングの件について質問をしたいんですが、本部長、このダイビング業者の届け出は、公安委員会に出さないといけないというのがあるんですが、今沖縄県で潜水業というんですか、そのダイビングショップ、それは県内でどれぐらいあるんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君）　潜水業の届け出数ということでございますが、本年２月末現在、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第11条第１項第３号に基づく潜水業の届け出数は、916業者となっております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　916業者で、皆さんからいただいた資料の中でマル優事業者、これ優良事業者なんですかね、その優良事業者というのは何事業者あるんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君）　お答えいたします。

916業者のうち、同条例第18条第１項で規定する安全対策優良海域レジャー提供業者の指定を受けているダイビング業者は69業者となっております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　900近く業者があって、その優良事業者、県警公安委員会がこの事業者はというのは69しかないと。これは原因的なものはどういう部分があるんですか。どうしてふやそうというものがなかったんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君）　県警察といたしましては、事業届け出の際に、優良事業者の認定基準とメリットを説明するほか、警察官による事業所への立ち入りの際に、安全対策基準を満たしている業者に対しては、安全対策優良海域レジャー提供業者指定の申し出をするように働きかけております。また、沖縄県や旅行業者等と連携して優良事業者に指定されている業者を活用するよう、働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　皆さんがこの900もある事業者、先ほども答弁のほうでは、もう零細いろんな個人のショップだと。900もある分を年間、年１回立ち入りするなんて到底不可能ですよ。そういった面では、皆さんが立入調査をどういうような形でやられているのかというのがあるんですけれども、この廃業届という部分は、しっかりとそのことのものは届けさせる部分なのか。届けないといけないんですよね。それがなかなかなされてない状況があると思うんですが、その辺の立ち入りを含めてその廃業に関するものはどういうふうな認識をお持ちでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君）　ただいま議員御指摘のとおり届け出の義務がございます。

県警察といたしましては、潜水業の届け出を受理する際、潜水業者に対し、廃業する場合、廃止届を提出するよう指導しておりまして、潜水業者が提出する廃止届によって廃業を確認しております。また、警察官による事業所への立ち入りにより営業実態を確認し、営業の実態がなければ廃止届を提出させております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　なかなか難しい状況が、警察官も忙しいわけですから、そういった面からするともっと文化観光スポーツ、県の執行部のほうも連携してこのことはやっていかないといけないというふうに思っていますが、しかし、平成５年にこの条例はできたんですよね。改正は１回しかされてない、平成６年に。もうそろそろ時代に合うような形でのこの条例の見直しをすべきだと思うんですが、本部長どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君）　条例の見直しをすべきではないかということでありましたけれども、現在の潜水業の実態に照らして見直すべき点がないかどうか、これは検討してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　今の立ち入りは、警察職員でしかできないというところがあるわけですから、そういった面からすると県の職員がそういった立ち入りもできるというような形の、私はやっぱり条例の見直し等々が必要になるというふうに思っておりますので、そういった面で、その業をされているのか、廃業がどうなのかということを含めてやっぱりこれはぜひ見直しをしてもらいたいなというふうにも思っております。

そして、県においては、平成24年度に沖縄県リゾートダイビング事業連合会というものを立ち上げる

というんですかそれを構築しているんですが、これ状況どうなっていますか。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　お答えいたします。

沖縄県リゾートダイビング事業連合会、この団体は、平成21年から活動を開始した安心・安全なダイビング環境を構築するためのワーキンググループというのが母体になりまして、平成24年４月１日に任意団体として設立されております。そして昨年、26年12月22日に一般社団法人化されてダイビング産業の基盤づくりに向けて体制を今後も強化していくということをお伺いしております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　現在その事業連合会というものは、順調に会は運営されているんですか。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　今、その沖縄県リゾートダイビング事業連合会については、これまで平成24年度・25年度の２カ年について県が実施しております沖縄型リゾートダイビング戦略モデル構築事業について、共同企業体としてそれを受託していろいろ活動を行っておりましたけれども、今年度については、事務局体制が組織的な問題から、県の事業には関与しておりません。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　関与してない。その今言った沖縄型リゾートダイビング戦略モデル構築事業、これ24年度からスタートしておりますよね。予算的なものはどういうような予算になっているんですか。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　平成24年度については、予算額が5635万8000円、その中で外国人ダイバーの受け入れ体制構築の調査研究、そしてダイビングガイドの人材育成、ダイビングを活用した新たなビジネスモデルの検討などを行ってまいりました。それから25年度については、2570万円で専用ウエブサイトの内容拡充、それからダイビングショップと観光関連機関との連携会議、それから人材育成などについて、それからさらにインバウンド戦略セミナー、あとガイドダイバー育成セミナーなどをやってきております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　このリゾートダイビング事業連合会というのは、先ほどあったんですが、本当にこれから皆さんコンベンションビューロー含めて、海外のプロモーションで沖縄のダイビングということをうたう中で、今、事業者がどうなっているかもわからないと、連合会がどうなっているのかもわからないと。しかし、予算的なものは平成24年度に5600万つけている、25年度にも2500万つけている。その中身を見てくると1400万、約1500万近く人件費がある。これ別々でやっていく。2000万近く人件費で使っているというような状況になるわけですよ。ところが今、ダイビングのその事業者がどうなっているのかわからないという現状というのは、これは予算は使っておきながらそのことが全くないというところになるわけですから、これはどちらの担当になるかわからない。こういう一括交付金の使い方というのが本当にいいのかどうか。これは皆さん、もうちょっと精査されたほうがいいと思うんですけれどもどうでしょうか。副知事に聞いているんだよ。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　現在どうなっているかわからないということではなく、今年度の事業については、その沖縄県リゾートダイビング事業連合会のほうから企画提案公募時にこの応募がなかったということでございます。しかし、先ほどお話ししたとおり昨年12月22日に一般社団法人化して体制を強化しているということがございますので、県としてはやっぱり今後そういった団体が必要になってきますので、その団体とも連携を強化しながらダイビングの振興に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　零細企業があるからその県内の事業者をしっかりと構築していこうということは大事な部分があるんです。しかし、これだけの予算は、皆さん、どこと連携したかというと、本土の大手の旅行社だとかそういった部分と連携をして、わけのわからないような冊子をつくってやるわけですよ。そういった部分での事業を。やったわけですよ、皆さんは。そういった面では、今後海外からのその語学の部分では、海外からそういう部分でのものを皆さん招いて、それでインストラクターとか育てて、海外の皆さんが沖縄でダイビングをできる、海外の皆さんにも対応できるという雇用事業をやっているわけで、僕はこれは大事な部分があると思っておりますよ。だからそういった面での予算の使い道ということをやっぱり真剣に考えていかないとだめじゃないかと思うんですけれども、副知事どうでしょう、それは。

○議長（喜納昌春君）　安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　お答えいたします。

今、當間盛夫議員の御指摘を踏まえまして、今後の運営の方針に反映させていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　沖縄のダイビングというのは大変すばらしいのがある。私も以前、オープン・ウォーターということでダイビングのライセンス持っておりますので、本当に沖縄の海のすばらしさということは、やっぱり青い空、青い海だけではなくてそういう部分での付加価値をつける意味では最も重要な部分だと思っておりますので、しっかりと構築をされてください。よろしくお願いをいたします。

それでは次、耐震改修についてでありますが、これ28年度からその改修の部分ということになるんですが、27年度にその改修工事をするというような形になると、皆さんどうなるんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時56分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　当該補助制度は、県と市町村が同額で補助する協調補助となっていまして、補助事業の直接的な窓口となる各市町村において、耐震工事が事業実施になかったということで見合わせているところなんですが、この市町村と一緒になりまして補正予算でも計上してやっていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　例えば整備しないときには幾らで、そういった支援制度があるときには幾らだという、ちょっとパーセントを示してもらえますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時58分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　現行の耐震改修の支援で、支援制度がない場合には事業者が77％の負担になりまして、国が11.5％、地方が11.5％という制度になってございます。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　県内のホテル、旅館等でその対象になる件数というのは何件あるんですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　15件となっております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　先ほど、事業者は七十何％という話するんですけれども、これがないときには国の補助事業11.5％だけになって、事業者の負担というのは88％、88.5％になると思うんですが、間違いですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　先ほど申し上げましたように、地方の負担、県と市町村の負担がございますので、これが11.5％になりますので、事業者の負担が77％ということになります。

○當間　盛夫君　違うんじゃない。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　議員が御指摘のものは、国だけの補助というときでしたら議員御指摘のとおり88.5％が事業者の負担になります。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　そういう部分で補正予算もつけるという形になるわけですから、しっかりとその分をやってもらいたいという分と、その分は知事、これはホテルというのは災害があるときには防災拠点にもなり得るわけですよね。部長、防災拠点、皆さんでどういうのかわからないんですけれども、防災拠点建築物ということの指名を受けたときにはどういうような割合になってきますか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　耐震診断が義務化されたホテルが避難所等の防災拠点に指定されますと、公的補助が約44.8％から73.3％に増加いたします。この結果、事業者の負担は、55.2％から26.7％に軽減されることになります。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　今、知事、これだけの分が変わってくるわけですよ。本来その防災拠点をやるか、やらないかというだけで55％の負担なのか、その拠点をそのことのものを指定を受けるという部分で事業者が26.7％、自分の自己負担がそれだけになってくるわけですよね。それからすると、その自己負担の軽減そのものになることで、ほかの部分の施設にも拡充できてくるということがあるわけですから、ぜひこの分は市町村ともっとよく協議をして、15業者あるというお話ですので、しっかりとその対応されてください。

休憩願います。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時１分休憩

午前11時１分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○當間　盛夫君　教育振興に関してなんですが、中高一貫教育、その分で難関大学がふえるというデータはないと思うんですけれどもどうなんですか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　進学に特化した中高一貫中学校を併設して、それがために難関大学に合格実績を伸ばしたというデータはございませんけれども、文科省の調査で先ほども申し上げたんですけれども、「学力の定着・向上」、それから「教職員の意識改革、指導力の向上」などはうたわれております。

それから、先ほども触れたんですけれども、宮崎県の中高一貫校ですね。そして大分県の中高一貫校ですけれども、これは公立です。その両県の１校にさえも本県の県立高校全て足した難関大学校に勝てないと、宮崎県、大分県ですね、そういう実績。それから本県の私立高校も含めてそうですけれども、中高一貫校というのは併設の中身をやり方次第で、私は難関大学に特化できる学校にできるものと認識しております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事、もう26年度の県立の、東京大学、京都大学、26年度ゼロです、ゼロ。そういった面からすると、今、中高一貫教育という部分は、これやっぱり中高一貫教育で進学そのことができる子たちはいるでしょう。しかし、それは中学校からそのレベルの人がいる、学生がいるからそういうものになる。決して中高一貫教育をやったからということではないということは指摘されているというところがありますので、皆さんこれからその中高一貫教育をするときに、民間のその塾なり、民間のその活力をどういうふうに取り入れていくかということは試されてくると思っておりますので、ぜひ頑張ってもらいたいと思っております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

〔新垣安弘君登壇〕

○新垣　安弘君　皆さん、おはようございます。

ことしはひつじ年で私も年男なんですね。議場にも同僚議員の中にも何人かいますけれども、ひつじ年らしく素直な性格を持っておりますが、中にはひつじ年でもいぬ年かオオカミ年かと思えるようなどうもうな人もいますけれども、素直にことしも頑張っていきたいと思います。五十、六十花ならつぼみですから、きょうは髪も少し染めてきましたので若返って頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

県政にとってよかれと思う提案も含めながら質問を行ってまいりますので、前向きな答弁を期待をいたしております。

それでは質問通告に基づきまして一般質問を行います。

まず知事の政治姿勢について２点お伺いいたします。

普天間飛行場の移設問題やオスプレイの配備が原因となり、県内では一部の県民の間で沖縄に対する構造的差別論から琉球独立の議論にまで発展するような状況も出ております。東アジアにおける領土・領海をめぐる対立が表面化する中でこのような世論の動向を懸念せざるを得ません。本県の将来を思えば、国の政策決定にかかわる人材の輩出こそ本県の課題とすべきであると考えますが、沖縄の将来を担う戦略的な人材の育成について知事の所見を伺います。

(2)番目に、地域安全政策課が設置され、安全保障問題の研究員の採用や万国津梁フォーラムの開催等がなされてきました。そして新たに米国ワシントンへの事務所も設置され駐在員が配置されることになりました。この際、沖縄の立場からの総合的な安全保障政策等を研究する「政策シンクタンク」の設立を官民共同で検討すべきと考えますが、知事の御所見を伺います。

続いて、安全保障と基地政策について伺います。

米ソ冷戦時代の北海道における自衛隊配備の状況と冷戦終結後の配備状況の変化について伺います。また、そのことに対する地元の対応について伺います。

(2)番目に、南西諸島の防衛力強化に基づく今後の自衛隊配備計画はどうなっているでしょうか。米軍基地問題について国民的な関心と議論を喚起するためにも、万国津梁フォーラム「沖縄から問う日本の安全保障（仮称）」を東京で開催してはどうでしょうか。

(4)番目、与那国町は平成17年に「国境交流特区構想」を政府へ申請しましたが認められませんでした。与那国町にとって台湾との交流は経済的な面からも、災害時の危機対応の観点からも意義のあることです。自衛隊配備がなされるこのタイミングこそ台湾との交流を県が支援し協力体制をとっていくべきではないでしょうか。

次に、教育行政について伺います。

進学力グレードアップ推進事業の成果と今後の取り組みについて伺います。

(2)番目、定年退職後の教員の活用について伺いま

す。

(3)番目、定年退職後の警察官の教育現場での活用について伺います。

最後に、2020年東京オリンピックについて。

2020年の東京オリンピックにおいて、東京の組織委員会が提案すれば空手競技が実施される可能性が出てまいりました。空手発祥の地として世界的に知られている本県としては、空手道が実施種目に入るだけでなく、空手競技の本県での種目別開催を目指すべきではないでしょうか。

また、開会式のセレモニーで本県の勇壮華麗なエイサー、紅型衣装で踊る四つ竹踊り等の集団演舞が採用されるよう組織委員会等へ働きかける計画はあるでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　新垣安弘議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、安全保障政策のシンクタンク設立についてお答えをいたします。

県では、長年にわたり重要な政策課題となっている基地問題について、独自に国際情勢等を調査・分析し、県の基地政策を確立する必要があると考え、平成24年度に知事公室に地域安全政策課を設置いたしました。県では、これまで国内外の有識者と連携をし意見交換を行うとともに、平成25年度より万国津梁フォーラムを開催し、危機管理や安全保障に関する議論の場を設けてまいりました。

「政策シンクタンク」の設立につきましては、貴重な御提案として受けとめさせていただきます。

次に、安全保障と基地政策についてに関する御質問の中の、万国津梁フォーラムの東京開催についてお答えをいたします。

米軍基地問題は、我が国の外交や安全保障にかかわる全国的な課題であり、日本全体で負担を分かち合う必要があると考えております。こうした状況を踏まえ、県では、平成25年度より万国津梁フォーラムを開催してまいりました。

県としましては、フォーラムにおける議論や提言を踏まえ、今後の政策の参考とするとともに、県民が沖縄を取り巻く諸課題について考える機会としております。

次年度以降の万国津梁フォーラムにつきましては、開催場所を含め、より効果的な開催のあり方を検討していきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、戦略的な人材育成についてお答えいたします。

沖縄県が自立的・持続的に発展するためには、政治・経済などのさまざまな分野で活躍し、沖縄の声を国内外に発信できる人材を戦略的に育成することが重要であると考えております。その実現のためには、学校教育において基礎学力の向上を図るとともに、先見性に富みグローバルな視点を持った人材の育成が必要と考えております。また、沖縄のリーディング産業の成長・高度化を担う人材、海外のビジネス展開に進出する産業人材の育成も必要であります。こうした取り組みにより、沖縄を背負っていく志を持った人材を数多く輩出し、国の政策決定などに沖縄の声が影響力を持つことで、基地問題を初めとする沖縄の諸問題の解決につながっていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　町田　優君登壇〕

○知事公室長（町田　優君）　安全保障と基地政策についての御質問の中で、北海道における自衛隊配備の状況についてお答えします。

北海道千歳市の作成した資料によりますと、平成16年に第５師団及び平成20年に第11師団が旅団化されたことなどにより、昭和52年３月に５万300人の陸上自衛隊定数が、平成21年３月には３万7000人と、32年間で約１万3000人削減されているとのことであります。また、北海道庁によると、平成17年２月、千歳市など自衛隊の駐屯地や基地が所在する自治体が中心となり、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会が設立され、自衛隊の体制維持・拡充等について要望活動を行っているとのことであります。

次に、同じく安全保障と基地政策についての御質問の中で、南西諸島への自衛隊配備計画についてお答えします。

自衛隊の南西地域の態勢については、防衛白書において、災害対応を含む各種事態発生時の迅速な対処を可能とするため、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部に警備部隊などを新編することにより、南西地域の島嶼部の態勢を強化するとしております。また、南西地域における防空・警戒監視態勢の充実のため、

平成27年度には那覇基地の戦闘機部隊を２個飛行隊とすることとしております。

次に、同じく安全保障と基地政策についての御質問の中で、与那国町と台湾との交流についてお答えします。

与那国町は、台湾との長い交易の歴史があり、戦前から終戦直後にかけて国境貿易が活発に行われておりました。昭和57年には花蓮市との姉妹都市協定が締結され、定期的に「親善交流訪問団」の相互訪問や、小中学生のホームステイ事業を実施しております。平成17年度に申請した「国境交流特区構想」については、認められませんでしたが、国の実施する地方の元気再生事業等を活用し、チャーター便の運航や与那国駐花蓮市連絡事務所の開設、交流イベントなど台湾との交流に取り組んでおります。

県としましては、与那国町と台湾との交流を含め、各市町村と連携しながら国際交流の促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　それでは教育行政についての御質問の中で、進学力グレードアップ推進事業の成果等についてお答えいたします。

県教育委員会では、大学等進学率の改善を図るため、今年度から進学力グレードアップ推進事業を実施し、高校生499名を東大・京大を初めとする23大学33学部へ派遣いたしました。事業実施後のアンケートによりますと、大学での講義体験や大学生との交流、講演会等について、ほとんどの生徒が満足したとの回答であったことから、生徒の学習意欲や難関大学への進学意識の向上につながったものと考えております。

今後とも、生徒たちが高い学習意欲を継続できるよう効果的な学びの機会を提供し、さらなる進学力の向上に結びつくよう支援してまいります。

次に、定年退職後の教員の活用についてお答えいたします。

現在、県と市町村が連携し、学校・家庭・地域の連携協力推進事業を実施する中で、退職教員をボランティア等として活用しております。具体的には、学校支援地域本部事業で登下校支援や学習支援、放課後子ども教室推進事業では家庭学習の補助や伝統芸能の指導等に携わっております。

県教育委員会としましては、今後とも退職教員等の地域人材を活用した学校支援、放課後対策等に努めてまいりたいと考えております。

次に、教育現場における退職警察官の活用についてお答えいたします。

学校現場における退職警察官の活用につきましては、中学生いきいきサポート相談員等により、非行防止等に知識、経験を有する退職警察官などを相談員として学校に配置しております。また、県警察からは、スクールサポーター制度等を通して、不登校や問題行動等の早期発見及び早期対応に努めております。

県教育委員会としましては、今後も学校から要望の高い退職警察官などの配置拡充を図るとともに、県警察と連携協力し児童生徒の健全育成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　それでは2020年東京オリンピックに関する御質問の中で、オリンピックにおける空手競技の本県での開催及び開会式での集団演舞等の採用についてお答えいたします。４の(1)と４の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

2020年東京オリンピック・パラリンピック大会において、空手が正式種目に採用され沖縄県で開催されることは、国内外から空手発祥の地・沖縄が注目されるとともに、県民が空手の価値を再認識する効果が期待されます。

県としましても、国や東京五輪・パラリンピック組織委員会などの動きについて情報を収集しつつ、適切に働きかけていきたいと思います。また、開会式において、日本を世界にアピールする演出の一つに、沖縄伝統空手やエイサー、琉舞などの沖縄文化をプログラムに加えてもらうよう関係機関に要請したいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　よろしくお願いします。

知事、先ほどの「政策シンクタンク」の件ですね、御答弁いただきましてありがとうございます。この件、少しまた触れたいと思うんですが、県の中には地域安全政策課があるんですね。私、これ四、五年前、つくる前ですね、仲井眞知事にも申し上げたんですよ。沖縄は過去の歴史を見ても、今置かれた状況を見ても、県民の安全保障の問題に関しては、他府県と同じように外交や安全保障、防衛は国に任せておけばいいと、そういう地域ではないんだと。そういう意味で

県民の生命そういうものを守っていく上で、安全保障にかかわることとかそういうことはしっかりと県みずから情報を収集し、分析し、判断していく能力を持たないといけないと、そういうのを申し上げて、その後、地域安全政策課ができてよかったと思っております。

そこで、先ほど當間議員とのやりとりの中でも出てまいりましたけれども、知事も常々仕事の８割方基地問題に忙殺されていると、そうおっしゃっておりました。これは県政全般の運営を考えたら本当に大きなマイナスだと思うんですね。しかし現状は仕方がない、そういう状況に置かれていると。そして、基地の今後の方向性に関しても総合的に長期的に考えなければいけないんだけれども、しかし今ある目の前の基地の問題一つ一つにもう手いっぱいなんだというそういう事情もあるというふうに先ほどの議論の中でおっしゃっておりました。そういう状況だからこそ、私は政策のシンクタンクが沖縄に必要じゃないかと思うんです。それは地域安全政策課はあるんだけれども、それだけでは私は十分でないと思うんですね。県だけでそれを担うのは予算的にも大変だと思うし、沖縄県の中には南西地域産業活性化センターとか、琉大が中心になって沖縄産業、産官学の人材育成の円卓会議とかさまざまなシンクタンクに近いようなそういうあれはあるんですけれども、ちゃんとした沖縄で県民の生命、安全を考える総合的な安全保障を考えるシンクタンクを県だけじゃ負担が大きいから、民間も加えて官民共同でつくり上げていく。そのことによって沖縄の平和を求める心を発信すると同時に、アジアから識者を呼んで沖縄の場においてアジアの安全保障等を常々考えていく。そういうところに沖縄をしていくといいますかね、そこはすごく沖縄にとってもプラスになるし、日本にとっても沖縄でアジアの安全保障を考えるシンクタンクを中心とした会合を持つということはすごくいいことだと思うんです。ですからここはぜひ、革新系の皆さんの支持も得て、そしてみずから保守政治家としてのそういう背景も持っておられる翁長知事なら、私はこれは踏み込んでやってもいいし、それを民間とも共同でつくることができると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　まず最初に、私のほうから現在の地域安全政策課の状況を御説明したいと思います。

議員御指摘のように平成24年度から地域安全政策課を立ち上げまして、そこで研究員を任期つき職員として採用しておりまして、現在３名体制で運用しております。そのうち２人の任期が切れましたので、今回交代ということで別の方を採用する手続をとっております。その研究員につきましては普段から調査・研究・分析などをしていただいて県の施策に反映するという意味では成果は上がっていると私どもも理解しております。ただ、任期つき職員なものですから、任期が来るとどうしても交代すると、そういう意味では先ほど議員が御指摘のように人材育成という意味では、課題もないわけではないと私どもも考えておりまして、その意味で現在の体制をどうしていくのか、このまま続けていくのかあるいは別の形にするのか、そういう課題は私どもも引き続き検討していきたいと思っております。そういう中で議員お話の提言のありました「政策シンクタンク」、そういう話も一足飛びにいくにはなかなかいろいろな課題があろうかと思います、予算面とか人材面とかですね。そういうのを一つ一つ検討する時間とかそういうのも必要ですので、これはなかなか一朝一夕にすぐにやりますというわけにはいきませんので、もうちょっと長いスパンで私どももいろいろ研究したいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　そこは政治的判断で、余り悠長に構えないでぜひ検討を進めていただきたいと思います。

公室長にお伺いします。万国津梁フォーラム今までやってきていますよね、何回開催しましたか。その中身も少し紹介してください。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　お答えします。

まず平成25年８月29日に開催しました万国津梁フォーラムにおいては、「沖縄の抱える危機と県の取り組み」、あるいは「危機管理と地域協力」、あるいは「台湾における防災」、あるいは「危機管理分野における日台協力の可能性」などについてパネルディスカッションといいますか、講師の方から説明を受けた後パネルディスカッションをやっております。それから同じく平成25年の10月11日には、「東アジアの安全保障の歴史と現状」、それから「沖縄の交流の歴史、現状、方向性」、それから「東アジアの平和のための沖縄の役割」などについて有識者の方々から報告をいただいた後、ディスカッションをしております。それから昨年７月17日に開催した万国津梁フォーラムにおきましては、「地域からみた米軍基地」の事例発表を行いました。それから総合安全保障につきまして、「東アジアの現状と沖縄の役割」などについて有識者の方々から報告をいただいた後、パネルディス

カッションを行っております。
　以上でございます。
○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。
○新垣　安弘君　それぞれ万国津梁フォーラムで、いい議論がなされて沖縄に対するいい提案もいろいろ出てきていると思うんですね。ただもう一点、沖縄の基地の問題を考えたときに、全国の国民に対して関心を持ってもらい議論を起こしていくというか、それが一つの大きな課題でもあるんですよ。フォーラムをこちらでやって、海外からも講師を招いていろいろやって、沖縄に対してすごくよかったと思うんです。それが、沖縄のその基地問題の解決を課題とするところの国民的議論を起こす、全国の国民に対して当事者意識を持ってもらうというか、そういうところに対する効果は私はあと１つ弱かったんじゃないかなと思うんですね。ですからそういう意味で、知事も常々日米安保が必要で、米軍が必要であるならば、それは国民全体で考えるべきだということを知事もおっしゃっているわけですよ。ですからそういう意味で、全国に対してとかく沖縄の基地問題も終わったことだとしがちな大手のメディアもありますから、そこは知事が東京へしっかり乗り込んでいって、我々は安全保障問題しっかり理解しているんだと、わかるんだと。そしてそういう沖縄から戦後日本のこの安全保障問題の独立国家としていかがなものかと思えるような国民意識、そういうこともしっかりつけながら沖縄のこの基地問題の解決に向けて万国津梁フォーラムを東京で開催するということは、すごく私は時宜を得たものだと思うんです。ですから、そういう意味で先ほども少し前向きな答弁はありましたけれども、再度答弁をお願いします。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（町田　優君）　議員御指摘の視点は非常に大事だと思っております。私どもも普段から沖縄の現状、米軍基地の現状を全国に知っていただくと、そういう活動が非常に大切だと思っております。かつて大田知事時代にも沖縄からのメッセージ事業という形で全国各地でフォーラムなどをやっておりましたし、それから稲嶺知事時代も日米地位協定の見直しに関しまして、全国行動プランと称して渉外知事会の都道県にお邪魔するというそういう行動をやっております。したがいまして、この万国津梁フォーラムにつきましても、どうすればそういうふうに沖縄の現状を知っていただけるのか、そういう視点から効果的な開催のあり方について検討していきたいと考えております。
○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。
○新垣　安弘君　次、戦略的な人材育成なんですが、先ほど企画部長から御答弁がありましたね。いろんな面で人材育成やっていると思うんですよ。産業育成のこともまさにそうだし、しかし沖縄の大きな課題を考えると、基地問題が大きくのしかかっていて、それゆえにその差別論が出てきたり、独立論が出てきたりしているわけです。それぐらい大きな問題。その基地問題の大きな壁になっているのが、それは外務や防衛の中央官僚の考え方ですよ。そういう意味で政党について言えば、沖縄出身の議員だから各政党の幹事長になれないとか代表になれないとか、そういう差別はないわけですよ。ですからそういう意味で政党の要職を占めるような人物が沖縄から出ていけばそれは当然いいし、そしてかつ沖縄問題の一番大きな問題にかかわる外務や防衛の中央省庁のそういう官僚組織、そこに対しても沖縄はどれだけ人材を送っているのか、そういう観点を見詰めるそういう視点は県庁に必要じゃないかと思うんです。日本軍のかつての問題があるんだったら、苦い思いがあるんだったら自衛隊において、自衛隊の中において、じゃ、沖縄出身は幹部にどれぐらいいるんだと。いざ有事になったときにそれがいれば県民にふさわしい対応もとれるんじゃないかと、そういうこともあると思うんです。そういう沖縄に対してそこら辺の部分での戦略的な人材の育成についてはどう思いますか。
○議長（喜納昌春君）　企画部長。
○企画部長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
　新垣議員がかねがねそういった視点からこの本会議場でいろいろ御議論していただいているのを私もずっと聞きまして、まさにそのとおりだというふうに考えています。私も霞が関でいろいろ交渉するわけですけれども、私の知っている限り総務省等には何名か県出身の方はいらっしゃるわけですが、これが事外務とかそういったところになりますと、防衛とかになりますとなかなかいわゆるキャリアという方々はいらっしゃらないというのが実情だろうというふうに考えております。沖縄県がやはり沖縄の基地問題をしっかりと地元の声として発出するためには、そういった人材の育成というのはまさに新垣議員のおっしゃるとおりだと思っております。そのためにはやはり基礎学力の向上、そういったものをしっかりやった上で、中央官僚に志を持って入ると。しかも今御指摘のあった防衛・外務そういったところに自分は行って沖縄のためにやるんだと、そういう人材輩出が必要だと思いますが、これにつきましてはやはり教育庁とかそういったとこ

ろとも話をするとか、それからこういった議論を契機として、沖縄県がこれからそういったことも求めているということもしっかりと県民の方に知っていただくというそういった地道な活動を通して輩出するということになろうかというふうに考えております。

議員からの今の御指摘は、しっかりと私の気持ちにも入れながら、またあらゆる場所で私なりに対応していきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　基地問題の最後に、北海道のこととあと与那国のことを触れました。米ソの冷戦時代は北海道に集中的にその防衛の力を注ぐ、当たり前の話だと思うんです。それが終わって、じゃ今度はアジア、中国の状況が変わってきたから南西諸島へ、これも国家として私当たり前だと思うんですね。そして自衛隊に関しても、北海道がそうであったように沖縄も自衛隊との関係はいい関係を結んでいけると思うんです。

そこで１つお伺いしますけれども、与那国に自衛隊が配備されることを県は一応よしとして認めました。じゃ、与那国に自衛隊が配備されることによって台湾との交流が阻害されると思いますか。それについて、反対派の皆さんはそう言っていましたから、それについての感想をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　与那国への自衛隊配備と、与那国が台湾と交流することについてどのような関連があるかという御質問だと思いますけれども、私どもとしては特にその両者において関連があるとのことは承知しておりません。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　与那国に自衛隊が配備されることによって台湾との交流が、台湾が不満を持つということは私はないと思います。そういうことですから、配備されたときに与那国のかつての課題である台湾との交流を県もバックアップしてうまくいくようにぜひ取り組んでください。よろしくお願いします。

時間もありませんので、教育問題に移りたいと思います。

教育長、教育長の前に県警本部長、申しわけないんですが、これは県警の退職者のこともちょっと触れていますので、少年非行について、沖縄の現状だけちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君）　少年非行の現状についてお答えいたします。

平成26年中、県内における窃盗、傷害等の刑法犯で検挙・補導された少年は1173名で、前年に比べ142名10.8％減少しております。

県内の少年非行の特徴といたしましては、全国と比較して中学生の割合が高いこと、共犯率が高いこと、再犯者率が高いこと等が挙げられ、軽微な不良行為から初発型非行を経て悪質な犯罪行為へと徐々にエスカレートし、また、先輩・後輩のあしきつながりを断ち切れずに、中学校単位でグループを形成するという傾向がございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　もう一点、警察のＯＢの方がスクールサポーターで派遣されていると思うんですね。その人数とかどういうことをやっているのか、そこら辺をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君）　県警察スクールサポーターについてお答えいたします。

県警察におきましては、深刻化する少年犯罪に対応するため、学校生徒の健全育成と非行防止を図ることを目的に、平成16年から警察職員ＯＢ等で組織する県警察スクールサポーター制度を導入しております。平成26年度は前年度より２名を増員し８名体制で対応しております。スクールサポーターの活動内容は、派遣された中学校等において非行グループの補導及び解体、非行少年等の居場所づくりや立ち直り支援、登校・下校時における指導、非行少年等の保護者や担任等に対する指導助言等を行い、生徒の非行防止及び健全育成を図るとともに、学校及び学校周辺の環境改善を図っております。なお、次年度はさらに３名の増員が認められ11名体制となる予定でございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　教育長、今本部長からのお話がありましたね。つい最近、川崎での中学生の悲惨な事件がありました。あれも報道の内容からすると、母子家庭で母親思いであったと、お母さんも愛情を注いでいたんだけれども仕事が忙しくてなかなか対応し切れなかった部分もあったと。そういう子があいう非行のグループの中に入ってしまって抜けられなくなって今回のような事件になっていったわけです。例えばこの子の状況を考えてみても、沖縄のいわゆる家庭環境の状況、今本部長が報告した少年非行の問題、特にまた沖縄は全国に比べて中学生の割合が高いと言われている。そういう状況からすると、私は今スクールサポーターの人数も本部長から８名ですか、次年度がまた３名ですか、これは全県なんですよね、全県で。そうい

うことを考えると、本当にその人数で足りているのかなと思うんです。二、三年前に南部のある町長さんが言っていました。スクールサポーターということで、警察のＯＢが学校の担当でついてくれたと。すごくよかったと。それが結局今度また外されたので、これは県のほうで予算をつけてこういうのを何とかしてくれないかということを３年ぐらい前に要望を受けたことがあるんですよ。それで今回のこの事件もあり、あと私の同級生でも定年になる人がいますからね、定年後どうするんだという話があるので。このスクールサポーターについて、教育長、人数足りているのか、そこら辺どういう形で人数が決まってくるのか、教育現場としてどうなっているのか、それを聞かせてもらえますか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　今県警本部長からも説明があったように、本県の青少年非行、特に中学校に顕著な例が見られるんですけれども、本当に大きな課題だと思っております。これは最近起こったことではなくて、もう大分前から、何年も前から指摘されているんですね。これは学校教育でも本当に大きな課題でして、今スクールサポーターとして県警からこうして支援をいただいていることに対しては本当に感謝を申し上げたいと思っております。今例がありましたように、青少年非行、さらに学校内でもいじめ、それから不登校それから校内暴力等課題はますます膨らむ一方であるわけですね。こうした中で、退職警察官の活用というのは大変ありがたく活用させていただいているんですけれども、やはり８名ではまだ足りないと思います。さらに次年度はまたそういう状況になるということをお聞きして、もっともっとやはり必要だというのは感じているところです。ぜひ県警さんとも連携をとりながら、もっと活用できないかというのはこれからぜひ連携してやっていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　教育長、このスクールサポーターは、例えば各県下の教育委員会にスクールサポーターが必要ですかというその問いかけですね、そこら辺もしやっていればもっとこれ要望、必要性が出てきていると思うんです。この要請のあり方どういうふうに、各学校から直接警察に行くのか、県警に行くのか、そこら辺どうやって決まっていくのか、そこをちょっと説明してもらえますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時43分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里　明君）　このスクールサポーター制度につきましては、県警察の所管ではありますけれども、その派遣先につきましては県教育委員会、それから市町村教育委員会、教育事務所、いわゆる中学校からの要請に対していろいろ教育庁内で調整して、それから県警と連携するような形をとっております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　これは予算も関係することだと思うんですが、知事、少し関連してお伺いしたいと思うんです。４月から新しい教育委員会の制度のもとで、知事が主催して総合教育会議ですかそれがそういう仕組みに全国なっていくと思うんですが、今のこのスクールサポーターの問題、沖縄は本当に非行率も高いし、恐らくしっかり現場に問えば本当にもっと必要だという声は出てくると思うんです。これ私は地元の親の会の人たちからも聞いたんですよね。いわゆる卒業している人が、中学生にまで先輩・後輩の関係でまたいろいろやってくるから困ったものだと。それを心配しているわけですよ。そういう意味で恐らくもっと必要性あると思うんです。そういう意味で予算もかかわることでもありますから、ぜひ知事としてもしっかり教育現場の話を聞いて対応していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

○総務部長（平敷昭人君）　ただいまのスクールサポーターの件につきましては、県とあとは市町村等の役割分担の関係もいろいろあろうかと思いますが、関係部局からの相談等があればしっかりまた検討して対応してまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　教育長、定年退職後の教員の活用のあり方なんですが、学校現場のその教員の皆さん大変厳しい環境の中でやっておられると思うんですね。沖縄の場合、特にそういう声も多いです。そこで、定年になったら再任用、再雇用なりもあると思うんですけれども、でもそれが余りふえると若い人の就職のあれが狭まっちゃいますから、そういう意味で各地域で退職教員を中心にしてボランティアの学習指導をしていると思いますね。県のほうではどの程度それを把握しているのか、そこら辺ちょっと聞かせていただけますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時46分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
教育長。
○教育長（諸見里　明君）　お答えいたします。
教職員の再任用の数とか、県教育委員会が実施しているものについては把握しているんですけれども、実は小学校、中学校において各市町村で、各学校にはいろんな形でボランティアとして退職教員なりそういう方々が入ってきているんですけれども、その辺の数は今手元にはございません。義務教育課にはあるかとも思うんですけれども。よろしいでしょうか。
○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。
○新垣　安弘君　沖縄の学力テストの成績がぐっと上がりました。あれは私教育長に前に申し上げたんですけれども、教育委員会がしっかり組織としてそれは体制をとってやるべきだということを申し上げて、教育委員会もそういう対応をして各学校に派遣したりしましたね。その成果もあったと思うんです。ですからこういう問題も、これは少人数学級だとか臨任の正規採用へのこととかさまざまな課題がありますよ。即対応できないさまざまな課題をその退職教員を使ってフォローしていく上ですごくいいことだと思うんです。ですからそこは教育委員会がそのことをまず全県的にどれぐらいあるのかをしっかり把握をして、いいことは広めていく、広報していくと。いいことがあそことあそこにあれば、これが広がっていくような形での県教育委員会としての取り組みが私は必要だと思うし、それをやれば埋もれている退職教員の皆さんも、そこは生きがいを持ってやれるような場所が備わってくると思うんです。これはトップ層というか新学力アップ事業だとか、外国に派遣していくとか、そういう部分への予算もしっかりやっていますよ。それ以外にまた母子家庭の子供さんだとか難しい子供たちを引き上げる意味で授業という上でここは重要だし、やれる可能性のあるところだと思うんですね。ぜひそこの取り組みをしっかりやってみる。どこそこにあるものをしっかり教育委員会で把握して、いいものをしっかり伝えて広がるようにしていく、組織としてね。そこはいかがでしょうか。
○議長（喜納昌春君）　教育長。
○教育長（諸見里　明君）　私は小学校、中学校にも積極的に学校訪問しているんですけれども、特に感じるのは、もう小学校、中学校でもかなりのこうしたボランティアの方々が入っているということ、一昔前にはなかったことではあるんですけれども、それが徐々に拡大しつつあるということですね。それから議員が御指摘のように、それなりの見識と実績、それからキャリアを持つ退職教員を学校現場に導入するというのは、私は本当に大切だと思っております。現在、教育庁内でも生涯学習振興課が所管する先ほど申し上げた地域本部事業であるとか、放課後子ども教室であるとか、そこで退職教員をかなり取り込んで展開はしているところです。もっともっと小中学校それから高校へのこの活用というのはぜひ必要だと認識しております。この辺はぜひ英知を結集して新たな展開に、施策に結びつけていけたらなと思っております。
○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。
○新垣　安弘君　最後に、東京オリンピックの件、よろしくお願いします。
文化観光スポーツ部長、前向きの御答弁がありましたけれども、このオリンピックの規定でそのメーンの都市、東京から沖縄まで離れているけれども、これは種目別開催が可能なのかどうか、何キロメートル以上離れたらだめだとか、そういうのはあるかないか、把握していますか。
○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　以前に私どもも東京に行ってその組織といろいろ意見交換をやってまいりました。その中で、沖縄でこの競技の誘致というんですか、そういったものができないかどうかいろいろとお話しましたけれども、その時点ではやっぱり東京オリンピックということでの開催決定だということで、東京近郊での会場になるんだというお話でしたけれども、そこが現状どうなっているのか、そこはまた改めて確認をしてきたいと思っております。
○新垣　安弘君　以上です。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午前11時52分休憩
午後 1 時23分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
午前に引き続き質問及び質疑を行います。
奥平一夫君。
〔奥平一夫君登壇〕
○奥平　一夫君　皆さん、こんにちは。
お昼からトップバッターでやりますけれども、与党議員として最初の質問になりますが、知事ほか執行部の皆さんよろしくお願いをいたします。
まず知事の政治姿勢についてお伺いいたしますけれども、知事は、県政運営の所信表明に当たって、県民の英知を結集した沖縄21世紀ビジョンの将来像の実現に向けて施策を展開していくことを示しました。みずから持ってきたわけでもない基地を挟んで、左右に分かれることなく県民の心を一つにオール沖縄で基地

問題を初めとした、県政の課題に取り組んでいこうという翁長知事の決意を感じました。

沖縄は70年前、考えられる限りの地獄を集めたと言われるほどの戦火で多くの人命を失い、焦土と化しました。戦後を迎え、そして敗戦後の沖縄は米軍政下に置かれ、苛酷で苦難の歴史を歩むこととなりました。銃剣とブルドーザーによる田畑や集落の強奪で米軍基地が次々と建設をされる。植民地支配によって基地の自由使用が戦後沖縄の基地集中につながりました。復帰後も県民の期待とは裏腹に過重な基地の集中、人権抑圧は変わることはありませんでした。

日米安保の施設・区域の提供という呪縛にとらわれ、琉球処分官ばりに辺野古か、さもなくば固定化だと。沖縄のこれからは東京が決めると言わんばかりに支配者然とする日本政府の恫喝と懐柔策、従属と犠牲を強いる姿勢は、70年たって今なお変わっておりません。沖縄は0.6に74という不平等にただそれだけに異議申し立てをしているのにすぎないのにである。沖縄の経済は米軍統治下で軍事基地依存型輸入経済を経験し、復帰後は基地と振興策をリンクさせた基地維持政策が強化をされてきた。それでも地理的優位性とわずかに返還された基地跡地の利用などで少しずつではあるが、県民所得に占める軍関係受け取り割合は復帰1972年の15.5％から近年では4.8％に低下をしております。今後、基地返還が続けば、当然基地依存度はますます下がっていくことは目に見えている。戦後70年たった今、沖縄県民はそのことに気づいた。基地は経済の阻害要因だと。基地によって沖縄は潤っているという政府や東京メディアでつくられた沖縄基地神話を、今後県民挙げて解消していく取り組みを強化していかなければなりません。

ちょっと言い忘れましたが、私は今度この質問通告の３番目の離島振興の(4)と(5)については取り下げをしたいと思います。

１、(1)、知事の沖縄戦後70年の所感を伺います。

(2)、沖縄・琉球の文化力について知事の見解を伺います。

平成27年度予算7465億円は過去最高額となりました。知事の行政運営や公約実現に向けた積極的、意欲的な姿勢があると思います。

そこでお伺いいたします。

(3)、2015年度予算について。

ア、自立型経済構築に向けた予算編成について、特に配慮した点は何か見解を聞きます。

イ、基地依存経済の体質改善にどのように取り組んでいこうとするのか、知事の見解を伺います。

ウ、予算議会は県民と約束した公約の実現を県民に向かって取り組む姿勢を示す機会となります。今予算議会では公約した事業の芽出しはどれほどか、見解と決意を伺います。

(4)、知事公約の重点施策「こども環境・日本一の実現」について、知事の見解と決意を伺います。

(5)番、基地問題について。

辺野古は不可能に近い、県外移設が望ましいと繰り返していた前知事は、突如として豹変しました。公約をかなぐり捨てて事実上の県内移設を認めた。しかし、前知事の３年間の県外への蓄積は貴重なものになるのではないかと思いますが、そこで伺います。

ア、この３年間県外移設を進めていた前知事の訪米や日本政府との交渉による調査は、政府との本音のやりとりなどかなり充実していたものと思慮される。その調査・交渉の蓄積は県外の正当性への理論構成に貴重な資料となると考えるが、見解を伺います。

イ、基地はないほうが発展できるとする県民意識が大きく変わりました。知事の見解を伺います。

ウ、10兆円もの税金が注ぎ込まれているのに自立できないのは沖縄県民が怠惰なせいだとする批判があるが、知事の見解を伺います。

2013・14年に４度も選挙によって新基地建設反対、危険な普天間基地は県外、国外へという民意が示されたにもかかわらず、民意潰しへ政府の執拗かつ陰湿で暴力むき出しの姿勢は、沖縄いじめの構図を見る思いです。尋常な政府のとるべき姿勢とはとても思えません。

そこで伺います。

エ、民意と政府の姿勢について知事の見解を伺います。

大きい２番目、下地島・宮古空港と伊良部大橋の課題について伺います。

(1)、宮古・下地島両空港の機能分担について県の認識を伺います。

(2)、宮古空港への国際線誘致に向けたＣＩＱ施設について見解を聞きます。

(3)、下地島空港利活用検討に係る事業者の応募については10社程度と聞いておりますが、事業内容や事業者のプレゼンなどを通した提案事業の可能性について見解を伺います。また、事業の審査が行われているが、どのような視点で審査が行われているのか伺います。

(4)、下地島空港はパイロット訓練飛行場として国策で誘致をした経緯があります。空港の軍事利用については屋良覚書や西銘確認書によって認められており

ません。公募提案に当たっての前提条件となるが見解を伺います。

(5)、下地島空港の管理会社が県内企業グループの傘下に入った。下地島空港における管理業務は引き続きこの管理会社が受託することになるのか見解を伺います。

(6)、宮古圏域にとって念願でありました伊良部大橋が供用開始をして一月が過ぎました。伊良部島と宮古島が１本の橋によってつながり、観光客や地元住民の往来によってにぎわいを見せ、経済効果の兆しがあると地元伊良部では期待が上がっています。伊良部大橋は、ただ通過するだけの橋ではなくて、宮古圏域住民の夢を乗せて完成したと思います。橋をツールに地域振興を図っていかなければただの道路にすぎなくなる。

そこで伺います。

(6)、伊良部架橋開通による地域振興について見解を伺います。宮古島市との協議機関は検討されているか。また、下地島利活用事業との連携について見解を伺います。

大きい３番目、離島振興について伺います。

ア、漂着ごみ及び廃船の撤去処理の県・国支援について伺います。

私たちは、先日、会派のメンバーで多良間島や与那国、竹富、石垣市の視察を行ってまいりました。小規模離島の行政課題や特に問題となっている課題等意見交換や聴取をさせてもらいました。

今回は以下について、執行部の見解をお聞きしたいと思います。

ア、漂着ごみ及び廃船の撤去処理の県・国支援については先ほど質問いたしました。

イ、小規模離島の情報格差の是正と高度な情報通信技術の利活用環境の形成を図るため、25年度に始まった海底ケーブル敷設事業は、離島地区においても観光を初めとする医療、教育、防災等の分野で超高速のブロードバンド活用が可能となり、産業振興など離島苦解消への大きな一歩となります。しかしながら、財政に乏しい離島地域においては地域の面整備への事業費捻出が厳しいとして県の支援を要請しているが、知事の見解を伺います。

ウ、離島出身児童生徒のための寄宿舎の整備事業が実施されているが、その進捗状況と対象人数や入寮費等について伺います。また、翁長知事の公約では、相談員の配置等で生徒の日常生活を支援するとしているが、見解を伺います。

以上、答弁を聞いて再質問したいと思います。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　奥平一夫議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、沖縄戦後70年の所感についてお答えをいたします。

ことしは、戦後70年目の節目の年であります。この間、沖縄は、多くの困難な課題に直面する中で、県民各位や関係者の努力により、県民生活は着実に向上してまいりました。私は、筆舌に尽くしがたい労苦に耐えてきた先達に敬意を払うとともに、この節目の時期に知事となり、身の引き締まる思いであります。

戦後70年を経た現在もなお、国土面積の約0.6％である本県に約74％の米軍専用施設が存在する状況は、異常としか言いようがありません。日本の安全保障が大事であるならば、日本国民全体で考えるべきであります。

政府においては、世界に冠たる民主主義国家として、沖縄県民の民意をしっかりと受けとめていただきたいと考えております。

これまで私たちは、みずから持ってきたわけではない基地を挟んで、経済か平和かと厳しい選択を迫られてきました。しかし、社会情勢の変化とともに、これらは両立するものとなってまいりました。

今後は、未来を担う子や孫のために「誇りある豊かさ」をいかにつくり上げ、引き継いでいくかを心にかけ、県民全てが生き生きと活躍できる協働のまちづくりの理念を大事にし、公約の実現に邁進する覚悟であります。

次に、沖縄・琉球の文化力についてお答えをいたします。

沖縄の先人たちは、琉球の時代よりアジア諸国との交易を通じ、亜熱帯の海に囲まれた美しい島々に独特の沖縄文化を育んでまいりました。また、繰り返された世変わりにおいても、新たな時代を切り開く心のよりどころとして、沖縄文化を守り、継承させております。

私は、歴史と独自性をあわせ持つ沖縄・琉球の文化は、「沖縄の未来を拓くソフトパワー」の一つであり、その活用は重要であると考えております。そのため、沖縄文化の基層であるしまくとぅば、ユネスコ無形文化遺産である組踊、海外でも高く評価されている沖縄の伝統空手・古武道など、沖縄文化の継承・発展に積極的に取り組んでまいります。

次に、自立型経済構築に向けた予算編成についてお答えをいたします。

平成27年度は、沖縄21世紀ビジョン基本計画の４年目に当たり、同計画で掲げた諸施策について、これまでの取り組みの成果を踏まえつつ、新たな施策を展開し、沖縄振興の流れを確かなものとするとともに、さらに加速させていく重要な年であるという基本的考え方のもと、予算を編成したところであります。

自立型経済の構築に向けては、成長著しいアジアのダイナミズムと連動したアジア経済戦略構想を策定するための経費を新たに計上しております。

また、国際交流・物流機能の強化を図るための那覇空港や那覇港等の整備に要する経費のほか、豊かな自然環境、特色ある島々、独自の歴史・文化など、沖縄のソフトパワーを活用した魅力あふれる世界水準の観光・リゾート地を形成するための経費、さらに、アジアにおける国際情報通信ハブや、臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点を形成するための経費など、沖縄の地域特性を生かした広範な経済発展施策の展開に配慮して予算を編成したところであります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、基地依存型経済の改善に向けた取り組みについてお答えいたします。

基地関連収入の県経済に占める割合は、復帰直後の15.5％から平成23年度は4.9％となり、その比重は大幅に低下し、基地関連収入が県経済へ与える影響は限定的なものとなってきております。

沖縄県では、自立型経済の構築に向け、成長著しいアジアのダイナミズムと連動したアジア経済戦略構想を策定し、沖縄の持つソフトパワーを生かし、国際物流拠点の形成を初め、観光・リゾート産業や情報通信関連産業などのリーディング産業の拡充強化を進めることとしております。

また、自然環境、文化資源、スポーツ、農林水産物を初めとする産業資源の高付加価値化を促進し、各産業分野においておきなわブランドの確立を図ってまいります。

次に、公約した事業の芽出しについてお答えいたします。

平成27年度予算案では、これまでの取り組みの成果を踏まえつつ、知事公約で掲げられた新たな施策のための経費が計上されております。

新たに予算を計上された主な事業は、経済振興については、アジア経済戦略構想の策定、那覇空港の立体連絡通路を整備する那覇空港利便性向上支援事業、外国人観光客受け入れ体制の強化のためのウエブ情報配信事業、雇用の質の改善を図るための正規雇用化企業応援事業など、県民生活分野につきましては、子供の貧困対策に係る認可外保育施設を利用するひとり親家庭等への支援事業、北部地域及び離島における医療提供体制の強化に係る事業など、基地問題の解決に向けて、ワシントン駐在員の配置などであります。

また、予算事業以外のものとして、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンの誘致、漁業振興の阻害要因となっている米軍の制限水域の解除、国民健康保険制度の健全化などに引き続き取り組んでまいります。新たな基金の創設など幾つかの未実施の項目につきましても、今後、調査検討を進めてまいります。

県としては、今後とも県民の期待に沿うべく、一つ一つの公約の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

次に、基地返還による沖縄の発展についてお答えいたします。

駐留軍用地跡地の有効利用は、沖縄全体の振興・発展に資するものであります。

本年１月に県が公表した駐留軍用地跡地利用に伴う経済効果の調査においては、那覇新都心地区の直接経済効果は、返還前の52億円に対し、返還後は1634億円となるなど、基地跡地の飛躍的な発展は、かつての基地経済の効果を大きく上回るものとなっております。また、返還が予定されている普天間飛行場の直接経済効果については、返還前の120億円に対し、返還後は3866億円と大きな発展が見込まれております。今後、返還跡地の円滑な利用を進め、沖縄の発展をさらに加速させてまいります。

次に、自立に向けた取り組みについてお答えいたします。

これまでのさまざまな振興策の積み重ねにより、沖縄県は、社会資本の整備、観光産業や情報通信関連産業の成長など、着実に発展してきました。

しかしながら、１人当たり県民所得の向上はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築はなお道半ばであります。これは、市場規模の小ささに代表される島嶼経済の不利性克服が困難であったことや、多くの離島を抱えることによる高コスト構造などによるものと考えております。

このため、県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画で示した将来像の実現に向け、沖縄が持つソフトパワーを生かした施策を展開し、観光、情報通信、国際物流を初めとしたリーディング産業の育成と、農林水

産、製造業、小売業を初め、域内のあらゆる産業の振興により、沖縄県の自立的・持続的発展を図ってまいります。

次に、下地島・宮古空港と伊良部大橋の課題についての御質問の中の、伊良部大橋開通による地域振興についてお答えいたします。

伊良部大橋の開通は、宮古圏域の一体化による入域観光客の増加など、伊良部島、下地島を初め宮古圏域全体の振興に大きく寄与するものと期待しております。橋の開通を契機とした宮古圏域の振興策につきましては、宮古島市において同圏域の一体的な振興・発展に向けた検討がなされるものと考えております。

県としましても、宮古島市との協議機関の設置を含め宮古島市と連携し、宮古圏域の定住条件の整備と特色を生かした産業振興に向けて取り組んでまいります。また、下地島の利活用との関係につきましては、現在、土木建築部において検討が行われていることから、その結果を踏まえつつ、圏域全体の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、離島振興についての御質問の中の、離島地域における情報通信基盤の面整備についてお答えいたします。

沖縄県においては、本島都市部と離島地区の情報格差を是正するため、離島地区情報通信基盤整備推進事業として離島に海底光ケーブルを敷設する事業を実施しております。平成28年度には、海底光ケーブル事業が完成することから、当該事業とあわせて、加入者系アクセス回線の整備、いわゆる面整備を行うことによって、離島地域においても超高速ブロードバンド環境が整うものと考えております。本来、面整備については、民間通信事業者が主体となって行うことが基本でありますが、人口が少なく利用者の少ない離島については、採算性などの問題から、民間による面整備が進まない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、離島の面整備につきましても平成27年度において離島における作業部会を開催し、その課題や整備手法、整備財源などについて検討することとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、「こども・環境日本一」の実現についてお答えをいたします。

沖縄県におきましては、全国一高い出生率を維持している一方で、保育所入所待機児童の多さ、学力が定着していないこと、少年非行の問題、若年無業者の増加など多くの課題を抱えております。特に、子供の貧困については、所得水準が低くひとり親家庭が多いことなどから、全国より厳しい状況にあると考えており、子供たちが健やかに育成される環境の整備が求められています。

このため、県としましては、市町村と連携し、平成29年度末までの待機児童の解消に取り組むほか、要保護児童への支援やひとり親家庭等の自立支援、発達障害児の支援体制の整備、総合的な子供の貧困対策など、子供目線の施策を推進することにより、「こども・環境日本一」の実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　町田　優君登壇〕

○知事公室長（町田　優君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、県外移設の理論構成についてお答えします。

県はこれまで、ワシントンＤＣにおいて、米政府に対し要請を行うとともに、県主催のシンポジウムを開催し、米側の専門家等と直接意見交換を行ってまいりました。また、防衛省より示された「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」について、沖縄の米軍基地の役割や必要性を検証する観点から、質疑を重ねてきたところであります。

このような調査や交渉の積み重ねを踏まえ、普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性除去に取り組んでまいります。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、政府の姿勢についてお答えします。

政府においては、地元の声に真摯に耳を傾け、普天間飛行場移設問題の早期解決に向けて取り組んでいただきたいと思います。

また、現行の移設計画をこのまま進めることなく、我が国が世界に冠たる民主主義国家であるという姿勢を示していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君）　下地島・宮古空港と伊良部大橋の課題についての御質問の中で、宮古・下地島空港の機能分担についての御質問にお答えします。

宮古圏域における空港機能の役割分担については、宮古島市からの２空港存続要請等を踏まえ、宮古空港

は従来の旅客機能を分担し、下地島空港は新たな利活用を行うこととしております。

同じく下地島・宮古空港と伊良部大橋の課題についての御質問の中で、宮古空港国際線旅客施設の整備についての御質問にお答えします。

宮古空港国際線旅客施設につきましては、宮古島市からの要請などを踏まえて、宮古空港において整備に取り組んでいるところであります。

現在、基本設計を実施しており、平成27年度には実施設計を行い、平成28年度内に供用できるよう取り組んでまいります。

同じく下地島・宮古空港と伊良部大橋の課題についての御質問の中で、下地島空港の利活用に関する審査状況についての御質問にお答えします。

下地島空港の利活用検討については、今年度、事業者からの提案を国内外から直接募ったところ、操縦士訓練関連、リゾート関連、航空機整備関連、農業関連、商業宇宙関連、防災訓練関連、及びモータースポーツ関連の10事業の応募がありました。

提案事業について、学識経験者や地元宮古島市等で構成する検討委員会において、書面審査や提案事業者からのヒアリング等を実施し、事業の主体性、将来性及び資金計画等の観点から評価を行ってまいりました。

去る２月20日の第４回検討委員会において、４つの事業が高い評価を受けたところであります。

同じく下地島・宮古空港と伊良部大橋の課題についての御質問の中で、下地島空港の利活用に係る屋良覚書や西銘確認書についての御質問にお答えします。

下地島空港の使用方法については、いわゆる屋良覚書及び西銘確認書において、「人命救助、緊急避難等特にやむを得ない事情のある場合を除いて、民間航空機に使用させる方針で管理運営する」ことが確認されております。

県としては、この確認文書は尊重されるべきものと考えており、今回の事業者からの公募においても、前提条件として提案募集要項に記述しております。

同じく下地島・宮古空港と伊良部大橋の課題についての御質問の中で、下地島空港の管理会社についての御質問にお答えします。

下地島空港施設株式会社は、昭和54年に民航４社が出資して設立した会社で、空港施設の維持管理業務、地上支援業務、給油業務及び消防業務等を県から受託し、航空機の安全運航に欠かすことのできない空港の維持管理を担っております。

下地島空港については、次年度もＪＴＡやＲＡＣの訓練による空港利用が見込めること、また、検討委員会において高い評価を受けた提案の中には、空港の機能を維持することが前提となる事業も含まれており、引き続き下地島空港施設株式会社の協力が必要だと考えております。

次に、離島振興についての御質問の中で、県管理港湾における廃船処理に係る支援についての御質問にお答えします。

県管理港湾において、平成26年10月に行った調査では、所有者不明の廃船は県全体で110艇あり、うち離島では14艇となっております。

廃船の処理は、港湾法に基づき放置等禁止区域を指定し、適切な規制を講じている港湾において、国土交通省の「海域環境創造・自然再生等事業」で処理ができることとなっております。

今後、県管理港湾における放置等禁止区域の指定について取り組み、当該事業の活用について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　環境部長。

〔環境部長　當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君）　離島振興についての中の、漂着物の処理に係る支援についての御質問にお答えします。

県及び市町村では、国の補助金を活用し、漂着ごみの回収処理事業等を行っております。

県、市町村が実施した回収量は、平成23年度で約1280トン、平成24年度で約689トン、平成25年度で約373トンであります。

平成25年度モニタリング調査による年間の漂着ごみ推計量は、本島地域が約283トン、本島周辺離島地域が約859トン、宮古地域が約236トン、八重山地域が約764トンとなっており、県では、引き続き国に財政上の措置を要望するとともに、市町村等と連携して効果的な回収処理事業に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君）　離島振興についての御質問の中で、漁港内の廃船処理に係る支援についてお答えいたします。

県管理漁港内の廃船については、パトロール等により撤去指導を行っているところでありますが、平成26年８月現在、県全体で296隻、うち離島で162隻が確認されております。

農林水産部所管の廃船処理に係る県・国の支援につきましては、県管理漁港放置廃船等処理促進事業、産地水産業強化支援事業及び水産物供給基盤整備事業等の補助事業があり、支援できる体制となっております。しかしながら、廃船の処理費用が高額であること、船体が個人の財産であること及び処理費用は所有者負担が原則であることなどから、廃船処理が進んでいない状況にあります。

今後とも、放置の未然防止に努めるとともに、撤去について粘り強く指導してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　それでは離島振興についての御質問の中で、離島出身児童生徒のための寄宿舎整備の進捗状況等についてお答えいたします。

離島児童・生徒支援センターにつきましては、現在、中断していた工事を再開し、平成28年１月開所に向けて取り組んでいるところです。同施設は、高校のない離島から進学する生徒を対象に、１学年40名、合計120名の生徒を受け入れることとしております。

入寮費等につきましては、施設の光熱水費や維持管理費を基礎に設定する予定であり、舎監等を配置し、生徒の日常生活を支援してまいります。また、相談員の配置につきましては、各学校において、離島出身の生徒を含め、親元を離れ生活している生徒に対し、スクールカウンセラーや教育相談担当教員等が不安や悩みなどの教育相談にきめ細かく対応してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　それでは、質問させていただきます。若干幾つか質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、下地島空港についてお伺いをしたいと思うんですね。

下地島空港、宮古空港、宮古には２つの空港がありまして、その２つの空港をどう利活用しようかというその機能分担などでまだ県としての姿勢も決まっていませんし、いろいろ議論するところもあるかと思いますけれども、実は24年・25年に下地島空港の利活用協議会の中でその委員の先生方がいろいろ意見を出しているんですね。そういう意味では、この宮古、下地の機能分担がどういうふうな意見が出て議論をされたかということについて、土建部長の御意見を伺いたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　平成24年度の利活用協議会において、２空港を存続させた場合コスト面の課題があり、存続のための戦略が必要であることや、一つの空港に集約する場合、住民が納得する説明が必要などとの議論がございました。議論の結果、２空港を存続させる方向で利活用案を整理し、宮古空港においては国内旅客、国際チャーター便など旅客機能を分担し、下地島空港においては実機訓練、試験機などで利活用を図ることが提案され、２空港が存続できるよう、利活用に向けた誘致活動に取り組んでいくことが確認されました。これを受けまして、平成25年度、航空会社、航空機製造メーカー等に誘致活動を展開しましたが、有効な利活用策を見出すことができませんでした。

このような取り組みを踏まえた結果、今年度、下地島空港及び周辺の用地を利活用したいという事業者の提案を国内外から直接募ることにしたものでございます。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　今、この利活用協議会の議事録をちょっと見ているんですけれども、その中にも名桜大学の岩佐先生あたりは宮古空港等の役割分担でいろんな分担が考えられると、これはゼロ対10という役割分担もあるんだろうと。つまり１カ所に集中してもいいという考え方もあるだろうというふうに述べておられます。

それからこういう意見もあります。特に伊良部架橋ができて、人の流れや物の流れがどのように変わっていくのかを見ながらさまざまな改定作業をスタートさせていければいいと思うが、旅客の空港機能が下地島に集約されれば、空港ゾーンをふやす必要も出てくるだろうし、その逆であれば、抜本的な改定作業も必要になると、そういう意見もございます。

もう一つ紹介させてもらえればこういう意見もあります。航空会社の考え方からすると、国内便が下地島空港に全部移った上で国際便を誘致するなら入りやすいと思う。宮古空港で国内のエアラインが全部集まっている状況で、中国や韓国のエアラインが国際線のために、下地島空港に投資することとなると少し難しいと思うという、そういう御意見があります。

そういう意味で、この下地島と宮古空港をどう利活用しようかということも、これはやっぱり宮古島のほうでもその議論をどんどんやっていく必要があるのかなというふうに思います。

それで、その利活用協議会の中で、この下地島空港

に統括をしたほうがいいのか、あるいは宮古空港に統括したほうがいいのか、あるいは両方別々で、別個で使った方法がいいのかというメリット・デメリットという議論にはならなかったでしょうか。聞かせてください。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　先ほども少し御説明しましたが、宮古空港と下地島空港、すみ分けとして、２空港を存続させた場合のメリットとしては、地元の要望に応えることになる一方、デメリットとして、２空港の管理コストが発生することになると。また宮古空港に集約した場合、市街地から近く、旅客施設が整っていることがメリットではあるんですが、デメリットとして、騒音や高さ制限の懸念があり、駐機スポットに余裕がないことがありました。一方、下地島空港に集約した場合のメリットとしては、3000メートルの滑走路と周辺用地も含めた下地島全体の活用が可能となると。しかしながらデメリットとしては、市街地から遠くなると、地元の方々の使い勝手が悪くなるというようなデメリットの意見がございました。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　それでは宮古空港と下地島空港の管理、収支ですね。それはどういうふうになっていますでしょうか。わかりますか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　宮古島空港の維持管理費というのは、当然一般財源から拠出させていただいているんですが、下地島空港の場合、特別会計、これまで航空会社からの使用料で賄っていました、24年度までですね。去年、一部……失礼しました、25年まではそういう航空会社からの使用料で管理費賄っていたんですけれども、ことしから賄わくなったということと、来年度からはまずそういう使用料の収入がほとんどないという中で、一般財源からの繰り出しをお願いせざるを得ないという状況になっております。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　私、県の経済界の皆さんと何名か、２人ほどお会いをしていろんな意見を下地島についてお聞きをしました。お二人とも、もし宮古の観光客を50万という大きな目標を達成するには、どうしてもやっぱり下地島空港へ集約したほうが、そのほうがいいだろうと。定期便を飛ばせば、ＬＣＣだって国際便だって幾らでも利活用できる可能性が大きく広がってくるというお話をされていました。じゃ、宮古空港はどうなんだと聞いたら、宮古空港は恐らくこれ以上敷地的にも難しいだろうし、騒音の問題もあるのでなかなか飛行機がこれ以上ふえるということは厳しいんじゃないのかというふうな御意見があって、40万人どまりぐらいじゃないかなと。これはあくまでもオフレコでその話をしたわけでして、そういうことについてはそういう考え方を持っているということであります。

それから宮古空港に……済みません、もう一つですね。下地島空港の位置づけというのは、県ではどのように位置づけているんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　下地島空港、もともとパイロット訓練飛行場として昭和54年に開設し、地域の振興にも寄与してきたものと認識しております。しかしながら、今般、シミュレーターの発達により実機訓練が激減してる状況があり、パイロット訓練専用空港としての役割を終えつつあると考えております。

県としては、宮古圏域の振興・発展のためには、この3000メートルの滑走路を有効活用すべきと考えており、そういう観点から今年度新たな利活用検討に取り組んでいるところでございます。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　宮古島市のほうから宮古空港にＣＩＱ施設整備を要請をされていて、その基本設計をもうやっているんだというお話ありましたね。それを例えばＣＩＱ施設を導入するについての需要予測、どれくらいの観光客が来るのかと、ふえるのかという予測をしているはずですが、それどれくらいでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　宮古空港の需要予測なんですが、平成６年度の需要予測調査では、平成22年度に152万人と予測しております。それから、これに対しまして、平成25年度の実績が今123万人ということで、実績は予測の８割程度という状況でございます。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　それでは次に、利活用検討に係る事業者の応募についてお伺いをしたいと思いますが、まずその前にちょっと知事にお聞きしたいんですが、私は歴代の知事に下地島空港の何といいますか、可能性といいますか、そういうことを２人の知事からお聞きしたんですけれども、お二人ともやはりかなりポテンシャルが高いんじゃないのかと、3000メートルの滑走路を持っているというふうなことが非常に魅力的だというふうな御意見をいただいたり、あるいは仲井眞

知事は、これは非常にポテンシャルが高くて宮古や沖縄の経済のエンジンになるとまで言っていただいたんですが、翁長知事はいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　お答えをいたします。

本定例会でも申し上げたんですが、大橋の開通式のときに参りまして、午前中は２時間ほど下地島空港を改めて、何回も行ってはいるんですけれども今回のことを受けていろんな夢を走ってまいりました。

今、前の知事お二人が大変ポテンシャルの高いすばらしい空港だというふうにおっしゃったようですが、私もまさしくこの時代背景によってはもう大変なものになるだろうなというのも感じました。今という時点では、なかなか10の応募があって４つに絞ってという形でなかなか前に行かせるときの方向性をしっかりつかむことできないんですが、しかし、必ずここはこの宮古圏域のみならず沖縄県全体にも大きな影響を与えるものになると思いますので、今回４つに絞った中から、あるいはまたどういう形でこれを展開していくかといろいろあると思いますが、やっぱり壮大な気持ちと着実な支えというようなものを宮古圏域あるいはまた伊良部の方々の御意見を聞いて進めていければいいなと、このように思っております。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　ありがとうございます。

それでは土建部長にお聞きしますけれども、今回新たなその利活用、いわゆる公募という形でこの事業を展開して、今10社が応募して４社に絞られたということがありますけれども、公募の背景といいますか、あるいはその公募の狙いということについてお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　下地島空港の利活用につきましては、先ほど申し上げましたように平成24年度から25年度にかけまして、まずは平成24年度に下地島空港利活用検討協議会、この学識経験者の方も踏まえての協議会でございました。そしてあと、平成25年度宮古圏域空港の利活用に関する検討会議、これは県庁の職員とそれから宮古島市の関係者で会議を設置しまして検討を進めてきましたが、特定の利活用方策を見出すことはできませんでした。そのため、今年度、利活用の早期実現が図れるよう、下地島空港及び周辺の用地を利活用したいという事業者の提案を国内外から直接募ることにしたものでございます。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　４つの事業者に絞られてきたということがありますけれども、このプレゼンテーションやあるいは事業についての説明、県がいろいろやりとりしたり、あるいは協議会委員の皆さんとのやりとりの中でこの事業者から、例えば、規制緩和の問題やあるいは制度設計あるいは公的支援などについてどういう御意見がありましたでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　具体的にどのような規制の緩和ということは、今こちらはちょっと差し控えたいんですが、各種規制や行政手続の緩和、関連インフラ整備等の要望は確かにございました。これは私どもの先ほどから４つの事業、まだ絞り込んでいるわけでございませんでして、あくまでも委員会から有力な案ということで４つの提案いただいています。この有力な案の、検討委員からいただいた有力な案４つをベースに、これから私ども内部でまた審議といいますか、庁内の意見を取りまとめていくようなことになります。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　下地島空港には、それぞれの利活用ゾーンというのがありますね。このゾーンを利活用するのに、今のこの事業者が、いや私はこういうゾーンをぜひ使いたいとか、あるいはこの事業はこういうゾーンにふさわしいんじゃないかと思っていても、この利活用ゾーンがもう決められているわけですから、ちょっと支障が出ることがあると思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　私ども下地島空港の残地、宮古島市が所管している用地がございます。それ以外の用地についてどのような使い勝手をするか、したいかということで募集をかけてございまして、この内容等については、ちょっと今答弁を差し控えさせてください。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　それでは、今後のスケジュールどうなっていくのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　副知事を会長とする、沖縄県開発委員会というのがございます。この沖縄県開発委員会というのをできましたら今月開催しまして、その審議を経て、年度内を目途に利活用候補事業及び利活用基本方針の決定を行うことにしております。そして来年度、利活用候補事業の提案者等の協議を進めるとともに、事業実施環境の整備、利活用計画の作成、同計画に基づく事業実施の同意を得て事業者

を決定することにしております。
○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。
○奥平　一夫君　ありがとうございます。
　この下地島は本当に長年いろいろすばらしい施設だと言われながらもなかなか事業着手というか、そのことになかなか行き着かなかったということがあって、非常に厳しい思いをしていた。その間にこの下地島がやっぱり自衛隊の問題やあるいは軍事利用ということに非常に懸念を示す住民がたくさんおりましたけれども、今、こういう公募という形でこの事業者が決まっていきますけれども、これぜひ早目に本当に計画あるいは実施をやっていただきたいというのが地元の期待なんですね。そういう意味で、もう少し時間はかかるでしょうけれども、しっかりとこの事業に取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども、知事のちょっと決意を、突然ですけれども振りますが、お聞かせください。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（末吉幸満君）　県としましては、現在の取り組みを加速させて、可能な限り早期に利活用事業者を決定して下地島空港の利活用を図っていきたいと考えております。
○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。
○奥平　一夫君　下地島について、もう一点だけちょっと注文をつけておきたいと思います。
　今度こそ机上の計画ではなくて、実際に計画を実施するという思い切った実施が必要だと思うんですが、それについては下地島には土地利用計画というのが２度ほど改定をされておりますけれども、恐らくこの事業が決定することによって計画の見直しも出てくると思いますが、この辺はいかがでしょうか。
○議長（喜納昌春君）　企画部長。
○企画部長（謝花喜一郎君）　下地島空港残地のゾーニングということで、下地島跡地利用基本計画、これ企画部のほうで所管させていただいております。
　議員御承知のことだと思いますけれども、この基本計画は平成元年に旧伊良部町の土地利用計画を踏まえて策定したもので、当時はリゾート法というものがございまして、観光関連とそれから農業関連を中心としたものでした。ちなみに、この下地島空港残地は590ヘクタールほどありまして、今現在580ヘクタールぐらいですけれども、それをどのように活用するかということでさまざまな議論がありまして、平成10年には、国際都市形成構想の流れを受けて国際都市活用ゾーンというようなものができたわけでございます。昨今では、平成24年度に宮古島市における農業利用ゾーンの活用ということがありまして、利用ゾーンが30ヘクタールから85ヘクタールに拡大されるということです。
　議員御指摘のまさに今こそ机上ではなく具体的な計画をということですけれども、先ほど来、土木建築部のほうで検討がなされております空港及び周辺残地の新たな利活用検討、これを我々、今、着目しておりまして、……と申しますのも、基本方針の中には、下地島のこの3000メートルの空港機能これを生かすんだということがしっかりうたわれております。我々はそういったことを根底に置きながら土木建築部が行っておりますこの検討作業、しっかり注視しながら、またもしできればいろんなことも御意見も意見交換をさせていただき、基本計画を机上のものではない具体的なものにしていきたいというふうに考えております。
○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。
○奥平　一夫君　ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いいたします。
　次は、基地問題について少し知事にお伺いをしたいと思うんですけれども、きょうのニュースにも出ていますけれども、午前中もその質問に答えておられました。夏にも政府が着手するというふうなことを言っておりますけれども、着手するにもいろいろ法的な手続とかいろんなスケジュールがあってそう簡単にできるものではないというふうに思います。これはかなり防衛省の沖縄県への脅しじゃないのかなと思いますけれども、しかしそれには備えも必要だと思います。今、実際に岩礁破砕の問題で、政府は埋め立てに向けた準備を着々としている。そういうところにあって、県としてもその調査船を出していろいろ環境の調査をしているというふうなところで、知事のこの発言ですけれども、近く再開を予想されるボーリング調査を経て実施計画をする前に、私たちは協議をすると取り決められていると。それはどういうふうな法的な手続があるのか、それは具体的に説明できますか。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（末吉幸満君）　公有水面の埋立承認の際に５項目の留意事項を付しております。その最初の項目が、工事の実施設計について事前に県と協議を行うことということになっております。２番目ですが、工事中の環境保全対策等について各分野の専門家、有識者から構成される環境監視等委員会（仮称）を設置し、助言を受けて作成するとともに、県と協議を行うこと、また、実施状況を県及び関係市町村に報告するということで、工事前の協議ということを留意事項で付してございます。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。
○奥平　一夫君　その協議を無視して強行するというこの姿勢がどうも政府には見られますね。今本当に埋め立てされますと、あるいはスパット台船によるボーリングが始まりますと、かなり海域が痛手を負ってまいりますし、その彼らの思うつぼにはまるというところもありますので、ぜひ県におかれてはしっかりとその辺のことを取り組んでいただきたいなと、いうふうに思います。

同じように民意という問題についてお伺いしたいんですけれども、本土ではこの基地問題に対しても反対運動が起これば配慮して移すということがずっとあったんですね。しかし、沖縄にはこれだけの民意があるのに潰しにかかるという。僕はこれは非常に差別ではないかという思いを多くの県民が持っていると思うんですが、前の知事もこのようなことを差別に近いという表現をされておりましたけれども、県知事いかがでしょうか。このような姿勢、どう思いますか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（町田　優君）　そういう差別というのかどうかというのは、さまざまな御意見があろうかと思いますけれども、いずれにしましても、県の方針といいますか、辺野古に新基地はつくらせないというその思いは政府にもお伝えしておりますので、政府としっかり調整していきたいと思っております。
○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。
○奥平　一夫君　この普天間の問題が終わらないのは、一義的に日本政府の政治家や霞が関だと思うんですが、根っこはやっぱり本土の国民の沖縄の差別や、基地や安全保障に無関心だというふうに思っております。

知事は、このような問題を何度か話されておりますけれども、この辺についての、どう対処していくかというこの姿勢をお聞かせください。
○議長（喜納昌春君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　お答えをいたします。

私が知事に就任しましてから、この間、やはり話し合いはできませんでしたし、それからこれからの工事の進みぐあい等につきましてもある意味では今回は予算委員会で防衛大臣が発言をされて、先々のことまで見通しを立てるというようなことであります。昨年の沖縄の民意等を踏まえますと、もっと丁寧な対応、あるいは説明、そういったことがあるべきだというふうに思っておりますが、今一つ一つ工事を見ていますと、そういったことのないまま物事が進んでいるということに関しましては大変残念な思いをしております。これからがまた正念場だと思いますので、そういった対応も求めてしっかりと意見交換もしながら、沖縄県の考え方も伝えていきたいと思っております。
○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。
○奥平　一夫君　もう質問は終わりますけれども、私は最近、友人からスディルというしまくとぅばを聞かされました。久しぶりに聞きました。これはふ化するとか、あるいは生まれ変わる、脱皮するという、宮古でもスディルという言葉があって蛇が脱皮するのをスディルと言うんですが、そういう意味ですけれども。

苦難の歴史を歩んだ沖縄が、70年たってなお0.6に74の基地の不条理を押しつけられている苦難をきわめる基地問題や山積する県政の課題に保守・革新ではない、沖縄アイデンティティーでつないだオール沖縄で問題の解決に当たろうという翁長県政が誕生しました。「誇りある豊かさ」を実現するために、文字どおり沖縄がスディル・再生するという出発の年にできればと思います。

ぜひ、頑張っていきましょう。

終わります。
○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。
○玉城　義和君　まず１の(2)、(3)、(6)、２の(2)、４番取り下げさせていただきます。ダブりも相当ありますので。

代表質問から一般質問含めて野党の議論も聞かせていただきました。聞くべき論もあったと思いますが、特にオール沖縄が選挙の方便であるとか、あるいは辺野古反対の本気度などへの言及には私は大いに違和感を感じた次第であります。聞き及ぶところによりますと、翁長知事がまだ市長のころに、自民党の本部の幹事長などの方が面会を求めて知事選への要請もあったように漏れ聞いておりますが、そのときに翁長、当時の市長は、辺野古はどうするんですかと、辺野古は反対であればいいですよとこういう意味のことをお答えになったというふうに聞いておりますし、自民党の県連もそういう動きはあったかもしれません。

私は、今思いますと、翁長雄志という政治家は、黙っておれば仲井眞さんからの禅譲ですんなりと知事になれた方だというふうに思います。それをあえてそういう道をとらずに、御自分でもおっしゃるようにイバラの道というふうな道をわざわざ選び取る。これは私は政治家として非常に重要なことだと思います。歴史の中に、今自分がどういう位置に立っているのかということを明確に意識をするということが、そういうふうな私は道を選ぶ、そういう動機になったであろうというふうに思います。

またオール沖縄ということについても、私は翁長さんが市長に当選をした後あたりの講演集を読ませてもらいますと、10年以上前の講演集ですが、その中に、この沖縄は小さいわけだから団結をして与野党、党派を超えて固まらなければ前進をしないんだということが随所に見られます。したがって、このオール沖縄という思想もにわか仕込みでできたものではなくて、極めて長い間時間をかけて培ってきた思想だというふうに思うわけであります。

それにつけても、官邸のこの間の対応は極めて私は大人げないなというふうに思っております。かつて私は総評という労働組合のナショナルセンターにいたことがありますが、当時自民党の大臣の方などとしょっちゅう交渉をしておりました。福田赳夫氏であるとか、三木武夫さんとかあるいは大平さんとかですね。みんな総理になった方でありますが、その中である日、三木さんが物価関係の経済企画庁長官だったと思いますが、交渉をして５時過ぎた後で、きょうはあと日程もないのでどうだと、ビールでも飲まないかという話になって大臣室でビールをごちそうになったことがあります。つまみはさきイカか何かであったと思いますが、そういう意味では非常に１時間ちょっとの時間でしたが、その三木さんの話を聞きながら自民党の保守党の政治家の持っている懐の深さといいますか、度量の大きさというものを非常に感じまして、立場は違ったわけですが、お互いに違っても頑張っていこうとこういう話をされていて非常に私は感銘を受けたわけであります。それに比べますと、75％の基地を背負っている知事が上京されて挨拶に伺いたいとこういうことについても、きちっと対応ができない。これは私は時代も相当過ぎていますが、政治家の度量が問われているこういう感じもいたします。そういう意味では、ぜひともこれは75％も基地を背負っている県知事でありますから、ほかの県知事も会ってないんだと、こういう話とは比較にならないわけでありまして、ぜひそこのところは私は理解を求めたいというふうに思っております。

かつて翁長さんと話をしてこのオール沖縄の話を聞いたときに私は非常に感激をいたしました。自分も馬齢を重ねるだけの時間でありましたが、しかしながら政界の片隅に籍を置いていてよかったと。こういう方が出てくれば、沖縄は本当にこれからの展望が出てくるのではないかとこういう思いをしたわけであります。そういう意味で、翁長さんは保守の政治家として、保守党の人たちの懐の深さも、また権力を握っている人たちの冷徹さもよくよく私は承知の上だと思います。そういう意味で、これから政府との間合いのとり方、どういうふうな形で間合いをとっていくのか、それについて知事の御所見を賜りたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　玉城義和議員の御質問にお答えをいたします。

間合いということになるわけですけれども、歴史的な背景とかそういうのは置いておきまして、今三木武夫先生とか福田赳夫先生とかの話が出てまいりましたけれども、私が那覇市長に就任をしてちょうど１年目か２年目のときに砂防会館というところで後藤田正晴先生、ちょうど90歳ぐらいになられておりましたけれども、15分のつもりが１時間半ぐらい話をお聞きしまして、いろんな話を聞かせていただきました。その中で、特に沖縄の問題に先生みずから触れて何とおっしゃったかというと、俺は沖縄には行かないんだと。それで私はそれを聞いたときには、何か沖縄が先生に失礼なことでもしたのかなと思ったら、そうではなくて、その後に続いた言葉がかわいそうでなあと、県民の顔は見られないんだよと、真っすぐは見られないんだ俺はと言って、こういう話をされたところにあの世代の沖縄に対する思いが私はあったというふうに思っております。その後、いろんな経緯を持ってきて、特に小選挙区制度というのがそうさせたのかもしれませんが、この政治のある意味で深さみたいなもの、愛情みたいなものよりは合理性みたいなものが表に出てまいりまして、昨今のいろんな沖縄問題含め、福島の原発もそうでありますけれども、いろんな形の中であらわす表現が本当に心寒いような話し方で物事が進められているなという感じがいたしております。

ですから、今間合いということになりますけれども、間合いというものはやはり愛情とか、申しわけないとかあるいは尊敬とかそういった言葉がある中から間合いが出てくるのでありますけれども、いい意味でも悪い意味でも今そういった言葉を使うことがなかなかしにくい。しにくい中で沖縄問題というのは70年間こういう形で変わらない状況でありますし、これから以降も考え方によっては変わる可能性はないと。そういったようなものの中で沖縄がどのように中央政府と間合いをはかるかということにつきましては、大変厳しいですけれども、しかしながらやはり本土の理解なくして沖縄問題の解決はありませんので、しっかりと対話をしてやる努力を続けていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　ぜひ、真摯な態度でやっていきたい

と思います。

それから６月23日の慰霊の日のことでありますが、私は仲井眞前知事にも少し提起をしたんですが、知事メッセージについて県民広く集めて起草委員会をつくったらどうかというふうに思うんですね。これは広島の被爆体験に関する懇談会というのが広島にあります。長崎にも平和宣言文起草委員会というのがあって、平和宣言の文案を起草する。これはそれぞれ委員長は市長でありますが、文章全体を書くということでなくても、大体の骨格というか考え方を県民広く聞くということは非常に私は重要なことではないかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　平和宣言の起草委員会の設置という御提言でございますが、慰霊の日のその平和宣言につきましては、平成２年度から４年度まで、有識者などの外部の委員を含めた検討委員会を設置して宣言を作成してきたところであります。しかし、委員会の中で３年間通して、やはり平和宣言は知事の政治姿勢を表現するものであるということから、庁内で作成したらどうかというような御意見がありまして、平成５年度以降は知事の政治姿勢を踏まえて、関係部局で調整を行いながら作成をしているというところでございます。

ことしの平和宣言につきましては、また知事の政策を踏まえて、平和を求める県民の思いを県内外に主張するということを念頭に、関係部局との議論を深めながら作成をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　もちろんこれは知事のメッセージ、宣言ですから知事の意向が入って当然でありますが、特に私、去年の６月23日の知事のメッセージは非常に短くて、この状況に合わないという非常に違和感を強く持ったわけですね。それでそういう声がたくさんありました、仲井眞さんのですね。そういう意味でもっと広く県民の意見を入れてもいいのではないかとこういうふうに思いますので、引き続きひとつ検討いただきたいと思っております。

１の(5)でございます。

経済発展著しいアジア市場とどういうふうにつなぐかということは、極めて重要であります。アジア経済戦略構想の策定、実現は我が県の経済振興の核になるとこういうふうに思います。今後の展開についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　浦崎副知事。

○副知事（浦崎唯昭君）　まさに今おっしゃるとおり、翁長知事の経済関連での一丁目一番地の政策でございます。そういう意味でアジア経済戦略構想の取り組みについて御説明申し上げます。

沖縄県はアジアの巨大なマーケットの中心に位置する沖縄の地理的優位性を生かし、成長著しいアジアのダイナミズムと連動した沖縄県アジア経済戦略構想を策定し、その実現に取り組むことでアジアの活力を取り込み、本県の自立型経済を発展させていきたいと考えております。戦略構想は、沖縄21世紀ビジョン、同基本計画等を土台とするアクションプランと位置づけております。沖縄の持つ地域力、文化力、人間力、自然力等、沖縄の持つソフトパワーを生かし、国際物流拠点の形成を初め情報通信関連産業、観光・リゾート産業などのリーディング産業の拡充強化を進めていきたいと考えております。加えて、沖縄の持つ独自の技術を生かした環境ビジネスや再生可能エネルギーなどの産業も含め、アジア諸国との交流の歴史や各国の経済状況などの特性を捉えた相互の発展につながるような内容とし、具体的な施策や事業も盛り込むことでその効果を早期に発現できるような特色を持った経済戦略にしたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　ありがとうございました。

続いて、辺野古移設問題でございますが、きょうの新聞などでもあるように、現在の安倍内閣というのは、私は従前の内閣とはちょっと異質だろうというふうに感じます。先ほど申し上げたようなそういう古きよき自民党といいますか、保守党の政治家ともやっぱり異質だなというふうに思いますし、非常に国権主義的で極めて強権的なところがある。寄り添うと言いながら、問答無用に押してくるわけですね。私はそういう立場から考えると、今の安倍内閣というのは前県政の出した埋立承認というものを錦の御旗にして何が何でも工事を押し通してくる、こういうふうに思います。そういう意味では、知事におかれてはよほどの決意をされてかからないとなかなか大変だなというふうに思います。改めて御決意を御披露いただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　政府においては地元の声に真摯に耳を傾け、普天間飛行場移設問題の早期解決に取り組んでいただきたいと考えております。現行の移設計画をこのまま進めることなく、我が国が世界に冠たる民主主義国家であるという姿勢を示していた

だきたいと思います。

県としましては、今後とも県の有するあらゆる手法を用いて辺野古に新基地はつくらせないとの公約の実現に向け取り組んでまいります。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　なかなかそういうところではいかないから申し上げているんですが、一部の見方ですが、取り消しをしても撤回をしても工事はやめないだろうと。そして、むしろ政府のほうから訴訟を提起することもないのではないかと。つまり、懸念が払拭されないという11月の29日ですか、それからわずか１カ月もたたない知事の承認までの間を国がむしろ実証しなければならないような訴訟は、国としてはやらないのではないかという見方もあるんですよ、東京あたりにはですね。だからそういう意味では、自民党がおっしゃっている撤回を早くせよというのも、それを含めて一連の中にあるのではないかというふうに私は勘ぐったりするわけですが、そういう意味ではよっぽどの決意を固めてかからないと、なかなかこれは大変だなという感じを持っているんですね。そこはお互いに腹をくくってここはかかるということが必要ではないかと思うんですが、知事どうですか。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　その意味では、議員がおっしゃるとおりだというふうに思っております。その意味では私自身もその決意という意味では、これはしっかり持って頑張っていかなければいけないなと。ただ議員がおっしゃるとおりのような形で物事が進んでいった場合には、これは私はアジアの先進国としての民主主義国家としての冠たるものが、相当傷つくのではないかなというふうに思っております。これからむしろアジア、世界のリーダーシップをとって、今安倍総理がいろんな形で世界に発信していることそのものが足元で、今のインターネット時代いろんなことが世界に発信されていきますので、そういったこと等踏まえたりしますと、今の辺野古の進め方は、私は今の発言どおりに進んでいきますと大変厳しい結果が待っているのではないかなというふうに思っております。その意味ではぜひとも話し合いをして、その中から何が見えてくるかというようなことについて、やっていかなければいけないとも思いますし、またそういう機会を得るように努力をしたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　ありがとうございました。

２の(3)、５年以内の運用停止についてですが、私はこの５年以内の運用停止という考え方は、辺野古には新しい基地はつくらない、つくらせないという考え方に立って初めて成り立つ考え方だというふうに思っております。それは辺野古が10年かかるとすると、５年以内で運用停止をして残りの５年間は普天間の機能なしで成り立つということであるわけですから、一旦県外に移したものを５年後にまた戻すという非常に非現実的なことになるわけですね。したがって、この５年以内運用停止論というのは普天間の県内移設は行わずに、５年以内に普天間飛行場を県外へ移すという考え方に整理をしたほうがわかりやすいと思うんですね。つまり、辺野古を前提とすると５年間はあくわけですね。そうするとこの５年間は運輸部隊とか陸上部隊が一体でなきゃならぬというＳＡＣＯの報告以来とってきたものが崩れるわけですね、これ。崩れるわけです。したがって、そういう意味では普天間を県外に移す、県内には移さないという論に立たないとこの５年以内運用停止論は成り立たないと思うんですね。公室長、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　私どもの政策といいますか方針といたしましても、５年以内の運用停止を求める、それから普天間飛行場の県外移設を求める、この両方の方針で政府と調整していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　そのとおりですね。だからそうして初めてこの５年以内の運用停止論は論として成り立つんです。それが前提が辺野古だと成り立たないんですよ、この論は、そもそも。そういう意味では私はむしろ翁長県政になって初めてこの論は生きてきたと、こういうふうに考えておりますので、その辺も含めてひとつ取り組みを強めてもらいたいと思います。

次に、第三者委員会についてです。これは第三者委員会スタートしたわけですが、この任務は私は生活環境及び自然環境の保全についての懸念が払拭できないという11月の29日でしたか、その環境生活部の意見から12月の27日ですか知事が埋立承認をした、この29日か28日の間のこのブラックボックスを埋める、これが任務だろうと思うんですね。だからそもそもこれは始める必要はないのではないかと。そういう意味でこの間のそれがどうしてこういうふうに埋立承認になったかというこの間の検証をピンポイントでやるということが私は大きな任務ではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

○総務部長（平敷昭人君）　第三者委員会の任務につ

いての御質問ですが、委員会法では公有水面埋立承認に関し、法律的な瑕疵の有無についての検証を行うということを目的として設置しております。委員会の中の論点、検証方法等については基本的に委員会の判断を尊重したいということで、現在申し上げております。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　まあそういうことですけれども、しかしながら、ポイントはそこにあるのではないかという、これは県の見解として懸念が払拭できないというのはまだ生きているわけですよ。それからどうして１カ月足らずの間に急遽認めることになったのかということが問題だと思いますし、仲井眞さんが選挙中に出した県民への挨拶の中で、苦渋の決断であったとこういう文句があるんですね。法律に淡々と従って結論を出すのであれば苦渋の決断でも何でもないんですよ。そこに明らかに政治的な判断が入ったということが苦渋の決断、苦渋の判断であったという言葉につながっているんで、その苦渋の判断というのは何かということを明らかにしていくということが重要ではないかとこういうふうに思いますので、申し上げておきます。

それからワシントンの駐在員の配置ですが、私はずっとこれは歴代の知事に申し上げてまいりましたがなかなか実現しませんでした。ところが、翁長県政になって早々と実現をしたと、大変私は英断だと思って敬意を表しております。また、適材適所、人も得て大いに期待をいたします。ワシントン駐在員の主な役割はどういうことでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　ワシントン駐在員については、知事訪米の対応、基地問題に関する情報収集、沖縄の状況などの情報発信を主な役割としております。知事の考えや沖縄の状況を正確に米側へ伝え、知事の公約実現、そして沖縄の課題解決に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　基地問題が主な任務だとは思いますが、私はもう一つ大きな役割があると思っております。琉球王朝などの琉球時代などの文物ですね、王冠であるとかあるいは漆器であるとか、そういうものがアメリカのボストン美術館とかあるいはスミソニアン、メトロポリタンとかそういうナショナルギャラリーなどにたくさんあるということが確認されているわけですね。かつて領事館におられた女性の方がリストを持っておられて、どこにあるということも確認をされているわけですよね。だからぜひアメリカに駐在員を置いているわけですから、そういう役割も果たしてもらって、取り戻せるものは取り戻してもらって、そうでないものは一時帰郷してもらって里帰り展でもやったらどうかと思うんですね。だからこれはそう難しいことじゃないので、ぜひとも取り組んでほしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　ワシントン駐在員の役割につきましては、当面はどうしても基地問題の対応とかそういうところが大きくなろうかと思いますけれども、当然ながら文化面での交流あるいは海外の方たちとの交流、そういうのも仕事として考えております。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　ぜひ取り組んでいただきたいと。

それから、ぜひこれは検討してほしいんですが、１人ワシントンに駐在員を置いたってなかなかこれはうまくいかないですね。だからアメリカ社会というのは政治も商業もそうでありますが、やっぱりロビイストというかそういう存在がどうしても必要なんですね。これに金がかかるんですよね。ことしは滑り出しですからそこまでは言いませんが、来年度からかけてぜひそういうことも含めて検討していただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　お答えします。

平成27年度予算でも米国政策調査費という形で、ある程度の現地の方の力を得て仕事をする、いろんな調査をするという活動を予定しておりますので、その中で議員がおっしゃったような活動もできればと考えております。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　これは相当金がかかるんですよね。だから全体では7000万、8000万の規模ではなかなかうまくいかないですね。ぜひともそこは実質的な意味を持たすためにお考えいただきたいと思います。

それから県警の警備についてであります。

県警本部長、私も現場に行って抗議行動に参加をしておりますが、県警の警備は、私は結果として新基地建設に加担をしているのではないかということを感ずるわけです。これは例えば例を挙げれば、基地内に入る資材を乗せた車に抗議をする、それを県警が排除して道を遮断して車を中に誘導する。これはそばから見れば県警が守って基地資材を入れている、こういうふうに見えるんですね。その辺はどうお考えですか、県

警本部長。
○議長（喜納昌春君）　警察本部長。
○警察本部長（加藤達也君）　お答えいたします。
　これまでキャンプ・シュワブ前におきましては、工事用車両の出入域に際し抗議行動を行っている方々が車道に飛び出して工事用車両の前に立ち塞がったり、車両の下に潜り込んだりする行為、車道中央に座り込んだり寝転んだりする行為、ゲート前や車道上に車両を駐車して工事用車両の進行を妨害する行為などをたびたび行っており、極めて危険でかつ違法な状態であり、また一般交通にも大きな影響を与える状態となっております。
　県警察では、こうした状況を踏まえ、このような事態が発生するのを防止するため、警察官職務執行法第５条「犯罪の予防及び制止」等を根拠に工事用車両の出入域に合わせてあらかじめ警察官を配置して、抗議行動を行っている方々と工事用車両の接触を未然に防止し、それにもかかわらず工事用車両の進行を妨害しようとする方に対しては、その場にとどめおく措置等を講じ、工事用車両の出入域時における安全確保、トラブル防止を図っているところであります。
○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。
○玉城　義和君　それが結果として新基地建設に加担をしていると、こういうことを言っているわけですよ。本部長、誰も好きこのんであいうところで抗議行動している人はいないんですよ。本来であれば知事選挙の結果も出たし、名護市長選挙の結果も出た、衆議院選挙の結果も出たんです。それを民意をくみ上げていくべき政府なんです。ところが、全くそれを無視しているわけですよ。この県民の大多数が思っている基地はつくらせちゃいかんと、あの海を埋めちゃいかんという気持ちはどうすればいいんですか。私は、やむにやまれぬ抗議行動なんですよ。向こうに集まっているのは普通のおじさん、おばさんなんです。別に組織で何かやっているわけでも何でもないんです。普通の主婦、普通の人たちが集まってやるせない気持ちでやっているんですよね。県警本部長はそれは２年すればお帰りになるかもしれませんが、私どもは基地があるからといってどこかに移るわけにいかないんです。越す国はないんですよ。ここでやるしかないんです。そういう意味でまさにどうしようもない、ぶつけようのない怒りがあるんですよ。国も聞かない。そういう人たちが怒りを込めて抗議をしているんです。そのところは私はよく県警本部長としても御理解をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。
○議長（喜納昌春君）　警察本部長。
○警察本部長（加藤達也君）　お答えいたします。
　ただいま議員から抗議行動の背景等について承りました。私どもとしては、警察法２条１項の警察の責務に照らして適切に警備措置を講じているところでございます。
○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。
○玉城　義和君　あと米軍雇用の民間人警備員の権限についてでありますが、民間人警備員が県民を拘束する権限はありますか。
○議長（喜納昌春君）　警察本部長。
○警察本部長（加藤達也君）　お答えいたします。
　御指摘の件については、平成27年２月22日、在沖米海兵隊キャンプ・シュワブ内に日本人男性２名が侵入し、米軍側に身柄を確保された件についてのものであると思いますが、その行為は米軍によるものでありまして、県警察としてはお答えを差し控えさせていただきます。
○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。
○玉城　義和君　地位協定17条の10項の(ａ)というのがありまして、これには正規に編成された部隊または編成隊は、警察権を行うと書いてあるんですね。日本人従業員は、これは雇用主は日本政府なんですよね。彼らは正規の部隊ではないんですよね。そういう意味では私はこれは全く違うんだろうというふうに思いますし、また、全駐労と軍当局の2003年の９月の交渉で、警備員の任務は防衛的性格つまり緊急避難、正当防衛を持つものと取り決めがあるわけですね。基地の中にその日本人の人たちは足を捕まえて引っ張るような行為はもともと想定されてないんですよね。そういう意味で私はそもそも警備員というのはどういう任務を持っているのか、どういう役割を果たすのかということが極めて曖昧な中で行われて、それを警察は受け取って逮捕したと。こういう意味ではどういう経過でこうなったかということについての検証が足りなかったんではないかというふうに思っているわけです。
　それでもう一つですが、この拘束する法的根拠はどのようなものだとお考えですか。
○議長（喜納昌春君）　警察本部長。
○警察本部長（加藤達也君）　県警察では、米軍側から身柄の引き渡しを受けた時点で、刑事特別法第２条「施設又は区域を侵す罪」を犯したと疑うに足りる十分な理由があると認められ、また逮捕の必要性があると認められたことから、同法に基づき逮捕したものであります。なお、逮捕後、逮捕状の請求を行い、裁判官から両名の逮捕状の発付を得ております。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。
○玉城　義和君　今おっしゃった刑事特別法、刑特法第２条、これは「合衆国軍隊が使用する施設又は区域であつて入ることを禁じた場所」となっていますね。つまり、その施設の中で金網か何かがあって、その金網をよじ登って入ったりする、要するに故意に入ることを禁じた場所に入るということです。つまり、故意に入らないとこの２条は適用できないんですよね。たまたまあそこにあるあの黄色いラインというのは、あれはちょっと例えば誤って踏み外してこれ刑特法の違反になるかというとなりませんよ、これは。その辺はどう考えられていますか。
○議長（喜納昌春君）　警察本部長。
○警察本部長（加藤達也君）　刑事特別法につきましては、警察が所管する法令でございませんので、解釈についての答弁は差し控えさせていただきます。
○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。
○玉城　義和君　それができないのに逮捕するという前提条件が崩れているわけですよね。だから故意に施設に入るということが犯罪の成立要件なんです、故意に入るということがね。故意に入っているわけじゃないんですよね。その歩道を歩きながら誰でも踏み外しますよ、それは。わかりませんよ、ここに入ってはいけないと書かれていませんからね。そういう意味では極めて今回の一連のことは非常に不当な拘束であったというふうに言われてもしようがないだろうと思いますね。
　それから最後になりますが、県民生活の実態についてでありますが、時間がありませんので所得にしても、離婚率にしても、生活保護世帯の数あるいは就学支援事業、ひとり親世帯ですね、子供の貧困率、いずれをとっても極めて深刻な状態ですね。私は、そういう意味ではこの貧困の再生産というか、悪循環というかですね、極めて深刻な状況にあるわけです。したがって、癒やしの島などという言葉がありますが、私は実態は非常に厳しいということをお互いにやっぱり理解をして、共通項として取り組まなきゃならんなということを、いろいろ比較表をつくってあったんですが、時間がないのでやめますが、そういうことだけは申し上げて終わりたいと思います。
　ありがとうございました。
○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。
　　〔狩俣信子さん登壇〕
○狩俣　信子さん　皆さん、こんにちは。グスーヨーチューウガナビラ。
　知事、何でした。ハイサイ、ハイタイ……。
○知事（翁長雄志君）　ハイタイ。
○狩俣　信子さん　済みません。ハイタイです、どうも。これから方言も勉強していきましょう。
　それじゃ、一般質問に入る前にちょっと所見を述べさせていただきます。
　私、社民・護憲ネットの狩俣信子です。
　まず、翁長知事の誕生を心から私はお喜び申し上げます。
　相手候補に約10万票の差をつけて36万票という大量得点で当選したことは、県民の辺野古に新基地はつくらせないというこの反対の民意のあらわれだと思っております。また、浦崎唯昭、安慶田光男両副知事におかれましては、これまでの幅広い経験を生かし翁長知事を支えて頑張っていただきたいと思います。
　ところで、ことしは戦後70年になります。振り返ってみますと、戦後27年間は米占領下に置かれ、私たちの人権は保障されず、厳しい状況でした。多くの人命が理不尽な中で失われました。女性たちは米兵による強姦事件の犠牲になるなど、大変な時代を生きてきました。
　私の記憶にある事件・事故のうち1955年９月に起こった６歳の由美子ちゃん事件というのがあります。そしてまた、読谷のパラシュート降下訓練の中で、空から落ちてきたトラクターの下敷きになって死亡した小学４年生の棚原隆子ちゃん事件、これも庭で遊んでいて圧死されたんですね。それから1959年６月、これは17名の犠牲者を出した宮森小学校への米戦闘機の墜落事故、そして、1963年上山中学校１年生の国場君の轢殺事件、信号が青のときに渡って米兵にひき殺されました。この米兵は無罪だったわけですね、太陽がまぶしくて見えなかった、これで無罪です。そういういろんな事件・事故、そして1995年９月には米海兵隊３人による少女強姦事件、そして、2004年８月13日、沖国大へのＣＨ53大型輸送ヘリの墜落炎上事件など、何と多くの米軍・米軍人・軍属絡みの事件・事故が起こっていることでしょう。戦後70年にしていまだに植民地のような沖縄、子供たちの未来のためにもうこれ以上の基地は要りません。これが沖縄県民の気持ちだと思います。
　ですから、翁長知事におかれましては、先頭に立って、沖縄のために精いっぱい頑張っていただきたいと思います。もちろん私たちも翁長知事を支えて頑張ってまいります。
　本日のタイムスに載っていました。天木直人……
　ちょっと休憩……。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後３時２分休憩

午後３時２分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○狩俣　信子さん　天木直人元駐レバノン大使が「沖縄　世界の関心事」にということで、「日米・国連へ知事直訴を」やってくださいという記事が載っています。まず、「辺野古移転を阻止するために私は翁長知事の沖縄に次の３点を期待したい。」と。「まず翁長知事には安倍晋三首相に対して引き続き一日も早い面会実現のために、迫っていただきたい。」、「会おうとしない安倍首相は、それだけで首相失格である。　そして面会が実現したあかつきには、建設中止を安倍首相に直訴していただきたい。」、そして次、「安倍首相に対する反対の意思表示とともに、翁長知事がいま行うべきことは米国政府に対する辺野古基地建設反対の申し入れである。」と、「それでも日米両政府が辺野古移転を強行するようなら、国連に訴えて世界の応援を求め」ていくべきだと書かれています。「国家権力に強い憤りと不信を持ち始めている。」のが多くの人たちの声でありますということで、こういう記事も載っておりまして、ぜひ、沖縄に新たな基地は要らないというスタンスで頑張っていただきたいと思います。

それでは、一般質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、沖縄県民の80.2％は辺野古新基地建設に反対している。にもかかわらず安倍政権は聞く耳を持たず強引に建設を推し進めようとしている。第三者委員会で検証作業を進めつつも普天間飛行場の県外・国外移設、早期返還を求めなければならない。知事はどのように対応していくのか伺います。

(2)、普天間飛行場の５年以内運用停止について、アメリカ側は５年での運用停止は論外との認識のようです。普天間の危険性除去のための取り組みについて伺います。

次、日米地位協定についてなんですが、この日米地位協定、余りにも不平等なそして治外法権的な日米地位協定はいろいろな場面で日米両政府に要求してきたとは思いますが、しかし、協定を改定する動きは見えません。日米両政府以外に訴えるところはないのだろうかと。例えば、今回の辺野古新基地建設埋め立てに対する世界の有識者の皆さんたちが、辺野古新基地建設反対運動のメッセージを世界に発信したように、日米地位協定についてもその不条理を世界に発信することにお力をかしてもらえないのだろうかと、もちろん簡単ではないということはわかりますけれども、今のままだとこの日米地位協定の不平等、これはなかなか改善できません。思い切ったいろんな策が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

次行きます。

福祉関連について、行きます。

精神障害者地域移行・地域定着促進基金事業についてですが、先日、私ども文教厚生委員会でイタリア・ミラノに行き、障害を持った人もそうでない人もともに地域の中で暮らすインクルーシブ教育などを視察してまいりました。

そこでは1999年にできた法律によって、精神病院が閉鎖され、地域の中に溶け込んで地域の中で元患者の皆さんが働いていました。病院を閉鎖しないと補助金をカットするという法律で、その精神病院は、私どもメンバー行ったんですが、実は死体置き場に見事なレストランができておりまして、そこで食事をしたんですけれども、また、病室であったところはホテルになって、もちろん格安で宿泊できるホテルでした。ただ、障害を持った人を３割そこで雇用することになっておりました。

そういう意味で今回県が新規事業として出されておりますので、あえてお聞きしたいんですが、福祉関連の(1)ですね。新規事業として精神障害者地域移行・地域定着促進基金事業に803万1000円が計上されております。精神障害者の地域移行・地域定着を促進するための体制整備をするとのことですが、現状と課題、具体的にはどんなことを考えているのか伺います。

(2)、生活困窮者自立支援事業（１億3676万4000円）が自立支援に寄与するためにきめ細かな対策が必要だと思いますが、どう取り組むのか伺います。

３、子供の貧困について伺います。

沖縄の子供の貧困について多くの方がこれも今回質問しておりますけれども、実は2007年、山形大学の先生が各都道府県の貧困率を調査してあります。それによりますと、沖縄県の貧困率は2007年、29.3％で全国ワーストワンとのことです。ひとり親世帯の貧困率は、国の調査で2009年、58.7％その中でも母子家庭は66％となっています。実情を把握するためにもやはり沖縄独自で実態調査が必要と考えます。やるとおっしゃっていますから、私はぜひよろしくお願いしたいと思います。

それから次、(2)、子供の居場所づくりについてなんですが、川崎の中１男子生徒の殺害事件、私どもは正視できないほどの本当に残忍なことだと思っております。いろいろな御家庭があると思いますが、どの家

庭の中でも目が行き届かないところがあると思いますが、せめて何かあったときに子供たちが行きやすい場所をつくっておく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

それではお伺いしますが、(2)、子供の居場所づくりについて、地域の中で取り組みが大切である。どの子も地域の中で生き生きと輝いてほしい。そのためにも子ども・若者育成支援事業の果たす役割は大きいと思います。居場所づくりの現状と課題について伺います。

次、４、教育関連について。

2014年度は全国学力調査で24位と成績が向上しました。次年度に向けた取り組みはどうなのか伺います。また、前回中学校は最下位だったわけですから、その中学校についてはどのようなことがなされているのか伺います。

次、(2)、県内外国公立大学への進学について、過去５年分の実績を伺います。

次、(3)、離島読書活動充実事業について、それはどういうものなのかということでお伺いいたします。

次、５歳児保育について。

これも多くの方が取り上げておりますけれども、しかし４月１日というのはもうすぐ来るんですね。学童クラブに入れない子供たち、新聞によると1000名ぐらいいると出ているものですから、私の周辺でも保護者の皆さんが非常に焦っております。そういう意味では、子供たちを全部ここで受け入れられるそういうのがもうできているのか。現時点でどのぐらいの子供がそういう行き場所がちゃんと決まって安心しておられるのか。例えば小学校の附属幼稚園、そこは預かり保育というのがもちろんあるんですけれども、その中でどのぐらい預かり保育で解消できたのか。そして市町村の中で一番厳しい市町村はどこなのか。そして、その厳しい市町村に対して県はどう対応していくのかお聞かせください。

それから６番目、辺野古における県警の横暴についてなんですが、玉城義和議員にさっきお答えしていましたよね。あれを聞いておりますとあれ以上超えるものは私は出てこないと思うんですが、本当は取り下げたい気持ちもあるんですけれども、県民の皆さんに議会で取り上げると約束したものですから、あえて聞きます、県警本部長。県民との約束なので一応答えていただきます。その意味で……（発言する者あり）何、あんまり言わないで。

2015年１月15日８時30分ごろ、辺野古キャンプ・シュワブ前において県警がバリケードをつくり、五、六十人ほどの県民をフェンス沿いに押し込んでいました。私は最初何が起こっているのかわからなかったんですが、中に閉じ込められた人がトイレに行かせてと言っても出してもらえない状況であるということがわかりました。生理現象をも認めようとしない県警に腹が立ち、人権侵害だ、議会で取り上げるというふうに言いましたらやっとバリケードを解いてくれたんですね。

私はこういう県警のやり方、度が過ぎるような感じもしますので、これについて本当は玉城義和議員に答えた以上の答えはないかもしれませんけれども、一応お聞きします。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　狩俣信子議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、辺野古移設に対する姿勢についてお答えをいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認に関しては、法律的な瑕疵の有無を検証する第三者委員会の報告を踏まえ、埋立承認の取り消しまたは撤回について検討してまいります。

私は、多くの県民の負託を受けた知事として、今後も、県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないとの公約実現に向け、取り組んでまいります。

次に、日米地位協定の改定についてお答えをいたします。

日米地位協定の見直しについて、県は、これまであらゆる機会を通じ、日米両政府に対し要請してきたところであります。

県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。このため、今後とも軍転協や渉外知事会とも連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に、日米地位協定の見直しを粘り強く求めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　町田　優君登壇〕

○知事公室長（町田　優君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、普天間飛行場の危険性除去についてお答えします。

普天間飛行場の危険性除去は、引き続き県政の最重要課題であります。５年以内運用停止を含め危険性除去の方策について、政府と調整してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　福祉関連についての御質問の中で、精神障害者の地域移行・地域定着に係る現状と課題等についてお答えをいたします。

沖縄県における精神障害入院患者は、平成24年６月30日現在で5034人おり、そのうち１年以上の長期入院患者は3197人、平均在院日数は284.3日となっております。

平成24年度から地域移行・地域定着に係る相談支援がサービス化されたところでありますが、制度に対する周知不足等から利用件数が少なく、地域移行等が思うように進んでいないことが課題であります。

このため、県では、新たに地域で医療と福祉の連携体制を整備するためのコーディネーターの配置や、退院した後に地域で安心して生活を行うために、障害福祉サービスを試行的に利用する事業等を行うこととしております。

県としましては、既存の障害福祉サービス等に加え、これらの事業を活用し、精神障害者の地域移行・地域定着支援を推進してまいりたいと考えております。

次に、生活困窮者自立支援事業の取り組みについてお答えいたします。

平成27年度から生活困窮者自立支援制度がスタートすることに伴い、沖縄県におきましては、さまざまな課題を抱える生活困窮者からの相談を受ける自立相談支援窓口を設置するとともに、市町村や関係機関とも連携をし、相談者の個々の生活状況に応じたさまざまな支援策を実施していくこととしております。具体的には、離職等により住居を失った方に対する住居確保給付金の支給や直ちに一般就労が困難な方に対する就労準備支援事業などのほか、貧困による教育格差を防止するための学習支援事業を引き続き実施してまいります。

次に、子供の貧困についての御質問の中で、子供の貧困率についてお答えをいたします。

国民生活基礎調査のデータに基づき算出をされております、我が国における子供の貧困率は、平成24年において16.3％となっております。

都道府県ごとの子供の貧困率は算出されておりませんが、沖縄県は、全国と比較して低所得世帯の割合、生活保護率、ひとり親家庭の出現率が高いことなどから、全国より厳しい状況にあると考えております。

平成27年度においては、国の地方創生先行型交付金を活用し、県内の子供の貧困の実態把握に関する調査を実施したいと考えており、今後、国との協議を進めることとしております。

次に、子供の居場所づくりについてお答えをいたします。

沖縄県の子ども・若者の現状は、全国と比較して、ニートの割合や高校生の不登校率及び中退率が高いことなど、厳しい状況にあり、子ども・若者が抱える問題に応じ、適切な支援を行うことができる体制を整備する必要があると考えております。

こうした状況を踏まえ、県におきましては、昨年10月に「子ども若者みらい相談プラザ　ソラエ」を開所し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者からの相談に応じております。また、このような子ども・若者に居場所の提供等を行うＮＰＯ法人等に対し、その活動費を補助する地域子ども・若者支援活動補助事業を実施しております。

県としましては、引き続き本県における子ども・若者の課題解決に資する効果的な施策の推進に努めてまいります。

次に、５歳児保育についての御質問の中で、５歳児問題への対応についてお答えをいたします。

５歳児の午後の居場所の確保につきましては、市町村において、幼稚園における預かり保育の充実と５歳児保育の拡充等により対応することとしております。

県としましては、引き続き安心こども基金等を活用した保育所整備を支援するとともに、新たに創設される預かり保育に対する補助や、待機児童解消支援基金の活用など、５歳児の居場所が確保されるよう市町村の取り組みを支援してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　それでは教育関連についての御質問の中で、小中学校における学力向上の取り組みについてお答えいたします。

本年度の全国学力調査における小学校の躍進は、思考を深めるなどの授業改善を図るとともに、家庭、地域と連携した家庭学習の取り組み等の充実によって、児童が意欲的かつ粘り強く問題に取り組む態度を身につけた成果だと捉えております。

中学校につきましては、学校支援訪問において、全校体制による取り組みや授業改善について指導助言す

るとともに、文部科学省の学力調査官を招いた授業研究会等を実施しており、生徒の学習意欲は着実に高まっているものと考えております。

県教育委員会としましては、小学校の勢いが中学校に波及し、児童生徒一人一人が夢や目標に向かって歩み続けることができる体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、県内外国公立大学進学状況についてお答えいたします。

県立高校における国公立大学現役合格者数につきましては、平成元年度280名でありましたが、平成21年度を皮切りに1000名を突破し、その後大幅に増加しております。県内外国公立大学への合格者数は、平成21年度1109名、そのうち県内831名、県外278名、平成22年度1254名で、県内996名、県外258名、平成23年度1247名で、県内970名、県外277名、平成24年度1197名で、県内935名、県外262名、平成25年度1212名で、県内898名、県外314名となっております。

県教育委員会としましては、今後とも、進学力グレードアップ推進事業や進学支援事業等を通して進路指導の充実を図ってまいります。

次に、離島読書活動充実事業についてお答えいたします。

本県は、図書館未設置町村が17町村あり、そのうち11を離島町村が占めております。さらに、小規模の離島では書店がない地域もあることから読書環境が整っていない状況にあります。

そのため、平成22年度から離島読書活動支援事業を立ち上げ、館外協力用図書の充実を図るとともに、離島等未設置町村の住民に対する移動図書館を初め、学校・公民館・市町村立図書館等への一括貸し出しを実施し、読書環境の改善に取り組んできたところです。

また、平成27年度から、新たに離島読書活動充実事業を立ち上げ、離島の11町村の住民に対する移動図書館や一括貸し出しで使用する館外協力用図書の充実を図り、離島読書活動を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

〔警察本部長　加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君）　辺野古における県警の警備についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘の１月15日のキャンプ・シュワブゲート前の件につきましては、当日午前５時過ぎごろから抗議行動を行っている方々がメーンゲート前に集まり、車両の出入域を妨害するなどしておりました。さらに、同日午前７時半過ぎごろからは、国道の車道中央に出てきて座り込み、寝そべり行為を行うなど、極めて危険でかつ違法な状態で一般交通にも多大な影響を与えていたことから、重ねて警告を行った上で部隊による規制を行い、安全な歩道上へ移動していただき、違法状態を解消しようとしたものであります。その際、警察の規制により移動した多数の方々が再び国道上に戻り、座り込むなどの行為を繰り返したことから、国道上に戻らないようとどめおいたものであります。また、その中でトイレに行きたいと申し出た方のほとんどがトイレに行かず国道上に戻って座り込むなどの行為を繰り返したため、抗議行動を行っている方と調整の上、トイレ移動用の車両を準備させていたものであり、当時の対応は適切に行われたものと認識しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　知事にちょっとだけお尋ねします。

日米地位協定のことなんですけれども、あらゆる場所というんですか時を捉えてというのか、それをやっていくとおっしゃいました。私がさっき言った、例えば世界の有識者の皆さんにそれをアピールして、やっぱり新基地だけじゃなくて、辺野古の問題だけじゃなくて、この日米地位協定自体も大変なものだということを、要するに日米両政府が聞かないわけですから、そこらあたりは一歩踏み込んでそういうこともやる必要があるんじゃないかなと思っているんですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　日米地位協定につきましては、当然ながら日米間の条約でございまして、当事者である日米両政府に私どもはこれまでも何度もその見直しについて訴えてまいりました。そのことについて国際社会に対してアピールすること、それも米軍基地問題の解決促進のためには大事なことだと考えております。この４月からワシントン駐在員も派遣します。そういうことで、その駐在員の方に情報収集や分析等に当たっていただきながら、いろんな県の考えやあるいは沖縄の実情を広めるための方策を検討していただこうかと考えております。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　どうもありがとうございます。ぜひ、それやってください。

それでなぜなら、ドイツそれからイタリア、ボン補足協定、全然違うんですよね。だからそういうこと考えたら、もうこの日本に対する差別、これがやっぱり前面に出てくるわけですからしっかりそこらあたりとも比較しながら頑張っていただきたいと思います。

次、お願いします。

子供の居場所づくりについてなんですが、ニート、不登校、中退いろいろある中で、昨年10月からソラエをつくってそこで相談をしているという話でした。じゃ、そこのソラエでどのぐらいの子供たちがお世話になっているんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　ソラエは昨年10月20日に開所しておりますけれども、ことしの１月末現在３カ月強になりますが、その相談状況は、相談者数が実数で246名、延べ相談件数807件となっております。その主な相談内容は、最も多いのが不登校の問題58件、それからニート40件、それから対人関係24件、ひきこもり21件などとなっております。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　そういう中で子供たちが少しでも相談をできていい方向にいけばいいと思います。

次に、学童クラブについてお尋ねします。

先ほどの話でしたら、市町村の取り組みを支援するというお答えだったんですが、しかし現時点でどのぐらい解決されているのかなというのが心配なんですね。例えば公立学校、幼稚園にどのぐらい吸収されたんですか、されていくんですか。そして、ほかの市町村で一番厳しいところはどこなのかと聞いているんですが、そこらあたりもわかっていたら教えていただけますでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　まず現状において学童、放課後児童クラブで幼稚園児を受け入れている数の多い市町村はうるま市、沖縄市、糸満市など、200人前後受け入れております。これは、また次年度、４月以降子供さんはまた入れかわりますので同じ数になるかあれですけれども、そこのところにも現状のその現時点での状況を聴取をしておりますけれども、ほとんど５歳児保育の拡充と預かり保育の拡充で受け入れは可能だというふうにその担当者のほうでの確認はされているところであります。

あと実際に全体としてどうなんだろうという御質問だと思うんですが、市町村においてはいろんな拡充策もいろんな手段がございます。例えばこれまでやっていた幼稚園における預かり保育について、ある程度枠をはめていた定員枠があったんですが、その定員を撤廃したり、あるいは保育時間の延長、それから長期休暇等の実施などなどあるいは給食もやってなかったところは実施するなどそういう拡充も取り組まれているということであります。

具体的な数で言いますと、これも26年度に調査したものでは、この一時預かりの実施見込みについて調査をしておりますけれども、今年度の実施よりは1088人の受け入れを拡充したいというような市町村からの報告もございます。

それから５歳児保育も14市町村において５歳児保育の増設を検討しているというお話もございますので、今現に入っている1200名余り、26年の５月時点で放課後児童クラブに５歳児の受け入れが1200名余りいらっしゃるようですから、そのあたりで吸収は可能なのかなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　どうもありがとうございます。

ということは、４月１日から泣く子はいないというふうに受けとめていいですか。全部そういうふうな親御さんが今心配して来ているものですから、大丈夫なんですか。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　大枠としては先ほど御説明したとおりですが、今、市町村においては現に今進行中で、保育所なり預かり保育なりこれ手続は今現に進んでいるところでございますので、今年度並みに児童がそのまま希望そのとおりなのかどうかもちょっと具体的にわかりませんので、そのあたりの把握は何名例えばあふれるとか、足りているとかいう話はまだ現状で把握するのは困難でございます。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　わかりました。

次、教育長にお尋ねします。

離島読書活動充実事業についてなんですけれども、17未設置の町村があって、そのうちの11は離島のほうだということで、やっぱり子供たちというのは本が身近にあるといろいろ読んで勉強もして知識も広まっていくと思うんですが、図書館もないし、今聞きましたら移動図書館は年２回だけらしいですね。年２回で、全体で40回ということ、一つの離島でも２回しか行けないという話でありまして、そういう中ではもうちょっとチャンスがふえてもいいのかなと思うんですが、そこらあたりはいかがですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後３時35分休憩

午後３時36分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里　明君）　お答えいたします。

この移動図書館の状況も、平成22年度には回数が８回でございました。それが25年度が38回、平成26年度あと２回残っていますので40回と、拡大してきているんですね。それから議員が御指摘の平均して２回ではあるんですけれども、例えば竹富町では13回とかその地域の実情とか、そのニーズに応じて展開しているところです。現在、図書館には嘱託、正職員、非常勤を含めて52名いるんですけれども、この担当班も含めて全館体制で頑張っているところです。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　竹富町が13回ですか。ということは、トータルで40回の中で行かないところも出てくるんですか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　未設置市町村にはほとんど離島のほうは行っていますね、行っています。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　いやいや１カ所で13回も行くということは、ほかのところでは恐らく１回だけというのも出てくるんじゃないかと。やっぱりもうちょっとそこを回数をふやせないのかなというのが私の質問なんですけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　リクエストのあるこの離島の町村ですね。さらに設置されているこの地域は、全館回っております。特に回数が多いのが八重山地区の16回であるとか、15回とかですね、そういう形になっています。また、離島以外の本島の北部とかその辺でも23回はこなしております。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　離島の中でゼロのところもありますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後３時38分休憩

午後３時39分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里　明君）　離島の読書活動の事業につきましては、ほぼ行っているんですけれども、竹富町でも波照間島の予定が今年度は天候不良で、これからの予定です。これ見たら全部やっておりますね。

それから、例えば移動図書館だけでなくても一括貸し出しでも竹富町19回、与那国とか一括貸し出しでもこうしてフォローしている状況です。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　やっぱり子供たちにとっては読書、本というのは大変大きな栄養になるわけですから、本当にこれからまたこれ充実させてください。

そして教育長、あと１つお伺いしたいんですが、過去５年間の国公立大学の現役合格者、先ほどお聞きしましたけれども、県外、平成21年278人でしたよね、平成25年は314人で、これは36人プラスなんですね、ふえているんですよ。琉球大学は平成21年が734人、平成25年が629人、これマイナス105人なんですけれども、そこらあたりこんなにがたっと減る何かあったんでしょうか。

○教育長（諸見里　明君）　ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後３時41分休憩

午後３時41分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里　明君）　資料持ってきたつもりなんですけれども、ちょっと琉大とか一部の……済みません、ありました。

平成25年度が全般的に琉球大学下がっているんですけれども、国公立大学では1212人とちょっと多くはなっているんですね。琉球大学がちょっと落ちたのが今状況は把握しておりません。ただ、波があることは確かです。

○狩俣　信子さん　はい。

○教育長（諸見里　明君）　波があることは確かです。

○狩俣　信子さん　わかりました。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　これからも未来の沖縄を担っていく子供たちですから、しっかり頑張っていただきたいと思います。

それでは最後に、県警の本部長さん、いろいろあって寝そべって、何して、トイレ行くと言ったのに出ていってそこで寝そべるという話でした。でも、生理現象が本当にある人も中にはいると思うんですが、そういう人に対してこういうやり方というのはおかしいんじゃないですか。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君）　先ほど御答弁申し上げ

ましたとおり、当日トイレに行きたいとの申し出に対しましては、抗議行動を行っている方と調整の上でトイレ移動用の車両を準備して対応していたところであります。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　私が行ったときに７時20分から閉じ込められているという話でした。７時20分から８時45分ぐらいまでです。１時間20分余り以上ですよね。そういう中で、トイレ行きたくても行かせてもらえないんだということでありましたので、私はこの警備のあり方もやはりもうちょっと柔軟なやり方でやってほしい。沖縄の皆さんというのは辺野古の基地はもう絶対つくらせないというそのすごい気持ちなんですよ。県警本部長は他府県のどこでいらっしゃいますかわかりませんが、沖縄のこの70年間に及ぶ基地から受けたいろんなことを考えたら、もうこれ以上の基地は要らないというのが沖縄県民の思いですから、そこらあたりも県警本部長、酌み取っていただきたいと思います。答弁要りません、これについては。

次は、県警本部長１つだけ、県警の皆さんをお褒めすることがあります。実は……、１秒しかないね。済みません。

私実は……

○議長（喜納昌春君）　手短に。

○狩俣　信子さん　辺野古基地に何で反対するんだということで脅迫受けたんですよ、電話で。それで、今すぐ事務所に行くから待っておけという感じで。私はいろいろあるから、告別式があるからごめんなさいと言ったら、逃げるつもりかとやるものですから、それでお話があったら県議会に来てくださいと言ったんです。それを県警の方で議会に来ていた方にちょっと話したら、それが那覇署に行って、那覇署から私の住む石嶺まで行って、こういうパトロールカードというのが入ったんですよ。（資料を掲示）　私、最初これ意味がわからなかったんです。でも、電話番号があったからかけたら、那覇署から石嶺署に転送されて、いや、私は最初、年末のパトロールですかと聞いたんです。いや、そうじゃありませんよ。危険がいろいろあるということでパトロールしていますと言っていましたので、その点についてはどうもありがとうございました。

終わります。

○議長（喜納昌春君）　20分間休憩いたします。

午後３時45分休憩

午後４時７分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

渡久地　修君。

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　日本共産党の渡久地修です。

一般質問を行います。

１、辺野古新基地建設問題について。

(1)、辺野古につくられようとしている基地は強大な新基地ではないか。

(2)、海兵隊は日本を守る軍隊ではない。世界への殴り込みの軍隊ではないか。

(3)、辺野古新基地建設をあらゆる手法を行使して阻止する知事の決意を伺います。

(4)、辺野古で防衛局が強行している工事は、沖縄県環境基本条例に違反しているのではないか。

(5)、民意を無視した工事強行に抗議する県民を米軍が不当に拘束したことは断じて許せません。銃剣とブルドーザーで土地を奪い居座り続けているのは米軍ではないか。

２、沖縄経済と米軍基地について。

(1)、「米軍基地は沖縄経済発展の阻害要因」という認識から、「米軍基地を撤去すれば沖縄は大きく発展する」という認識に深める必要があるのではないか。

(2)、この認識を含め基地の実態を全県民、全国民、世界の人々の共通の認識にするために、これまでも提起してきたチラシやパンフレットの作成と世界や全国への配布などが急がれます。翁長知事の訪米計画との関係でも急ぐ必要があるのではないか。

３、沖縄振興予算について。

(1)、沖縄振興計画は基地との引きかえではないはずです。沖縄振興計画の原点とはそもそも何だったのか。基地との引きかえなのか。

(2)、沖縄の振興予算の削減は許せません。今回の政府の振興予算減額の口実に不用額や繰越額などが挙げられています。その口実を与えないようにすべきである。

(3)、基地との引きかえで沖縄だけ特別に多く国の予算をもらっているとの誤解があります。また、内閣府一括計上というほかの都道府県の予算計上の仕組みの違いや、一括交付金という仕組みそのものも要因になっているのではないか。誤解を解き、正しい理解を広げることが重要ではないか。

(4)、名護市が基地再編交付金を凍結されながら予算をふやし、健全な財政運営を行っているとマスコミでも高く評価されているが、どのような努力を行った結果なのか。また、それについての知事の見解を伺い

ます。

(5)、名護市は各省庁予算について研究し、いろんな知恵を出して予算を引き出してきたと聞いていますが、県としても参考にして、各省庁の予算を引き出す研究を深めてもらいたい。

４、教育行政について。

(1)、全学年での30人学級実現への決意を伺います。

(2)、脳脊髄液減少症の被害者救済について。

ア、西原小学校で起こった事故の被害者救済が長期間にわたってなされていないことに憤りさえ覚えます。まず、学校で起こった児童の救済が第一という立場に立つべきではないか。保険の補償の範囲の議論に陥っているのではないか。県教育庁として解決すべきです。

イ、今後の学校事故への対応も改善すべきです。

(3)、第一次中城御殿跡から貴重な井戸が発掘されました。校舎建築の妨げにならないようなので保存すべきではないか。さらに、当時の石畳や石垣なども出現していますが、校舎整備の中に取り組むことを検討してはどうか。

５、旧特別自由貿易地域について。

(1)、県の財政負担になってきたことについて検証をきちんと行い総括することが大事ではないか。

(2)、財政負担を軽減するために用途変更、暫定的な土地の貸し付け、暫定的な野球、サッカー、グラウンドゴルフ、パークゴルフなどのできる広場などを含め、有効な活用方法も県議会や関係者などの意見や知恵を集めて検討することが必要ではないか。

６、県営住宅の家賃支払い困難に陥った県民への対応について。

(1)、公営住宅法の目的は、「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」ことではないか。全国一低い県民所得、非正規雇用の増大など、低額所得者が増大しているもとで、沖縄県の公営住宅の役割はますます重要になっているのではないか。

(2)、その立場から、家賃支払いが滞っている県民への対応も、機械的対応ではなく親身に対応すべきである。

(3)、減免減額制度をさらに拡充すべきではないか。

(4)、福祉部門との連携を密にして、他の制度での救済方法はないかなどを含め親切に対応すべきです。そのための福祉制度などを熟知した社会福祉士あるいはケースワーカーを配置し、親身な相談、支援体制をとってもらいたい。

７、県管理の河川で溺れていた県民が、那覇市消防協議会がボランティア活動で設置したペットボトル救助浮き具で救助されました。河川管理者としての見解を伺います。翁長知事は、「協働のまちづくりを県全体で推進する」と表明したが、この機会に、この取り組みを全県の河川や海岸線に県が主導して広げることができればと思うが見解を伺います。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　渡久地修議員の御質問にお答えいたします。

私のほうからは、辺野古新基地問題についてに関する御質問の中の、辺野古移設への姿勢についてお答えいたします。

辺野古の新基地はつくらせないということを私の県政運営の柱にしていきたいと考えております。私は、多くの県民の負託を受けた知事として、公約の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、沖縄振興予算についてに関する御質問の中の、沖縄振興計画と基地問題についてお答えをいたします。

沖縄振興計画は、沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄の置かれた歴史的、地理的、自然的、社会的な特殊事情に鑑み、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現に寄与することを目的として、総合的かつ計画的に沖縄の振興を図るため策定したものであり、基地問題とは別であります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　町田　優君登壇〕

○知事公室長（町田　優君）　辺野古新基地問題についての御質問の中で、辺野古につくられる基地についてお答えします。

防衛省は、普天間飛行場代替施設は「基本的には普天間飛行場の機能を維持するために整備するものである」と説明しております。しかしながら、県としては、知事公約の実現に向け全力で取り組んでいるところであり、辺野古の新基地はつくらせないということを県政運営の柱にし、普天間飛行場の県外移設を求めてまいります。

同じく辺野古新基地問題についての御質問の中で、海兵隊に対する認識についてお答えします。

県としましては、日米安全保障体制の必要性は理解

しております。在沖海兵隊につきまして、県は、防衛省より示された「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」について２度の質問を行い、回答を得ておりますが、海兵隊の役割について政府の説明は十分でなく、政府はさらに丁寧な説明を行うべきであると考えております。

沖縄県としましては、沖縄に米軍基地が集中し、騒音や事件・事故の発生等、県民は過重な基地負担を背負い続けており、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られなければならないと考えております。このため、在沖海兵隊約9000人のグアムを含む国外移転は確実に実施されなければならないと考えております。

同じく辺野古新基地問題についての御質問の中で、米軍基地の認識についてお答えします。

戦後、27年間に及ぶ米軍統治下において、民有地の強制接収などによって沖縄県の広大な米軍基地が形成されたものと承知しております。戦後70年を経た今もなお、国土面積の約0.6％である沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約74％に及ぶ広大な米軍基地が存在し、これら米軍の運用は、騒音を初め地域住民にさまざまな影響を与えております。沖縄の基地問題が現状のまま放置されることはあってはならず、日米両政府は全力を挙げて沖縄の基地負担軽減に努めるべきであります。県は、辺野古に新基地はつくらせないということを県政運営の柱にし、普天間飛行場の県外移設を求めてまいります。

次に、沖縄経済と米軍基地についての御質問の中で、国内外へのパンフレット等の配布についてお答えします。

県では、沖縄の基地問題を幅広く一般に理解していただくため、ホームページを充実させるとともに、英語版パンフレットを在京大使館へ送付するなど情報発信を行ってまいりました。多くの方に基地問題について理解していただくことは重要であると認識しており、パンフレットの作成、効果的な発信方法等についても検討してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　環境部長。

〔環境部長　當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君）　辺野古新基地問題についての中の、防衛局の工事と沖縄県環境基本条例の関係についての御質問にお答えします。

沖縄県環境基本条例は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ること等を目的として、平成12年３月に制定しております。同条例は直接的に開発事業を規制するものではなく、各種開発事業の実施に当たっては、個別の許認可法等で規制を受けることになりますが、同条例第５条の規定では、事業者は、事業活動を行うに当たっては、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないと定めております。

今回の辺野古におけるボーリング調査に伴う作業の影響については、今後の詳細な調査を踏まえることになりますが、事業者は、沖縄県環境基本条例を初めとする環境関係法令等に最大限配慮する責務があります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　沖縄経済と米軍基地についての御質問の中の、基地返還による沖縄の発展についてお答えいたします。

中南部都市圏に集中する駐留軍用地の存在は、総合的な交通ネットワークの構築や計画的なまちづくり、産業振興など、本県の振興を進める上で大きな障害となっております。その一方で、有効利用がなされることで県土構造の再編につながる大きなポテンシャルを有しております。本年１月に県が公表した駐留軍用地跡地利用に伴う経済効果の調査においては、那覇新都心地区の直接経済効果は、返還前の52億円に対し返還後は1634億円となるなど、基地跡地の飛躍的な発展はかつての基地経済の効果を大きく上回るものとなっております。また、返還が予定されている普天間飛行場の直接経済効果については、返還前の120億円に対し返還後は3866億円と大きな発展が見込まれております。今後、返還跡地の円滑な利用を進め、沖縄の発展をさらに加速させてまいります。

次に、沖縄振興予算についての御質問の中の、沖縄だけ特別に国の予算をもらっているとの誤解についてお答えいたします。

沖縄振興予算は、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図る観点から、各省庁の予算を内閣府（旧沖縄開発庁）に一括して計上する仕組みがとられております。このような他県にはない独自の仕組みや、平成24年度からの沖縄振興交付金の措置に加え、沖縄に基地が集中していることなどから、通常受けている財政移転とは別に多くの予算措置がなされていると、県外の方々に誤解があることは承知しております。このため、県は、基地問題と沖縄振興とは別であること、国からの財政移転は沖縄が際立って多いわけではないことなどについて、県のホームページに「沖縄振興Q＆

Ａ」で掲載しております。引き続き、県では、一括計上制度や沖縄振興交付金の趣旨などについてわかりやすさの工夫に努め、周知を図ってまいります。

なお、一括計上に係る国庫支出金を含む国からの財政移転について、県分・市町村分を合計した国庫支出金と地方交付税交付金の県民１人当たりの額の全国順位は、平成24年度分で全国６位となっており、沖縄が突出して多いわけではありません。

次に名護市の財政運営についてお答えいたします。

名護市においては、平成22年度に基地再編交付金が不交付となったことを受け、同交付金の活用を予定していた事業について見直しを行っております。具体的には、道路整備については防衛省所管の補助金、学校施設については文部科学省の補助金、また、地域交流施設については一括交付金を活用することなどにより対応したと聞いております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

〔総務部長　平敷昭人君登壇〕

○総務部長（平敷昭人君）　沖縄振興予算についての御質問の中で、振興予算の不用額や繰越額の縮減についてお答えいたします。

平成27年度の沖縄振興一括交付金が前年度より減となった理由は、平成25年度の不用額等の執行状況を勘案したものと聞いております。県では、執行率の改善を図るため、ソフト交付金の不用額の縮減に向けた取り組みとしまして、平成27年度予算編成において、ソフト交付金の事後評価の結果を活用した事業内容の見直し、改善に取り組んだところであります。また、年度開始後においては、事情変更や新たなニーズにより対応が必要となった事業への予算の流用や、県と市町村間で配分額を融通するなど柔軟に対応していくこととしております。ハード交付金の繰越額の縮減に向けた取り組みとしては、民間コンサルタントを活用した用地取得の促進を図っているほか、交付決定前の入札準備手続や早期の繰越手続を行い、早期発注及び年度内出来高の向上に努めているところであります。

県といたしましては、今後とも一括交付金を有効に活用することができるよう、市町村とも連携を図りながら効率的な執行に努めてまいります。

次に、各省庁予算の研究・活用についてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げた諸施策について、沖縄振興一括交付金を初め各省庁の補助金等を活用し事業を推進しているところであります。変化する社会経済情勢や県民ニーズに的確に対応するためには、引き続き自主財源の確保に努めるとともに、国庫補助金等を有効に活用する必要があると考えております。そのため、議員御指摘のとおり、各省庁の補助制度を十分に研究し積極的に活用することは重要なことと考えます。また、これらの補助制度で対応できない部分については、一括交付金を効率的・効果的に活用するなど、必要な財源の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　それでは教育行政についての御質問の中で、30人学級についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで小学校１・２年生で30人学級、平成24年度から小学校３年生、平成26年度から中学校１年生で35人学級を実施してまいりました。平成27年度は、教室不足で少人数学級が実施できない学校への対応として、加配教員の配置を行ってまいります。少人数学級の推進につきましては、全学年での実施拡大を目標に取り組んでまいりたいと考えております。段階的に時間はかかると思いますが、着実に取り組んでまいります。

次に、脳脊髄液減少症の被害者救済についてお答えいたします。

西原町で脳脊髄液減少症を発症した問題につきましては、昨年10月に県脳脊髄液減少症患者支援の会関係者から県へ救済を求める３万5000人余の署名提出があり、安心して学校に預けたいという親の願いについては重く受けとめているところです。

西原町教育委員会におきましては、当該問題の対応が一義的に西原町にあるということ、さらに、被災家族に対する精神的・経済的負担の軽減を図るため、賠償補償とは別に医療費給付等、新たな支援策の検討を進めていることを確認したところです。

県教育委員会としましても、被災生徒の一日も早い回復を願い、西原町教育委員会に対して早急に対応するよう文書による依頼を行ったところです。今後、子供の視点に立って町教育委員会と連携し、県としての支援方策や被災生徒の学習支援等についても前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今後の学校事故への対応等についてお答えいたします。

学校における児童生徒の事故等につきましては、被害生徒の経済的・精神的な負担を軽減するためにも、

原則的に学校安全保険等で対応できるようにすることが望ましいと考えております。

県教育委員会としましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」における対象範囲の拡大や給付金の増額等について、全国都道府県教育長協議会等を通して、今後も引き続き国へ要望してまいります。

次に、中城御殿跡の井戸の遺構の保存についてお答えいたします。

今回発掘された井戸は、今から約250年前の琉球王国時代に整備・利用された井戸であり、保存状態もよく、ほかに例がないことから貴重なものであると考えており、現在、新校舎建築のもとで保存ができないか、関係機関と調整を行っております。また、石畳、石垣等の校舎整備での活用につきましては、可能性も含めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君）　旧特別自由貿易地域についての財政負担の検証と総括についてお答えいたします。

旧特別自由貿易地域については、埋立着工から分譲開始の時期が日本経済のバブル崩壊や長引く景気低迷期と重なり、当初想定していた用地分譲が進んでいない状況にあります。このため、中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の収支についても、最終的には黒字化を見込んでいるものの、ここ数年は収支が均衡していない状況にあります。

県としましては、平成26年度から国際物流拠点産業集積地域の区域拡大や指定保税地域に係る規定が改正されたことなどを踏まえ、幅広い企業を対象とした誘致活動を行うことにより早期分譲に努め、収支の均衡が図られるよう全力を尽くしてまいります。また、今後の事業の展開に当たりましても、需要予測や効果等の検証を十分に行いながら進めてまいりたいと考えております。

次に、財政負担軽減のための有効活用方法の検討についてお答えいたします。

旧特別自由貿易地域の分譲地の一部については、現在、有効活用の一つとして那覇空港滑走路増設事業のブロック等製作及び仮置きヤードとして、国に対して賃貸しているところであります。

県としましては、既存立地企業の事業環境の保全への配慮や費用対効果を勘案しつつ、議員から御提案のありました野球場、サッカー場、パークゴルフなどのできる広場といった暫定的な利用方法についても検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君）　県営住宅の家賃支払い困難に陥った県民への対応についての御質問の中で、公営住宅の役割についての御質問にお答えします。

本県では、持ち家比率が全国でも２番目に低く、借家に対する需要が高い中で、県民所得が全国でも低いことから公営住宅の果たす役割は重要であると考えております。

同じく県営住宅の家賃支払い困難に陥った県民への対応についての御質問の中で、家賃滞納者への対応と支援体制についての御質問にお答えします。６の(2)と６の(4)は関連しますので一括してお答えします。

家賃を滞納している入居者に対しては、滞納１カ月から訪問を行うなど、早い段階で家賃滞納の要因となる失業、病気、借金等を把握しております。その上で、必要に応じて福祉事務所等への案内を行い、生活保護や児童扶養手当の申請など、福祉部門と連携を図っております。今後は、きめ細やかな支援体制を充実させるため、指定管理者に、社会福祉士等を配置した相談窓口を開設させることにしております。

同じく県営住宅の家賃支払い困難に陥った県民への対応についての御質問の中で、家賃減免制度の拡充についての御質問にお答えします。

公営住宅の家賃につきましては、公営住宅法に基づき、収入に応じて決定される応能応益制度であり、病気や失業などの理由により収入が著しく減少した場合に一定期間減免措置を行っております。全額免除制度については、平成25年６月に制度化したところであります。減額制度については、現行基準で最大50％の減額となっておりますが、他県の状況を調査しながら、その拡大について検討していきたいと考えております。

次に、ペットボトル救助浮き具の設置についての御質問にお答えします。

今回、水難救助の手助けとなったペットボトル救助浮き具は、那覇市消防職員協議会により設置されたものであります。河川管理者としましても、ペットボトル救助浮き具が水難事故防止のための有効な手段であることを改めて認識したところであります。

県としては、ペットボトル救助浮き具の設置について、地域において河川愛護活動を行っている団体等に

情報提供を行うとともに、新たに救助浮き具の設置に関する相談が寄せられた場合には、速やかに手続を行うよう協力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　ありがとうございました。

それではまず、あらゆる手法を駆使して新基地建設を阻止するという知事の決意と、それを支える公室長、土木、農水、環境部長、４名の見解をお聞きしたいと思います。

憲法92条と地方自治法には、地方自治の本旨に基づいて地方行政を行うということが規定されています。地方自治の本旨というのは、１つは団体自治、その自治体みずからの権限と責任において地域の行政を行うということ、もう一つ、２つ目が住民自治、その自治体の住民の意思と責任に基づいて行政を行うというのが原則だと思います。そういう意味で、沖縄県民の意思、住民の意思というのは去年の名護市長選挙、知事選挙、衆議院選挙で辺野古移設は絶対許さないということはもう明白だと思います。今の政府のこのような態度は、地方自治の本旨というのを私は真っ向から踏みにじるものだと思いますので、知事とこの４名の部長の見解を、私はこの地方自治の本旨を守って頑張っていただきたいと思いますので、あとで見解をお聞きします。

もう一つ、私は６年前の12月議会のこの場で、沖縄のモーイ親方の話をして、基地問題で知恵を出してほしいという質問をしました。このモーイ親方という民話は、薩摩の支配に苦しめられているときに琉球に大変な難題が押しつけられてきたと。薩摩から灰で編んだ縄を持ってこい、運玉森を運んでこいとか、そういう要求が突きつけられて首里城は大騒ぎになって親方たちが頭を抱えていたと。そのときに若いモーイ親方が出て、私が薩摩に行きましょうと言って、そして薩摩の殿様の前で縄を燃やして灰で編んだ縄をはいと渡したと。そして運玉森は、運んでくるから運玉森を運ぶ船を貸してくれと言ったら、薩摩の殿様が、いや、参ったと言って琉球の国難をこれで救ったという逸話です。まさにこれは、圧政に苦しんだ沖縄の先人たちの圧政に抗して知恵で戦ったということが、この民話に私はよくあらわれていると思います。

今、沖縄は、日米両政府の知事の、言葉で言えば理不尽なこの基地の押しつけがあります。それに対抗する、そのためにはあらゆる手法を駆使するという、このあらゆる手法というのはどこにあるか。私は県庁の部長を初め県庁の職員の中にその知恵というのはあると思います。その知恵をどう引き出すのか、これは知事のリーダーシップが求められているし、その知恵をまた部長の皆さんや県庁の職員の皆さんが本当に発揮するのかというのが、今問われていると思います。

そういう意味では、知事のリーダーシップへの決意と、先ほど言った地方自治の本旨を守るということと、その知恵を出す決意、そしてそれを支える全部長に聞きたいんですけれども時間がありませんから、関係する４名の部長のまず意気込みについてお聞きしたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　地方自治の本旨の話、それからリーダーシップの話、それから政府に対してどう対峙するのかと、多岐にわたる御提案がございました。知事からも先ほど答弁したように、私どもも世界一危険と言われている普天間飛行場の固定化は絶対にあってはならないと考えておりますので、今後ともあらゆる手法を用いて辺野古に新基地はつくらせないという知事公約の実行に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　環境部長。

○環境部長（當間秀史君）　お答えします。

地方自治の本旨というのは、地域のことは地域で決める。そして地域住民の生活に最も近い自治体が、生活に影響するもろもろの事柄を決めていくのが重要であるということでございます。ですから政府においては、地域の住民の意向そして自治体の意向を最大限尊重する必要があると考えております。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　私ども行政マンでございます。当然地域の住民の声も聞かないといけませんが、当然法律に基づいていろいろ処理しないといけないという状況がございます。そういう中で私ども去年、埋立承認申請書の手続ということで、私もその一員として加わらせていただきました。私どもは、当然公有水面の埋立法あるいは行政手続法などの関係法令にのっとり、しっかり審査してきたつもりでございます。現在、翁長新知事の方針のもと第三者委員会が設置され、辺野古承認に関する法的瑕疵について検証を行うことになっております。当然知事を支える部長として、同委員会の検証作業には全面的に協力する考えでございます。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　私も行政マン、県の職員でございますので、新しく翁長知事が就任しまして知事の公約があるわけでございまして、私の範囲に

入ります農林水産業の関係、あるいは今回の漁業規約等に基づきます法令にのっとった対応もしっかりやりながら、知事の公約の実現に向けてしっかりと一緒になって取り組んでいきたいなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　知事、この知恵は、私は県庁の職員、部長の皆さんに本当にどうやって引き出していくのかと、そこに私は知恵が出てくると思います。そういう意味では知事の不退転の決意がそれを引き出してくるので、ぜひその立場でやってください。

次に、辺野古につくられる基地が新基地だと、この前の質問でこれは単なる普天間の代替基地だということがありますが、私は違うと思います。まず公室長、今は普天間基地に弾薬庫はありますか、弾薬搭載エリアはありますか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　ございません。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　これはわかり切ったことですが聞きますけれども、軍港はありますか、普天間基地に。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　ございません。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　休憩。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時45分休憩

午後４時45分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

渡久地　修君。

○渡久地　修君　（資料を掲示）　沖縄から今海兵隊が、イラクやアフガニスタンなどに出撃していっています。その際、どこから出撃していくかと言ったら、このホワイト・ビーチから出撃していきます。ヘリ部隊は、この普天間基地までヘリで直接飛んでいくか、荷物などは陸路で輸送していきます。そして弾薬は弾薬庫から運んでいきます。そして、さらに辺野古弾薬庫、キャンプ・シュワブからは兵員とかキャンプ・ハンセンから兵員を運んでいきます。海兵隊の基地というのは、このように分散していて、出撃するときはホワイト・ビーチに集結して、そこに長崎の佐世保から強襲揚陸艦や輸送艦が来て積んで、中東など世界にここから出撃していっています。

土建部長に調査をお願いしましたけれども、ちなみにこのホワイト・ビーチにこれらのハンセン、シュワブ、普天間、嘉手納から陸路で弾薬や兵員などを輸送する場合、どれぐらいの距離があって、時間がかかって、信号は何カ所あるのか、これ調査をお願いしましたけれども教えてください。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　キャンプ・シュワブからホワイト・ビーチまで国道、沖縄自動車道、県道を経由した場合、距離が約50キロメートル、時間が１時間、信号機が約30基となっております。

次に、嘉手納弾薬庫からホワイト・ビーチまで、国道、県道を経由した場合、距離は約26キロメートル、時間が約１時間、信号機が約50基。普天間基地からホワイト・ビーチまでですが、国道、県道を経由した場合、距離が約24キロメートル、時間が約50分、信号機が約50基。キャンプ・ハンセンからホワイト・ビーチまで、国道、沖縄自動車道、県道を経由した場合、距離が約36キロメートル、時間約１時間、信号機約30基となっております

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　今のものは非常にスムーズにいった場合、これが交通混雑とかあると倍かかったり３倍かかったりすると思います。それぐらい出撃するのに、米軍にとっては非常に面倒くさいということがあります。それを解消するためにつくるのが私は辺野古の基地だと思っています。

公室長、辺野古につくられようとしている基地は滑走路は何本ですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　２本でございます。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　そこに弾薬搭載エリアはつくられる予定ですか。そして辺野古弾薬庫はすぐその基地に隣接していますか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　弾薬搭載エリアはございますし、辺野古弾薬庫も隣接しております。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　兵舎はありますか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　キャンプ・シュワブ内に兵舎はございます。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセンに兵舎がありますね、兵隊はそこにいます。それから軍港機能はありますか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　代替施設のほうに係船

つきの護岸ということで建設が予定されております。
○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　このように辺野古につくられる基地というのは、全てのこの海兵隊の分散している機能を１カ所に集中させるということになる、１カ所に集中するんです。そして公室長、この軍港について環境アセスでは長さは何メートルでしたか。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後４時49分休憩
午後４時50分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
土木建築部長。
○土木建築部長（末吉幸満君）　約200メートルでございます。
○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　この200メートルで、そのときに添付されていた船の長さは何メートルだったか。それからそのアセスのときにはいわゆるＬＣＡＣ（上陸用舟艇）が使用する斜路、上陸路というのはありましたか。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（末吉幸満君）　船の長さが183メートル。斜路はございませんでした。
○渡久地　修君　180……
○土木建築部長（末吉幸満君）　183.5です。
○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　200メートルだった、斜路もないいわゆる上陸用舟艇が使う斜路もアセスのときにはなかった。それが、埋立申請で突如、この軍港機能の長さが延びましたね。どこまで延びましたか。それから、上陸用舟艇が使う上陸路いわゆる斜路というのも加わってきましたか。どうですか。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後４時51分休憩
午後４時52分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
土木建築部長。
○土木建築部長（末吉幸満君）　護岸の長さが271.8メートル、斜路がございます。
○渡久地　修君　200……
○土木建築部長（末吉幸満君）　271.8メートル。
○渡久地　修君　約272ね。
○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　それで、272メートルに延びたと。それで長崎にいる強襲揚陸艦ボノム・リシャール、これは長さは幾らですか。そしてこのボノム・リシャールというのは上陸用舟艇（ＬＣＡＣ）というのを何隻装備していますか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（町田　優君）　ボノム・リシャールの長さにつきましては、インターネット上などで公開されている情報によりますと約257メートルということでございます。それから上陸用舟艇は何隻かという御質問でしたけれども、大体２隻ないしは３隻積載できるということでございます。
○渡久地　修君　休憩。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後４時53分休憩
午後４時53分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
渡久地　修君。
○渡久地　修君　（資料を掲示）　これは去年の１月９日の臨時議会でも仲井眞知事にこれを示しましたけれども、この護岸が272メートルに延びて、このボノム・リシャールというのが接岸できるようになったんです。前の200メートルでは接岸できない、これが接岸できるようになりました。257メートルというのは、かつての日本海軍の戦艦大和、あれが263メートルですから、あれに匹敵するような大きなもの。ちなみに、この県庁前の交差点、久茂地の交差点からタイムスのビルまで、大体あのぐらいの巨大な戦艦です。見てください、自衛艦です、これが。そして、これがＬＣＡＣ（上陸用舟艇）。これはジェットエンジンを積んでいます。だから物すごいジェット機の騒音と、物すごい潮吹雪をまき散らかします。これは2013年６月23日の演習です。これはオスプレイです。オスプレイをこんなに積んでいます。ですから、この辺野古にはこのようなボノム・リシャールが接岸できる、これは前の土建部長も接岸できる可能性があると言っています。そして、これはこの前の琉球新報が暴露した設置基準、ボノム・リシャールが強襲揚陸艦設置できる護岸の長さとぴったり一致するということが暴露されました。そういう意味では、これはもう大変なことです。ですからこれはアセスで、環境部長、物すごい潮吹雪をまき散らかすというのは、環境アセスで出ていない。そのときも山の上の畑まで塩害が出たというけれども、これはアセスをやり直すべきじゃないですか、どうですか。
○議長（喜納昌春君）　環境部長。
○環境部長（當間秀史君）　アセスをやり直すことについての御質問なんですけれども、既にアセス手続が終了しているという段階において、まずアセスをやり

直すということは難しいということ、それから、それならば、じゃ、本来ならば手続の再アセスの必要があったのではないかという件については、そもそもこれについては岸壁の長さが200から270メートルに変わったというのは、いわゆる環境アセスをやり直す条件である諸元の変更というものには該当しないものですから、そういった意味では再アセスが実施できないということ、さらに、その沿岸についても環境評価条例及び環境影響評価法においても諸元の変更には該当しないということで、アセスの再実施をする手続には該当しないところです。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　私は、これは環境アセスをやり直すべきだと思います。そして、この事態は取り消しのあれにも当たると思います。これは指摘しておきます。

それで、辺野古のこのつくられようとしている基地について、97年９月29日の国防総省の運用条件、運用構想、これでは耐用年数幾らというのがちゃんと書かれています。何年と書かれていますか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　御質問、御指摘の文書につきましては、正式に国から提供された文書ではないんですけれども、私どもも入手しております。その中で耐久年数等については、海上施設及び全ての関連構造物は40年の運用年数と200年の耐久年数を持つよう設計されると記述されておりますけれども、ただし、この当該文書はＳＡＣＯの最終報告で述べている海上ヘリポートに関するものであると理解しております。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　海上ヘリポートで200年なんですよ。これは埋め立てなんですよ。200年どころじゃなくて永久的にあるんですよ。だからそこをきちんと押さえないといけないと思います。

休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時58分休憩

午後４時58分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

渡久地　修君。

○渡久地　修君　（資料を掲示）　知事、この答弁で明らかなように、この基地は沖縄の分散している海兵隊を全て一つにまとめるという上で非常にすごい機能を持ったものができる完結型です。ですから軍港も、海兵隊は今まで軍港を持っていないんです。軍港までつくる、だからいつでもすぐ出撃できる。もうこういうややこしいことをやらなくても、全部そろっているんです。訓練場もそろっているんです。だから、そういう意味では巨大な最新鋭の基地ができる、そして耐用年数200年の基地。もっと言えば半永久的な基地ができると。こういうものは絶対許してはならないと、改めて知事の決意をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　ただいま渡久地議員の資料あるいは説明を聞きまして、今の御発言はそのような印象を受けます。新しい基地ができるという中に、沖縄は戦後70年、あるいはこれからどうするんだというときにこういったこと等を踏まえて考えますと、ある意味でこの基地の問題に関して何らそういう意味での配慮がなされてないというようなことが将来にわたって見通せるものですから、この新辺野古基地はつくってはいけないと、このように思っております。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　この海兵隊ですけれども、先ほど公室長の答弁で、海兵隊の役割について政府の説明は不十分だということがありました。海兵隊について、私はその任務についてきちんとやっぱりつかむことが大事だと思います。

アメリカの法律に４つの軍隊、陸軍、空軍、海軍、海兵隊、４つの軍隊の任務を定めています。海兵隊の第一義的な任務は、海上での上陸作戦、海上基地の奪取ということがアメリカの法律にうたわれています。96年の国防報告、ここでも同様なことが書かれています。これは確認するように要求しましたけれども、これは確認しましたか。その国防報告ではどのようなことが書かれていますか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　御質問の報告書については、合衆国国防長官府のホームページに記載されていることを確認しております。

以上です。

○渡久地　修君　中身も紹介してよ、親切に。

○知事公室長（町田　優君）　その中身についてですけれども、基地対策課のほうで仮訳で訳しております。それによりますと、海兵隊の近代化の条件は、海からの作戦機動に基づいている。同コンセプトでは、さらに遠い沖合からより一層高い生存可能性、柔軟性、迅速性、奇襲性、戦闘力がある水陸両用強襲を実施する。このコンセプトには強襲揚陸能力や航空攻撃能力、地上動員、地雷対策、支援射撃能力を改善する取り組みが不可欠であると記述されている部分がございます。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　この国防報告ですね、もっとわかりやすい訳になると、相手国の軍隊が支配する領域に海上から強行突入して、その軍隊と戦闘行為を行いながら、後続の重装備部隊が入ってくるための拠点、いわゆる橋頭堡を築く、これが海兵隊の任務ということで国防報告も言っています。

さらに、アメリカの当時のワインバーガー国防長官、これが1982年４月の下院歳出委員会の書面証言で、沖縄に駐留する米海兵隊は日本防衛の任務を割り当てられていない。アメリカは、日本防衛だけに専念するいかなる部隊も日本には維持していないということを、当時のワインバーガー長官は証言しています。

同様に、1970年外交委員会で、ジョンソン国務次官補、マッキー在日米軍司令官も同様のことを言っていますけれども、これについても確認を求めましたか。これは確認しましたか。そして中身を紹介してください。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（町田　優君）　御質問の御指摘の件につきまして確認いたしました。

まず、ジョンソン国務次官の発言についてでございますけれども、これもアメリカの大学の運営するデータベースに掲載されているものでございますけれども、基地対策課のほうで仮訳でございますが、訳しております。それによりますと、ジョンソン元国務次官が申し上げているのは、日本の防衛すなわち通常の直接防衛における根本的な責任は、現在、全面的に日本が負っている。我々は日本に対する通常の直接防衛に直結する戦力は、地上であれ空であれ日本には有していない。現在、これは全面的に日本に責任があると申しております。

もう一点、マッキー元在日司令官の発言も同じようにデータベースにございまして、それを基地対策課のほうで仮訳で訳しております。それによりますと、日本に駐留する米国軍隊は、第一義的に日本本土の直接的防衛のためにそこにいるのではない。極東における条約上の他の義務を果たすため駐留しているのだ。そして、それは日本の安全保障にもかかわると述べております。

以上です。
○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　このアメリカの議会でも、このように第一義的に米軍は日本の防衛のためにいるんじゃないんだということを堂々と述べているわけですよね。そして、じゃ、なぜこのような殴り込みの軍隊がこの日本にいるのかという点で、チェイニー国防長官、92年下院軍事委員会で非常におもしろいことを言っていますね。日本に空母戦闘部隊を維持するほうが、米国西海岸で維持するよりも安上がりなのですと言っている。安上がりだからいるんだと言っているんですよね。

公室長、これも調査依頼しましたけれども、ナイ国防次官補が主導した東アジア戦略報告、これも確認してくれと、ここではどのようになっていますか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（町田　優君）　これも大学のデータベースから仮訳で訳しております。1995年の２月の米国防総省の東アジア戦略報告書の中で、ナイ元国務次官が発言しておりますが、同盟国との経費分担の仕組みがあるため、実際米国本土に軍を置くよりも前方展開するほうが米国にとっては費用がかからない。経費分担とは正確にはそういうことだ。日本や韓国は、両国における米軍駐留費用を負担し続ける意向を示していると記述がございます。
○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　そのナイ報告では、米軍部隊の費用の70％を負担しているのだから、米国内に置くより日本に駐留させるほうが費用がかからないと、正直に言っているんですよね。ですから、皆さん今度、ワシントン駐在員を置きますよね。そういう情報もしっかりと私は収集していただきたいと。

このような海兵隊は沖縄には要らないと思います。1975年、沖縄県議会は、犯罪を起こすこのような海兵隊撤退を全会一致で上げています。そして同様に、海兵隊の兵力削減とか撤退という決議を何度も何度も上げています。そして平成17年３月30日、稲嶺知事は、イラクに出撃してきてホワイト・ビーチに帰ってこようとした海兵隊に、このようなイラクに派遣された部隊が沖縄に帰還しないよう、改めて強く求めますと。帰ってくるなということを要望しているんです。ですから知事、このような海兵隊は、私は要らないと思います。そして公室長、この海兵隊は沖縄の基地の何割を占めていますか。その海兵隊が本当に沖縄から全部撤退したら、例の0.6に74％というのは何割まで落ちますか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（町田　優君）　在沖米軍専用施設に占める海兵隊施設の割合は、現在約75.4％となっております。仮にこの海兵隊が管理する施設を除いた場合、本県の米軍専用施設の全国に占める割合は、現在の73.8％から40.9％に減少します。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　知事、きょうは海兵隊のこれをやりましたけれども、ぜひ海兵隊のこのような基地は絶対につくらせてはならないと。そして普天間基地はもうアメリカに持って帰れということで不退転の決意で取り組んでいただきたい。

最後に知事の決意をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　その意味では海兵隊がなぜ沖縄にいなければならないかという丁寧な説明もまだ聞いておりませんので、今、こういう形で聞きますと、しっかりとした対応をしていかなきゃいけないなと思っています。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉　京子さん　社大党の比嘉京子です。

まず、質問に入る前に所見を述べさせていただきたいと思います。

今議会のこれまでの質問を通して、次のことを考えてみたいと思います。

知事は多くの質問に対して、先ほどもそうでありますが、0.6％の国土面積の沖縄に米軍基地の74％を戦後70年間も背負わせ続けているのは、理不尽ではないかというような趣旨の答弁をされております。

なぜ沖縄に74％もの米軍基地があるのでしょうか。その答えを求めてみたいと思います。

時間の都合上、辺野古移設問題や事件・事故の多い海兵隊について検証してみたいと思います。

本県の基地面積の、先ほど75.4％を占め、駐留米軍の70％以上を占めるのが海兵隊でございます。

海兵隊は、去る沖縄戦から沖縄に居続けているわけではないということはよく知られています。1950年の朝鮮戦争の際、韓国に駐留していた米陸軍を支援するため、1953年、岐阜県と山梨県に駐留を始めたとのことであります。沖縄に移ってきたのは３年後の1956年で、その合理的で詳細な理由はわかりません。わかっていることは、海兵隊は沖縄に行くことを嫌がっていたこと、そのとき既に沖縄には米陸軍、空軍がおり、新たに海兵隊を押し込むには住民から土地を奪わなければならず、この決定には陸軍も反対であり、複数の軍種が混在することは司令部機能が麻痺するという懸念もあったようであります。沖縄に移転する理由として、一般的に言われていることは、本土において米軍に対する反対運動が起きつつあり、広がることを懸念した政府が恐れたのではないかということであります。客観的な事実として言えることは、沖縄は岐阜や山梨より朝鮮半島に遠いということであります。

このようにして本県に駐留することになった海兵隊でありますが、1990年代には海兵隊自身が、またアメリカ政府自身が沖縄の海兵隊を削減または撤収しようという案が数多く出されました。その背景には、冷戦終結後の戦略の見直しと国防予算の削減が主な理由のようであります。

当時のクリントン政権下で海兵隊を２万人減らすという案があり、海兵隊内部から沖縄の海兵隊を本国に撤収すべきであるという意見がある一方、内部から沖縄不要論も飛び出しました。その理由として、１つ、基地が離れ離れでフラストレーションのもとである。２つ、住民地域に隣接する訓練場は規制が多く、練度が落ちる。３つ、部隊を移動させる船は長崎佐世保にあり任務に大きな支障となる。４つ、アジア諸国への遠征で７カ月から９カ月に及ぶ海上任務は負担であることなどであります。これらの理由は、現在でも全く変わりません。海兵隊を移送する手段は、沖縄にはありません。

一方、アメリカ政府は、95年の少女暴行事件を機に当時のペリー国防長官は、議会で沖縄問題への対応について「日本のあらゆる提案を検討する用意がある」と言明いたしました。部下のジョセフ・ナイ国防次官補は、その意図について記者会見で「日本政府が望むなら部隊を本土へ移転することにも応じる」と説明をいたしました。もちろん日本政府は拒絶しました。

このことからわかるように、米国自身が海兵隊は沖縄以外へ移転しても可能であるということを明言しているわけであります。

以上のことは、1990年代のほんの一つの事象であり、米国政府は沖縄の基地の移転を幾度となく日本政府に打診しているのであります。

加えて、2011年から12年にかけ、仲井眞知事は、普天間の県外・国外という公約の中で政府防衛大臣へ次の項目の質問状を送りました。

１つ、なぜグアムやハワイと比較するだけで国内比較がないのか。

２つ、紛争地域から具体的な距離、移動時間、その根拠は何か。

３つ、沖縄以外に駐留した場合、どのような致命的な影響があるのか。

４つ、米軍が対応する日本周辺の紛争とは何か。

５つ、海兵隊を運ぶ艦船は長崎県だが、整合性の具体的な説明を求める。

６つ、海兵隊が沖縄にいれば周辺国が沖縄にうかつに手出しができないと政府は説明するが、空軍や陸軍だけでは不足なのか。

７つ、尖閣諸島が他国に攻められたとき、海兵隊は上陸作戦を実行するのか。

政府の県に対する回答は、こういうことでした。地理的な理由に終始して、あくまでも海兵隊が駐留するのは沖縄しかないという非論理的、非軍事的な主張を繰り返しました。県は、理論的な回答が得られず、不快感さえ募らせたとの見方がありますが、仲井眞知事は、県民に説明できないこのような回答を承知した上で、埋立承認をしたことになります。

回答を送ったのは、時の防衛大臣の森本大臣であり、離任の記者会見での発言、沖縄に海兵隊を置くのは政治的理由であるとの発言は、まさに本音と言えます。

沖縄に海兵隊がいることで、中国や北朝鮮に対する抑止力となるという説明は、沖縄海兵隊の部隊がいかに小さいＭＥＵという小さな単位になり、これまでの米軍の有事の際には、50万人余の軍隊を出していることを考えると、ＭＥＢであるとかＭＥＦであるとかそういう大きな部隊になっていない海兵隊は、災害救助的な活動の証拠であります。

結論は、もうおわかりいただいたと思いますが、0.6％の国土面積に74％の米軍基地が戦後70年居座り続けているのは、日本政府がそうしたいからであり、そう望んでいるからにほかなりません。

沖縄県民は戦後70年間、日本の安全保障に貢献させられてきました。今後70年間は、沖縄以外で担ってくださいと堂々と言うべきだと私は思うんですが、いかがでしょうか。

では、通告に従って質問を行います。

大きいテーマの２番目のところで幾つか削除をしたいと思いますので、御理解をお願いいたします。２番目の福祉・教育のところの(4)以外は削除をさせていただきます。

では、１番目に、米軍基地と県経済について。

知事は、米軍基地は沖縄経済発展の最大の阻害要因であると繰り返し述べられております。阻害要因とは何かを明らかにし、その実相を政府初め県内外へ発信する、そのためにもさらに本県が主体的にみずからの不利益を解消するために次の質問を行います。

(1)番目に、基地があるがゆえの弊害として挙げられる問題にはどのようなものがあるか、それらは数値化されているのか。

(2)番目に、米軍等による事件・事故が発生するたびに、県議会は日米両政府及び米軍関係者等に直接要請・抗議を行っておりますが、復帰後今日までの回数に要した経費は幾らか。経費は県民の血税が使われたことになるが、これも基地があるがゆえの弊害であると思われるが、知事の認識と所見を伺います。

(3)番目、日々数値が変動していると思われる既返還基地跡地、那覇新都心地区であり、小禄金城地区であり、桑江・北前地区の直近の経済活動による直接経済効果は、３地区の合計で構いません、幾らでしょうか。また、雇用者数はどうでしょうか、それぞれ返還前の何倍になるのでしょうか。

(4)番目、返還予定基地跡地のキャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設の経済活動による直接経済効果は５地区合計で幾らか。また、雇用者数は何名見込まれているのか、それぞれ返還前の現在との比較をお願いしたい。

(5)番目に、嘉手納基地の経済効果及び雇用効果について試算されているのか。また、嘉手納以外、嘉手納以北についてはどうか。試算されていないとすると課題は何でしょうか。

(6)番目に、知事は、本県が米軍基地の存在によりいかに経済的不利益を受けている、受け続けているか、その詳細を明らかにし、政府や他の都道府県、さらに米国に発信するべきだと考えるが、その認識、所見について伺います。

２番目に、福祉・教育行政について。

(4)の、国による本県の保育所運営費はどうなっているのか、保育士の処遇改善を図るには運営費の見直しが必須と考えるがいかがでしょうか。

３番目に、医療行政について。

医師確保に関し４名の専従を配置するとしておりますが、県民は大変大きな期待を寄せております。これまでの対策との違いと決意を伺います。

八重山病院について伺います。

１つ、県として県立八重山病院の位置づけや役割はどうなっているか。また、当該地域の役割はどうか。

２番目に、昨今、建築費の高騰が取り沙汰されておりますけれども、総額は幾らで、離島ゆえのコスト高は幾らでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　比嘉京子議員の質問の中の、医療行政についてお答えをしますが、その中でも医師確保に関する専従配置についてお答えをいたします。

地域における医師の確保については、全国的に厳し

い状況にあります。

特に、沖縄県では、北部地区及び離島の県立病院における産婦人科や小児科などの医師確保は、住民の方にとって喫緊の課題となっております。

このようなことから、県では、昨年「北部地域及び離島緊急医師確保対策基金」を設置するとともに、医師確保に係る事業の効率的かつ効果的な実施のため、特命の参事及び病院事業局の職員を併任配置し、体制を強化したところであります。

次年度においては、病院事業局、琉球大学医学部及び附属病院、医師会等との連携を強化するとともに、医師確保に係る新たな事業を実施していくこととしております。

そのため、新たに課長級の医師確保対策監を置くとともに、医師確保対策班を設置し、執行体制の強化を図り、これまで以上に医師確保対策に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　米軍基地と県経済についての御質問の中の、基地があることによる弊害及び数値化についてお答えいたします。

米軍は、経済活動を主として行っていないことから、本県の経済的な生産能力を抑制していると考えております。また、広大な米軍基地や制限水域・空域の存在により、産業の振興、交通体系の整備、計画的なまちづくりなど社会経済活動への制約に加え、航空機等による騒音、演習等に伴う環境被害や、米軍人等による事件・事故など、県民生活へのさまざまな影響があります。これらは、住民生活に直接かかわるものだけでなく、社会経済への影響など、直接・間接的に、また相互に関連、影響し合い、多岐にわたっていることから、具体的な数値化は行っておりません。

次に、既返還駐留軍用地跡地の経済効果等についてお答えいたします。

沖縄県では、既に返還された駐留軍用地の経済効果等について、直近のデータをもとに再調査を行い、本年１月に公表したところであります。それによりますと、那覇新都心地区、小禄金城地区、桑江・北前地区の３地区合計の活動による直接経済効果については、返還前の89億円に対し、返還後は2459億円となり、約28倍となっております。また、雇用者数については、返還前の327人に対し、返還後は２万3564人となり、約72倍となっております。

次に、返還予定駐留軍用地跡地の経済効果等についてお答えいたします。

本年１月に沖縄県が公表した経済効果の調査においては、県と関係市町村が連携して平成25年１月に策定した「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」に基づく土地利用を想定し、試算しております。それによりますと、キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設の５地区合計の活動による直接経済効果については、返還前の501億円に対し、返還後は8900億円、約18倍と見込まれております。また、理論上の推計値である誘発雇用人数については、返還前の4400人に対し、返還後は８万503人、約18倍と見込まれております。

次に、嘉手納飛行場等の返還後の経済効果についてお答えいたします。

嘉手納飛行場及び嘉手納以北の基地が返還された場合の経済効果等の試算は行っておりません。本年１月に県が公表しました経済効果等調査の目的は、まず１つ目に、県内外における跡地利用への関心を喚起すること、２つ目に、返還予定駐留軍用地に潜在する発展可能性について県民の理解を得るとともに、今後の市町村の跡地利用計画の策定等に向けた参考資料としていただき、円滑な跡地利用の実現に資することにあります。

調査の実施に当たりましては、県は関係市町村と連携して策定した広域構想に基づき、各駐留軍用地ごとの特色を生かした現実的な土地利活用を想定し試算するとともに、県内有識者からの意見を踏まえた上で経済効果を試算するなど一定の信頼性を有するよう努めてきたところであります。

このようなことから、返還時期及び返還区域・面積も不明であり、地元市町村の跡地利用計画等が示されない現時点において県が土地利活用を想定し、経済効果の試算を行うことは適切ではないと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　町田　優君登壇〕

○知事公室長（町田　優君）　米軍基地と県経済についての御質問の中で、米軍等による事件・事故に係る要請の回数及び経費等についてお答えします。

米軍基地から派生する事件・事故に関する要請等については、統計をとっておらず、今日までの回数及び要した経費を算出することは困難であります。

県は、知事等と関係閣僚等が面会する際や、渉外知事会、軍転協と連携するなど、あらゆる機会を捉え、

事件・事故など基地から派生する諸問題の解決促進について要請しております。

県としては、米軍に起因する事件・事故は一件たりともあってはならないと考えており、今後とも、事件・事故防止のための協力ワーキングチームでの議論など、あらゆる機会を通じて綱紀粛正、再発防止がより実効性を伴うものとなるよう強く求めていきたいと考えております。

次に、同じく米軍基地と県経済についての御質問の中で、米軍基地に関する情報の発信についてお答えします。

県は、ホームページ上で沖縄の米軍基地の現状、県の取り組み、各種資料などを掲載し、情報発信を行っているところであります。

また、これまで政府への要請や全国知事会での発信など、あらゆる機会を捉えて米軍基地問題の解決促進を訴えてまいりました。しかしながら、沖縄の基地負担の現状に対する認識や我が国の安全保障に関する国民的議論は十分ではないと認識しております。

県としては、今後とも我が国の外交・防衛のあり方を含め、沖縄の負担軽減に向けた国民的な議論が深まるよう、より一層の効果的な方策を検討し、実施してまいりたいと考えております。

また、設置を予定しているワシントン駐在員や知事訪米を通じて、基地の整理縮小を直接米国政府にも訴えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　福祉・教育行政についての御質問の中で、保育所運営費についてお答えをいたします。

保育所運営費は、国家公務員の地域手当の区分を前提として、保育所の定員規模等を踏まえ、年齢区分ごとの児童数により算出しております。

平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度では、現行の保育所運営費の算定方法を基本としながら、国が定める公定価格により算出することとなっております。公定価格においては、質の改善を図るため、保育士等の勤続年数や経験年数に応じた約３％の給与の上乗せや、３歳児に係る職員配置の改善等、保育士の処遇改善のための新たな加算が盛り込まれております。

国の試算によりますと、平均的な私立保育所の質改善後の保育所運営費は、質改善前に比べ約10％増加する見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君）　それでは医療行政についての御質問の中で、県立八重山病院の役割等についてお答えいたします。

医療法において、国・県及び市町村は、良質かつ適切な医療を提供する体制を確保するよう努めることとされております。

県においては、医療法及び地方自治法の趣旨に鑑み、広域的な地域において、救急医療や専門医療などを確保する必要があります。また、市町村においては、それぞれの地域の実情に応じて、日常的な疾病等の治療及び予防など、頻度の高い医療保健サービスについて取り組むことが重要であると考えておりますが、現在、地域で必要とされる１次救急を含め、公的な医療については、県に集中している状況にあります。

県立八重山病院につきましては、八重山２次医療圏における救急医療、周産期医療、小児医療等の急性期医療及び精神科医療を担うとともに、僻地医療拠点病院として周辺離島等の医療支援、第２種感染症指定医療機関、災害拠点病院としての機能など、地域医療の拠点としての役割を担っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君）　医療行政についての御質問の中で、建築費と離島ゆえのコスト高についてお答えいたします。

新県立八重山病院の建築費の総額は、約100億円を見込んでおります。

また、離島ゆえのコスト高については、国土交通省の新営予算単価によると、東京の工事費単価を100としたときの石垣島の工事費指数は114と割高になっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　企画部長にお聞きしたいと思います。

ちょうど同じ１年前に、これに類似した質問をしております。

私は本県の他府県から見られているあの誤解、さまざまな誤解を解くために企画部が努力しているということも承知をしております。その中で、やはり細かく言うとさまざまな、例えば基地があるがゆえの皆さん

の人件費であったり、それから歴代の知事も訪米をされていたり、これからワシントンに県の場所を置く、そういうこともわかりやすいことから優先順位をつけて、例えば普天間基地ゆえに交通渋滞の経済的なコスト、それから例えば環境汚染について、騒音について、さまざまなコストというのが考えられるので、非常に優先順位をつけながら一つ一つ私はやっぱりコストという面で数値化、または可視化という点でもそれをやっていくことは大事なことだと思いますが、今後そのことについての御検討はいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

比嘉議員が基地があるがゆえのいろいろの弊害といいましょうか、そういったものをさまざまな観点から県外の方々に多く広く知ってもらう必要があると、そういう気持ちは私も十分に承知しております。そういった観点の一つとして先ほど申し上げましたけれども、ことし１月に県が公表しました経済効果の調査、それも一つの例でございます。こういった基地を返還して、跡地利用をしっかりやることによって、この沖縄も発展するんだと。逆の面から言いますと、それがゆえいわゆる基地が沖縄の最大の阻害要因になっているんだと、そういったことも逆の面から言えるという意味で我々試算したわけでございます。

今、議員がおっしゃいました弊害、一つ一つ何か優先順位をつけてできないかということにつきましては、例えば、例えばですけれども、交通体系の整備の制約の関係で申し上げますと、跡地利用の計画がある程度できる段階で米軍基地があるがゆえに道路が最適な状態で開通したと仮定した場合、どれだけの渋滞が解消されるか、そういったものを例えば試算することですとか、例えば水産業の振興の観点から制限水域がありますけれども、これが漁場等へ向かう際の迂回する必要がないと仮定した場合、どの程度の移動時間の短縮効果や燃費の節約効果ができるか、こういったものはできるのかなと思っております。ただ、こういったものについてはその必要性、ニーズそういったものをやはり我々しっかり議論した上で、一つ一つ積み上げていくことが大事かなと、考えていくことが大事かなと思っております。

議員がおっしゃっている優先的なもの、優先的な順位でというのはちょっと少し全庁的にまた議論、調査検討させていただければと思っております。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　それともう一点ですけれども、部長、皆さんが出しているホームページに、例えば普天間基地を県外移転を主張するんであれば、米軍基地を前提としたこれまでの多額の振興費を返還すべきではないかというような、皆さんのホームページにいろんな他府県からの「よくある質問」のコーナーには、本当にびっくりするような内容がたくさんあります。それだけ我々は実相を伝え切れてないということでもあるわけなんですけれども、そのときに振興費というのはこういうものですよという説明あるんですよね。振興費のみならず、これ多額の沖縄振興費というのはこういう意味で使われているんですよということだけではなくて、沖縄がどういうふうにこれによってどれぐらい、例えば振興費はこれだけ、しかしどれだけマイナスがある、そのことについてのどれだけ見合っているものなのかということも含めて、私は発信の方法も含めてぜひ御検討いただきたいと思うんですね。例えば、多言語でやるとか、これはもう本当に全世界的に発信をしてほしいのでぜひとも検討をお願いしたいんですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　これは基地の実態について、多言語化という議論があったかと思いますけれども、その一環としてよくある質問、クエスチョン・アンド・アンサーの欄につきましても多言語化というのは、今後検討していく価値が大いにあるものと考えております。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　次に、福祉のほうにお聞きしたいと思います。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時39分休憩

午後５時39分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○比嘉　京子さん　今回、多くの議員が子ども・子育て新システムについて制度化されたということで、これは県内でも非常に戸惑いがあります。制度の執行に対して、特に５歳児に対して。そして沖縄県は従来、他府県と違って公立の小学校にある幼稚園、これが制度の中でどういうふうな扱われ方をするのかというような疑問もあります。その前に、私はぜひ日本がどういう立ち位置でこの制度をつくったかということも踏まえてなんですが、ちょっと小さいんですが、（資料を掲示）　日本が小学校入学前の就学に出費しているお金は、ＯＥＣＤの先進33カ国見ていると最後から２番目です、最後から２番目。そして、もちろん皆さん御存じの北欧のところとありますけれども、そうい

うようなところがなぜこんなに日本の４倍も５倍も伸びを出しているのかというようなことをまず振り返ったほうがいいと思うんです。

これはなぜかといいますと、例えば、1960年代にアメリカでこれペリーという就学前の実験的な研究がされました。いわゆる非常に経済的に貧困な地域の子供たちを２年間、就学前に幼児教育といいますか、やります。その教育の成果が40年後どうなったかということを見たものです。赤いところがその教育を受けたグループで、青いところが受けなかったグループです。このペリーの研究というのは、大変有名な研究でして、ヨーロッパはみんなこれを見て動き出したわけです。日本が非常に立ちおくれた後進国になっているという理解をぜひやりたいんですね。例えば、40歳になった時点の段階までを見ていく40年の追跡調査なんですが、14歳での学力の習得率が断然に上ですね。そして、高校の卒業率も高い、その上に40歳での年収が高い、その上で40歳になって保護を申請したり、保護――生活保護ですね。それから逮捕歴とかそういうさまざまなマイナス面というのが少ないというような研究が、これは全世界的に知られた研究なわけです。だからいわゆる、幼児期に投資をするほうが社会的なコストは安上がりになる。そしてその幼児期の中でも、いつを出したらいいのかといいますと、ここまでにいたしますけれども、こうです。これ就学前に出すと、投資効果が非常に高い。そして就学期ですね中間、就学を終えた後、非常に低くなる。つまり、先行投資ほど私たちの社会的なコストが少なくなるという、このデータに基づいて、さきにお見せした諸外国はこれだけ日本と違って日本の後にはどの国があるかというとソマリアですよ、それしかない。イギリスなんかは10年間で２倍にふやしているぐらいなんです。つまり、社会的な投資効果は就学前にあるという認識をぜひ持った上で今回の日本の就学前に対する対策を見ていただきたい。

そう思ってここで質問をいたしますけれども、ぜひ私は１点だけ、今保育士の処遇改善ということで県が非常に努力しておられます。その中でどうしても保育所運営費の中における保育単価というのは保育費は全国一律なんですよね。だけれども、沖縄県は所得が低いので、各都道府県は子供たちの保育費を各自治体が補塡をしているわけです。皆さんから資料をいただいたら20億近くかかっているわけです。これから１万8000人ふやすと、各市町村はまたこの保育単価の補塡のために非常に負担がかかっていく。それと一方では、保育士の給与の主になる保育単価は東京をトップにして沖縄は一番低いわけです。低いのは何かと比較してみると、ゼロ歳児で月に約２万円余り変わります、その手当がですね。そういう違いがある中で、保育士を獲得しようとすると、どうしてもこの保育単価に私はメスを入れないと、我々の財政がもたなくなって補塡ができなくなったらここはもう終わりではない。だけど国も頑張ってはいます。だけれども、やっぱりここにはさまざまなきょう細かい質問がちょっとできなかったですけれども、さまざまな点をぜひとも工夫して交渉に臨んでほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　その幼児期のこの社会的投資といいまして、そのほうが一番効果が高いというお話はいろいろな学説等でいろいろ拝見したことございます。そのとおり、非常にこれ必要性は高いということは常々我々も感じているところでございます。ただ、先ほどの市町村が負担している部分のお話は、これは沖縄だけじゃなくて全国的に行われておりまして、これ自体を国の子ども・子育て会議のそういう議論の中でも、何とかこれを改善していこうというお話も議論はされているということも聞いております。ですからこのあたりは全国的な部分もあろうかと思います。

それからやはり20億近くそういう部分の市町村の負担があるということもこれは何とかせんといかぬなということも我々も重々承知している中で、県としていろんな基金事業を活用しながら市町村の補塡もしているということでございますので、それとそういうトータルとしてやはり子供の部分のそういう予算ですね、特に運営費の改善、これについてはいろんな形でその九州主幹部局長会議を通して改善も要求しているところですけれども、引き続きそういうところをしっかりと研究した上で国のほうにも要請していきたいなと思っております。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　済みません。次回また質問させていただきます。

八重山病院について事業局長にお聞きいたしますが、この言ってみれば離島の費用の増加というものは、何らかの形で、例えば増嵩費などが我々繰り入れでありますけれども、建築費に対してはどういうような対策が考えられるんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。

先ほどお答えいたしました、いわゆる国交省の新営

予算単価という、東京を100としたときの石垣島114という状況でございますが、この分が企業債を借り入れしたときのいわゆる２分の１の補塡にその分が一部反映されるのかというふうには考えております。

○比嘉　京子さん　終わります。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君）　比嘉瑞己君。

〔比嘉瑞己君登壇〕

○比嘉　瑞己君　皆さん、こんにちは。

うまんちゅの会の比嘉瑞己です。

県議会での初めての一般質問を行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

私たち新会派「うまんちゅの会」は、名護市選出の具志堅徹議員、そして那覇市選出の私比嘉瑞己の２人で構成している新会派です。私たちは、昨年の県知事選挙にて翁長雄志知事候補とともに、建白書の実現を目指すオール沖縄の候補者として、多くの県民の皆様から負託を受けて議会へと送っていただきました。「辺野古新基地建設反対、普天間基地の閉鎖・撤去」。このうまんちゅ・みんなの願いを必ず実現するために、翁長県政を支えて全力で頑張っていく決意です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは一般質問を行います。

最初に、知事の政治姿勢についてからです。

ＳＡＣＯの合意から19年がたちました。普天間基地は移設条件つきのため一歩も動いておりません。しかし、一方で米軍基地の撤去を求める県民運動は大きく発展してきました。その最高の到達点となったのが2013年１月の建白書です。沖縄県内41の全ての市町村長、そして議会の議長、県議会では自民党から日本共産党まで全ての各会派代表、そして経済会、労働団体の代表などが署名捺印をして、オスプレイの配備撤回、普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念すること、このことを求めました。文字どおり保守・革新の違いを超えたオール沖縄の民意でした。

昨年の県知事選挙や総選挙での建白書の実現を目指す候補者が勝利をしたのは、県民との公約を破り、オール沖縄の民意を裏切る人たちへの怒りであり、基地に頼らない「誇りある豊かさ」を求める、圧倒的な県民の民意があったからではないでしょうか。

そこで(1)点目に、保守・革新の政治的立場の違いを超えたオール沖縄の意義と歴史的選挙勝利の要因について知事の見解を問うものです。

(2)点目に、翁長知事は2015年度県政運営方針の中で、建白書の精神に基づき辺野古新基地建設に反対することを県政運営の柱に据えると強調いたしました。知事の基地問題解決に対する不退転の決意と行動に県民は期待をし、新基地建設を許さない島ぐるみの闘いはさらに大きく広がっております。辺野古新基地建設を阻止していく今後の取り組みについて問うものです。

次に、国民健康保険制度における前期高齢者交付金不足問題について２点質問いたします。

(1)点目に、交付金不足問題によって県内市町村にはどのような影響があったのでしょうか。また、国の財政支援についても問うものです。

(2)点目に、沖縄県は、国に対して引き続き財政支援を要請すると同時に、県独自に県内市町村への支援を行うべきです。見解を問います。

次に、「子ども・子育て支援新制度」における５歳児問題についてです。

沖縄県は、戦後27年間に及ぶ米軍統治下の影響で保育所の整備が立ちおくれました。一方で、幼稚園整備が進んできたことから、親の就労などで本来は保育園に通う子も公立幼稚園を利用している実態があります。そのため、幼稚園が終わって午後に学童保育や認可外保育園を利用する二重保育や、園児が１人で午後を過ごす実態などが沖縄特有の５歳児問題として長年指摘されているところです。

新制度への移行によって５歳児の居場所はどうなるのでしょうか。関係者や保護者から不安の声が広がっております。どの施設を利用しようとも、子供の最善の利益が保障されるような教育と保育が必要です。

そこで３点伺います。

新制度では５歳児は学童保育を利用できなくなります。沖縄県は、経過措置を含めた支援など積極的な役割を果たすべきだと考えますが見解を問うものです。

(2)点目に、保育所での５歳児保育のニーズが増加されることが予測されます。５歳児保育の定員の増や保育士の確保など支援を急ぐべきです。見解を問います。

(3)つ目に、幼稚園の午後の預かり保育についてですが、預かり時間の延長や給食の実施、土曜日の利用など、保護者のニーズに応えるべきです。同時に、幼稚園教職員の待遇改善や体制の強化は、保育の質を確保するためにも重要です。対応と見解を問うものです。

次に、沖縄県待機児童解消計画における夜間保育について３点お聞きします。

(1)点目に、沖縄県における夜間保育の整備状況はどうなっていますか。

(2)点目、保育士の資格保有状況や施設監督基準の

達成状況はどうでしょうか。

(3)つ目に、夜間保育に対応している認可外保育園への支援を強化するとともに、公立夜間保育園をふやすべきです。見解を問うものです。

次に、待機児童の解消と保育士不足についてです。

(1)つ、待機児童解消のために必要な保育士は何人でしょうか。

(2)つ、保育士不足のために入園できなかった乳幼児は何人でしょうか。

(3)つ、認可保育園における保育士の非正規雇用率について問います。

(4)つ目に、保育士の確保や待遇改善のために「保育士住居支援制度」を導入すべきです。見解と対応を問うものです。

次に、児童スポーツクラブの県外派遣補助事業についてです。

島嶼県である本県は、児童スポーツクラブの県外派遣に係る保護者負担が重い実態があります。一括交付金の活用も検討し、補助事業の拡充を行うべきです。見解を問います。

次に、公共交通について２点伺います。

(1)点目、南北縦貫鉄軌道と各地域内を連携するフィーダー交通は重要です。環境や交通弱者にも優しい次世代型路面電車を、那覇―与那原間で実施するための検討作業を始めていくべきだと考えます。見解を問います。

次に、昨年10月に沖縄初のＩＣ乗車券OKICA（オキカ）が導入されました。沖縄都市モノレールでの利用に始まり、ことし４月からは県内路線バス４社での利用も可能になります。ＩＣ乗車券を活用した公共交通の利用促進を図るべきです。見解を問います。

最後に、那覇市中心市街地活性化計画についてです。

県都那覇市の国際通りや平和通りなどの中心市街地の活性化は、本県の観光行政においても重要な課題です。特に、第二牧志公設市場や平和通りのアーケードの建てかえについては、老朽化が著しく早期の対応が求められております。沖縄県として那覇市への支援や連携を強化すべきです。

残りの時間は再質問に充てます。

○議長（喜納昌春君）　ただいまの比嘉瑞己君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後５時57分休憩

午後６時18分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

休憩前の比嘉瑞己君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　比嘉瑞己議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、オール沖縄の意義及び知事選挙、衆議院選挙の勝利についてお答えをいたします。

私は、21世紀はイデオロギーを乗り越えた県民本位、県民の心に寄り添った政治が必要であると考えております。これまで私たちは、みずから持ってきたわけではない基地を挟んで、経済か平和かと厳しい選択を迫られてきました。しかし、社会情勢の変化とともに、これらは両立し得るものとなってきました。今後は、保守対革新という古い思想から脱却をし、未来を担う子や孫のために「誇りある豊かさ」をつくり上げ引き継いでいくことが重要であり、これがオール沖縄の精神であると考えております。

今回の知事選挙においては、このような私の考えに賛同し、イデオロギーの垣根を乗り越え、多くの方が私の支持団体に参加していただきました。また、昨年12月の衆議院選挙の沖縄選挙区においても、知事選挙と同様なオール沖縄という基本姿勢で取り組んだ結果、私が支持した全ての方が当選をいたしました。

政府においては、世界に冠たる民主主義国家として、沖縄県民の民意をしっかりと受けとめていただきたいと考えております。今後も、政府に対し「誇りある豊かさ」を求める沖縄県民の意思を明確に示してまいります。

次に、辺野古新基地建設阻止の取り組みについてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認に関しては、法律的な瑕疵の有無を検証する第三者委員会の報告を踏まえ、埋立承認の取り消しまたは撤回について検討してまいります。私は、多くの県民の負託を受けた知事として、今後も、県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないとの公約実現に向け取り組んでまいります。

あとは副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君）　それでは国民健康保険制度に関する御質問の中で、前期高齢者交付金によ

る市町村国保への影響及び国の財政支援についてお答えいたします。

沖縄県の市町村国保においては、加入者の平均所得が全国で最も低いこと、また、沖縄戦の影響等により前期高齢者交付金が極端に少ないことが主な要因となり、財政赤字が増大していることが課題となっております。このため、県では、昨年市長会等とともに国に本県市町村国保への財政支援の要請を行っており、国は、国保制度改革において、沖縄県の特殊事情を勘案して対応したいとの意向であります。国は、国保制度改革に伴う財政基盤強化策として、平成27年度から保険者支援制度の拡充を実施し、平成29年度以降に子供の多い自治体や医療費適正化に取り組んだ自治体への財政支援を行うこととしております。

次に、国に対する財政支援の要請及び市町村国保への県独自の支援についてお答えいたします。

県としましては、平成27年度から実施される国の財政基盤強化策により本県市町村国保財政の改善が図られていくものと考えております。しかしながら、市町村国保の赤字解消は喫緊の課題であり、国に対し、本県の特殊事情に考慮した特段の財政支援が早期に実施されるよう、市町村と連携して引き続き働きかけていきたいと考えております。また、県では、市町村国保に対し、国保税の軽減措置や医療給付費に対する支援を行っており、平成27年度当初予算においては、交付金等約206億1000万円を計上しております。市町村国保は、国・県の公費負担や保険税等を財源として、保険者である市町村の責任により運営されており、財政赤字の補塡や保険税の引き下げのための県独自の助成については、他の都道府県でも実施してない状況であることから、厳しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　子ども・子育て支援新制度における５歳児問題についての御質問の中で、５歳児の午後の居場所の確保についてお答えをいたします。

県におきましては、幼稚園降園後の５歳児の午後の居場所を確保するため、小学生が対象である放課後児童クラブにおいて、例外的に幼稚園児を受け入れてきた状況があります。しかしながら、平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度では、市町村が条例で放課後児童クラブの運営基準等を定めることとなることから、適正な運営の確保が求められております。また、本来、保育に欠ける５歳児は、保育所における５歳児保育や幼稚園の預かり保育により、発達段階に応じた保育が行われることとなっております。現在、市町村は、預かり保育の充実と５歳児保育の拡充等により５歳児問題の解決に取り組んでいるところであります。

県としましては、これまで市町村の一般財源で実施されてきた公立幼稚園の預かり保育への新たな国庫補助事業の活用や、安心こども基金等を活用した保育所整備など市町村の取り組みを支援してまいります。

次に、５歳児保育の拡充についてお答えをいたします。

県内の保育所における平成26年４月１日時点の５歳児保育の状況につきましては、236施設2912人の児童に対して実施されているところであります。現在、市町村においては、子ども・子育て支援新制度の施行に向けて、子ども・子育て支援事業計画の策定が進められているところであり、平成29年度末までに５歳児保育のニーズも含めた約１万8000人の保育の量を拡大し、待機児童を解消することとしております。

県としましては、安心こども基金や待機児童解消支援基金等の活用により、市町村の保育所の整備を支援するとともに保育士の確保に取り組み、待機児童の解消に取り組んでまいります。

次に、沖縄県待機児童解消計画における夜間保育についての御質問の中で、夜間保育所の整備状況と公立夜間保育所の増設、認可外保育施設への支援強化についてお答えをいたします。４の(1)と４の(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

本県における夜間保育所は、平成26年４月１日現在で３カ所設置されております。また、公立の夜間保育所につきましては、設置主体が市町村であることから、今後、必要性を含めて市町村と意見交換を行ってまいります。認可外保育施設に対しましては、認可化と保育の質の向上を一体として取り組むため、これまで段階的に支援を拡充してまいりました。夜間保育を行っている施設を含む認可外保育施設への支援につきましては、来年度から始まる子ども・子育て支援新制度における地域型保育への移行の状況等を勘案しながら、支援のあり方を検討してまいりたいと考えております。

次に、夜間保育を行っている認可外保育施設の資格保有状況及び指導監督基準達成状況についてお答えをいたします。

平成26年10月１日現在で、夜８時以降の保育を行っている認可外保育施設は16施設あり、保育士の

資格保有率は32.6％、指導監督基準達成率は12.5％となっております。なお、認可外保育施設に対しては、指導監督基準に沿った保育がなされているか立入調査を行って指導するとともに、指導監督基準を維持・達成するための施設改修費支援を行い、保育の質の向上に努めているところであります。

次に、待機児童解消と保育士不足についての御質問の中で、保育士の必要数についてお答えをいたします。

現在取りまとめ中の県子ども・子育て支援事業支援計画においては、平成29年度末までの待機児童解消に必要な保育士の数を常勤換算で約8900人と見込んでおり、今後約2300人の確保が必要であります。保育士の養成・確保につきましては、修学資金の貸し付けにより保育士を目指す学生の支援を行っており、平成27年度からは貸付枠を80人から120人に拡充するほか、認可外保育施設の職員の保育士資格取得を支援する事業、潜在保育士の就労支援等を実施し、養成・確保に取り組んでまいります。また、保育士の給与の上乗せ、産休取得支援、補助者の配置による負担軽減等を図っているところであり、引き続き処遇改善に取り組んでまいります。

次に、保育士不足による待機児童についてお答えをいたします。

待機児童につきましては、自治体、保育所ごとにさまざまな要因の組み合わせによって生じているため、保育士不足を理由として待機児童数を把握することは困難であります。

県としましては、待機児童の解消に向け、平成29年度末までに約１万8000人分の保育量を拡大する必要があることから、保育士の確保が喫緊の課題であることを認識しております。

次に、保育士の非正規雇用率についてお答えをいたします。

県内の認可保育所の保育士の非正規雇用率につきましては、平成26年４月現在、約60％となっております。

次に、保育士の住居支援策についてお答えをいたします。

保育士の人材確保や離職防止の観点から、保育士の住居の確保について支援することは有効であると考えております。現在、保育士の宿舎の借り上げ等の支援に、国庫補助事業や県の待機児童解消支援交付金を活用することが可能となっていることから、これらの事業等の活用を市町村に助言してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　それでは子ども・子育て支援新制度における５歳児問題についての御質問の中で、幼稚園の預かり保育、保育の質についてお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度における公立幼稚園の預かり保育につきましては、幼稚園教育に責任を持つ市町村が必要な措置を講ずることとなっており、現在、預かり時間の延長や給食実施、土曜日の利用等を含めた内容の充実等を検討しているところです。質の高い幼児教育を確保するためには、幼稚園教諭等の本務採用の促進や資質向上、学級規模の改善等の体制整備は必要であると考えております。

県教育委員会としましては、引き続き市町村教育長研修会等で幼児教育に対する理解を求め、幼児教育の充実について市町村と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　それでは児童スポーツクラブの県外派遣補助事業に関する御質問の中で、児童スポーツクラブの県外派遣補助事業についてお答えいたします。

児童スポーツクラブの県外派遣に対する補助事業は、主に県内の大会で優秀な成績をおさめた団体や個人を対象に、往復航空運賃などの一部を補助するもので、市町村が任意に行っているものであります。

県においては、県内のスポーツ少年団の活動に関して、沖縄県体育協会と連携し、競技別交流大会や指導者養成研修会などの広域的な事業を支援しており、市町村と同様にスポーツ活動を通した青少年の健全育成に積極的に取り組んでおります。今後とも、スポーツの振興については、県・市町村がそれぞれの役割に応じて取り組んでいくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　公共交通についての御質問の中の、那覇から与那原間の次世代型路面電車についてお答えいたします。

県は、沖縄本島を縦断し那覇―名護間を１時間で結ぶ鉄軌道の導入とあわせて、フィーダー交通としてＬＲＴ、基幹バス等が連携する利便性の高い公共交通

ネットワークの構築に向け取り組むこととしております。

鉄軌道の導入については、沖縄鉄軌道・計画案策定プロセス検討委員会での議論や県民意見を踏まえて決定した「沖縄鉄軌道の計画案検討プロセスと体制のあり方」に基づき、平成27年度末までに事業化に向けた計画案の策定に取り組むこととしております。計画案には、鉄軌道整備計画として、起終点のおおむねの位置、おおむねのルート、想定するシステム、おおむねの駅位置の考え方、平面、高架、地下など主な構造、さらに、フィーダー交通ネットワークのあり方及び駅を中心としたまちづくりや公共交通利用促進などの沿線市町村の役割についても盛り込むこととしております。

那覇から与那原間における次世代型路面電車に関する御提案については、計画案策定の取り組みの中で、県民と情報共有を図りながら幅広く検討してまいります。

次に、ＩＣ乗車券による公共交通の利用促進についてお答えいたします。

ＩＣ乗車券システムは、乗降時間短縮による定時速達性の向上、バス相互やモノレールとの乗り継ぎ時の運賃精算の効率化やネットワーク連携強化などを目的として導入するものであります。昨年10月の沖縄都市モノレールでの運用に続き、ことしの４月からは本島主要バス４社での運用開始を予定しております。本システムの導入により、路線・時間ごとの利用実績を把握できることから、バス事業者においては、ダイヤの拡充など運行サービスの向上にもつながるものと期待しております。

県では、公共交通の利用喚起とＩＣ乗車券の普及促進を図る観点から、公共交通の利用促進に要する経費として、平成26年度補正予算において６億円を計上しております。また、ＩＣ乗車券によるバスとバス、バスとモノレールの乗り継ぎ割引の実施や、ＩＣ乗車券システムのタクシー、離島航路への導入など利用範囲の拡大についても今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君）　那覇市中心市街地活性化計画についての中の、第二公設市場や平和通りアーケードの建てかえについて、那覇市への支援や連携を強化することについてお答えいたします。

国際通りや平和通りなどの中心市街地の活性化については、現在、那覇市が中心市街地活性化計画の策定に向け、アーケードも含めて検討・作業を進めていると聞いております。

県としましては、那覇市中心市街地活性化委員会に委員として参画しており、策定された活性化計画の実現のためどのような取り組みがなされるのかを踏まえ、支援等に向けた検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　それでは要望も交えて再質問を行っていきたいと思います。

初めに、知事の政治姿勢についてですが、昨年の名護市長選挙、沖縄県知事選挙、そして衆議院選挙など一連の主要な選挙で、辺野古新基地建設を許さない沖縄県民の民意ははっきりと示されました。

安倍首相は国会で、選挙結果は真摯に受けとめたい、こう述べましたが、この期に及んでも強権的な態度で辺野古新基地建設に向けた作業を強行しております。翁長知事が第三者委員会を設置し、安慶田副知事が沖縄防衛局に作業中断を求めたその翌日に、彼らは巨大なコンクリートブロックを大浦湾の海底に沈めました。美しい海だけでなく、県民の民意まで埋め立てようとするこうしたやり方は絶対に許されるものではありません。

強硬姿勢を進める安倍政権ですが、実際に追い詰められているのは県民ではなく、政府の側だと思います。２月16日、翁長知事は県知事としての権限を行使して、沖縄防衛局に対して辺野古での一部作業の停止を命じる指示を出しました。従わない場合、仲井眞前知事が出した岩礁破砕許可そのものを取り消す、この可能性も示した毅然とした知事の態度だったと思います。

公室長、辺野古新基地建設をとめるためには、前知事の埋立承認に瑕疵がなかったかを検証する第三者委員会での検証作業が大変重要です。この検証結果によって埋立承認の取り消しあるいは撤回を判断するわけですから、検証作業は急ぎながらも、公明正大にしっかりと行っていただきたいと思います。それと同時に、翁長知事が答弁されたように、あらゆる手法を用いて辺野古に新基地をつくらせない、この行動もまた求められていると思います。

そこで、「あらゆる手法」とはどういったことを意味しているのかお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　議員御指摘のとおり、

先ほど知事の答弁で第三者委員会の結果を踏まえ、取り消しまたは撤回をするということを検討してまいる所存でございます。そして今後、県の行政事務を進める中で、知事公約にのっとりあらゆる方法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　もう少し具体的にお聞きしたいんですね。やっぱり国際社会にも訴える道だとか、これから国からは協議もしなければいけない、こういったことが来るわけですから、知事の権限として答えられる範囲でもしっかりと示すべきだと思います。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　県が関与し得るあらゆる許認可や調整事務を進める中で、公約にのっとり行政事務を進めていくということでございます。

○議長（喜納昌春君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ぜひ国の強権的な態度に屈することなく、粛々と私たちも対応していって県知事の持つ権限を全て使ってとめていただきたいと思います。

今、安倍政権が新基地建設を強行しているその一番の根拠となっているのは、仲井眞知事の埋立承認だけがただ唯一の根拠です。私たち県民は、その仲井眞知事に10万票差をつけて翁長雄志知事を誕生させました。追い込まれているのは政府の側です。ぜひうまんちゅみんなで知事を支えて、あらゆる手法を駆使して新基地建設をとめたいと思います。

それでは続いて、国保の前期高齢者交付金不足の問題についてです。

2013年度（平成25年度）の県内市町村国保財政は、実質的な単年度収支で約118億円の赤字であることが明らかになりました。過去最多であります。その原因には、保険給付の伸びに対して保険税収入が追いついていないことが挙げられますが、本県においては、沖縄戦の影響によって65歳から74歳までの前期高齢者の加入率が低いために、交付金算定が全国と比べて極端に低いことが大きな原因となっております。部長の先ほどの答弁では、国は沖縄の状況を理解しており財政支援を行うということでしたが、その具体的な財政支援の額についてお答えください。また、その額で国保の赤字は解消できますか。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　来年度から実施されます財政基盤強化策として、約1700億円の保険者支援制度の拡充があります。その試算ですが、本県市町村の国保への交付額としては約30億円と見込まれます。先ほど御質問あったように、118億円の実質的な赤字に対して30億円ですので、それでは赤字の解消には至らないということでございます。

○議長（喜納昌春君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　到底足りる金額ではありません。本当に焼け石に水程度のこうした支援になっています。こうしたことで、県内市町村は大変今国保財政が逼迫しております。そのためにどういった対応をしなければならないのか。一般会計から国保会計への政策的な繰り入れです。本来であれば、他の事業に使うための財源である一般会計から国保会計への繰り入れを行わなければいけません。

そこで、県内市町村の政策的繰入金の合計は幾らになりますか。過去３年間の推移を述べてください。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　お答えいたします。

本県市町村国保におきまして一般会計から法定外の繰り入れを行った金額ですが、平成23年度54億4778万円、平成24年度が77億3735万円、平成25年度が91億1169万円となっております。

○議長（喜納昌春君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　過去３年間で54億円から77億円、91億円と政策的繰り入れはどんどんどんどんふえ続けています。この金額がどれだけ県内市町村の行政運営に支障を与えているのか、部長は御存じでしょうか。例えば、使い勝手のいい一括交付金、この活用においても市町村にだって負担分があるんです。その財源として一般会計からの予算を組みたいんだけれども、国保財政の赤字のために繰り入れを行わなければいけない。これほど理不尽な話はありません。

部長、この前期高齢者交付金問題のその責任は、一義的には制度設計を誤った国にあります。国に対して引き続き財政措置を求めることは行われるべきです。しかし同時に、沖縄県としても積極的な役割を果たすことが今求められていると思います。莫大な政策的な繰り入れのために、一般会計で行うべき他の事業にも影響が出ている。こうした現実的でかつ切実な課題に対して、県は黙って見ているだけなのでしょうか。県独自の対策を行うべきではないかと思いますが、もう一度見解をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　県としましては先ほどお答えしましたように、市町村国保の赤字の解消、これは喫緊の課題というふうに認識をしております。国に対しては、引き続き沖縄県の特殊事情に考慮した

特段の財政支援を国に働きかけていきたいというふうに思っております。

また、県としての独自の何らかの役割というふうな御質問でしたけれども、国保の広域化による市町村国保の財政の安定化を目的としまして広域化等支援方針を定めております。市町村と連携しまして、財政運営の健全化の方策を検討し、また、各市町村の状況に応じまして医療費の適正化の推進でありますとか、保険税との適切な設定や保険税収納率の向上等につきましても助言を行っているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　翁長知事はよくこの問題も御存じだと思います。市長会としても先頭に立って頑張っていただきましたので、ぜひそこら辺の気持ちのわかる知事がまたリーダーシップを発揮していただいて、国への要請を頑張っていただきたいと思います。

続いて、５歳児問題についてですが、特に幼稚園の午後の預かり保育について県教育委員会に聞きたいと思います。

私は、県教育委員会がこの預かり保育についてもっと積極的な役割を果たすべきだと考えます。御存じのように、幼稚園の園長先生は、隣接する小学校の校長先生が兼任しているのがほとんどです。小学校では既に給食は完全実施していますから、隣接する幼稚園での給食の実施は、工夫をすれば私はすぐにでも実現が可能だと考えます。職員の体制の強化についても、皆さんは実施主体が市町村だからと任せっ放しではないでしょうか。預かり保育の拡充を市町村にお願いはするけれども、十分な予算や人材はふやさない。幼稚園の先生にとっては仕事と責任ばかりが重くのしかかるばかりです。もっと市町村と連携をとって、預かり保育の拡充に県教育委員会も責任を果たすべきだと考えますが、教育長の見解をお聞きします。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　お答えいたします。

本県は公立幼稚園における就園率が高い状況にあることから、これまで御存じのように就労する保育者のニーズに応えて、幼稚園の空き教室等を利用した預かり保育の推進に取り組んでまいりました。次年度から、これは子ども・子育て支援新制度において、地域子ども・子育て支援事業の一つである一時預かり事業を幼稚園型に新設されるわけです。

御質問の幼稚園の給食は隣接する小学校の努力についての質問ですけれども、同じ答弁になるんですけれども、幼稚園の給食につきましては、市町村が主体的にその実情やニーズに応じて判断して実施するものであると考えております。しかしながら、現在完全給食を実施している県内の公立幼稚園は69園、28.8％となっております。学校給食に関しましては、県教育委員会もこうした市町村の主体性を尊重しつつ、安全・安心な給食が実施できるよう指導助言を行ってまいりたいと思います。また、いろいろ制度的な面も課題がございまして、例えば小学校での給食、それからそれを幼稚園まで下げることの時間的な問題であるとか設備の問題等々、保護者ニーズも高いと思っておりますので、何とか研究してまいりたいと感じております。

○議長（喜納昌春君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ぜひ研究を進めていただきたいと思います。頑張ってください。

次に、夜間保育についてですが、沖縄県には公立の夜間保育所は１園もありません。認可保育園でもわずか３園のみです。こうした中、認可外保育園の皆さんがその役割を担っているわけですが、夜間保育をやっているからということで、何か特別な補助や支援があるわけではありません。これだけ働き方が多様化している現在の社会の中で、夜間保育への公的支援が圧倒的に不足しております。

部長、夜間保育への公的支援を行うためには、まず具体的な実態調査から行うべきだと思いますが、見解を伺います。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　市町村におきましては、新制度の施行に当たりまして保護者の就労状況、それから今後の保育所の利用希望等を把握するためのニーズ調査が実施をされております。市町村はこの当該ニーズ調査によりまして、保護者が希望する保育所の利用時間帯を把握した上で、夜間も含めたその保育ニーズに対応できるよう、市町村の子ども・子育て会議等で審議を行って計画を策定するということになっております。

県としましては、市町村と連携しまして夜間の保育ニーズの把握に努め、地域の実情に応じた子育て支援策が適切に実施されるよう取り組んでいきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　次に、保育士の待遇改善についてですが、なぜ保育士が集まらないのか。それは不安定な非正規雇用での採用が原因となっています。非正規雇用率が先ほど60％との答弁がありました。極めて高い状況です。改善策を講じるとの前向きな答弁がありましたが、その具体策についてお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　県におきましては、保育士の正規雇用率の改善について、毎年保育所指導監査を行っておりまして、その中で60％以上を目指すような指導をしております。また、昨年から沖縄労働局と連携をしまして、県内保育団体に対して要請を行っているところでございます。さらに、今議会の補正予算案に保育士の正規雇用化を促進するための事業費を計上したところであります。

○議長（喜納昌春君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　次に、保育士の住居の支援制度についてです。

部長から少し説明もありましたが、もう少し事業の中身を確認させていただきたいと思います。

３つお聞きします。

１つ目には、これは保育所を設置した法人が、アパートやマンションを丸ごと１棟、借り上げなければ利用ができないのか。

２つ目に、それで実際に保育士への支援の金額は幾らですか。

３つ目に、財源についてですが、市町村は沖縄県の待機児童解消支援交付金を活用することが可能なのかどうなのか。また、その際の市町村の財政負担はないのか。

以上、３点についてお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　先ほど答弁しましたように、この安心こども基金の事業のメニューとしてこの保育士の住居支援策がございます。これは来年度以降も継続して実施される予定になっております。内容ですが、対象としては、採用されてから５年以内の保育士が対象になっておりまして、１戸あるいは１部屋でも可能でありまして、上限額が月額８万2000円の補助がございます。それから待機児童解消支援交付金、これは県の一般財源で創設しました基金でございますが、これにつきましては、基本的にはそれは市町村がみずからその地域の状況に応じて、独自の企画でその待機児童解消のための事業であれば充当可能だということで、これは県からのいただいた交付金で市町村のみずからの企画した事業に充当することが可能だということでございます。

○議長（喜納昌春君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　県が10分の10を持つという内容ですので、ぜひこれを周知をして、市町村がしっかりと手を挙げられるように県も働きかけていただきたいと思います。８万2000円もの家賃が補助されるんだったら、保育士はみんな喜びますよ。ぜひ大きな事業だと思いますので、周知徹底お願いします。

続いて、公共交通について移りますが、まずＩＣ乗車券についてですが、いよいよ４月からの路線バスでの利用が可能となります。これまではバス会社や料金体系が異なっていたために乗り継ぎ割引が実施できませんでしたが、共通のＩＣ乗車券が利用できることになり、この実現が期待が高まっています。先ほど少し話がありましたが、この乗り継ぎ割引の実施予定はいつごろになりますか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　お答えします。

実は、これは交通事業者と大分議論を重ねておりますけれども、各交通事業者は厳しいこの事業採算性の中で行っておりまして、なかなかまだ結論に至ってないというのが実情でございます。ただ、我々はやはり自家用車から公共交通へ転換ということを大きな目標としている中で、バスの乗り継ぎというのは重要なポイントだと思っています。その際にネックになりますのが、また、いわゆる乗り継ぎによってダブルで換算されるということはやはり利用促進につながらないだろうということで、その利用促進の観点からも乗り継ぎ割引というのは重要なポイントになると思っておりますので、ぜひ調整を行いまして乗り継ぎ割引は実現したいと思っております。今しばらくお時間をいただければと思っております。

○議長（喜納昌春君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　部長、バスレーンを延長してもやっぱりこの割引が決め手になると思いますので、早目の実現を要望したいと思います。

きょう最後の質問です。最後は知事にぜひお聞かせいただきたいんですが、那覇―与那原間の次世代型路面電車を走らせることについてです。

知事の重点政策でもあります公共交通。那覇市議会でも公共交通についてはいろいろ議論もしました。与那原町長さんの思いも知事は御存じだと思いますので、この点について最後に知事の所見をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　お答えをいたします。

私も那覇市長時代に与那原町長、西原町長等から、御一緒にしてこのＬＲＴ走らせましょうというような話もございました。那覇市としては、国と県とそういった公共交通の協議会などもやりまして、実証実験等々までの案までつくっておったんですが、それが少し今頓挫しておりまして、それでもこの必要性というのは十二分に、恐らく今の那覇市もそれから与那原町

も理解していると思いますので、このＬＲＴというものはこれをやって初めて前の軽便鉄道含めそういったこと等の復活と、それからこの南部の路線、あるいはまた今度は縦貫鉄道と絡んでのいろんなものにつながっていきますので、ぜひともこれは県としてもバックアップをしながらできていけばいいなと。しかし、今県でもいろいろ計画を立てていますので、これとの整合性も含めて一緒にやっていきたいと思っております。

○比嘉　瑞己君　ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明５日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後７時０分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　喜　納　昌　春

会議録署名議員　　比　嘉　瑞　己

会議録署名議員　　花　城　大　輔

平成27年３月５日

平成27年
第　１　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　８　号）

平成27年
第　1　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第８号）

平成27年３月５日（木曜日）午前10時２分開議

議　事　日　程　第8号

平成27年３月５日（木曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第47号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第47号議案まで
甲第１号議案　平成27年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　平成27年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　平成27年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　平成27年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　平成27年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　平成27年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　平成27年度沖縄県下水道事業特別会計予算
甲第８号議案　平成27年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第９号議案　平成27年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第10号議案　平成27年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第11号議案　平成27年度沖縄県林業改善資金特別会計予算
甲第12号議案　平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第13号議案　平成27年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第14号議案　平成27年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第15号議案　平成27年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第16号議案　平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第17号議案　平成27年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第18号議案　平成27年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第19号議案　平成27年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第20号議案　平成27年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第21号議案　平成27年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　平成27年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　平成27年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　平成26年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
甲第25号議案　平成26年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）
甲第26号議案　平成26年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）
甲第27号議案　平成26年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第２号）
甲第28号議案　平成26年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第29号議案　平成26年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第30号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算

（第１号）
甲第31号議案　平成26年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　平成26年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第２号）
甲第33号議案　平成26年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　平成26年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　平成26年度沖縄県水道事業会計補正予算（第２号）
乙第１号議案　沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県行政手続条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県石油価格調整税条例
乙第８号議案　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第９号議案　沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第16号議案　沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
乙第17号議案　沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
乙第18号議案　沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
乙第19号議案　食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例
乙第24号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第25号議案　建築基準法施行条例の一部を改正する条例
乙第26号議案　沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第27号議案　沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
乙第28号議案　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
乙第29号議案　沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例
乙第30号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

乙第31号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第32号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第33号議案　財産の取得について
乙第34号議案　土地の処分について
乙第35号議案　債権の放棄について
乙第36号議案　訴えの提起について
乙第37号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第38号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第39号議案　連帯保証債務金額等確認請求調停事件の調停について
乙第40号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第41号議案　指定管理者の指定について
乙第42号議案　指定管理者の指定について
乙第43号議案　指定管理者の指定について
乙第44号議案　指定管理者の指定について
乙第45号議案　糸満市と豊見城市との境界変更について
乙第46号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について
乙第47号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

出　席　議　員（47名）

議　長	喜納昌春　君	23　番	座喜味一幸　君
副議長	翁長政俊　君	25　番	玉城ノブ子　さん
1　番	比嘉京子　さん	26　番	赤嶺　昇　君
2　番	比嘉瑞己　君	27　番	新垣清涼　君
3　番	西銘純恵　さん	28　番	瑞慶覧　功　君
4　番	玉城　満　君	29　番	崎山嗣幸　君
5　番	仲村未央　さん	30　番	新垣安弘　君
6　番	新田宜明　君	31　番	當間盛夫　君
7　番	儀間光秀　君	32　番	前島明男　君
8　番	上原　章　君	33　番	照屋守之　君
9　番	花城大輔　君	34　番	新垣良俊　君
10　番	砂川利勝　君	35　番	仲田弘毅　君
11　番	具志堅　透　君	36　番	嶺井　光　君
12　番	大城一馬　君	38　番	嘉陽宗儀　君
13　番	具志堅　徹　君	39　番	玉城義和　君
14　番	渡久地　修　君	40　番	奥平一夫　君
15　番	山内末子　さん	41　番	新里米吉　君
16　番	仲宗根　悟　君	42　番	髙嶺善伸　君
17　番	照屋大河　君	43　番	狩俣信子　さん
18　番	呉屋　宏　君	44　番	金城　勉　君
19　番	吉田勝廣　君	45　番	糸洲朝則　君
20　番	又吉清義　君	47　番	新垣哲司　君
21　番	島袋　大　君	48　番	具志孝助　君
22　番	中川京貴　君		

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	会計管理者	島田勉君
副知事	浦崎唯昭君	知事公室秘書広報交流統括監	曽根淳君
副知事	安慶田光男君		
知事公室長	町田優君	総務部財政統括監	前田光幸君
総務部長	平敷昭人君		
企画部長	謝花喜一郎君	教育委員会委員長職務代表者	照屋尚子さん
環境部長	當間秀史君		
子ども生活福祉部長	金城武君	教育長	諸見里明君
保健医療部長	仲本朝久君	公安委員会委員長	與儀弘子さん
農林水産部長	山城毅君		
商工労働部長	下地明和君	警察本部長	加藤達也君
文化観光スポーツ部長	湧川盛順君	労働委員会事務局長	真栄城香代子さん
土木建築部長	末吉幸満君	人事委員会事務局長	平良宗秀君
企業局長	平良敏昭君		
病院事業局長	伊江朝次君	代表監査委員	知念建次君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比嘉徳和君	主幹	佐久田隆君
次長	知念正治君	主査	川端七生君
議事課長	平田善則君		
副参事兼課長補佐	勝連盛博君		

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第47号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽　宗儀君　おはようございます。

通告に基づき質問します。

本議会は、翁長知事の辺野古への新基地建設は許さないという決意と、県民総意を踏みにじってまで基地建設を強行するという米軍と自民党政府の激しい攻撃が行われている中で開催されています。それだけに大きく県民から注目されています。県民はどの議員が知事を支え、そしてどの議員が基地押しつけの立場から知事を攻撃しているか、関心を持って見守っています。それだけに県民の新基地建設を許さないという総意に応える強固な県議会のオール沖縄の意思表明をしたいものです。

建白書で団結して前進を始めた県民の闘いに恐れをなした自民党政府は、総力を挙げて県民に襲いかかってきました。その攻撃に屈服した５名の県選出国会議員の惨めな姿は、県民に衝撃を与えました。自民党政府はこんなひどいことまでやるのかと県民の中に大きな怒りが燃え広がりました。倍返しだ、許されないと県民が決起し、知事選、衆議院選挙で建白書勢力が大勝利しました。そして県民の意思は、一層明確に示されました。民主主義国家であればその民意を尊重すべきです。ところが、安倍総理を初め閣僚は県民代表の翁長知事との面会を拒否するという暴挙に出てきました。絶対許されません。この自民党政府の県民に対する仕打ちは、新たな県民の怒りを呼び起こしています。

そこで、通告に基づき質問します。

１、知事の政治姿勢について。

辺野古新基地建設を中止させる取り組みについて。

工事が強行されています。どう食いとめるのか決意

を伺います。
(2)、普天間基地の５年以内閉鎖にどう取り組むか。
(3)、キャンプ・シュワブゲートでの過剰警備・不当弾圧に対し、関係機関に県民の生命・安全を守る立場から厳重に抗議し、その中止を求めるべきではないか。
高江のヘリパッド建設問題について。
県道70号線の共同使用の見直し問題はどうなっているか。
住民の監視小屋がなくなっている。県は実態調査をし、必要な対策をとるべきではないか。
下地島空港の今後の展望について伺います。
屋良覚書を厳守した新たな利活用計画を策定すること。
(2)、その際、宮古島市民の意見を最大限尊重すること。
米兵犯罪問題について。
戦後から復帰前までの全ての米軍人・軍属関係者による、全ての犯罪の実態を徹底的に調査して報告せよ。
(2)、同じく復帰してから今日までの犯罪の実態について報告せよ。
そのうち、凶悪犯罪の件数と起訴された件数、刑罰を科された件数とその人数はどうなっているか。
米兵犯罪の実態から、米軍は県民を守っていると考えるか。
次、泡瀬干潟の埋立問題について。
泡瀬干潟の埋立問題は、南西諸島最大の干潟が失われ、豊かな自然が破壊され、絶滅危惧種・貴重種も失われる。これまでの県政の事業を検証すべきではないか。
(2)、自然再生法に基づき、改めて泡瀬干潟の自然環境を守り、ラムサール条約の登録に向けての取り組みと決意を伺いたい。
(3)、経済的合理性がない事業であることは明白。ライカムの巨大商業施設で、沖縄市の商店街は大きな打撃を受けると関係者は心配している。泡瀬干潟の事業計画に影響はないか。
５、ワンストップセンターの設置問題について。
設置の具体的内容について。
運動団体が要求してきた内容は生かされているのか。
県立病院での常時の対応が求められているが、今後の方策は。
対応する専門家の確保と養成計画はどうなっているか。
６、ＨＴＬＶの総合対策について。
感染者の実態掌握はどこまで進んでいるか。
発症してからの治療方法は確立されているのか。
県のこれまでの対策は実態に合ったものにはなっていない。もっと九州の先進県の取り組みを調査し生かすべきではないか。
必要な血液検査を実施し、早期発見に努めるべきではないか。
７、沖縄市のごみ山問題について。
ごみ山問題の解決策の進捗状況はどうなっているか。
地下水汚染の実態調査の結果はやっているか。
浸出水対策は改善されたか。
教育問題について。
教師の多忙化解消の取り組みは進んでいるか。
全国学力テストで全国最低を抜け出たようだが、それで学力はついたと言えるか。
今、大切なことは教師の教える力を向上させ、そのための教育諸条件を整備することだと考えるが、その取り組みはどうなっているか。お答えください。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。
嘉陽宗儀議員の御質問にお答えをいたします。
知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、辺野古新基地建設をとめる手法についてお答えをいたします。
普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認に関しては、法律的な瑕疵の有無を検証する第三者委員会の報告を踏まえ、埋立承認の取り消しまたは撤回について検討してまいります。
私は、多くの県民の負託を受けた知事として、今後も、県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないとの公約実現に向け、取り組んでまいります。
次に、下地島空港の今後の展望についてに関する御質問の中の、利活用に係る屋良覚書についてお答えをいたします。
いわゆる屋良覚書では、下地島空港の使用方法は、管理者である沖縄県が決定することが確認をされております。
現在においても、この確認文書は尊重されるべきものとして、下地島空港の新たな利活用検討を進めているところであります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　町田　優君登壇〕

○知事公室長（町田　優君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、普天間飛行場の５年以内運用停止についてお答えします。

普天間飛行場の危険性除去は、引き続き県政の最重要課題であります。５年以内運用停止を含め危険性除去の方策について政府と調整してまいります。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、キャンプ・シュワブでの警備活動についてお答えします。

辺野古において憂慮される事態が生じており、県民の安心・安全の面から懸念があることから、去る１月26日、知事から第11管区海上保安本部次長及び沖縄県警察本部警備部長に対し、警備活動に当たっては、県民の安心・安全を守ることを最優先に考えていただきたい旨、要請を行ったところであります。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、県道70号線の共同使用の見直しについてお答えします。

県は、県道70号線の共同使用の見直しについて、沖縄防衛局に照会しておりますが、現在のところ事実関係は確認できておりません。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、高江の監視小屋についてお答えします。

県は、Ｎ４地区付近の仮設テント等が撤去されたことについて、沖縄防衛局に照会したところ、同局及び米軍もこの件については承知していないとの回答があったところであります。

県としては、このような事案が発生したことは残念であると考えております。

次に、米兵犯罪問題についての御質問の中で、復帰前、復帰後の米軍人等による犯罪の実態についてお答えします。３の(1)と３の(2)、３の(3)は関連しますので一括してお答えします。

戦後から復帰前までの米軍構成員等による刑法犯検挙数については、正確な記録が残されていないことから、実態を把握することは困難であります。また、復帰後、平成26年末までの米軍人・軍属及びその家族による刑法犯検挙数については、沖縄県警察の公表資料によりますと5862件、5773人、そのうち凶悪犯については571件、737人となっております。

さらに、起訴状況について那覇地方検察庁に照会したところ、同庁管内における米軍人等の凶悪犯罪の平成21年から平成25年の間の起訴件数は６件、米軍人等の凶悪犯罪で平成22年から平成26年の間の刑罰を科された件数及び人員は６件、５人との回答がありました。

次に、同じく米兵犯罪問題についての御質問の中で、米軍は県民を守っているかについてお答えします。

県としましては、日米安全保障体制の必要性は理解しております。しかしながら、沖縄に米軍基地が集中し、騒音や事件・事故の発生等、県民は過重な基地負担を背負い続けており、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られなければならないと考えております。

県としましては、米軍に起因する事件・事故は一件たりともあってはならないと考えており、今後とも、事件・事故防止のための協力ワーキングチームでの議論など、あらゆる機会を通じて綱紀粛正、再発防止がより実効性を伴うものとなるよう強く求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君）　下地島空港の今後の展望についての御質問の中で、宮古島市民の意見を尊重することについての御質問にお答えします。

下地島空港の新たな利活用検討に当たっては、学識経験者や関係機関からの指導助言を受ける目的で「下地島空港及び周辺用地の利活用促進事業検討委員会」を設置しております。

本検討委員会には、宮古島市の副市長にも参加いただいて、地元の意見を反映させるようにしております。

次に、泡瀬干潟埋立問題についての御質問の中で、これまでの事業の検証についての御質問にお答えします。

泡瀬地区埋立事業については、埋立面積を当初計画の187ヘクタールから95ヘクタールの約半分とすることで、干潟の98％を残すなど環境への影響を大幅に軽減した計画に変更しております。

また、貴重種等の保全については、環境影響評価書に基づき、環境監視委員会において専門家等の指導助言を得て、環境部局と調整するとともに、その保全に必要な措置を講じてきたものと認識しております。

県としては、今後とも国や沖縄市と連携を図り、人工島周辺の環境にも十分配慮しながら、早期完成に向けて取り組んでまいります。

同じく泡瀬干潟埋立問題についての御質問の中で、自然再生推進法に基づき自然環境を守ることについての御質問にお答えします。

泡瀬干潟の周辺海域においては、海上工事着手前に、サンゴの白化により生存被度が減少し、いまだ十分には回復しておりません。

そのため、地元や専門家等の意見を聞きながら、サンゴの再生を検討したいと考えております。

平成27年度は調査費の確保に努め、現地調査、再生手法等の検討を行い、再生事業計画の策定に取り組んでまいります。平成28年度以降、同計画に基づき、サンゴの再生を進めていきたいと考えております。

同じく泡瀬干潟埋立問題についての御質問の中で、イオンモール沖縄ライカムの影響についての御質問にお答えします。

泡瀬地区の東部海浜開発事業は、スポーツを中心とした商業や宿泊、海洋レジャーの展開をコンセプトにしており、イオンモール沖縄ライカムとはコンセプトが異なることから、影響は極めて少ないものと考えております。

また、イオンモール沖縄ライカムが海外を含め県内外の広い範囲から集客を計画していることから、泡瀬地区においても集客が見込まれるものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　環境部長。

〔環境部長　當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君）　泡瀬干潟埋立問題についての中の、泡瀬干潟のラムサール条約登録についての御質問にお答えします。

泡瀬干潟がラムサール条約に登録されることは、国際的に重要な湿地として認められ、湿地の保全・再生や交流・学習が促進されるなど、意義のあることと考えております。

ラムサール条約への登録は、湿地の重要性の国際基準への該当と、国による鳥獣保護区の指定、地元住民などの登録への賛意の３つの条件が必要であります。

国においては、泡瀬干潟について、シギ・チドリの飛来状況のモニタリングを続け、地元の意向を十分注視しながら登録地としての可能性を検討するとしております。

県としましては、ラムサール条約への登録に必要となる鳥獣保護区の指定のため、県鳥獣保護事業計画への掲載や地元自治体への働きかけ、国との連携など、早期登録に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、沖縄市のごみ山問題についての中で、ごみ山問題の進捗状況についての御質問にお答えします。

ごみ山問題の解決については、事業者、地元自治会、営農団体、沖縄市及び県の７者で協定した「ごみ山の改善に係る基本合意書」に基づき、新たな焼却施設の本稼働後８年以内に標高68メートル以下に改善することとしております。

平成27年１月末現在、安定型区域については、覆土を含め標高68メートルまで廃棄物が撤去され改善されております。管理型区域については、約42万立米の廃棄物が許可容量を超過して保管されております。

県としては、新たな焼却施設が本年２月から本稼働していることから、８年以内の改善に向けて、７者によるごみ山改善進行管理協議会で情報共有を図りながら、廃棄物処理法に基づく改善命令を発出し、進捗管理することとしております。

同じくごみ山問題についての中で、地下水汚染の実態調査についての御質問にお答えします。

県では、ヒ素等が環境基準値を超過した原因把握を行うため、最終処分場周辺11地点において平成25年１月から11月まで４回の地下水調査を実施しております。その結果、ヒ素等が超過した５地点が全て最終処分場周辺であることや自然にはほとんど存在しない物質があわせて検出されたことから、専門家の意見も踏まえ、最終処分場の影響が極めて高いとして取りまとめを行い、住民説明会を実施したところです。

そのため、平成26年度においては、影響の広がりを確認するため、８月に定期調査を実施するとともに、９月に追加調査を実施し、12月には周辺17地点の河川・ため池等において詳細調査を行っております。

調査結果につきましては、専門家の意見を聞くとともに、ごみ山改善進行管理協議会との協議を経て公表したいと考えております。

同じくごみ山問題についての中で、浸出水対策についての御質問にお答えします。

事業者では、最終処分場内の雨水が可能な限り地下に浸透しないよう、シートによる被覆や、覆土によるキャッピングを行っております。また、汚染水の地下水への拡散を防止するため、最終処分場下流域にバリア井戸を設置し、地下水のくみ上げを行い、浸出水処理施設で処理しております。

県としましては、地下水対策の効果を検証するため、本年２月に新たなモニタリング井戸２カ所を設置

し、サンプリングを実施したところであります。

今後、専門家の意見も聞きながら、地下水対策の効果について検証することとしております。必要に応じて、新たな対策についても指導していくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　それではワンストップセンターの設置問題の御質問の中で、設置内容についてお答えをいたします。

県では性暴力被害者に対して、被害直後からの総合的な支援を可能な限り１カ所で提供することを目的として、平成27年２月２日に沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターを開設いたしました。

具体的には、女性相談員が相談者の状況や希望に応じて、医療、相談・カウンセリング、捜査関連の支援、法的支援等を提供することにより、被害者の心身負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届け出の促進、被害の潜在化の防止を目的とする内容となっております。

現在は、相談センターを中心とした連携型であり、相談受け付け時間は平日の午前９時から午後５時までとなっております。

次に、同じくワンストップセンターの設置問題の中で、団体からの要望内容等への対応についてお答えをいたします。５の(2)及び５の(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えをしたいと思います。

ワンストップ支援センターにつきましては、ワンストップ支援センター設立を強く望む会から６項目の要望がありました。そのうち、全て県の予算で賄うこと、弁護士等関係機関と連携すること、診察費等の公的援助をすることなど４項目については実現しております。現段階で実現に至っていない24時間365日の体制とすること、及び産婦人科のある総合病院に設置することについては、相談支援員の確保や施設整備が課題となっております。

このため、県では、平成27年２月に、センターの円滑な運営等に資するため、関係機関等の意見を聴取することを目的として、運営検証委員会を設置したところであります。

今後、同委員会の意見等を踏まえ、関係機関と連携し、相談受け付け時間の拡充を図るとともに、平成29年度をめどに病院拠点型への移行を目指したいと考えております。

次に、専門家の確保と養成計画についてお答えをいたします。

今回のワンストップ支援センターの開設に当たっては、17名の相談支援員体制でスタートしたところであります。

県としては、今後、24時間365日体制に移行するためには、さらに13名程度の相談員が必要と見込んでおり、引き続き専門研修を計画的に実施し、相談支援員の確保に努めてまいります。また、医師、弁護士、カウンセラーの支援体制については、早期確保に向けて準備を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君）　それでは、ＨＴＬＶの総合対策についての御質問の中で、感染者の実態掌握についてお答えいたします。

平成22年12月に示された国の総合対策では、市町村が実施している妊婦健診においてＨＴＬＶ－１抗体検査を実施することとなっております。

沖縄県では、妊婦に対する適切な抗体検査を推進するため、毎年産科医療機関等に対して抗体検査実施状況調査を行っております。平成23年度から25年度までの３年間において、同意を得て検査が実施されたＨＴＬＶ－１抗体検査の陽性者率は0.65％から0.82％で推移しております。

次に、治療方法についてお答えいたします。

ＨＴＬＶ－１感染によって発症するＡＴＬ――成人Ｔ細胞白血病――には、急性型、リンパ腫型などの４つの病型があり、それぞれ治療法が異なります。このうち悪性度が高い急性型とリンパ腫型については、強力な化学療法と造血幹細胞移植等が行われておりますが、完治につながる治療法は現在のところ、確立されておりません。

次に、先進県の取り組みについてお答えいたします。

ＨＴＬＶ－１対策についての九州の先進県の取り組み事例としては、長崎県や鹿児島県における母子感染予防対策や患者会との連携などが挙げられます。

沖縄県においては、平成23年度に長崎県より講師を招き、同県のＡＴＬ患者の疫学的分析などの取り組みについて研修会を開催しました。また、沖縄県では、平成24年度より「沖縄感染症医療研究ネットワーク基盤構築事業」を実施し、琉球大学や県内外の医療機関との連携により、ＡＴＬの予防、治療を目的とした研究検査薬や臨床診断技術の開発、本県独自のＡＴＬ研究拠点の構築に取り組んでいるところであり

ます。

県としましては、今後ともこれらの研究成果を生かし、九州各県とも連携しながら、ＨＴＬＶ－１対策を進めていきたいと考えております。

次に、血液検査の実施についてお答えいたします。

国の総合対策では、妊婦及びその家族等に対する検査体制の整備を進めております。

県においても、産科、小児科、血液内科の専門医等を委員としたＨＴＬＶ－１母子感染対策協議会を開催し、市町村における妊婦への抗体検査の適切な実施を推進しているところであります。また、抗体陽性妊婦の家族等で不安を抱える方については、保健所において無料で抗体検査を行っております。

県としましては、今後も抗体検査の実施により早期発見に努めるとともに、ＨＴＬＶ－１キャリアやＡＴＬ患者等に対する相談体制の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　それでは、教育問題についての御質問の中で、教職員の多忙化解消の取り組みについてお答えいたします。

県教育委員会では、教職員の多忙化解消に向けて、調査依頼や通知文書の見直し、指定研修の期間縮減等に取り組んでおります。また、各学校におきましては、負担軽減検討委員会等を設置し、定時退校日、ノー部活動日等の設定、会議や学校行事の精選等を推進し、各学校の実情に応じた取り組みを行っております。

昨年度、「小中学校校務改善検討委員会」を設置し、市町村教育委員会や各学校に提言を行い、教職員の負担軽減の取り組みを推進しているところです。

さらに、今年度においては、教職員の健康の増進等を図り、あわせて公務能率の向上に資するため、「年次有給休暇等の計画的使用の促進について」改めて通知したところです。今後とも、教職員がより働きやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、児童生徒の学力の向上についてお答えいたします。

本年度の全国学力調査は、特に小学校において飛躍的に向上しております。この結果は、児童生徒や保護者のみならず、県民にも自信と誇りを与えたものと捉えております。

県教育委員会としましては、これまで課題であった正答率30％未満の児童生徒の割合や、無解答率が大幅に改善されていること、また、わからない問題も諦めずに考えると答えた児童が増加したことなどから、学習意欲も高まっており、本県児童生徒の学力は着実に向上しているものと考えております。

今後とも、学ぶ力、学ぼうとする力、学んだ力、学んだことを生かす力の４つの総体としての学力を向上させるために、授業改善の取り組みを中心に、児童生徒一人一人の生きる力を育んでまいりたいと考えております。

次に、教師の指導力向上のための教育諸条件の整備についてお答えいたします。

児童生徒の学力の向上、いじめなど生徒指導に係る諸問題等、学校課題が山積する中で、教師に求められる資質能力の向上は喫緊の課題となっております。

県教育委員会としましても、教師の資質能力の向上は最重要課題であり、その教育諸条件の整備を図っているところです。

現在、県立総合教育センターでは、経年者研修、多岐にわたる専門・実践研修や各学校への出前講座等を精力的に展開しており、各学校でもブロック型研究や校内研修など多くの研修会を実施し、教師の指導力の向上に努めております。

他方で、学校行事の精選、各種委員会や会議等の見直し等により時間的に余裕が持てるような教職員の校務の改善にも取り組んでおり、教師が自主的に指導力の向上に向き合うような環境整備も進めております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせてもらいます。

最初は、知事の政治姿勢について、知事が辺野古への新基地建設は絶対許さないということで頑張っているにもかかわらず、力ずくでどんどんこれを押しつけてきています。私は、米軍の全面占領下で不可能と言われたサンフランシスコ条約第３条、沖縄の植民地支配の永続化、これを打破して日本復帰をかち取った復帰闘争に深く学び、現在の闘いに生かすことが何よりも重要であると考えます。

それで、復帰を実現させた力は何だったかということについてお考えをお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　嘉陽宗儀議員の御質問にお答えをします。

サンフランシスコ講和条約で日本から切り離されまして、約27年間の米軍施政権下に入ったわけでありますけれども、その間における米軍の犯罪等々、ある

いはまた人権あるいは沖縄県民の尊厳、そういったこと等についての大変厳しい環境というものは、沖縄県民みんなが共有をしたと思います。ちょうどそのころが、やはりしかし生きていかなければならない生活が大切だということと、一人一人の尊厳というものがなかなか両立しにくくて、その辺で政治的な文化というのも行われてきたと思いますが、そういった苦渋の中にも、復帰をしたら沖縄はよくなるのではないかと。その意味では特に基地問題に関してのこと、それから日本国憲法の適用を受けるというようなことでの新しい沖縄の出発ができるのではないかという期待がそういった27年間で多くの県民に醸成をされまして、その時々で若干考え方が交錯したことはありますけれども、1972年を迎えるに当たりましてはより多くの人が日本復帰をしたいというようなことで、その原動力が日本復帰という形で結実をしたのではないかなと、このように思っております。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　私もその復帰闘争の世代ですけれども、何が大きなやはり沖縄県民の復帰闘争の原動力になったかというと、米軍人・軍属の支配によって沖縄県民の生命財産、人権が虫けらのように取り扱われたと。これも事例たくさんあります。それと権利の問題でも、布令布告で権利さえ奪われてしまうと。だから日本国憲法のもとに戻ろうと、人間らしい暮らしができるようにしようということでみんな頑張っていたわけです。だから少なくとも、当時の沖縄県民の思いというのは、翁長知事も大分頑張ったと思うんですけれども、それはどう思いましたか、その沖縄県民の思いは。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　復帰の時点での思いですね。ちょうど東京のほうで学生生活を送っておりましたから、そういったようなものの中でも一番身近に感じたのがドルと円の交換の中での、円がどんどんどんどん価値が下がっていったと、ドルが下がっていったんですかね。そういったようなものの中で大変生活の厳しさが感じられたというのが、まずは精神面とは別にして生活というものではございました。それからそういったことを経験する中で、復帰後の沖縄のあり方についても大変私からすると復帰前に考えておったことと大分違う、様相が違うようなものが展開するだろうなということもあの年齢なりに考えたことがございます。その後いろいろ政治がやってまいりましたが、やはり27年間のあの厳しさのものの中からは脱却が一定の成果があったと思いますが、沖縄という意味からすると、なかなか抱えている課題が解決をしないというようなこと等も踏まえて、一つ一つの政治の事象において私なりに多感な二十前後の時代を過ごしたというふうに思っています。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　それで今日に至っているわけですけれども、現在の事態というのは、沖縄県民の声を力で踏みにじるというような状況では政治的に似たような状況があると思うんですね。だから私さっき聞きましたけれども、沖縄の復帰闘争の教訓をきちっとやって、今現在に生かすべきだと私は考えるんですけれども、どうお考えですか。復帰闘争の教訓を生かす。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　冒頭で申し上げましたように、27年間という大変厳しい環境がありました。そこから日本国憲法の適用を含め新たな出発をしたいという中で、あのころもやっぱり保守・革新と分かれてはおりましたが、復帰ということにつきましては多くの方々がそのあり方についての疑問点とか考え方の違いはあったにしろ、大まか心を一つにして実現に向けて動いていったというふうに思っております。そういった気持ちがやはり日米両政府を動かしたことから言いますと、今の現時点の置かれていることも、やはり県民の心を一つにして、ひとつのあるべき姿というものをみんなで共有をして、やっぱり27年間においてもいろいろ意見が異なりながらも大まかにまとまったわけであります。今回の場合もいろんな基地整理縮小の手段としても考え方が違いはしますが、やはり基地整理縮小については一緒でありますので、そういったようなもの等をいかに最大公約数で結集をして沖縄の力というものを形づくっていくか、これが大切だろうというふうに思っています。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　やはり復帰を実現したのは、沖縄県民の壮大な闘いだったと私は考えています。

　それできょう知事にメッセージを書いてきました。実は色紙に書いたんですが、色紙忘れてきて、すぐ持ってきます。後でお届けしますけれども、何を書いているかというと、沖縄の歴史は県民自身がつくる、沖縄の歴史は県民自身がつくる、まずはこれだけ上げますけれども、それからもう一つ、今の事態は余りにも理不尽な状況になっている、だから当たり前のことが通る世の中にしようと、今の知事の気持ちにぴったり合うんじゃないかと思ってこれ書いてきましたので、贈呈します。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時48分休憩
午前10時48分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
○嘉陽　宗儀君　普天間基地の５年以内閉鎖についてお聞きしますけれども、今５年以内閉鎖をいろいろ言っていますけれども、実際上私が考えるには５年以内閉鎖は全く不可能な状況だと考えています。これをどう突き破っていくかというのが肝心ですけれども、やはり５年以内の中身について検証して本当に実現できるかどうかということを取り組む前に、今、本当に５年以内閉鎖が可能かどうかということについてはちょっと議論してみたらどうですか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（町田　優君）　私どもとしては、この５年以内の普天間飛行場の閉鎖につきましては、５年以内の運用停止につきましては、これまでも基地負担軽減推進会議の中で議論しておりましたところですので、その枠組みの中で進めていきたいと考えております。
以上です。
○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。
○嘉陽　宗儀君　この５年以内の閉鎖という問題については、普天間基地に配属されている海兵隊、きのう我が党の渡久地議員からかなり指摘がありましたけれども、これをきちっと見てないんじゃないかと。５年間、あの海兵隊というのはアメリカの海外での戦争の主力部隊ですよ。アメリカはずっとイラン、イラクあちこちで戦争続けているけれども、５年間アメリカが戦争をストップするということは考えられない。だから、５年以内の閉鎖というよりは海兵隊の立場を心配しないで即時無条件に普天間基地は閉鎖せよということの取り組みのほうがより具体的で現実的な対応じゃないかと思うんですけれども、どう思いますか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（町田　優君）　私どもとしては、５年以内の運用停止ということを求めておりますので、５年以内ですから、それはもちろん４年でも３年でも短ければ短いほど私どもとしてはありがたいと考えております。
○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。
○嘉陽　宗儀君　この海兵隊の運用状況及び構想というものの中に、特にきのうも渡久地議員が指摘していましたけれども１つ抜けているのは、この弾薬庫の問題があります。ここにキャンプ・シュワブの地域一帯の弾薬庫がありますけれども、（資料を掲示）　これは爆発すると大変なことになるので危険だと。それから弾薬庫には危険がいっぱい詰まっている。軍隊と市民生活を隔てる最も象徴的な施設であると言ってもよい。この弾薬を使う場合に、運搬する場合に県道、国道を横切ってはならんようになっているけれども、実際上は米軍は横切って運搬している、これは重大事態だと。一刻も早く米軍はこの問題解決したいというのが、国防総省に出されている方針にあるんですね。だから、総合機能を持つ米軍基地ですけれども、その中でもとりわけ緊急事態として爆弾の処理、運搬、特に戦争との直結ではこれが重要ですから、これの対応が求められているんですね。だからそれをきちっと押さえると、５年以内閉鎖じゃなくてこの沖縄の基地機能そのものもやはり我々は監視をしてストップさせるように闘っていかなきゃならないと思うんですよ。
だから改めて、公室長、前の公室長、前県政時代の公室長にこれ上げたんですよね、恐ろしい実態を。（資料を掲示）　ところがそれ以後の答弁はなかなかアメリカにとって都合悪いのか、日本政府にとって都合悪いのか知らないけれども、重要視されてなかった。少なくとも今度は、基地に対して、これ以上基地をつくらせないという知事が誕生したわけですから、これをしっかり熟読して、本当に沖縄県民にこのアメリカの軍事基地の実態については徹底してわからせていく必要があると思うんですけれども、決意を聞かせてください。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（町田　優君）　私、議員のお持ちの資料、多分見たことないかと思いますので、今後勉強させていただきたいと思います。
○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。
○嘉陽　宗儀君　休憩。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午前10時53分休憩
午前10時53分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
嘉陽宗儀君。
○嘉陽　宗儀君　今度は過剰警備の問題についてお聞きしますけれども、県警本部長、警察法第２条云々で自分たちは適正な措置をしたと言っていますけれども、警察法は、国民の生命財産、安全を第一義に守るという任務がありますよね、どうですか。
○議長（喜納昌春君）　警察本部長。
○警察本部長（加藤達也君）　お答えいたします。
警察法第２条に「警察の責務」が規定してございます。ここには、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の

逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。」とございます。
○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。
○嘉陽　宗儀君　警察法第３条、これはどういうことをうたっていますか。
○議長（喜納昌春君）　警察本部長。
○警察本部長（加藤達也君）　警察法第３条には「服務の宣誓の内容」というものが規定されてございます。「この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨の服務の宣誓を行うものとする。」とございます。
○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。
○嘉陽　宗儀君　ここでうたっている不偏不党というのは、中身はどういうことですか。
○議長（喜納昌春君）　警察本部長。
○警察本部長（加藤達也君）　一切の政治的な偏り等ないということだと理解しております。
○嘉陽　宗儀君　ちょっと休憩してください。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午前10時55分休憩
午前10時56分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
嘉陽宗儀君。
○嘉陽　宗儀君　特に警察は権力ですから、その行使によって一般住民の人権が大きく損なわれると。だからその権力行使に当たっては、不偏不党じゃなきゃいかないと。これは、旧警察法を教訓にしてつくったんですけれども、旧警察法は、治安維持体制の中で、治安維持法それですぐに昔で言えば特高警察で、国民の人権をじゅうりんするという当時の天皇制国家の文字どおり護身役になっていた。その反省を踏まえて時の権力に左右されない憲法に基づく、国民こそ主人公、これをしっかり守ることが不偏不党だというぐあいに書いていると思うんですよ、どうですか。
○議長（喜納昌春君）　警察本部長。
○警察本部長（加藤達也君）　警察法の逐条解説でございますが、警察については第２条第２項にあるとおり、特に政治的中立性の保障が強く要請されるので、新しく不偏不党かつ公平中正にその職務に遂行する旨を宣誓の内容に含ませることとしているとございます。
○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。
○嘉陽　宗儀君　この不偏不党というのは、特定の政治的立場に立つものではなくて、あくまで憲法に基づいて人権を大事にするという基本的な観点がないといかぬでしょう。今、辺野古で起こっている問題は、先ほどから私どもは、沖縄県民がどんなに米軍支配のもとでひどい目に遭ったかと。新たな基地をつくらせないという、これは一つの示威行動ですよ、思想信条に基づく。その発露としてあいう行動をしていることに対して、警察は、それを取り締まるほうの立場から弾圧すると。これは不偏不党じゃないと私は思うんですけれども、皆さん方がやっているのはアメリカと政府の大体下請機関みたいになっているんじゃないですか、今は。
○議長（喜納昌春君）　警察本部長。
○警察本部長（加藤達也君）　お答えいたします。
県警察の職務の遂行は、平素から警察法第２条第１項の責務を遂行するため、同条第２項に規定のとおり、不偏不党かつ公平中正を旨として行われているものと認識しております。
御指摘の辺野古警備につきましても、不偏不党かつ公平中正を旨とし、現場における安全確保とトラブルを防止するため、安全に最大限配慮した上で適切な措置を講じているところでございます。
○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。
○嘉陽　宗儀君　時間がありませんのでこれ以上言いませんけれども、やはり不偏不党、県民から信頼される警察であってほしいと要望して、これについては終わります。
それから、米軍人・軍属の犯罪について、公室長、私は資料まで示して、沖縄県民がどんなにひどい目に遭わされてきたかということについては詳細にちゃんと調査して報告してくれということで質問取りはちゃんとやっているはずなんですよ。本当に調べたんですか、資料なかったんですか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（町田　優君）　正確な記録は探すことできませんでした。
○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。
○嘉陽　宗儀君　私ここに本を２冊持ってまいりましたけれども、（資料を掲示）　これは元県職員がつくったものですけれども、「沖縄占領米軍犯罪事件帳」と言って、かなり徹底して調査をして、戦後からずっと今日まで網羅してやっているんですね。特に、復帰前の犯罪というのは、ほとんどが女性に対する暴行事件、そして頭を割って殺して暴行するという、残酷非道なのが全部出てくるんですよ。これは少なくとも皆さん方入手できないはずはないんだけれども、「ぷーたぎなサナガベッチの時代」と書いて、とにかく徹底して米軍のために沖縄県民の人権が奪われたと

いうのがあるんですよ、大変な数字。それから２巻目も同じようにありますよ。少なくともこういう人たちが一生懸命に沖縄県民の生命財産を守る、権利を守るために必死になってまとめた資料ですからね、少なくともほかのところは別にしても、知事公室は米軍人犯罪これは徹底してやっぱり県民に明らかにしていくという仕事があると思うんですよ。だから改めてこれはすぐ入手できますから、入手して、我々の期待に応えて明らかにしてください、どうですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　私ども議会において答弁するときは、できるだけ正確を……

○嘉陽　宗儀君　これ正確ですよ。

○知事公室長（町田　優君）　期さなければならない立場にございますので、公的な記録を参照して答弁することにしておりますが、ただ、議員のその資料につきましても、参考になるかどうか、今後調べてみたいと思います。

○嘉陽　宗儀君　困ったね。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　僕は意味よくわからないんだけれども、この人は、コザ渉外労務管理事務所長、県立芸大、県職員、いろんなものをやってきて、沖縄の支配は大変でしたよということで、彼はやっぱり自分の人生かけて調査してまとめ上げてきているんです。（資料を掲示）　貴重な資料ですよ。それを今のような信用できるかどうかわからんみたいなことを言ったらちょっと納得できないんですけれども、どうですかもう一回、この資料は検討してみる必要あるんじゃないですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　先ほども申し上げたんですけれども、正確な記録というのが大切でございますので、その点で例えば警察の発表した資料ですとか、検察庁の発表した資料ですとか、そういうものを私ども引用させていただいております。ただ、議員のその資料につきましては、個人の方の資料ですので、それはそれで個人の方の資料ということで参照できるかどうか検討してみたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　確かにこの人は一生懸命個人の立場で調べ上げてきているので、それであれば皆さん方が裏打ちするために、皆さん方と公務員として、県庁職員として当然そういう公の立場から改めて再検証してみるということは可能でしょう、この事件・事故の中身については。どうですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　議員のおっしゃるような意味で勉強するということは可能だと思います。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　私どもが今の普天間基地問題を、文字どおり建白書にまでまとめ上げてきたスタートは、あの米兵による少女暴行事件に対する怒りですよ。それをやっぱりきちっと踏まえて、米軍基地は沖縄県民を守らない、事件・事故いろんなことで沖縄県民に対する加害者であるという認識のもとで、ちゃんと調査しないと、これまでの沖縄県民の、もう基地は要らない、辺野古に新しい基地をつくらせないというエネルギーはどこから出てくるかわからなくなりますよ。少なくとも沖縄県民、アメリカ軍支配のためにこんなにひどい目に遭ったと、もう許されないということについては改めて決意をして、今後の取り組みをしてほしいと思います。答弁する……。

○議長（喜納昌春君）　決意……。

知事公室長。

○知事公室長（町田　優君）　私ども基地対策の仕事を預かる者としては、さまざまな情報を検索して、さまざまな研究を進めていかなければならないと思っておりますので、その取り組みの一環として、議員のお示ししたその文献についても調査してみたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　最後に、ちょっと教育長にお聞きしたいんですけれども、私はずっと1990年代から学力向上推進運動について批判的立場のずっと見解を表明してまいりました。今回初めて全国最下位を抜け出して、沖縄の子供たちに希望が持てたという話なんですけれども、それはそれで結構ですけれども、しかし、本当の学力とは何か。教育基本法でうたっている人格の完成、その立場からペーパーテストの解答がよくなったから本当にしっかりした力がついているということが言えるかというと、私は甚だ疑問に思っているものですからこういう質問しています。改めて、教育基本法の精神と誓って教育行政を見直す。特に私が今問題にしているのは、学校行事、あれを全部縮小して学芸会もない、いろいろなものもなくなっている。ああいうところで子供たちの……

○議長（喜納昌春君）　まとめてくださいね。

○嘉陽　宗儀君　持っている能力を生かすべきなのに、これなくなっているのは、どうしてですか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　これは私の心情ですけれ

ども、学校教育というのは知・徳・体のバランスのとれた子供たちを育むことがまず第一であり、さらに教育基本法第１条にありますように、人格の完成を目標とするということも私も大変重要なことだと考えております。やはり学力は学力としてそれなりの知育の部分ですね、大切だと考えております。

今いろんな形で、先ほどの学校行事もそうですけれども、校務改善検討委員会で行事の持ち方というのが取り沙汰されておりまして、行事は行事として大変重要な意義を持つと。それを一方に置いておきながら行事をどういうふうに精選していくかというのもまた大きな課題として挙がってきておりまして、そういうのを総合的に含めて今後どちらがいい面か、また現場の先生方と話し合いながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○嘉陽　宗儀君　時間になっていますので、質問じゃありませんけれども、できの悪い子供が学芸会で主人公になって応援部になって生き生きしていた、これがなくなった。非常に心を痛めています。

○照屋　守之君　議長。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時８分休憩

午前11時18分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

今、照屋議員から提起がありまして、これ午前中に文書で執行部の答弁との関係で議事録を起こしてくれという要望がありまして、今ちゃんと起こして、議長としては午後に起こした上で提示して御本人といろいろ確認もしながら進めていこうという手順でした。ただ、今の答弁を聞きながら御本人からありまして、これ執行部との答弁の絡みがあるものですから、午前中には議事録を起こしていただこうということでの取り扱いを考えていたんですが、この際休憩いたしまして、その辺のことをしっかりしながら午後にまたつなげていきたいと、開会していきたいと。

執行部の答弁との関係でけさの新聞にもありまして、精査しないといかないものですから、議長としてはそれを起こして午後から提示しようと思ったんです、午後に。少し変則ですが……。（発言する者多し）

これ執行部の答弁との絡みがあるものですから、執行部とのことも勘案しながら議長としては休憩したいと思います。

休憩いたします。

午前11時19分休憩

午後２時49分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

那覇空港第２滑走路建設事業に関する答弁に関しまして、農林水産部長から発言の申し出がありますので、この際、発言を許します。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　３月３日に照屋県議に答弁いたしました許可区域外でもアンカーブロックを設置しているということについて、これからまた協議を行いますよということについては、誤解を与えました。岩礁破砕のおそれがある場合は協議を行いますとの趣旨でありました。

おわび申し上げます。

○議長（喜納昌春君）　午前に引き続き質問及び質疑を行います。

照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋　大河君　こんにちは。

同じうるま市選出の同じ照屋議員の発言によって質問の出ばなをくじかれましたが、通告に従って質問を行いたいというふうに思います。妻と３歳の息子が応援に向かっていましたが、引き返したという連絡もありました。

では、通告に従い一般質問を行います。

社民・護憲の照屋大河といいます。

名護市辺野古の海上における所見を述べてから一般質問を行います。

名護市辺野古の海上における市民の抗議行動に対する海上保安庁の警備が激しさを増す一方であります。海上作業に抗議をするカヌー隊の女性１人が、きのう午後救急搬送された。海上抗議での救急搬送は初めてのことだということです。女性は海上保安官に確保され、１時間半以上ゴムボートの上で拘束されている。その間に寒さで体が震え、体調不良に陥ったことによるものだということであります。まるで拷問のようであります。また、海上保安官によりカヌー隊の別のメンバーが海に投げ出されながら確保されたり、抗議船の市民が腕を後ろに大きく曲げられながら押し倒されて確保されるなど、市民の生命を脅かすような対応、強硬な姿勢で市民を弾圧する海上保安庁に強く抗議の意思を表明したいというふうに思います。

一方、ゲート前では県警機動隊の怒号が飛び交う中、三線の日に合わせて18人の三線奏者が真っすぐに前を見据え、毅然と「かぎやで風」を弾き続けたようであります。参加者からは、機動隊員が興奮する中で皆落ちついていた。人間力、文化力の勝利だ。新基

地建設は沖縄のアイデンティティーをかけた闘いである、負けてたまるかという気持ちだというような声が述べられたようであります。絶対に新基地建設を許さないと必死の抗議を続ける県民の思いを共有し、翁長知事を支え、ともに政府が新基地建設を断念するその日まで闘う決意を申し上げて、一般質問を通告に従い行いたいというふうに思います。

１番目、平和行政について。

(1)、所信表明演説で知事は、ことしが沖縄戦終結70年の節目に当たることから「平和祈念資料館資料の多言語化や、戦争体験証言等の記録などを通じて、恒久平和を願う沖縄の心を広く国内外へ発信する事業を充実させてまいります。」と述べたが、具体的にどのような取り組みを展開していくのか伺います。

(2)、安倍内閣が戦後70年談話検討に向けた動きを加速させ、戦後50年村山談話、戦後60年小泉談話の継承をめぐってさまざまな憶測を呼んでいるが、政府談話とは別に翁長県政として沖縄の立場から沖縄戦終結70年談話を発出する考えはありますか、知事の見解について伺います。

(3)、遺族の高齢化に伴い、慰霊祭開催の継続や慰霊碑の維持管理が困難な現状があるが、県の認識について伺います。

大きい２番、基地問題について。

この問題は、先日中川議員からも取り上げられました。目に見える形での負担の軽減、次年度からスタートするワシントンの駐在員、新たな仕組みを通して多発する事件・事故の解決、騒音の被害が解消できるように力を尽くしていただきたいと要望を述べて、この基地問題については取り下げしたいというふうに思います。

続いて、待機児童問題について。

これについても、翁長県政新年度スタートに当たり、その解消に向けて新子育て制度も含めた取り組みが今議会でも取り上げられました。子育て世代の一人として期待を申し上げて待機児童の４番についても取り下げをしたいというふうに思います。

続いて、５番目、県性暴力被害者ワンストップ支援センター（＃7001）について。

(1)、開設後１カ月の相談件数について、強姦、ＤＶなど相談内容の別に明らかにされたい。

(2)、夜間の音声テープで、相談員からの折り返しを希望する人に名前と電話番号の録音を呼びかけているが、実績について伺います。

教育の振興について。

知事は所信表明演説で、「学校・家庭・地域の連携を図り、地域住民等の参画による学習補助や学校支援、子ども達の放課後等支援、保護者等向けの家庭教育支援に取り組みます。」と述べたが、具体的にどのような取り組みを展開していくのか伺います。

農業振興について。

(1)、小水力等再生可能エネルギー導入促進事業に関する太陽光発電施設を設置した形での事業導入の実績について伺います。

８番目、土木行政について。

(1)、天願川河川改修事業の進捗状況について伺います。

(2)、県道具志川環状線（天願から沖縄市登川）道路整備事業の進捗状況について伺います。

(3)、与勝半島一周線南岸道賂（仮称）事業化に向けた取り組みの状況について伺います。

９番、うるま市の官製談合事件について。

うるま市発注の公共工事に関し、官製談合防止法違反などの容疑でうるま市教育委員会施設課職員と建設業者役員が逮捕された。建設業者役員は元警察官のようであります。

(1)、県警において、退職者を対象とする民間会社等への再就職あっせん制度があるのか。今回の当該建設業者役員の例は特異なものか、県警の認識について伺います。

(2)、当該建設業者は県発注工事の入札参加資格を有しているか。事件を受け、指名停止等の措置がなされるのか、県の対応について伺います。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　照屋大河議員の御質問にお答えいたします。

平和行政についてに関する御質問の中の、沖縄戦70年談話についてお答えいたします。

沖縄県は、これまで慰霊の日の平和宣言において、さきの大戦で住民を巻き込んだ苛酷な地上戦が行われた沖縄の経験に基づき、戦争体験を継承し平和を希求する心を発信するとともに、恒久平和の実現に取り組む決意を宣言してきました。特に戦後50年、60年の節目の年にはその思いを新たに宣言してきたところであります。戦後70年の節目を迎えることしの平和宣言においては、戦禍の記憶を風化させないため、悲惨な沖縄戦の歴史的教訓を後世に伝えるとともに、二度と戦争を起こしてはならないという県民の平和の心を強く県内外に発信していきたいと考えております。

次に、教育の振興についてに関する御質問の中の、

学校、家庭、地域の連携と家庭教育支援についてお答えをいたします。

沖縄県の未来を担う子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭、地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力の向上に取り組む必要があると考えております。現在、県と市町村が連携協力し、学校・家庭・地域の連携協力推進事業を展開しております。具体的には、学習支援や子供への安全指導等を主とする学校支援地域本部事業や、放課後の安全・安心な居場所づくりを提供する放課後子ども教室推進事業、子育てに悩んでいる保護者等への支援を目的とする家庭教育支援事業等を実施しております。また、今年度から家庭教育力のさらなる向上を図るため、家庭教育力促進「やーなれー」事業を実施し、保護者等向けの家庭教育支援に取り組んでいるところであります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　それでは平和行政についての御質問の中で、沖縄戦終結70年の事業についてお答えいたします。

ことしは、沖縄戦終結から70年を迎えることを踏まえ、悲惨な沖縄戦の歴史的教訓を正しく次代へ伝える大切さを改めて訴えるとともに、二度と戦争を起こしてはならないという沖縄県民の思いを県内外に発信していきたいと考えております。このため、平和祈念資料館の展示物説明文や証言集などをタブレット端末を活用して多言語で紹介するほか、学徒隊が従事した壕や慰霊塔などをたどりながら証言記録等を携帯端末により閲覧し、沖縄戦当時の状況を追体験するシステムを構築してまいります。これらの事業を通して、国際平和の発信拠点としての沖縄を強くアピールしていきたいと考えております。

次に、同じく平和行政についての御質問の中で、慰霊祭の継続開催や慰霊碑の維持管理についてお答えをいたします。

慰霊祭の開催や慰霊塔、慰霊碑の管理については、主催者や建立者等関係者が実施しているところであります。しかし、現在、関係者の高齢化等に伴い慰霊祭の開催が困難になっていることや、慰霊塔、慰霊碑の管理が十分になされていない状況が顕在化しております。

県では、平成25年５月に慰霊塔、慰霊碑のあり方等を検討するため協議会を設置し、関係団体等と協議を行っているところであります。今後は、当協議会における議論の結果を踏まえ、国や関係機関と連携を図りながら、課題解決に向けて取り組みを行っていきたいと考えております。

次に、県性暴力被害者ワンストップ支援センターについての御質問の中で、ワンストップ支援センターの相談件数等についてお答えをいたします。５の(1)及び５の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えをしたいと思います。

県では、性暴力被害者に対して、被害直後からの総合的な支援を可能な限り１カ所で提供することを目的として、平成27年２月２日に沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターを開設をいたしました。２月末現在、これまで９名の相談者から延べ23件の相談が寄せられており、内訳としては、強姦３名、強制わいせつ３名、その他３名となっております。なお、時間外の着信は２件でした。

県では、引き続き相談者の支援に努めるとともに、性暴力被害者ワンストップ支援センターの周知を進めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君）　農業振興についての御質問の中で、小水力等再生可能エネルギー導入推進事業に関する太陽光発電施設設置の実績についてお答えいたします。

小水力等再生可能エネルギー導入推進事業は、農業水利施設の操作に必要な電気料金等維持管理費の負担軽減を目的として、太陽光、小水力等再生可能エネルギーの導入に向けた調査設計を行う事業となっております。本県では、当該事業を活用し、平成25年度からマスタープラン策定や概略設計等を実施してきたところです。具体的には、16市町村47地点をマスタープランに掲載し、４市町村24地点で概略設計を行っております。なお、太陽光発電施設等のハード整備については、県営水利施設整備事業等を活用し整備しているところであります。現在、整備中の地区としましては、久米島町のカンジン２期地区があり、県営水利施設整備事業により389キロワットの太陽光発電施設を設置しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君）　土木行政についての御質問の中で、天願川河川改修事業の進捗状況についての御質問にお答えします。

天願川につきましては、整備が必要な延長約6.5キロメートルのうち約4.5キロメートルがおおむね整備を終えております。しかしながら、下流部において一部未整備箇所があること、上流部の改修が未着手であることが氾濫の要因となっております。現在、事業進捗を図るため用地取得を推進するとともに、効果的な河川整備手法を検討しているところであります。また、頻繁に氾濫している箇所においては、ソフト対策として、５月をめどに河川監視カメラと水位計を設置し、地域住民等への情報提供をしていく予定であります。

県としては、氾濫の解消は急務と認識しており、地元の協力を得ながら早期整備に取り組んでまいります。

同じく土木行政についての御質問の中で、県道具志川環状線の進捗状況についての御質問にお答えします。

一般県道具志川環状線のうち、うるま市天願から沖縄市登川までの区間については一部用地取得が難航し工事に着手できないことから、全線での供用が図れない状況であります。難航箇所については、平成26年12月に土地収用法に基づく事業認定の告示を受けたところであります。今後、任意交渉と並行して土地収用法による手続を行い、平成28年度には全線供用できるよう対応してまいりたいと考えております。

同じく土木行政についての御質問の中で、与勝半島一周線についての御質問にお答えします。

与勝半島を一周する県道の整備については、当該地域の観光振興や地域活性化、防災対策等のため、沖縄県としても必要性を認識しているところであります。現在、具志川から勝連平敷屋までの北側を半周する道路として、県道37号線及び県道与那城具志川線が供用されております。勝連平敷屋から川田までの南側を半周する道路につきましては、うるま市と協議の上、おおむねのルートを確定しております。なお、ルートの一部が米軍提供施設区間を通過することから、現在、うるま市と連携し、関係機関と調整を行っているところであります。

次に、うるま市の官製談合事件についての御質問の中で、指名停止措置についての御質問にお答えします。

当該建設業者は、県発注工事の入札参加資格を有しております。土木建築部においては、沖縄県土木建築部工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領に基づき、平成27年２月23日付で２カ月間の指名停止措置を行ったところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

〔警察本部長　加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君）　うるま市の官製談合事件についての御質問の中で、警察職員の再就職等についてお答えいたします。

県警察におきましては、警察職員の退職後の再就職に関する制度はありませんが、企業や団体から人材を求める相談や問い合わせがあった場合、個別に判断の上、退職者や退職予定者の中から適任者を紹介することはあります。一方で、再就職については公務を離れた個人に関する事柄でありますので、県警察として退職者の再就職状況の全てを把握しているわけではありません。

今回の建設業者役員が当該会社に再就職した経緯等については、県警察として承知していないところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　まず平和行政、戦後70年の節目の県行政について質問をします。

知事からは悲惨な戦争の歴史を伝え、沖縄から平和を発信していくんだというような答弁がありました。今議会でも戦後70年については多くの皆さんから語られますが、知事の答弁に、70年の節目に県知事の役職を担うということで身の引き締まる思いがあったというような答弁があって、こんな記事を思い出しました。昨年、県知事選挙の告示の日の早朝なんですが、魂魄の塔に知事は訪れて選挙を迎えたと。しかも、知事選だけのみならず市議選の際も、県議選挙の際も、市長選挙の際もそれを続けていると、慣例と恒例としているということで記事を興味深くまた関心を持って読ませていただきました。そしてその記事の中には、政治の原点は平和であるというふうに翁長候補としてその告示を迎える日にそう語ったということでありますが、改めて繰り返し魂魄の塔を訪れる知事の心境というか、そういう思いというか聞かせていただければというふうに思います。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　お答えをいたします。

今おっしゃったとおりに、市議、県議、市長選挙、今度の県知事選挙と、告示の日には魂魄の塔に朝早く行って、それから出陣式に臨むということをやってまいりました。

それはなぜかといいますと、向こうの地域に、魂魄

の塔の周辺に、戦争が終わって私どものふるさとであります真和志村民が収容所は向こうに配置をされました。私の父はそのときのハイスクールの校長先生で、それから金城和信先生という村長がおられまして、住民と生徒全員が向こうの収容所に行きまして、いわゆる収容所なりの活動をするんですが、全てが周辺には遺骨があって、もっと厳しい環境になるような亡きがらもあったようでありまして、これをみんなで何とか遺骨を収集しようと村長と校長である私の父がやりまして、それで最終的には３万体までいくようなところまで遺骨収集をしております。そういった遺骨の中からひめゆりの塔とか健児の塔にも遺骨を分けて、そしてひめゆりの塔、健児の塔などもでき上がったというふうに聞いておりますが、特に私の父はそこの魂魄の塔の歌碑を、歌をつくってそれがそこにまた置かれているものですから、ある意味で父がやったそういったことと、それから私のふるさとであります旧真和志村民がそこで頑張ったというようなこと等を踏まえて、政治というもので戦争を二度としてはいかんと、平和が原点であるというようなことでのいつも心に刻むために、選挙のたびに向こうに行って手を合わせて、改めて平和のとうとさを確認をしながら自分の政治の目標にしようということで今日に至っております。

○議長（喜納昌春君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　1972年の沖縄の本土復帰から翁長知事は７代目、７人目、そして戦後生まれの初めての知事ということです。私たちもそうですが、戦時を記憶はしないわけですね。戦後ずっと後に生まれていますし、直接にその戦争を知らない世代にこの70年の節目にどうつなげていくかというのは、先ほど部長からあったような事業も含めて、この70年の節目、１年たち、２年たち、高齢化が進むその時代がたっていく中では、本当にこの70年の節目を重要な年だというふうに考えていますので、今あったようなその政治の原点は平和だというような知事の姿勢を貫いて、ぜひことし、次年度に向けて平和発信、歴史を継承していく事業にさまざまに力を尽くしていただきたいというふうに申し上げたいと思います。

そして、慰霊碑や慰霊塔の管理について、これもその歴史をつないでいく中で課題になるだろうというふうに思います。先ほど部長からは、協議会をつくって答申を得て今後の検討をしていきたいということがありましたが、今申し上げたように70年という節目にしっかりと事業を芽出しをするというんですか、そういう方向を戦後世代というか私たちのような若い世代、私たちの息子もその子供たちも、そういう世代にも平和を願う慰霊祭での発表とかもありますので、そういう意味でこの戦後70年を大切な年にしていただきたいというふうに思います。先ほど言った協議会の早急な取り組みもお願いを申し上げたいというふうに思います。

それから知事、もう一つの沖縄戦ということで、沖縄戦の１年前に南洋群島、サイパンやテニアンでこれも軍民混在の悲惨な地上戦が繰り広げられて多くのウチナーンチュが命を失ったという戦争があります。これについては昨年この県議会６月議会で帰還者会の皆さんが続ける慰霊祭の開催、それからこれは慰霊の旅というふうに変化をしながら慰霊祭の開催を続けた中に、行政とのつながりとか交流とかも含めて拡大していっています。一方、やはり高齢化の現実があって、帰還者の皆さんも不安を抱えている現状があります。昨年、部長の答弁で、ことしの慰霊祭への県の参加、あるいは標識を立てていく事業なども行われていますが、そういったものへの県の支援の検討も進めていくという答弁がありましたが、その進捗状況について伺いたいというふうに思います。知事については、その南洋群島の戦争に対する認識についてもあわせて伺いたいというふうに思います。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　お答えをいたします。

南洋群島には沖縄県民がたくさん行かれて、本当にある意味ではブラジルとかああいう南米に負けないくらいの多くの方々が向こうで平和に生活をしていたにもかかわらず戦争に巻き込まれまして、恐らく万を超える方々が亡くなっていると思います。こちらのほうでも南洋慰霊祭ということで、テニアンのほうを中心としてのここでの総会とかいろんな集まりには私も何回も参加をさせていただいて、向こうのほうまで行くことまではしていませんけれども、その悲惨な状況などというのはその帰られてきた方々から聞いて知っております。ある意味では沖縄県と全く一緒、沖縄本島と全く一緒のようなそういったような悲惨な戦争が向こうで繰り広げられたというふうに聞いております。そういう中で、私もそういった南洋群島ですか、やはり同じ沖縄出身の方があれだけ亡くなられているわけでありますから、行政がかかわる部分もあってしかるべきだろうと。今までも幾らかかかわっていると思いますが、やはりいろいろ思うところはたくさんございます。今回、天皇皇后両陛下が向こうを訪れるというようなことも恐らくまた平和に対するいろんな思いがあるんでしょうけれども、やっぱりこういったことは引き続きつなげていく中で、改めてこの太平洋諸島で

南洋群島で起きた出来事も多くの県民に知らしめながら、平和というものも考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　旧南洋群島における慰霊祭の参加に関連する御質問ですけれども、これまでフィリピンのダバオ、これにつきましてはこれまで慰霊祭への参加をされておりましたが、サイパン、テニアンについてはしばらく中断しているという状況がございました。平成27年度予算案において、ことしがその終戦70年の節目であるということもございまして、フィリピン、ダバオの慰霊祭のほかにサイパン、テニアンにおいて実施されるこの南洋群島の慰霊祭に参列するための関連経費も計上しているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　ぜひ予算措置もいただきました。先ほど70年の節目だということも申し上げましたが、知事も時間を見て一緒に行っていただいて、その帰還者会の皆さんにまた勇気も与えていただければなというふうに思います。実は、名護市の具志堅徹さんは、サイパンで戦争を体験したということを伺いました。壕から壕に家族で逃げていたのを日本兵に追い出されて、その後、艦砲射撃で日本兵のほうがやられたということをおっしゃっていました。しかし、その地域ではほとんどが壕を追い出されたウチナーンチュのほうに多くの犠牲があるわけですね。そういう意味では、ぜひ足を運んでいただいて、その当時を記憶する皆さんの話、声を間近で聞いていただきながら、戦後70年という節目の平和行政に役立てていただきたいというふうに思います。儀間光秀さんのお父さん、国会で遺骨収集の作業に向けた、テニアンの遺骨収集の作業に向けた取り組みも今力強く行っているところです。一緒になってまた県ができること、国に戦後補償として求めることを現地に赴いて見きわめながらこの取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後３時23分休憩

午後３時23分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

照屋大河君。

○照屋　大河君　県性暴力被害者ワンストップ支援センターの件について伺います。

先ほど実績を答弁していただきました。そしてこの事業については非常に期待もあり、当事者の皆さんからの声もあって、平成29年度ですかね、新たな病院拠点の事業に進めていきたいという答弁もありました。実は私のほうに、みずからつらい経験をしながらこの県が進める事業に期待をし、そして今回のスタートについて問題を提起というか訴えをする女性がおりましたので、その声をお伝えしてまたこの事業に対する取り組みの工夫などをお願いしたいというふうに思います。

例えば部長、先ほどあった夜間の録音テープの件なんですが、お電話ありがとうございます、こちらは沖縄性暴力被害者ワンストップ支援センターです。まことに恐れ入りますが本日の相談受け付けは終了しました。当センターの詳しい内容は県のホームページでごらんいただけます。沖縄＃7001で検索してください。プップーということで、留守番電話が切れてしまうということなんですね。もう必死の思いで電話をしてくる当事者にとって、非常に冷たくつらい内容だと、その人は訴えていました。既に電話での対応の時間、夜間にするべきじゃないかとさまざまな意見もあるというふうに思います。この問題ですね、拠点型ではないために多くの場所に被害を受けたみずからが足を運んで、そのたびにその事件の内容について話さないといけない。病院で話し、警察に行って話し、相談員に行って話さないといけない。何度も何度もそういうことを繰り返すことがその二重被害にも遭うんじゃないかと。この留守番電話でも何かあったら最寄りの警察でも相談を行っていますよ、あるいは産婦人科の対応が必要な場合は、医療機関を受診してください、あるいは改めて相談を受けたい方は名前と番号を言ってこちらから電話しますというようなことですので、その根本の問題がなかなか解決には至ってないというふうに思います。この事業については今答弁のある29年度とは言わずに、ぜひ早目に当事者の皆さんが希望するような取り組みができるようにお願いをし、工夫もしていただきたいというふうに思うんですが、部長の答弁をお願いします。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　おっしゃるとおり24時間365日できる体制に移行しようということは、我々も常々そう感じております。２月にスタートしてやはり相談員、現に今携わっている相談支援員の方の経験といいますか、ノウハウも含めてやはりそのあたりは少し蓄積もしながら、そして時間の延長、それも受託団体のほうともそういうお話をしております。いずれにしても早期にすぐ相談できる体制をつくるというのが非常に重要だと思っていますので、それ

に向けて先ほど申しました実はそのセンターの運営の検証委員会というのを今立ち上げております。特にその関係団体の機関いろんなところに連携が非常に重要になりますので、そういう関係者の意見もお聞きしながら、時間の拡充そしてそれにつなぐまた病院拠点型のセンターにもっていければいいかなということで、できるだけ早期にできるように我々も努力していきたいなと思っております。

○議長（喜納昌春君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　ぜひよろしくお願いします。

土建部長に伺います。

まず天願川河川改修事業の進捗について、昨年８月14日に当時の副知事に対しうるま市長、それから地元の仲田弘毅県議、照屋守之県議、私、そして山内末子県議ということで要請をさせていただきました。今答弁がありましたが、市のほうに問い合わせをすると、この大きな被害を出した原因とも思われるそのキャンプ・コートニーの米軍施設に係る400メートルの部分ですね、その事業について米軍への要請はしているが、何ら返事が来ないということらしいんですね。そういう状況についての認識は、県としてはどういうふうに確認されているんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　今の御指摘のキャンプ・コートニーの約400メートルは、返還は合意済みでございます。ただ、地権者がどうしても軍用地の地代が入るものですから、事業が前に進んできてそれで売却したいというような意向もございまして、なかなかその用地が買い取りができないということで、うるま市の方々とも一緒に話し合っているんですが、施工承諾による着手の可能性とか、あるいは軍用地の代替地の提供できないかとかいうことを提案しているような状況でございます。

○議長（喜納昌春君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　もうその雨季の時期というか、また台風の時期も迎えますので、ぜひうるま市当局と、うるま市行政と連携をとって二度と昨年のような被害が起こらないような取り組みをお願いしたいというふうに思います。

続いて、具志川環状線――天願から登川の件ですが――これについては一部供用をスタートさせる、兼箇段地区のほうまでできている部分についてスタートをさせるという地域住民説明会があったとも聞いているんですが、状況について伺います。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　クラウドセンター前の約１キロのお話になりますが、これにつきましては県道36号線の現道に迂回させることで地元兼箇段地区の理解が得られました。これを受けましてことしの６月に供用開始を予定しておりまして、既存の供用区間とあわせまして県道８号線側川崎方面及び県道36号線の現道側兼箇段、池原集落方面からクラウドセンターのほうにアクセスができるような状況になります。

○議長（喜納昌春君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　部長、御存じだと思うんですが、その集落は米軍関係者の通行が非常に多い地域なんですね。今合意をした地元自治会との合意があったということですが、その説明会を延ばしてほしい、まだあけないでほしいという意見も多くあったというふうに聞いていますので、ぜひ供用が決まるのであれば、やるんであればしっかり米軍サイドにも地域住民の通行する場所ですから、車を片方とめてから譲り合いながら通行しないといけないというような狭い場所も中にはあるわけですね。そういう意味で、そういう米軍への働きかけもあわせて行っていただきたいというふうに思います。

次に、与勝半島一周道路ですが、米軍との調整が必要な箇所があると、そして米軍の窓口が１カ所になれば事業も進みやすいんじゃないかということで、地元うるま市の行政からも伺っているんですが、この点についてもう一度お願いします。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　先ほど申し上げましたように、南側の勝連平敷屋付近におきまして米軍基地のホワイト・ビーチ地区を通過することになります。この米軍のこれにつきましての共同使用等について、うるま市も一緒になりまして防衛局、米軍への調整、あるいは説明を行っているところでございまして、それが最終的にいつごろになるということはまだ確定してはございません。

○議長（喜納昌春君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　知事、基地の存在が沖縄振興発展の阻害要因だということもありますが、中部地区で基地と隣り合わせの生活をするときに、まちづくりにもこういった米軍とのかかわりが、影響がある事業が多くありますので、事件・事故の抗議そういうものも含めて要請も含めて、このまちづくりに対する早急な住民要望を拾っていただけるような、受けていただけるような申し入れも米軍のほうに引き続きお願いしたいというふうに思います。要望して終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村　未央さん　こんにちは。

一般質問を行います。

本県の社会人、いわゆる１年生、初めて職についた者のうちの非正規の割合というのが過去最高の６割に上っています。これは平成24年度の就業構造基本調査が明らかにするところです。若者が置かれた雇用環境の想像以上の厳しさがあるというふうに思います。労働環境の不安定さから来る定着率の低さ、転職を繰り返す中でキャリアが蓄積されず、所得がなかなか上がらないといった深刻な課題、これを恒常的に抱える中です。

そういった中での雇用の質向上への施策に生かそうということで、県政初の大規模な労働環境実態調査が行われました。その結果について伺いたいと思います。

(1)、事業所への調査で明らかとなった結果を示されたい。雇用形態、新卒採用、就業規則、育児休業、退職金制度、人材育成制度、非正規社員から正社員への切りかえ率等について伺います。

(2)、従業員への調査で明らかとなった結果を示されますようお願いいたします。労働条件それから転職経験、職場や行政に対する意見等について。

(3)、産業別分析及び公表、結果の活用等、雇用の質の向上に向けた今後の取り組みを伺います。

２点目、介護従事者の処遇改善について。

(1)、介護報酬マイナス改定が事業所に与える影響をどう見ていますか。

(2)、介護職員処遇改善交付金及び加算の実績と県内介護従事者の処遇その実態について示されたい。加算を請求している事業所の割合、していない事業所が抱える課題等についても伺います。

３点目、公立小中学校における正規教員の割合について。

(1)、本県の正規教員の割合は、平成26年度85.2％で47都道府県中最下位、全国平均93.1％と比べ7.9ポイントもの差があります。その理由、改善の必要性、年次計画や設定目標を説明されたい。

(2)、特別支援学級の担任について、小中学校それぞれ本務職員の割合を伺います。

４点目、普天間基地の５年以内運用停止について。

(1)、辺野古移設が前提条件でないことについては、前県政から一貫しているのか伺います。

(2)、政府と県の間で認識は共有されているのか。対米協議についての状況を伺います。

５点目、辺野古新基地建設問題について。

(1)、新基地建設に反対する決意と取り組みを伺います。

(2)、環境保護対策の実効性、環境監視等委員会の議事録の公開について伺います。

それから６点目、会派の代表質問との関連については、岩礁破砕の許可について、その許可手続を規定する県の漁業調整規則、この目的等を改めて伺います。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　仲村未央議員の御質問にお答えをいたします。

普天間基地の５年以内運用停止についてに関する御質問の中の、５年以内運用停止と辺野古移設についてお答えをいたします。

県は、辺野古移設の進捗にかかわらず、５年以内運用停止等を実現するよう求めてきたものと承知しております。

辺野古移設に対する私の考えは当然、伝わっていると思います。今後、政府と調整する中で、県民の強い思いを伝え、具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、辺野古新基地建設問題についてに関する御質問の中の、辺野古新基地に反対する決意と取り組みについてお答えをいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認に関しては、法律的な瑕疵の有無を検証する第三者委員会の報告を踏まえ、埋立承認の取り消しまたは撤回について検討してまいります。

私は、多くの県民の負託を受けた知事として、今後も、県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないとの公約実現に向け、取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君）　それでは沖縄県労働環境実態調査の結果についての中の、事業所調査の結果についてお答えいたします。

沖縄県労働実態調査については、事業所は2537カ所、従業員は5741人から有効回答を得ております。

事業所調査の結果について、雇用形態では、回答事業所全体の従業員数は８万983人となっており、そのうち正社員は３万9062人、48.2％、非正規社員は

４万1921人、51.8％となっております。業種別に見ると、正社員割合が高い業種は、「電気・ガス等」92％、「建設業」84.8％、「運輸・郵便業」71.6％となっております。一方、正社員割合の低い業種は、「宿泊・飲食業」23.1％、「卸・小売業」24.6％、「サービス業」32％となっております。直近１年間これは平成25年９月から平成26年８月で新規学卒者を採用した事業所は17.1％で、採用していない事業所は、79.6％となっております。

就業規則の作成状況について、作成している事業所は64.6％で、作成していない事業所は32.4％となっております。従業員規模別で見ると、規模が大きいほど作成している事業所割合は高くなっております。なお、就業規則の作成が義務づけられている10人から30人未満の事業所において、11.4％が就業規則を作成していないという結果となっております。

育児休業制度を採用している事業所は49.1％で、採用していない事業所は48.6％となっております。業種別に見ると、育児休業制度を採用している割合の低い業種は、「宿泊・飲食業」17.1％、「生活関連等」24.6％、「電気・ガス等」37.3％などとなっております。

退職金制度がある事業所は46％で、制度がない事業所は49.1％となっております。採用している制度については、退職一時金制度が26.1％、中小企業退職金共済制度が18.5％で、これらが退職金制度の中心となっております。

人材育成に関する支援制度がある事業所は34.1％で、制度がない事業所は60.1％となっております。業種別に見ると、支援制度がある割合の高い業種は、「金融・保険業」63.2％、「情報通信業」62.3％、「電気・ガス等」54.2％などとなっております。一方、支援制度がある割合の低い業種は、「宿泊・飲食業」12.2％、「生活関連等」13.1％などとなっております。直近１年間で非正規社員から正社員への切りかえを実施した事業所は297事業所で、切りかえを実施した事業所の割合は15.7％、直近１年間の切りかえ者数は757人となっております。

次に、従業員調査の結果についてお答えいたします。

従業員調査結果における給与については、平成26年７月の総支給額の平均は22万3400円となっております。雇用形態別に見ると、正社員は25万2500円、契約社員は17万7700円、派遣労働者は16万6900円となっております。同月の実労働時間の平均は170.5時間となっており、うち所定内労働時間の平均は159時間、超過実労働時間の平均は11.5時間となっております。直近１年間で「サービス残業があった」とした従業員割合は10.7％で、「サービス残業はなかった」とした割合は83.2％となっております。また、一月で最も多いサービス残業時間の平均は21.4時間となっております。

転職経験については、現事業所の前に、他の事業所で勤務したことがある割合は63.7％で、他の事業所で勤務したことがない割合は24.5％となっております。前職を退職した理由は、「家庭の事情」が 17.9％で最多、次に「他によい仕事があるから」が15.3％、「将来の見込みがたたないから」が12.6％、「結婚、出産、妊娠、育児のため」が11.6％など、自発的理由が上位を占めており、「自発的理由」が65.1％、「非自発的理由」が21.0％となっております。

職場に対する意見として最も多いのは、「給与、各種手当、賞与、退職金に関する意見」で166件、次に「年次有給休暇、育児休業、介護休業に関する意見」で100件、「適正評価、業務指導に関する意見」が83件となっております。

行政に対する意見として最も多いのは、「子育て支援、ワーク・ライフ・バランスに関する意見」で93件、次に「給与、各種手当、賞与、退職金に関する意見」が86件、「税・社会保険負担、配偶者扶養に関する意見」で72件、「労働関連法規の改善、周知、指導の徹底に関する意見」が63件となっております。

次に、産業分析及び公表、結果の活用等、雇用の質の向上に向けた今後の取り組みについてお答えいたします。

先ほど述べました調査結果は、事業所及び従業員へのアンケート調査の単純集計結果となっております。

現在、クロス集計や業種ごとの分析を進めるとともに、使用者及び労働団体、経営者及び従業員ヒアリング等の実施結果や離職率、従業員満足度等に関する要因など多角的に分析・整理を行っており、年度内に結果を取りまとめ、公表する予定であります。

今後、産業ごとの課題を整理し、沖縄県産業・雇用拡大県民運動推進本部などと連携し、業界団体や県庁関係部局に対して、調査結果に基づく問題提起を行い、雇用の質の向上に向け、より効果的な施策を展開するよう働きかけ、全県的な取り組みを促進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　介護従事者の処遇改善についての御質問の中で、介護報酬改定の影響についてお答えをいたします。

平成27年度の介護報酬改定においては、国の社会保障審議会において審議をされ、介護職員の処遇改善、物価動向、介護事業者の経営状況等を踏まえ決定されたものと認識をしております。

改定率は、全体でマイナス2.27％となっている一方、認知症高齢者への対応の強化、介護職員の処遇改善のさらなる充実等を進める改定となっております。

改定の影響につきましては、現時点で把握することは困難でありますが、県としましては、介護サービスの提供体制を安定的に確保することが重要であると考えており、今後の施行状況等を注視してまいりたいと思います。

次に、介護処遇改善交付金等の状況についてお答えをいたします。

介護職員処遇改善交付金につきましては、平成21年度から平成23年度までの間に約37億円を交付し、平成24年度から創設されました介護職員処遇改善加算につきましては、実績が確定しております平成24年度は約14億円が支払われております。職員１人当たりに換算しますと、月平均で約１万3000円の賃金改善が図られております。

また、当該加算については、説明会や実地指導等において制度の周知を図り、年々加算を活用する事業所がふえ、現在、加算対象事業所全体の約８割が活用しております。残り２割の活用のない事業所については、当該加算の趣旨が十分に理解されていないものと考えております。

県としましては、引き続き当該加算の趣旨を含む制度の周知を図り、介護サービス事業所への支援・指導に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　それでは公立小中学校における正規教員割合についての御質問の中で、公立小中学校の教員の正規率についてお答えいたします。

本県の正規率が低い理由につきましては、学級担任等の基本的な教職員定数とは別に、文部科学省の裁量によって年度ごとに措置される加配定数を、長期にわたり臨時的任用教員で対応してきたためと考えております。児童生徒への安定した学習保障や継続的なかかわりによる生徒指導の充実を図るためにも正規教員が望ましいと考えます。

県教育委員会としましては、平成23年度から大幅に新規採用者をふやし、正規率の改善に取り組んでいるところです。児童生徒数に基づく学級数の変動や退職者・再任用者数等の不確定要素がありますが、全国平均水準には、おおよそ平成32年から平成34年ごろになるものと見込んでおります。

次に、特別支援学級における学級担任の正規率についてお答えいたします。

特別支援学級における学級担任の正規率につきましては、平成27年２月１日時点で育児休業代替者等を含めて、小学校75.9％、中学校66.7％となっております。

特別支援教育においては、児童生徒への安定した学習保障や継続的なかかわりによる生徒指導の充実がより重要であり、正規教員が望ましいと考えております。

県教育委員会としましては、特別支援学級における学級担任の正規率の改善につながるよう可能な限り新規採用者数の拡大に努め、全国平均の正規率を達成するよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　町田　優君登壇〕

○知事公室長（町田　優君）　普天間基地の５年以内運用停止についての御質問の中で、５年以内運用停止に関する共通認識についてお答えします。

５年以内運用停止については、政府へ要望し、その後、普天間飛行場負担軽減推進会議及び作業部会が設置され、調整が進められてきたところであり、その必要性は共有されていると考えております。これまで進められてきた基地負担軽減策については、引き続き政府と調整をしていきたい旨、お伝えしているところです。引き続き、同会議及び作業部会において具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君）　辺野古新基地建設問題についての御質問の中で、環境保護対策及び環境監視等委員会についての御質問にお答えします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会は、環境保全措置等に関する科学的・専門的助言を得るため、沖縄防衛局が設置したものであると認識しております。

同委員会は平成26年４月以降、これまでに３回の

委員会が開催されております。平成26年４月に開催された第１回委員会では、委員会運営要綱、委員長の選出、辺野古埋立事業及び環境保全措置等の概要説明などが行われており、配付資料、議事概要が公表されております。しかしながら、第２回及び第３回の委員会については、配付資料、議事概要とも公表されていないことから、沖縄防衛局に対し３月５日までに配付資料及び議事内容を提供するよう求めているところです。

県としては、提供された議事録等の内容を確認した上で、必要に応じて追加の環境保全対策を求めるなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君）　我が会派の代表質問との関連についての御質問の中で、沖縄県漁業調整規則の岩礁破砕許可の目的についてお答えいたします。

沖縄県漁業調整規則は、「漁業法及び水産資源保護法その他漁業に関する法令とあいまつて、沖縄県における水産動植物の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、併せて漁業秩序の確立を期すること」を目的にすると、規定されております。

岩礁破砕等の許可については、漁場内において岩礁を破砕する等の行為が、その水産資源の産卵生育等に著しく影響するため、同規則第39条で知事の許可規定としているものであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　岩礁破砕の件からお尋ねをいたしたいと思います。

部長、岩礁破砕、本県においてはその特有の自然環境、亜熱帯という自然環境を有するこの地域の水産行政が行ってきた特徴があるというふうに考えておりますが、このあたりについて聞かせていただけますでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　本県の沿岸海域には、沖縄の海を特徴づけるサンゴ礁のほか砂浜、干拓、藻場などが発達しております。他県に誇るモズク養殖や多くの亜熱帯性魚介類が生育する重要な場所として水産業の基盤をなしております。

一方、岩礁破砕を伴う工事や埋め立て等は、その重要な沿岸域を直接的に喪失させる行為であり、水産動植物の保護培養や県民への良質な水産物の供給の観点から細心の注意を払って実施されるべき行為であります。そのために、水産資源保護法に基づき漁業調整規則において岩礁破砕等の許可制限が定められているものであります。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　本県の特徴という意味では、岩礁、サンゴ礁そのものが本県の特徴ということになろうかと思いますが、そのあたりで他県と比較してもかなり厳格な手続によって許可を与えているというようなことになろうかと思いますが、そのあたりのこれまでの実績というかそのあたりはどうなんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　手続等につきましては、実際の許可に当たりましては、当該規定の趣旨に即して具体的な要件や手続方法等を定めた岩礁破砕等に関する取扱方針に基づきまして、その厳格な運用に努めているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　ところで、防衛局の今対象となっているような状態があるわけですね。ただ、本体工事に関しては、汚濁防止膜のその設置に係るいわゆるアンカー、トンブロックの設置に関しては適切な通常どおりの手続が行われたというふうに理解をしておりますが、このあたり本体工事にかかわる部分はどうだったのかお尋ねいたします。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　昨年７月に提出された岩礁破砕等許可申請書の中では、行為の面積及び容積の計算の資料について汚濁防止膜の構造図と設置の位置が示されておりますが、その他の詳細な情報は記載されておりませんでした。そこで、県のほうで８月に全ての岩礁破砕行為について資料を提出するよう、沖縄防衛局に対して補正を求めたところでございます。その中で、汚濁防止膜の設置の目的、展張位置及び構造、施工の概要、その固定のためのアンカーブロックの寸法に関する情報が提出され、それをもとに審査したところ許可に至った次第でございます。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　補正についてはあったけれども、結果としてその工法も含め整った上で許可を出したということでよろしいですか。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　足りないところがあったものですから、補正を求めまして、詳細を確認した上で許可をしたところでございます。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　それで、不思議なのは、本体工事

いわゆるこれから埋め立てるという意味では、そこはもういずれ埋め立てられるということの前提がありながらも、それほどに協議をし、そして図面も添付されています。確認できます。そしてそのブロックの設置のあり方、その工法等々も詳細に示されている図面が出ている。ところが、その同一の事業主体でありながら、一方で、区域外、そもそもそこはこれから埋め立てる場所ではないというその場所については、その同じ事業主体が、ここは許可をとらないということになると、これはどういうことがあってそうなってきたのか、ここがちょっとよくわからないんですね。そこはどういうふうに対応されてきたんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　県のほうとしましては、昨年８月に許可された区域外におけるコンクリート製構造物の投入について、沖縄防衛局はアンカーと称しておりますが、船舶の投錨と捉えることはできないんじゃないかと、構造物の設置と考えられますので、知事の許可を受けずに岩礁破砕がなされた蓋然性が高いと思慮されるということで、そのために去る２月16日に必要な手続を行うことを指示するとともに、１点目にコンクリート製構造物等の新たな投入及び既設物の移動の停止、２点目に許可区域外での岩礁破砕行為の禁止、３点目に関係資料の提出をあわせて指示したところでございます。関係資料については、去る２月25日に提出されておりまして、また、許可権者としてはその事実確認を行う必要があることから、26日に臨時制限区域外において現況調査を実施したところでございます。今後は、臨時制限区域内に立ち入りが許可された後に、さらに詳細な調査を行うこととしております。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　そこがよくわからないんですね。先ほど言ったように埋め立ての区域内、岩礁許可がある区域内においても詳細な図面が付されるような許可手続を要するということ、これが協議であり、その申請に至るという経過を踏むわけですね。ところが、許可されていない場所でこういったことが起こって、結果として調査に至らざるを得ないということの、この異常さというかそこが非常に今回特徴的だと思うんですね。そういう中でもちろん行政としてそれを看過するということにはいかないでしょう。そういう中で今の事態が来ているわけですが、昨年の10月に台風があった。それを受けて、そのときも非常に大きく報道されて、あの時点でもそのサンゴ礁の破壊が見られるのではないかということの報道も大きくなされた。そのときに、国会等の防衛大臣の答弁等でも出てきているわけですよ。サンゴの破壊を自覚している、ある意味では。そして、それが流されたことによって破壊をしたという前提があった以上、もっと大きなおもりをつけるんだということで答弁もされているわけですね。そういう意味では、当然にこれがどのような岩礁に影響を与えている状態なのかというのを当事者が認識している中であったと思うんですよね。通常の事業者の立場であれば、その時点で少なくとも県に協議があるというふうに思うわけですが、そこはどうだったんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　県のほうとしては、岩礁破砕するおそれのある構造物を設置しようとする場合、当然に事前説明、あるいは協議がなされるべきものというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　だからその当然なことが当然じゃないという状態が今日までこの事態を招いているわけですね。それでその国会の答弁です。環境部長、もしわかればお聞きしたいんですが、１月30日の予算委員会で防衛大臣は、こんなことを答弁しているんですね。環境基準の範囲内で、そのブロックを設置しているという認識なんですよ。ここで言っている環境基準というのが何を基準としているのか、その範囲内ということの範疇というのは何を指してそのことを言っているのか。そこはどういうことが想定されるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　環境部長。

○環境部長（當間秀史君）　通常、環境基準というのは環境基本法の第16条におきまして、大気の汚染であるとか、あるいは水質の汚濁であるとか、土壌の汚染、騒音について定めたものが環境基準と言われているものでありまして、今回ここで中谷防衛大臣が述べた環境基準が何を意味するかは、ちょっと承知しておりません。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　いずれにしてもその環境に何らかの影響を与えているというような認識が前提にあればこそ、その環境基準の範囲内という言葉を使ったのだと思うし、これが影響与えないはずがないからこそ、そこでそういう言葉が出てきたんじゃないかなとは考えられますが、ただここで言う環境基準も何のことを言っているのかわからないし、その基準がまさに一番厳格に指摘をされる岩礁破砕の許可そのものだったと思うわけですが、そこは手続がとられないということ

ですね。

それで聞きたいのは、過去に公共であれ民間であれ事業者が、このようにその岩礁の破砕について蓋然性、懸念があると指摘をされながらその手続に協議を臨んでください、調整をしてくださいと言って、それも無視してこのような経過をしたというようなこういうことが過去にもこの沖縄県の事業であったかどうか、お尋ねいたします。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　今回のような事例については、私ども承知はしておりません。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　当然のごとく、前代未聞というような事態であるということははっきり言えると思います。ここまで言われても指摘をされて必要な措置を求められて、報告を求められても重ね重ねそれに応じない、あるいは調査にまで入らざるを得ないということをもたらしているということは、本当に非常に深刻な環境への影響、懸念されると思います。

そういう中で改めて環境部長にお尋ねしたいんですが、先ほどの岩礁破砕の許可の沖縄県の歴史上から見ても、浅海域でありサンゴ礁であり、そしてまさにこの沖縄県が厳正に保護すべき区域であるとランクⅠであるというような場所、こういったところでこのようなことの手続を踏まないような事業が起こっている。こういった事態が非常に蓋然性が高いというような事態を巻き起こしているということに対して、これは県の環境行政としても決して看過できないというふうに思います。そういう意味で沖縄県のその環境の立場から今のこの事態にどう見解をお持ちかお尋ねしたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　環境部長。

○環境部長（當間秀史君）　くしくもきょうは３月５日でサンゴの日でございますので、うるまと言われる沖縄県にとっては重要な日ですので皆さん御承知のほうをお願いします。

御答弁いたします。

当該海域は、自然環境の保全に関する指針の中で、自然環境の厳正な保護を図る地域であって、ランクⅠ及びⅡとされております。それほどに豊かな自然環境を有しているところであります。であるからして、これまでこういうことをあわせて我々はアセス手続及び埋立承認手続において、これまでに類例のない厳しい意見を述べてきたということでございます。今回、国が行った岩礁破砕の状況について今後の調査を待たなければ、やはり確定的なことは申し上げられませんが、ただ、たとえ一塊のサンゴといえどもやはりこれは生物多様性の観点からすると、生態系の維持、あるいは均衡に大きなダメージを与える行為でありまして、また、当該サンゴの種の保存であるとか遺伝子の保存という意味からも問題があると考えておりまして、そういった行為は現に慎むべきだと考えております。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　本当におっしゃるとおりだと思います。くしくもサンゴの日ということでありましたが、本当に沖縄県が開発が非常に多くて、埋め立ても全国一だと言われる中で、この経過があっての今、限りないその残された岩礁をどう守っていくかというような状況におけるこの事態については、沖縄県の環境行政だけではなくてこれは国の本当にとるべき、守るべき環境の責務ということを大きく問わなければいけないというふうに感じます。

それできょう新しい情報が入った。これはまだ私も不確かではあるんですけれども、きょう海底のトンブロックこの移動があったというような話があるようです。これについては、県に情報が入っているのかですね。当該区域の今恐らく県が調査をしようとしている、あるいはしたところかもしれませんが、そのトンブロックの移動が確認されたようですが、その辺については何か情報が入っていますでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　私どものほうには、そういう情報は入っておりません。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　そもそも今、県が出されているその岩礁破砕の許可、まさにその先ほど来話している中をめぐってトンブロック、落とした物の現況を確認するまでは動かしてはならないということで、今、その指示を出されているところですよね。その中でこのようなことがあるかのごとく聞いていますが、今、後ろから職員が入ってきましたので、もしわかれば状況確認している範疇で知らせていただければと思います。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　この件につきましては、今、私どもも聞いたところでございますので、事実確認をこれからさせていただきたいなと思います。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　その前提ですが、今、移動させてはならないということがそもそも県の出されている指示の内容だということで理解してよろしいですか。まず、その確認をさせてください。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。
○農林水産部長（山城　毅君）　指示事項の中で、現在やっているものも移動もしてはならないというように明記してございます。
○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。
○仲村　未央さん　不確かな情報の中で本当申し上げにくいんですが、ただ、どうも許可区域外に移動したというような情報も重ねて入っているようです。ぜひこういったことはどうするのか、もちろん調査をされるということになるんでしょうが、そのあたりそういった事態があればどうすることになるんでしょうか、お尋ねいたします。
○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。
○農林水産部長（山城　毅君）　現場に行ってどうなのか、向こうに確認しながら実態に応じた対応をしていこうかなというふうに考えております。
○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。
○仲村　未央さん　それでは、土建部長に先ほどの答弁も踏まえてお尋ねしたいんですが、埋立承認の際に、留意事項を付されたということが経過の中でありました。承認をして付されたということで何度もここで議論をしてきたことだと思っています。そういう中で環境監視等委員会が設置をされた。助言をし監視をしていく、そのものの非常に実効性が問われるということも重ねて議論をしてきました。そういう中で、この議事録をめぐってですけれども、実効性を担保する上でどうしても速やかなる議事録の公開が求められるということだと思います。そういう意味で本日が期日となっているその回答の期限だと思いますが、議事録の公開についていかがですか。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（末吉幸満君）　先ほど職員のほうから報告がございましたが、現在のところまだ回答は届いてないという状況でございます。
○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。
○仲村　未央さん　それで最近の報道によれば、環境監視等委員会の委員の中からも今の事業者が行っているサンゴの破砕の状況があるとすれば、非常に深刻な事態であるというようなことが報道されています。そういう発言が委員の中からも漏れていると、事業者側の。こういった状態の中で、幾らその事前調査であるボーリング調査であると言っても、今の時点でこのような環境保護の措置が担保されないような状況というのがあるとすれば、もはやこの留意事項の実効性そのものが問われると思うんですよ。そういう中で、留意事項ということの付した意味、そしてそれが本当に担保されて初めてそこは限りなく適切な措置に近づいていくというふうに私は理解をしてきたのですが、こういった中で本体工事に入る前から今の環境措置の適切さについて非常に疑義が持たれかねないような状況、こういったことに対して県は今どういうふうにその見解を持っているのかお尋ねいたします。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（末吉幸満君）　県としましては、当然のこととして、埋立工事以前の調査でありましても環境保全には十分配慮して行うべきだと考えております。現在、ボーリング調査等に伴うサンゴなどへの環境保全措置等について、沖縄防衛局に照会しております。その回答というのが、先ほど議員御指摘ありましたようにきょうでございます。回答を精査した上で、環境保全措置等に改善が必要と思われる場合、あるいはそういうことがあった場合には、当然沖縄防衛局に対して改善を求めていきたいと考えております。
○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。
○仲村　未央さん　まさにそのとおりだと思います。事前調査、ボーリング調査だからということで許されることではないし、留意事項が付された意義というのは本当にその実効性を保とうとすれば今時点から問われているということをやっぱり県も思うからこそ、その照会を重ねてしている、こういう状況であろうと思います。
　それでなぜこういうことが起きるのかということについて先ほど来から各部長にもお尋ねをしていますが、そもそもこれは、立入制限水域を制限区域を設ける公共事業という、そのものが異例なんですね。埋立地域以外にさらに枠を囲って、そこに立入制限区域を設けるために、今このフロート、アンカー含めて非常に大きな問題を惹起している。これをやったのが、まさに地位協定の本来の趣旨も目的も踏み外して、ただその占領時代の既得権の延長線上であっという間にまさに一夜にして県民の民意を踏みにじる形でその制限水域を拡大した。そしてそこにただ住民を排除していく、県民を入れないためにそこを囲う必要が生じた。海上保安庁の投入も起きた。こういった中で、今現場に非常に無理が、負担がかかっている、このように思えてなりません。そういう意味では、公室長、こういった中でやっぱり今、公室長の立場、あるいは知事そのものだと思いますが、非常に今起こっている問題の本質、こういった民主主義社会の中であるまじき今のやり方に対して、そのものが問題の大きな根本にあるということを強くこれはアメリカ政府に対しても問うべきところだと思いますが、そのあたりの取り組み

はどうされるんでしょうか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（町田　優君）　議員御指摘のとおり沖縄の実情、基地の問題、そういうのを米側に対して、あるいは国際社会に対して訴えていくというのは非常に大切なことだと考えております。したがいまして、次年度の４月以降できるだけ早い時期に訪米をいたしまして、沖縄の基地問題、県の考え、知事の考えを直接米側にお伝えして、沖縄の米軍基地問題の解決促進につなげていきたいと考えております。
○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。
○仲村　未央さん　本当にこういった、いつまでも占領者然たる態度というのは決して許されることではないということを日本政府はもちろんですが、やっぱりそこを政府にただ隠れて、今のような状況をつくっている当事者の一端にも強くここはワシントンも含めて対応いただきたいと思います。
それであえてそこはもう一つどうしても聞きたいところは、観光なんですよね、観光部長。このような沖縄の今の現状、観光と基地の問題というのは、これは知事も選挙の中でも何度も繰り返し事例に挙げられて話されてきた。沖縄の歴史の中でも何度も観光とその基地が両立しないということは、歴史が証明するいろんな場面があったと思っています。そういう意味で沖縄県のあるべき観光政策と今のこの辺野古の基地、この資源としての海をどう観光に生かしていくかという意味でどのようにその観光政策上、今の問題を捉えているのかそこも見解をお尋ねしたいと思います。
○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　今の、沖縄観光が好調に推移しているということにつきましては、やはり観光客の満足度が最も高い、沖縄のこの美しい海というのを筆頭にしまして、この自然の豊かさ、そして独自の歴史・文化、それで独特の雰囲気に基づくのんびりとした時間、そういったものに加えて、やっぱり安心・安全な観光・リゾート地として高く評価されていることが今の観光の振興につながっているというふうに思っております。今後、沖縄県1000万人という観光目標を目指していくわけですが、やはりこのようなすぐれたソフトパワー、その観光資源をやはり維持、継承していく、そしてやっぱり安心・安全な観光地づくりをやっていくことが非常に重要だと思っています。そういうことが知事がこのカジノを含むＩＲについて導入をしないというふうなことにもつながっているものと理解しております。そういうことから、観光産業のこの成長、発展を担当する立場としましては、やはり可能な限りこの美しい自然環境をまず守るということと、安心・安全な環境をつくっていくことが重要だと考えております。
○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。
○仲村　未央さん　今、各所管の部長の皆さんにも発言をいただきながら、この事態を非常に全庁挙げてどのように取り組んでいらっしゃるのかということを聞きたかったわけです。
知事に最後にお尋ねしたいのですが、今各それぞれの専門の部長からもあったように、知事がおっしゃるその公約、県政の柱にということの一つ一つが恐らく今おっしゃるようなことの総動員だと思います。そういう中で、知事、三役初め公室長、その先頭に立ちながらもやっぱり全庁挙げてこの体制をつくり上げながら、必ず県民と約束した公約をしっかりと果たしてほしいというふうに強く思うわけですが、今のそれぞれの見解も含めて知事の決意も最後に聞けたらと思いますが、いかがでしょうか。
○議長（喜納昌春君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　仲村未央議員の御質問にお答えをいたします。
この新辺野古に基地をつくらせない、これは１つは単に安保の問題だけではなくて、環境問題を含め、地域を含め沖縄の観光事業を含め、いろんなものがそこに横たわっていると思っております。そういう中で、今、環境保全という意味でのサンゴの海を守るんだという話もございます。私がこの10年来、本土の観光客の方々がおいでになったときに、意外と海きれいじゃないじゃないという声って結構聞こえるんですよね。これは大変もちろん私どもの責任でもありますし、いろんな形での将来の沖縄の観光というあるべき姿をしっかり考えていかなきゃならないと、このように思っているわけであります。しかし、今の新辺野古基地というのは、日本全体で安全保障を考えるべきものを沖縄にある意味で置くということが国の専権事項としてやられているわけで、そういった海がなくなる中でまた観光客がおいでになって、北部も全然きれいじゃないじゃないかというような話になりますと観光という意味でも大変厳しいなというふうに思っております。なおかつその意味で残されたところは、一番北部のほうが大きいですので、これから国定公園、世界自然登録ですか、こういったこと等とそういった基地とのかかわりもありますので、こういったこと等を考えると、観光面からいっても、それから0.6％の74％という意味からしても、やはりこういった基地を海上につくるというのはこれはやっぱりこれからの21世

紀ビジョンの沖縄のソフトパワー、あるいは基地のない沖縄、それから地域のコミュニティーを中心として沖縄らしい優しい社会の構築ということ等と合わないというようなことを強く感じています。それで各部長がその意味でそれぞれの分野から話しをしているのもそういった大きな輪の中で一つ一つ努力をしているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　ぜひその全庁挙げての体制の中で、しっかりとその辺野古の基地をつくらせないということの実現を確認したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　この際、報告いたします。

先ほど、次に質問予定の山内末子さんから、発言通告の撤回がありました。

赤嶺　昇君。

〔赤嶺　昇君登壇〕

○赤嶺　　昇君　皆さん、こんにちは。

一般質問を行います。

まず初めに、質問する前に翁長知事、御就任おめでとうございます。それから浦崎・安慶田両副知事もおめでとうございます。大変大きな仕事を抱えてなかなか休む日もないかと思いますが、健康にぜひとも御留意されて県民のためにぜひとも奮起して頑張っていただきたいと思っております。

先日、私ども会派の玉城義和議員がおっしゃっていたんですけれども、我々も会派でちょっといろいろ意見交換をする中で、翁長知事が本来であればずっと保守という政治家ということでこの30年歩んできた中で、知事になりたいという思いだけであれば、無理しないで次の仲井眞さんの後継になれたものを、今回、去年の県知事選挙にこれまでは一緒でもなかった他政党の皆さんと一緒になって選挙に出たというのは、結局それは４年前、仲井眞県知事が選挙のときに普天間の県外移設を掲げて当選をしました。そのときの選対本部長が翁長雄志さんなんですね。私は、その責任をとって去年の知事選挙に出たものだと思っております。知事になることが目的ではなくて、何のために知事になるかということが大事だと思っております。私たち沖縄県民がこれだけの民意を示しながらも一種のいじめに遭っているような状況を、私も子供がおりますが、その子供たちが公約、公約というのはもう約束なんですよね。それを当たり前のことができていないというこのことを、今の子供たち、若者がどう見ているのかということを、私たちは本当に真剣に考えていかなければならないと思っております。翁長知事、そろそろまた初孫が生まれるということになりまして、もう生まれたのかな。要するに選挙期間中もいろいろ見ている中で、本当に市議、県議、那覇市長、私は那覇ではないんですけれども、横で見ながら那覇市の発展をずっと見てきて、すごいなということを本当に実感をしてきて、今回は沖縄県知事として那覇市で出してきた実績を県全体にまた基地問題以外でも確実に実施していただけたらありがたいなと思っております。これは後のまた今の子供たちが評価すると思っておりますので、その気持ちでしっかりと頑張っていただきたいと。私たち県議会の会派も、県民ネットもしっかりと知事を支え、そして県民との約束を果たすためにやっていきたいと思っておりますので、ともにめげないで、相手は大変大きな力はあるかもしれませんけれども、県民がついておりますのでともに頑張っていきましょう。

それでは質問に入ります。

知事の政治姿勢について。

(1)、公約に対する基本姿勢を伺います。

(2)、公約実現への決意を伺います。

(3)、県民の民意を無視し、普天間基地の辺野古移設作業を強行する政府の対応についての見解と今後の対応を伺います。

(4)、憲法９条に対する考え方を伺います。

(5)、予算の執行率向上に対する取り組みを伺います。

２番、教育行政について。

(1)、30人学級、少人数学級への取り組みを伺います。

(2)、教職員の正規雇用化への取り組みを伺います。

(3)、市町村連携による幼・小・中学校へのクーラーの設置について伺います。

３番、福祉・医療行政について。

(1)、国民健康保険の課題と対策を伺います。

(2)、ひきこもり、ニートの現状と対策を伺います。

４番、産業の振興と雇用の創出・安定について。

(1)、公共工事の総合評価改善による参入機会の改革について伺います。

(2)、県発注公共工事の最低制限価格を90％以上に引き上げる取り組みを伺います。

(3)、県内企業優先発注、下請の県内企業優先、県産品（資材）の積極活用に対する取り組みを伺います。

(4)、非正規雇用の課題と対策を伺います。

５番、観光産業について。

(1)、沖縄ナイトイン東京、大阪の課題と対策を伺います。

(2)、「やんばる」の国立公園化、世界自然遺産登録への取り組みを伺います。

(3)、クルーズ観光誘客の取り組みを伺います。

我が会派の関連質問の中で、瑞慶覧功県議との関連で、認可保育所全体の非正規雇用率と、それ以外に非正規雇用の最も多い保育園の状況を伺います。

２点目は、認可保育園の園長、施設長の平均給与を伺います。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　赤嶺昇議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、公約に対する基本姿勢及び公約実現への決意についてお答えをいたします。１の(1)と１の(2)は関連しますので一括してお答えをいたします。

私は、さきの県知事選挙において、基地問題の解決や沖縄のソフトパワーを活用した県勢発展などを公約に掲げ当選をさせていただきました。県政運営に当たっては、内外の社会情勢の変化に的確に対応し、沖縄の持つ強みを生かして県経済の発展及び県民生活の充実を図るとともに、基地問題の解決に向けた具体的な取り組みを着実に実施し、「誇りある豊かさ」を実現してまいります。そのため、経済振興については、成長著しいアジアのダイナミズムと連動したアジア経済戦略構想を策定し、沖縄の地域特性を生かした広範な経済発展施策を展開してまいります。県民生活については、互いに支え合い、主体的に参画し貢献できる共助・共創の地域づくりに向け、協働のまちづくりを県全体で推進をしてまいります。

基地問題については、米軍基地は沖縄の経済発展の最大の阻害要因になっていることから、過重な基地負担の軽減に取り組んでまいります。特に、辺野古の新基地建設に反対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去について政府に対し求めてまいります。

県民の御期待に沿うべく、一つ一つの公約の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、辺野古移設に関する政府の姿勢と県の対応についてお答えをいたします。

政府においては、地元の声に真摯に耳を傾け、普天間飛行場移設問題の早期解決に向けて取り組んでいただきたいと思います。また、現行の移設計画をこのまま進めることなく、我が国が世界に冠たる民主主義国家であるという姿勢を示していただきたいと思います。

私は、多くの県民の負託を受けた知事として、今後も県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないとの公約実現に向け取り組んでまいります。

次に、憲法９条に対する考えについてお答えをいたします。

去る大戦で悲惨な地上戦を体験した沖縄県民は、命の大切さと平和のとうとさを肌身で感じており、世界の恒久平和は、県民が心から望んでいるものであります。憲法第９条は、平和国家を目指すという我が国の立場を訴える役割を果たしてきたものと考えており、その理念は絶対に守っていかなければならないものと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君）　安慶田副知事。

〔副知事　安慶田光男君登壇〕

○副知事（安慶田光男君）　お答えいたします。

観光産業に関する御質問の中で、クルーズ観光誘客についてお答えいたします。

県においては、クルーズ観光誘客について、商談会への参加やクルーズ会社への訪問セールス、キーパーソンの招聘などを実施し、寄港地としての沖縄の認知度向上を図りつつ、クルーズ船の寄港を促進しております。このような取り組みの成果もあり、本県への寄港については、平成26年で162回、対前年比で28.5％増となり、その中で、海路での入域観光客数は29万4000人で、対前年比で42.7％増となっております。また、クルーズ船の寄港効果を最大化するために、滞在時間増加につながるオーバーナイトや、前後泊等の経済効果が期待されるフライト＆クルーズの推進にも取り組んでおります。加えて、関係機関等と連携しながら、港湾施設の整備拡充や税関、出入国管理、検疫のいわゆるＣＩＱ審査体制の強化、審査手続の簡素化などの港湾機能の拡充、査証の緩和にも取り組んでまいりました。このほか、県内の各港とも連携し、乗船客の満足度向上につながるよう、受け入れ体制の充実にも努めているところであります。これら取り組みを継続しながら、一層のクルーズ観光誘客を推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

〔総務部長　平敷昭人君登壇〕

○総務部長（平敷昭人君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、予算の執行率向上に対する取り組みについてお答えいたします。

沖縄県においては、予算の執行率向上のため、年度内の事業の早期発注を可能にする観点から、平成25年度より９月補正予算においても繰越明許費を計上することとしたほか、繰り越しの主な要因となっております用地取得難に対応するため、用地取得業務の一部を民間コンサルタントへ委託して取り組みの強化を図っております。

ソフト交付金事業につきましては、平成27年度予算編成において、事後評価の結果を活用した事業内容の見直し、改善に取り組んだところであります。また、年度開始後においては、事情変更や新たなニーズにより対応が必要となった事業への予算の流用や、県と市町村間で予算を融通するなど柔軟に対応していくこととしております。

その他、都市モノレール建設など主要事業が本格化してきた場合は、現場事務所を設置するなど執行率の向上に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　それでは教育行政についての御質問の中で、30人学級、少人数学級への取り組みについてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで小学校１・２年生で30人学級、平成24年度から小学校３年生、平成26年度から中学校１年生で35人学級を実施してまいりました。平成27年度は、教室不足で少人数学級が実施できない学校への対応として、加配教員の配置を行ってまいります。30人学級、少人数学級の推進につきましては、可能な限り拡大に取り組んでまいりたいと考えております。今後、どの学年への拡大がより効果的か検討し、平成28年度は、着実に少人数学級を推進してまいりたいと考えております。

次に、教職員の正規率改善についてお答えいたします。

公立小中学校における定数に占める正規率は、平成26年５月１日時点で85.2％で、平成22年５月１日時点の82.3％から2.9ポイント改善しております。

県教育委員会としましては、平成23年度から毎年度330人程度を新規に採用し、正規率の改善に取り組んでいるところです。今後とも、可能な限り新規採用者数の拡大に努め、全国平均の正規率を達成するよう取り組んでまいります。

次に、幼・小・中学校のクーラー設置についてお答えいたします。

幼稚園及び小中学校の空調設備につきましては、設置者である各市町村の主体的な判断により、施設整備の計画を立てて整備がなされてきているところです。

県教育委員会としましては、市町村教育長研修会や公立学校施設担当者説明会等において国庫補助制度の活用や一括交付金を活用した整備事例の紹介・情報提供等を行い、空調整備の推進に努めているところです。文部科学省調査によりますと、普通教室等における設置教室数の割合は、幼稚園が平成22年度49.7％に対し平成26年度には62.9％へ、同じく小学校が56.1％に対し68.0％へ、中学校が59.4％に対し67.5％となっており、クーラー設置の拡大が図られてきております。今後とも、市町村と連携しながら空調整備を促進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君）　それでは福祉・医療行政についての御質問の中で、国民健康保険の課題と対策についてお答えいたします。

市町村国保は、高齢者や低所得者の加入割合が高く、ふえ続ける医療費に対し十分な保険税収入の確保が困難であるという構造的な課題を抱えております。特に、沖縄県の市町村国保においては加入者の平均所得が全国で最も低いこと、また、沖縄戦の影響等により前期高齢者交付金が極端に少ないことが要因となり、財政赤字が増大していることが主な課題となっております。国は、国保制度改革に伴う財政基盤強化策として、平成27年度から保険者支援制度の拡充を実施し、平成29年度以降に子供の多い自治体や医療費適正化に取り組んだ自治体への財政支援を行うこととしております。

沖縄県としましても、これらの財政基盤強化策により本県市町村国保財政の改善が図られていくものと考えております。しかしながら、市町村国保の赤字解消は喫緊の課題であるため、今後も国に対し本県の特殊事情に考慮した特段の財政支援が早期に実施されるよう、市町村と連携して引き続き働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　福祉・医療行

政についての御質問の中で、ひきこもりの現状と対策についてお答えをいたします。

平成25年度における沖縄県内のひきこもり相談件数は、県総合精神保健福祉センターが21件、保健所が24件、市町村が598件で、合計643件となっております。また、昨年10月に開所した「子ども若者みらい相談プラザ　ソラエ」においては、これまでに受け付けた相談者246人のうち、ひきこもりに関する相談は21人となっております。ひきこもりは、いじめや家族関係の問題、精神疾患など複合的な要因から発生するとされていることから、教育、福祉、保健医療など関係機関が連携して支援の充実に努めてまいります。

次に、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中で、保育士の正規雇用率についてお答えいたします。

県内認可保育所の保育士の平均正規雇用率は、平成26年４月１日現在39.4％となっております。また、県所管の認可保育所の中で、最も低い正規雇用率は6.7％となっております。

次に、同じく代表質問との関連についての御質問の中で、認可保育所所長の平均給与についてお答えをいたします。

平成26年度に実施した認可保育所指導監査の結果によると、県所管の242認可保育所の所長の平均給与は、約43万2000円となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君）　福祉・医療行政についての中の、若年無業者の現状と対策についてお答えいたします。

平成26年の労働力調査において、若年無業者数は全国が約56万人、沖縄県では約１万5000人となっております。15歳から34歳人口に占める若年無業者の割合は、全国平均が2.1％、沖縄県は4.6％となっており、全国平均と比較して高い割合となっております。若年無業者対策としましては、国においては15歳から39歳までの若年無業者に対し、日常生活から就労までの幅広い相談や職業的自立支援のため、本島北部・中部・南部の３カ所に地域若者サポートステーションを設置しております。

県においては、平成24年度から若年無業者職業基礎訓練事業を実施しており、平成24年度は受講者57人中51人が、平成25年度は受講者85人中77人が無業状態から改善しております。

県としましては、若年無業者の職業的自立を図るため、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、産業の振興と雇用の創出・安定についての中の、優先発注と県産品優先使用についてお答えいたします。

沖縄県では、県内企業の育成強化を図るため、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」を策定し、分離・分割発注等による県内企業の受注機会の確保、県発注工事の特記仕様書において適格な県産建設資材の優先使用の明記、産業まつりや県産品奨励月間の実施による消費者意識の啓発、国や市町村、大型量販店やホテル等に対する要請など、さまざまな取り組みを行っているところであります。その結果、平成25年度に沖縄県が発注した公共工事における県内企業の受注割合は、5.4ポイント上昇し93.2％となっております。また、県産建設資材の使用状況については、鉄筋やセメント等の主要11品目に係る使用状況調査によると、県産品の割合は、7.5ポイント上昇し91.1％となっております。

県としましては、今後とも関係機関等と連携し、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用に取り組んでまいります。

次に、非正規雇用の課題と対策についてお答えいたします。

沖縄県の雇用情勢は改善しているものの、非正規雇用の割合が全国と比べて高く、雇用の質の向上に取り組むことが重要であると認識しております。非正規雇用の課題といたしましては、正規雇用に比べて賃金が低く雇用が不安定であることや、キャリア形成が行われにくいこと等が挙げられます。そのため、県では、沖縄労働局と連携して、昨年８月に経済団体等に対し正規雇用拡大等の要請をするとともに、ことし２月には、「「働き方改革」の実現に向けた取組に関する要請」を行ったところです。また、人材育成や雇用環境にすぐれた企業を認証する人材育成企業認証制度や、正規雇用化につなげる沖縄県正規雇用化促進モデル事業を実施しております。さらに、若年従業員の定着を支援する若年者定着支援実践プログラム事業を実施するとともに、国が行うキャリアアップ助成金等の周知徹底に努めております。

県としましては、引き続き国や関係機関と連携し、正規雇用の拡大等雇用の質の向上に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君）　産業の振興と雇用の創出・安定についての御質問の中で、公共工事の総合評価改善についての御質問にお答えします。

土木建築部においては、価格以外の多様な要素を考慮する総合評価方式や、参加条件を満たした者全てに参加を認める一般競争入札、発注者が参加者を選定する指名競争入札など、多様な発注方法の採用により多くの企業の参入機会の確保に努めております。総合評価方式については、ＪＶの施工実績の拡大、過去の施工実績期間の延長、配置予定技術者の要件緩和等により、参入機会の拡大を図ってきたところであります。

同じく産業の振興と雇用の創出・安定についての御質問の中で、県発注工事の最低制限価格の引き上げについての御質問にお答えします。

現在、最低制限価格は、予定価格の70％から90％の範囲で中央公契連モデルよりも率の高い算定式を設定し適用しております。その上限値は、コスト調査の結果から、落札率90％が損益分岐点であると推測されることや、90％程度であれば予定価格と最低制限価格に幅があり競争性が確保できること、また、沖縄県建設業審議会で、予定価格の90％が適正であるとの答申があったことなどから90％と定めております。しかしながら、社会状況の変化があることから、今年度は最低制限価格の検討のためコスト調査を行っております。今後、調査結果を踏まえ、最低制限価格の引き上げについて検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　それでは観光産業に関する御質問の中で、沖縄ナイトの課題と対策についてお答えいたします。

県におきましては、沖縄観光の新たな魅力を発信することなどを目的に、去る１月末に「沖縄観光キックオフプロジェクト」として、沖縄への送客実績が高い東京や大阪において、航空会社への知事によるトップセールス、主要旅行社との意見交換会とあわせて「沖縄ナイト」を実施しております。「沖縄ナイト」は、沖縄振興に御尽力いただいた関係者へ感謝の意を表明するとともに、沖縄観光の取り組みを紹介することを目的に、東京・大阪において開催し、航空会社や旅行会社の関係者のほか、政府関係者、県人会の皆様、美ら島大使など多くの方々に参加いただき、盛会裏に開催いたしました。

沖縄ナイトにつきましては、他都市での開催要望や開催時期、開催規模などに対する御意見もございますので、観光業界も含めさまざまな方の意見を踏まえながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　環境部長。

〔環境部長　當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君）　観光産業についての中の、ヤンバルの国立公園化、世界自然遺産登録への取り組みについての御質問にお答えします。

ヤンバル地域が世界自然遺産に登録されることは、沖縄県の自然環境のすばらしさが世界に認められることであり、自然環境の保全や地域振興の面から意義のあることと考えております。世界自然遺産の登録に当たっては、その価値が損なわれないよう国内法による保護担保措置として国立公園化等による保全が必要であります。ヤンバル地域の国立公園化については、公園区域の範囲について環境省と地元において調整が進められているところであります。

沖縄県としましては、マングースの駆除対策、希少種等の目録作成、世界自然遺産登録候補地の利用と保全に向けた予測調査を実施するとともに、当面の課題であるヤンバル地域の国立公園化に向けて関係機関と連携し、世界自然遺産登録の早期実現を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　昇君　まず最初に、公約に対する答弁をいただいているんですけれども、今回の議会でも翁長知事が何度も、特に普天間の辺野古移設については県政の柱にするということを明確に述べております。我々も県議会議員選挙も来年控えておりまして、任期もあと１年ちょっとでございます。私は、普天間の県外移設を掲げて当選をしました。去年の知事選挙もこれは大きな争点だったんですね。こういった選挙に、公約はもちろん守っていかなければならない中においても、特に争点になったこの公約について特に一昨年、あと去年ですね、公約を破りながら、それは公約破りではないとか、この議会でもかなり議論をされてきたところなんですね。実は、この公約が変わっていくときに、本来であれば正々堂々と民意を問うべきだと私は思うんですね。どうしても政治ですので、確かにいろんな動きがあるかもしれませんけれども、有権者と約束をした以上は正々堂々と民意を問うて、もう一回出直してから来るのが筋ではないのかなと思っております。ところが、苦渋の決断という言葉を活用すれば

すごく便利な言葉で、苦渋の決断であるから仕方がないみたいなことがまかり通るようなことは私はあってはならないと思っております。同じ政治家として、翁長知事は大先輩ではありますけれども、特にこの辺野古に基地をつくらせないということは、私もあえて初めての議会でありますので、苦渋の決断ということは決してないということを改めて知事の口からお聞きしたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　お答えをいたします。

先ほど政治というのは、いろんな場面場面でいろんなことが起きるということがございましたけれども、やはり昨今のいろんな基地問題に関する本土と沖縄の認識といいますか、心の乖離というものはこの六、七年感じておりました。そういったようなこと等を踏まえてまた政治の中央での流れ等々踏まえて、４年前の知事選挙では一緒に議論もしながら知事選挙は県外移設ということで一緒に戦ってきたわけであります。ですからそういったこと等踏まえて公約ということがどういうことであるかということは、もうそのときから当然覚悟はできているわけでありまして、ですからどういった場面場面でもこの件については、沖縄の将来を考えるときに、あるいは今日までの70年間のことに思いをはせ、あるいは場合によってはもっと後ろのほうに思いをはせても、これは沖縄で生まれ育った、ある意味でまた年齢的にも大体ぎりぎりのところまで来ますと、ここはやっぱり全力をかけて政治の集大成をしたいなというのもございます。それはしかしまた民意から外れてもいけませんから、いろいろ考えた結果多くの県民の心もそれに近いのではないかと、東京要請行動を含めそういった流れの中でですね。ですからもうそこはしっかりと踏まえて政治家として全うしていきたいというふうに思ってきましたので、そういった辺野古に反対するという意味での苦渋の選択はありません。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　我々も微力ながら一緒に選挙で戦って、県民の皆様の思いをひしひしと本当に感じたわけでございます。そういった県民の思いをしっかりと達成できるようにやっていきたいなと思っております。

そこで、普天間の辺野古移設作業についての質問になるんですけれども、今回検証作業をしてからいろいろ検討するということなんですけれども、国会ではいわゆる夏ごろから埋め立てを進めるとか新聞等でも報道されているんですけれども、これからの翁長知事は、政府は官房長官初め皆さんとできるだけ早くまたお会いしたいということをおっしゃっているわけですね。しっかりと話をしながら沖縄県民の思いを伝えるということをこの議会でも言っております。今後もまた政府に対して説明に伺うということを今議会終了後なのかわからないんですけれども、今月、来月あたりその動きをされるのかどうかをお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　お答えいたします。

きのう、きょう新聞で見て、官房長官があるいは知事にお会いすることも近々あるとかそういう話を聞いております。そしてまた、中谷防衛長官が８月ごろまでに工事を進めていきたいと、そのような話があったことはマスコミ等を通じて知っております。やはり何といっても国とはいろんな意味で話し合いをして、これから沖縄の思いを伝えて、そして解決していかなければならないと思っておりますので、機会があればぜひ会っていろんな意見交換をしたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　ですから、これをこちら側からまた改めて打診をしていくのかどうかをお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　今辺野古の問題等々、大変そばから見ていると膠着状態のような感じがすると思います。そういう中で、沖縄の気持ちは本土紙においてもこちら側からもたくさん官邸のほうにも伝わっていると思います。それから官邸のお考え、あるいはまた外務省、防衛大臣ですね、こういったところの考え方も私のほうにもしっかり届いてきております。届いてきている中でお会いする機会というようなものは、私はこの議場でもできるだけ会ってお話をしたいということを申し上げております。ただ、去年から今日に至るまではお会いをしていただけないというような感触のほうを強く受けていましたから、こちらからしますと沖縄の思い、そういったものはしっかりと伝えたいという意味では早くお会いをしたいという気持ちはございます。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　ぜひとも政府に対して今の県民の思いをしっかりと伝えていただけるように頑張っていただきたいと思っております。

続いて、(5)の予算の執行率向上についてなんですけれども、土木建築に関してちょっとお聞きしたいんですけれども、この過去５年間の執行率を教えてもらっていいですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後５時９分休憩
午後５時10分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
土木建築部長。
○土木建築部長（末吉幸満君）　済みませんが、23年度からの資料しか持っていませんがよろしいでしょうか。
23年度が72.8％、24年度が66.6％、25年度が65.8％という状況でございます。
○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　これ、僕はまた執行率が低いなと思っております。先ほど総務部長も答弁いただいたんですけれども、土木建築部において沖縄振興予算等も含めて職員の体制が、聞いているともうたくさん業務を抱えて、しかも識名トンネルの問題があって非常に厳しくなっているということも含めてマンパワーが足りないというふうに聞いているんですね。ですからこういう執行率を上げろという意見がある一方で、もう一方では職員がもうみんな必死で働いているのに、なかなかこなせないという現状があるように聞いておりますので、この職員の適正配置も含めてこの執行率を上げるためには必要だと思いますけれども、部長いかがですか。
○議長（喜納昌春君）　総務部長。
○総務部長（平敷昭人君）　一括交付金の関連で職員数の御指摘ですけれども、基本的に新たな行政需要、今回の一括交付金もそうですけれども、それにつきましても、現在従来の定員管理計画でずっとマイナスという形ではなくて、現在も維持をしている形でいろいろ定数の見直し、廃部の見直しをやっているところなんですけれども、原則としてスクラップ・アンド・ビルドで定数配分を行うようにしておりまして、ただし毎年関係部局、土木も含めましてその調整は行わせていただいております。そして業務量等も勘案しながら、やっぱり実態に見合った配分を行うように今努めております。それで、その適正配分については、この行政需要を見きわめながらいろいろと調整をさせていただきたいと考えております。今具体的に何名という話ではないんですけれども、その辺も各部とそういう業務の状況も踏まえながら適正配分に努めてまいりたいと考えております。
○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　ですから、行財政改革も含めてそれも理解はするんですけれども、本来やるべき仕事がこなせないということになるとまた課題がありますので、そこも含めてしっかりと議論をして、執行率をしっかり上げていくということ、これはもう数字が出ますので、これが目に見える形で達成できるようにしっかりと、ただコストをカットすればいいというものじゃなくて、仕事ができる体制を構築してもらうようにお願いしたいなと思っております。
教育行政についてなんですけれども、30人学級、少人数学級については今回教育長が……前県政と何が変わったかというと、初の予算議会なんですけれども、他府県の動向を見て考えるという答弁がなくなりましたので、これは前進だと思っております。着実に進めていきますということが、これは公約ですから、これは予算の問題等いろいろ課題も市町村との連携もあるということは理解しておりますけれども、公約を他府県の動向を見るという話になってくると、どうも県民にとってはなかなかわかりにくいと。その中で教育長を初めこの少人数学級、30人学級について着実に進めていくというこの精神を忘れないで頑張っていただきたいなと思っております。
それと教職員の正規雇用化についての答弁で、全国を目指すということをもう明確に言ってもらいましたので、これも一挙にふやすということはなかなかできないということは理解しております。しかし目標が全国並みということをもう明確に出したということも、私は大きな成果がもう既に出ているものだと思っておりますので、ぜひとも頑張っていただきたいなと思っております。
それから、市町村連携による幼・小・中学校のクーラーについてなんですけれども、教育長がおっしゃるとおりこれは市町村が主体になるべき問題だし、各市町村が皆さんそれぞれ考えてやることだと思います。しかしもう一方では翁長知事の公約で「こども環境・日本一」というのが明確に出ております。いわゆる浦添とか宜野湾市とかうるま市とかはもうクーラー100％なんですよね。もちろん市町村の理解も必要だと思うんですけれども、こういったこの子供たちの環境はやっぱりしっかりとみんな平等にやっていくということを、沖縄県としてもただ助言をするんじゃなくて、一緒になって取り組んでいくことが必要だと思っております。
そこでお聞きしますが、11市の状況をまず説明いただけますか。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後５時15分休憩
午後５時15分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里　明君）　それでは11市の市町村、市別の空調設備設置状況をお答えしたいと思います。

宜野湾市が小学校100％、中学校100％です。浦添市も同様に100％、中学校100％、沖縄市も100％、100％、うるま市も小中100％、那覇市が小学校が86.1％、中学校が85.6％、豊見城市が小学校45.0％、中学校12.3％、南城市が小学校81.4％、中学校7.5％、糸満市が2.4％、中学校はゼロ％です。石垣市が小学校4.3％、中学校9.1％、名護市が小学校49.4％、中学校が100％です。宮古島市は小中ともゼロ％となっております。そういう状況です。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　市町村の財政状況等あとランニングコストのいろんな課題があるということは理解しておりますが、ぜひとも今熱中症であったりとか我々大人が公的機関を使っている、市役所、県庁も含めて県警も含めて全部クーラーが入っているんですよね。子供たちの環境を子供が大事と言いながら、やっぱりこれ格差を、市町村の状況もしっかりとサポートしながらこれをやっていただきたいと。これもあえて公約に入れたんですよ。これは本来県知事として市町村の問題かもしれないんですけれども、ここもやっぱり推進していこうということで、市町村を主体にしながらサポートする体制をぜひとも教育長頑張っていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　本県は亜熱帯性気候に属していて高温多湿な気象条件が長期間続くために、学校施設へのクーラー設置というのは私必要だと感じております。幸い、先ほど数値も述べたんですけれども、各市町村への呼びかけで去る２月10日には全県の市町村、教育委員長、教育長、協議会の中でもその促進を私自身から促しているところです。いろんな会がありまして、絶対だめだと言っていたある町もまた新年度から取り組むということになって改善しております。市町村とまた連携しながら、この辺は子供たちの教育環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　ぜひお願いしたいなと思っております。

続いて、福祉医療行政について、ニートという無業者が１万5000人いるということで、全国と比較して非常に高いということなんですけれども、これは全国の数字で本県が一番悪い数字になっているかどうか教えてください。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君）　大変申しわけありませんけれども、全国の数字は持っているんですが、その各県の数字というのを今持ち合わせておりません。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　先ほど、全国に比べて約２倍ということなので、若者がなかなか仕事につけないというのは非常に悩ましいことで、このあたりも簡単じゃないとは思うんですけれども、しっかりとそのあたり連携して、ひきこもり、ニートを含めてこれ親も大変でもあるし本人も大変ということもあって、その点しっかりとまた対策を講じていただきたいなと思っております。

４番の総合評価についてなんですけれども、県もさまざまな取り組みをしているということは承知しておりますが、やはり手持ち工事評定を持っているから、常に同じ企業がよく入札できたり、要するに落札できたりとかいろんな課題がありますので、多くの企業が県の公共工事をしっかりととれるような仕組みを、しっかりと業界の皆さんも含めて意見をしっかりと受けて、何が課題なのかひとり勝ちじゃなくてみんなが頑張っているところも含めて、その機会をやっぱりふやしていくことは県の政策として非常に大事だと思いますが、部長いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　私どもも建設業界との意見交換会、あるいは青年部との意見交換会も頻繁にやってございます。それが大体年に１回から２回ぐらいという回数なんですけれども、それがもっといろんなところから聞けるような回数をふやすとか、あるいは個別の企業からもいろんな情報を仕入れて、皆さん方の御不満というのはしっかり受けとめて改善ができるものについては改善していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　最低制限価格を90％以上にするということも、公共工事をもう受注してもなかなか利益が出ないとか、新規雇用がなかなかとれないということが起きていて、鉄筋型枠の職人が足りないと。これは新卒でとって育てるまで５年とか10年かかるわけですから、私はやっぱり95ぐらいでも目指して、そのかわり新規雇用をやりなさいと、若い世代を育てていくということをやっていかないと、今もう一旦引退

した職人が現場に呼ばれているんですね。これだけ仕事があって、結果的に公共工事ぎりぎりのラインで赤字か黒字かというラインじゃなくて、公共工事を受注して私はしっかりと利益を出して、人材育成をするということをその方針も含めて検討したほうがいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　今議員御指摘のとおり、当然新規雇用も大事でございますし、その企業の収益というのが新規の技術の開発にもつながると思っています。ですから損益分岐点という話で私先ほど説明いたしましたが、こういうことも踏まえまして理解といいますか、これから最低制限価格の引き上げに向けて建設業審議会に諮るんですけれども、そういう中でもそういうことも議論の対象としてもらいたいなというのでちょっと考えたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　ぜひこのあたりもしっかりと議論をして、中城村とか沖縄市も95ぐらいということになっておりますので、それも参考にしながらやっていただきたいと思っております。

続いてなんですけれども、県内企業優先発注、下請、県内企業優先とか、これは特記仕様書にもう既に明記されておりますので、これは私は仲井眞知事の実績だなということを素直に本当にありがたいなと思っております。この特記仕様書に書いたことによって、やはりそこは拘束力はないんですけれども、その企業の皆さんがそれを受けて、下請の皆さんがしっかりと仕事をとれるということは大変喜ばれたんですね。ただ課題は、市町村になかなかまだばらつきがあって、特記仕様書に明記している市町村もあればそうじゃない市町村もあるものですから、元請は県内企業がとって、下請は県外がとるということがあったりします。これは推進工事も含めていろいろな課題があるので、県のほうから市町村にもいま一度この特記仕様書に明記してもらって、元請が県内であれば下請も県内に活用してもらうようにお願いをしてもらいたいと思うんですけれどもいかがですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　私ども各市町村との行政懇談会というのをやってございます。そういう中でもそういう依頼といいますか、私ども沖縄県はこういうことをやっているというのを情報提供しますし、もし必要であれば改めて私のほうから文書を出して市町村に通知したいと思います。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　部長、ぜひよろしくお願いします。

観光産業についてなんですが、クルーズ観光誘客について、これも県知事選挙の公約でたくさんのクルーズが来ております。これから沖縄の観光にとっては非常に大きな目玉に、もう既になっているんですけれども、今バースが若狭のほうにあるんですけれども、もう既に狭い、小さいと言われているんですね。ですからこの20万トン超級のバースをつくるということも公約に入っております。私はあと２つぐらいは設置するくらいの計画を今から持っていかないといけないと思うんですけれども、これについていかがですか。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　今、世界的に見てもクルーズの市場というのが非常に大きくなってきております。そしてまた、沖縄に対する認知というのも少しずつ今拡大してきておりますので、今後観光産業を進める上でクルーズの戦略というのは非常に重要になってくると思っております。一方で、やっぱりクルーズというのは船の規模が徐々に大きくなってきていると、そのことによってバースの整備、それからターミナルですね、たくさんの方がおりますので、そういった環境づくりが必要だと思っております。そこについてはまた関係する部長としっかり調整しながら受け入れができるような体制に努めていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　今、寄港地ですので、母港化についても進めるべきだと思いますがいかがですか。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　今の御指摘にあるように、母港化というのは私たちにとっても非常にメリットがあると思います。例えば、母港化ができますと乗船客のいわゆる前後泊による観光消費というのがふえます。それから食料品、あと船用品などの県内調達ということも期待できますので、県としては積極的に進めるべき施策と認識しております。ただ一方で、この母港化を進めるに当たっては、先ほどあったような港湾機能をしっかり整備するということ、それから運航クルーズ会社ですね、その誘致、それから沖縄から出発しますのでこの沖縄へのアクセスの能力機能を拡大していくということが必要になります。そういったことで、まずは今現在取り組んでおりますこのオーバーナイト、それからフライ・アンド・クルーズのこの実績を積み上げていきながら、沖縄のこのクルーズの認知度も高めながらこの母港化の条件整備に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　台湾とか香港からの誘客、中国も含めてしっかりと、先日うちの瑞慶覧功県議の質問にもあったんですけれども、台湾との交流も含めてそこの連携も今後必要になっていくと思いますので、物流もそうですし、このクルーズも含めてしっかりと連携をしながら着実に進めていただきたいなと思っております。

最後になりますが、この認可保育園の施設長の平均給与をいただいたんですけれども、高い方で幾らもらっているんですか。
○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城　武君）　平成26年度の認可保育所の指導監査の中で、最も高い所長の給与が約66万4000円となっております。
○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　保育士の給与を聞いたりすると、手取り11万とか12万とか低いということをよく聞きますので、それも含めて県としてしっかり取り組みをしていただきたいということを要望して終わります。
○議長（喜納昌春君）　20分間休憩いたします。
午後５時28分休憩
午後５時51分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

この際、報告いたします。

先ほど、次に質問予定の大城一馬君から発言通告の撤回がありました。

議席番号13番具志堅　徹君。
〔具志堅　徹君登壇〕
○具志堅　徹君　チャービラサイ　ユシリヤイ　チャービタン　マーカラチャーガ　名護から。

140万ウチナーウマンチュの県民の皆さんにお礼を申し上げたい。翁長知事を誕生させていただいて、イッペー　ニフェーデービルと。そして、私、翁長さんの選挙とあわせて名護ヤンバルの補欠選挙で初めて送り出していただきました。文字どおり、ウチナーウマンチュのカシラスー知事、この送り出した皆さんに本当に名護市民とともに喜んでおります。沖縄ウマンチュの平和の願い、これは、マタトー　イクサシェーナランドー　これです。この思いが全国の国民の平和の願い、この平和の願いが託された選挙でもありました。この思いを、私たち沖縄県民そして県議の諸君の皆さんもぜひ思いをとどめていただきたいなと思います。

一地方の大事な知事選挙でした。また、同時に行われた県議補欠選挙にあっては、私も押し上げていただきました。私は、ウマンチュ名護の支部の皆さんから負託を受けた形になっておりますけれども、これは、稲嶺市長とあわせて私は名護の十字路で市民に訴えました。金秀グループの会長呉屋さんも一緒でした。そのときに私は、名護市の中心街の皆さん、お世話になります、お集まりの皆さん、お世話になりますと。そして稲嶺市長に投票された皆さん、これから翁長さんに投票される皆さん、ぜひ、私に投票してくださいということで、押し上げていただいた、このことが今日の予定もしなかったこの壇上におります。全くびっくりしているんですが、そういう思いも込めて、そのときに十字路で述べたのは、子供の顔を見て、寝顔を見て投票に行ってください。おじいちゃん、おばあちゃんは孫の顔を見て、投票行動してください。こういうことを名護の十字路で行いました。

こういう思いも込めて、少しばかり別の紹介をしたいと思います。今報道されているのは、安倍晋三総理の方針、それについて全国民が注目しておりますが、とりわけこの安倍総理の施政方針などについて元自民党の皆さんが、大分おかしい、暴走しているというようなことを言っております。それには、野中広務さんが、「私が中学生のころ、昭和16年に東条英機首相が大政翼賛会の国会演説のラジオ放送を耳にしたときの感じと変わらない」、「重要な部分に触れないで、非常に勇ましい感じで発言された」と述べております。また、安倍さんの沖縄県辺野古への米軍基地建設をめぐる姿勢については、「沖縄を差別しないために政治生命を懸けてきた一人として、絶対に許すことができない」、「私にとっては、本当に悔しい。自民党がこんなにも沖縄を差別するのか、本当に残念に思っている」、「死んでも死にきれない」と述べております。「県民の痛みが分からない政治だと思い、強く憤慨している」と、野中さんはこう述べております。私は、こういう自民党の先輩たちがいるということを、ぜひ、皆さんとともに考えていきたいなと思います。

沖縄県民と翁長知事の反対を無視して、名護市辺野古への米軍基地を進める安倍総理、これに怒りを覚えます。そして、このほかにも河野洋平元自民党総裁が、「保守政治というより右翼政治みたいな気がする」、２月24日に発しております。さらには、山崎拓元自民党副総裁、「安倍首相は自分がしていることの恐ろしさをわかっていない」、そして古賀誠元自民党幹事長、「（自民党には）根っこの議論が何一つない。非常に憂慮すべき状況」になっていると、こういうことが言われております。

このようなことも含めて、今、自民党の諸君が本当

に真剣に沖縄県民の立場に立って会話をしていただきたいなという思いでおります。

ここで、この選挙中に11月１日の沖縄県知事選挙で「うまんちゅ１万人大集会」がセルラースタジアムで行われました。このときに――そのときから１カ月後に亡くなったんですが――菅原文太さん、はしょりますけれどもこんなことを言っております。「沖縄は、何度来ても気持ちがいいね。」、「30年前なら、あの倍くらいのスピードで走ったけどね。」という青年２人を紹介しておりましたが、「政治の役割はふたつあります。１つは、国民を飢えさせないこと、安全な食べ物を食べさせること。」こう述べました。そして、「もう一つは、これが最も大事です。絶対に戦争をしないこと！」これです。「私が小学校の頃、軍国少年でした。小学校、なんでゲートルを巻いて、戦闘帽を被って竹槍を持たされたのか、今振り返ると本当に、笑止千万です。もう二度と、ああいう経験は子どもたちに、子どもたちだけじゃない、大学生も、雨のなかを、大勢の将来大事な大学生が戦地へ運ばれて、半数が帰ってこなかった。」こういうことを述べております。大事ですから続けますが、「今の政府と、本土の政府ですよ。仲井眞知事は、まさに戦争が起こること、起きること、戦争をすることを前提に沖縄を考えていた。前知事は今、最も危険な政権と手を結んだ。沖縄の人々を裏切り、公約を反故にして、辺野古を売り渡した。」こういうことが述べられております。このことをぜひ、思い起こしていただきたいし、聞いてない人はぜひ聞いていただきたいなと思っております。そして、「沖縄の風土も、本土の風土も、海も山も空気も風も、すべて国家のものではありません。そこに住んでいる人たちのものです。辺野古もしかり！勝手に他国へ売り飛ばさないでくれ。」と。「まあそうは言っても、アメリカにも、良心厚い人々はいます。中国にもいる。韓国にもいる。その良心ある人々は、国が違えど同じ人間だ。みな、手を結び合おうよ。」と。「翁長さんはきっと、そのことを、実行してくれると信じてる。」。これが、菅原文太さんが亡くなる１カ月前に県民に発した言葉であります。この思いも含めて、本当に翁長さんおめでとうございました。あわせて、支える県の職員の皆さん、ぜひいろんな意味で職員の果たす役割はとっても大事なんです。そういう意味でこの思いを込めて、一言あればいただきたいなという思いも込めて、一般質問をさせていただきます。

項目が６項目ほどあります。それをちょっと報告して、早口になりますけれども進めていきたいと思います。

辺野古新基地問題について。

埋立土砂の総量、採取場所、調達方法について説明を求めます。問題は採取場所です。

採取地域の自然や動植物の影響について、県はちゃんと調査していると思いますので、具体的にお知らせいただきたい。ここで場所を言うのも何ですが、奄美大島、佐多岬、天草、五島列島や瀬戸内海、門司、各地域から持ってくる、そこの自然の山を潰すと、そこに住んでいる生き物を殺すという、こういうことになります。そういう立場で、県外のその採取地域に県から発信をして、この山を切り潰すのはやめてほしいと、そこの生き物を殺すのをやめてほしいという発信をしていただきたい。こういうことでお聞きします。

県外からの土砂調達で有害物質や外来種が混入することによって、沖縄県の環境にとってどのような影響が懸念されるか。報道によるとアルゼンチンアリとかいう有害生物もいるようです。

そして、検証委員会の今後の取り組みについて問います。

検証委員会は、中立という対応をとっていることによって、翁長さんには私は注文をつけたいと思います。検証委員会は中立なんてことはあり得ません。戦争勢力、基地をつくるという安倍さんと、戦争を要らないという立場に立つ、どの立場に立つかであって、これを中立的な検証委員会をスタートさせたことにちょっと重荷があって、いろいろと質問されて困っているんではないか。明らかに、戦争しないための状況をつくり出す、これが大事です。撤回中止もそのことによって問われます。中立では生ぬるい、こういうことです。

知事は、建白書の立場で堅持して、文字どおり名護の市長はつくらせない、こういうことで言いました。この立場を堅持して、曖昧な態度ではなしに、きちっとつくらせないという建白書の立場を堅持してほしいという思いです。(発言する者あり)

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

○具志堅　徹君　東村高江ヘリパッド建設について。

安倍政権は、東村高江ヘリパッド建設について、Ｎ４地区の２カ所と県道70号線からの進入路をアメリカ政府に提供することを閣議決定した。新たな基地機能の強化であり、断じて許されるものではない。東村高江ヘリパッド建設は中止すべきである。知事の見解を問います。

防衛省は、工事車両の出入り口となる県道70号線沿いの路側帯について、日米共同使用を解除して米軍

専用に戻す手続を始めたといいます。これは、もともと基地の中の生活道路で、区画整理された農振地域、そこに出入りする村民が使う農道なんです。これを封鎖するというのは、許されません。こういうことで県民を排除することは、決して許されるわけにはいかない。こういうことで、県の対応を伺います。

そして、３つ目に、沖縄県民の水の安全について。

今、福地ダムから導水トンネルで久志浄水場に受水している状況についてお伺いします。これは、安全管理の面で計画が進んでいるかどうか、計画しているようですからその状況について説明願いたい。

導水トンネル内の水生動物について。

それから、伊江島への送水管の状況があります。保安管理等の計画について、沖縄県内周辺の離島にも送水管が配置されていますが、伊江島の送水管が老朽化しているということを聞いています。それをぜひきちっとしてほしい。

北部地域における医療供給体制について。

県立北部病院を中心とした医療供給体制をつくることについてお聞きしたい。

農業大学校について。

整備計画についての進捗状況を問います。適地をきちっとチェックしてほしい。

学生及び教職員等のアンケートを実施して、沖縄農業発展のために対応していただきたい。

さらに６番目に、県立名護中央公園整備についてですが、名護ナングスク公園整備によって名護市のその下の麓の大東区地域に浸水被害が発生しています。整備が進むことによって、公園の道路が川になっている。そのことによって、集中して水が流れ込んできます。こういう流れ込む状況をぜひチェックして整備をきちっとしていただきたい。こういう思いであります。

あとは質問席で質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　具志堅徹議員の御質問にお答えをいたします。

辺野古新基地問題についてに関する御質問の中の、建白書の堅持についてお答えをいたします。

オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会、沖縄県議会、市町村関係４団体、市町村、市町村議会の連名で、安倍総理大臣及び関係閣僚に直接、建白書を提出したことは、大きな意義があったものと考えております。

建白書の精神に基づき、県民が心を一つにし、ともに力を合わせて、国内外に向けた働きかけを行っていくことが基地負担軽減の実現につながるものと考えております。

私は、多くの県民の負託を受けた知事として、今後も、県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないとの公約実現に向け、取り組んでまいります。

次に、東村高江ヘリパッド建設についてに関する御質問の中の、Ｎ４地区ヘリパッドの提供とヘリパッド建設についてお答えいたします。

北部訓練場の過半の返還について、県はＳＡＣＯ合意事案を着実に実施することが、本県の基地の整理縮小及び地元の振興につながることから、その実現を求めているものであります。その条件とされているヘリ着陸帯の６カ所のうち２カ所が先行して提供されたことについては、極めて残念なことであります。

オスプレイについては、建白書の精神に基づき、日米両政府に対して配備撤回を求めてまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君）　辺野古新基地問題についての御質問の中で、埋立土砂の総量等についての御質問にお答えします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請書には、埋立土砂として、山土、海砂及び岩ズリの合計約2100万立方メートルを用いると記載されております。このうち、山土についてはキャンプ・シュワブ陸上部、辺野古ダム周辺から採取すると記載されております。また、海砂については沖縄周辺から、岩ズリについては沖縄、九州、瀬戸内周辺から購入すると記載されております。

同じく辺野古新基地問題についての御質問の中で、採取地域の自然や動植物の影響についての御質問にお答えします。

埋め立てに用いるためキャンプ・シュワブ陸上部及び辺野古ダム周辺から採取する山土について環境影響の予測・評価が行われております。それによると、山土の採取により裸地が発生するほか、採取場所に生息している貴重な動植物への影響が予測されるため、埋立土砂発生区域跡地については、工事後に植林を行い、周辺樹林の保全や跡地の回復を図る、改変による影響が大きいと考えられる重要な動物種のうち、自力移動が困難な種については、周辺近傍の生息適地に移

動を行う、改変区域において確認された重要な植物種のうち、個体が消失することにより事業実施区域周辺の個体群存続に影響があると考えられる種については、移植を行うなどの環境保全措置を講じるとしております。

次に、県立名護中央公園整備に関し、浸水対策についての御質問にお答えします。

名護中央公園に隣接する大東地域においては、過去に公園からの出水により浸水被害がありました。公園からの出水は、公園内の排水路が流木等により閉塞したことが原因の一つであることから、排水路に流木捕捉工などの対策を実施してきました。

しかしながら、昨年７月の台風８号の豪雨で公園内から雨水が溢れ出し、再び浸水被害が発生しております。

このため、県としては、今後、当該地域の流域の状況等を調査し、必要な対策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　環境部長。

〔環境部長　當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君）　辺野古新基地問題についての中で、外来種等の混入による環境影響についての御質問にお答えします。

沖縄県は、亜熱帯海洋性気候に属し、日本本土とは海によって隔絶していることで、他県とは異なった独特な生態系が形成されております。

また、大小の島々から成る本県の自然環境は、環境負荷の増大に対して脆弱であるという特性を持っております。

県外からの土砂調達による外来種等の混入については、固有種などの希少種の生息・生育が脅かされ、種の多様性が劣化するほか、遺伝的な攪乱が生じ、本県独特の生態系に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

〔総務部長　平敷昭人君登壇〕

○総務部長（平敷昭人君）　辺野古新基地問題についての御質問の中で、検証委員会の今後の取り組みについてお答えします。

委員会におきましては、検証作業を公正中立に行うためには一定の時間を要するとして、６月までに委員会としての結論を出した上で、７月に知事に報告することを基本として、可能であれば早めることが確認されております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　町田　優君登壇〕

○知事公室長（町田　優君）　東村高江ヘリパッド建設についての御質問の中で、県道70号線の共同使用の見直しについてお答えします。

県は、県道70号線の共同使用の見直しについて、沖縄防衛局に照会しておりますが、事実関係は確認できておりません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企業局長。

〔企業局長　平良敏昭君登壇〕

○企業局長（平良敏昭君）　答弁の前に、企業局への御質問は、昨年のたしか９月議会以来だということで少し緊張しております。御質問いただいたうまんちゅの会の具志堅徹議員には、心から感謝申し上げます。

それでは、県民の水の安全についての御質問の中の、福地ダム導水トンネルの維持管理計画等についてお答えいたします。

東系導水トンネルは、福地ダムと久志浄水場を結ぶ、約27.8キロに及ぶトンネルで、昭和50年７月に供用開始された導水能力日量約40万立方メートルの自然流下による導水施設であり、企業局の原水水量の約３分の２を供給する大動脈でございます。

企業局では、導水トンネルの安全を確保するため、トンネルを３区間に分割し、毎年１区間ずつ内部調査を実施し、劣化の著しい箇所については、適宜補修を行って機能の維持に努めているところでございます。

今後の計画としましては、同導水トンネルが整備から40年を経過し老朽化が進んでいること、また、北部ダムからの導水運用において、企業局の最も基幹的な施設であることなどから、その安全確保を期して平成26年度から平成36年度を事業期間とし、総額約67億円の予算を投入して本格的なトンネル改築に入る考えであります。具体的なトンネル工事は、平成28年度から始める予定でございます。

続きまして、水生生物がトンネルに及ぼす影響についてお答えいたします。

平成18年度のトンネル内部調査において、カニなど数種類の水生生物が生息していることが確認されておりますが、これら水生生物がトンネル構造物に影響を与えるとの報告はないことから、特に問題はないものと考えております。

次に、伊江海底送水管の保安管理計画等についてお答えいたします。

本部―伊江送水管は、伊江村へ水道用水を供給する

ため、昭和51年度に布設された送水管で、全長が約７キロで、そのうち約5.2キロが海底送水管となっております。

送水量の実績は、平成24年度においては、伊江村の１日平均給水量の約８割に当たる日量1571立方メートルの水道用水を供給しております。

企業局では、本部―伊江送水管を健全に維持するため、これまでに、現況把握のための潜水士や水中ロボットを使用した調査、及び不良箇所の補修工事等を実施してきております。調査結果によりますと、送水管の現況としては、一部に老朽化は見られるものの、腐食防止被膜や電気防食を施していることから、当面は特に問題ないものと考えております。

今後とも定期的な調査と補修工事を実施し、海底送水管の健全な状態の維持に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君）　それでは北部地域の医療供給体制についての御質問にお答えいたします。

北部地域においては、県立北部病院が急性期医療の中心となり、地域医療の確保を図っております。

全国的な医師の地域偏在、診療科の偏在が問題となる中、同病院においても医師確保に苦慮しており、産科医療等、診療体制の維持に支障が生じております。

このような状況において、北部市町村及び医療関係団体等で構成する「北部地域における医療提供体制の確保に関する研究会」報告においては、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合・再編し、安定的な医師確保の仕組みづくりに取り組んでいく必要があると提言がされたところであります。

県としましては、提言を踏まえ、救急医療、小児医療及び周産期医療等、いわゆる政策医療の提供を含め、公的な役割を担える基幹的病院を整備することを基本にし、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君）　農業大学校についての御質問の中で、県立農業大学校の移転整備計画の進捗状況及びアンケートについてお答えいたします。５の(1)と５の(2)は関連しますので一括してお答えします。

沖縄県立農業大学校は、設立から約40年が経過し、施設の老朽化や周辺の宅地化等により、移転整備が求められております。このため、県においては、平成25年度に策定した「沖縄県立農業大学校整備基本構想」に基づき、平成26年７月に学識経験者等で構成する沖縄県立農業大学校移転整備外部検討委員会を設置し、移転整備に向けて検討を行っているところであります。当該検討委員会においては、これまでに本部町、今帰仁村、名護市、宜野座村、恩納村の５市町村からの誘致に関する要望について、現地調査や整備に必要な事項などの検討を行っております。また、今月には、学生及び教職員等との意見交換などを行った上で検討委員会を開催することとしております。

県としましては、検討委員会の審査結果を踏まえ、本県農業の実践的教育機関にふさわしい、環境整備に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　具志堅　徹君。

○具志堅　徹君　再質問を行います。

時間もありませんから、簡潔に。

伊江島の送水管の件なんですが、向こうは今、いろんな観光の関係で……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　いいです、はい。どうぞ、続けてください。

○具志堅　徹君　ごめんなさい。方向違いで、申しわけない。

まず伊江島の送水管なんですが、向こうは今いろいろな観光関係でずっと必要な水量がもうこれで間に合わないんじゃないかということで、農水省の予算で地下ダムをつくったりして対応している面もあるんですが、送水の本管をあと１つ入れることが必要ではないのかなという水量の増加があるんですが、それについて御検討は進んでいるのかどうか、お聞きしたい。

○議長（喜納昌春君）　企業局長。

○企業局長（平良敏昭君）　導水・送水能力としては、現在の管でも特に今のところ問題はないとは思いますが、一定程度老朽化が進んでいきますと、今、単線ですので、将来的にはやはりフェードイン製法、つまり何かあったときの対応という意味では複線化も念頭に置く必要があるかなという議論は、私のほうから職員に指示して今議論はしています。ただ、すぐこれが何年以内というわけではなくて、補助事業の対象となる場合に、現在あるものが使えるとなかなかなりませんので、この老朽化ということをある程度位置づけてやらないとなかなか補助金の採択難しいですので、その辺をちょっと知恵を働かさんといかぬという現状がありますので、そこは一応念頭にはあるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　具志堅　徹君。

○具志堅　徹君　よろしくお願いします。

あと外来種の例の、よその県から持ってくる土砂、その中に含まれる外来種のチェックがなされているようには見えないものですから、この生き物たち、そして森林の植物の状況などについて、どの程度調査をされているのかその辺についてお聞かせいただけますか、土砂採取。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　申請書の中に、外来種に係る環境保全措置として、埋立土砂の供給元などの詳細を決定する段階で、生態系に対する影響を及ぼさない材料を選定する、検討に当たっては、専門家の助言を得る、造成後、現地モニタリング調査を行うなどが記載されています。また、環境生活意見に対する事業者見解において、外来種対策については、埋立土砂の調達に関する供給業者との契約手続において生態系に対する影響を及ぼさない措置を規定するとしており、具体的には、埋立土砂調達場所の周辺域の動植物が外来種となる可能性があるか供給業者等が調査を行い、その結果を事業者が専門家の指導助言を得て確認する、外来種として選定した種に対し、土砂調達場所での駆除等の対策の具体的な内容については、専門家等の指導助言を得ながら事業者が選定し、その実施は供給事業者等が行う、事業実施区域において、外来種が記録された場合、駆除、除去の方法について、外来種生物種や拡散の状況を踏まえ、専門家の指導助言を得て決定し、適切に実施するなどと記載されております。

○議長（喜納昌春君）　具志堅　徹君。

○具志堅　徹君　今の報告のとおりなんで、これから調べるような感じになっていて、現在どうなのかということをきちっと発信して、向こうにいる生き物たち、植物たち、これを調査しないといけないんですよ。ところが、今述べられたような感じで、何か起こってから調査するというのは、この沖縄の環境省の環境関係の皆さんも、後出しじゃんけんで、終わってからアセスやり返ししないといかんじゃないかと指摘されても、これ関係ありませんという感じで、後出しじゃんけんで政府がどんどん勝手なこと、防衛省が勝手なことをやっている。このことについて今の答弁とあわせて、事前にチェックするということを、ぜひ県で、私もちょこっと言った奄美大島から佐多岬から天草とか五島列島とか、そこにどうなっているかというその場所の生き物たち、山の形態、今から発信して調べて、全国に知らせる必要があるんではないのかということなんですよ。発生してから調べてじゃ遅い。これについてお聞かせください。

そうしますと言えばいいんですよ。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君）　先ほど、最初に答弁させていただきましたように、埋立土砂の供給元などの詳細を決定する段階で、生態系に対する影響を及ぼさない材料を選定するということでまず１つの線引きがございます。

それともう一つなんですが、海砂、岩ズリについては、土砂供給業者から購入するとしていることから、購入先候補業者における採取に係る環境影響等の事項は、本埋立審査の対象となってございません。

○議長（喜納昌春君）　具志堅　徹君。

○具志堅　徹君　いろいろもっと突っ込んで聞きたいんですが、時間もありませんし、遅くなっているので、これで終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（喜納昌春君）　この際、報告いたします。

先ほど、次に質問予定の仲宗根悟君から発言通告の撤回がありました。

以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

予算については、２月12日の議会運営委員会において19人から成る予算特別委員会を設置して審議することに意見の一致を見ております。

よって、ただいま議題となっております議案のうち、甲第１号議案から甲第35号議案までについては、19人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（喜納昌春君）　次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の

名簿のとおり選任することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

〔予算特別委員名簿　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

○議長（喜納昌春君）　ただいま予算特別委員会に付託されました予算を除く乙第１号議案から乙第47号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――――――――

〔議案付託表　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後６時33分休憩

午後６時34分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明６日から10日までの５日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、明６日から10日までの５日間休会とすることに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

○議長（喜納昌春君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、３月11日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時36分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　喜　納　昌　春

会議録署名議員　　比　嘉　瑞　己

会議録署名議員　　花　城　大　輔

平成27年３月11日

平成27年
第　1　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　9　号）

平成27年
第　1　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第９号）

平成27年３月11日（水曜日）午前10時３分開議

議　事　日　程　第9号

平成27年３月11日（水曜日）
午前10時開議

第１　乙第７号議案（総務企画委員長報告）
第２　乙第35号議案及び乙第39号議案（経済労働委員長報告）
第３　甲第24号議案から甲第35号議案まで（予算特別委員長報告）
第４　陳情第18号、第22号及び第24号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第７号議案
　　乙第７号議案　沖縄県石油価格調整税条例
日程第２　乙第35号議案及び乙第39号議案
　　乙第35号議案　債権の放棄について
　　乙第39号議案　連帯保証債務金額等確認請求調停事件の調停について
日程第３　甲第24号議案から甲第35号議案まで
　　甲第24号議案　平成26年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
　　甲第25号議案　平成26年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）
　　甲第26号議案　平成26年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）
　　甲第27号議案　平成26年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第２号）
　　甲第28号議案　平成26年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
　　甲第29号議案　平成26年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）
　　甲第30号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
　　甲第31号議案　平成26年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）
　　甲第32号議案　平成26年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第２号）
　　甲第33号議案　平成26年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
　　甲第34号議案　平成26年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
　　甲第35号議案　平成26年度沖縄県水道事業会計補正予算（第２号）
日程第４　陳情第18号、第22号及び第24号の付託の件

出　席　議　員（47名）

議　長	喜　納　昌　春　君	7　番	儀　間　光　秀　君
副議長	翁　長　政　俊　君	8　番	上　原　　章　君
1　番	比　嘉　京　子　さん	9　番	花　城　大　輔　君
2　番	比　嘉　瑞　己　君	10　番	砂　川　利　勝　君
3　番	西　銘　純　恵　さん	11　番	具志堅　　透　君
4　番	玉　城　　満　君	12　番	大　城　一　馬　君
5　番	仲　村　未　央　さん	13　番	具志堅　　徹　君
6　番	新　田　宜　明　君	14　番	渡久地　　修　君

15番	山内末子さん	32番	前島明男君
16番	仲宗根悟君	33番	照屋守之君
17番	照屋大河君	34番	新垣良俊君
18番	呉屋宏君	35番	仲田弘毅君
19番	吉田勝廣君	36番	嶺井光君
20番	又吉清義君	38番	嘉陽宗儀君
21番	島袋大君	39番	玉城義和君
22番	中川京貴君	40番	奥平一夫君
23番	座喜味一幸君	41番	新里米吉君
25番	玉城ノブ子さん	42番	髙嶺善伸君
26番	赤嶺昇君	43番	狩俣信子さん
27番	新垣清涼君	44番	金城勉君
28番	瑞慶覧功君	45番	糸洲朝則君
29番	崎山嗣幸君	47番	新垣哲司君
30番	新垣安弘君	48番	具志孝助君
31番	當間盛夫君		

欠　　員（1名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比嘉徳和君	主査	川端七生君
次長	知念正治君	政務調査課長	大村浩三君
議事課長	平田善則君	副参事	宮城弘君
副参事兼課長補佐	勝連盛博君	主幹	宮城優君
主幹	佐久田隆君		

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

本日は、平成23年３月、東北地方において発生した「東日本大震災」から４年を迎える日となります。

本県議会は、震災により亡くなられた方々とその御遺族に対し深く哀悼の意を表するとともに、現在も避難生活を余儀なくされている方々に対しまして、お見舞いを申し上げるものであります。

さらに、復興作業は関係各位の御尽力のもと現在も懸命に行われておりますが、震災から４年が経過した今なお道半ばであり、一日も早い復興を祈念するものであります。

この際、さきの大災害による犠牲者の方々の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。

全員御起立願います。

黙禱。

〔全員起立　黙禱〕

○議長（喜納昌春君）　黙禱を終わります。

御着席願います。

○議長（喜納昌春君）　次に、報告いたします。

３月５日の会議において設置されました予算特別委員会の委員長から、同日の委員会において委員長に照屋大河君、副委員長に上原章君を互選したとの報告がありました。

○議長（喜納昌春君）　日程第１　乙第７号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん）　おはようございます。

それでは、ただいま議題となりました乙第７号議案

「沖縄県石油価格調整税条例」の条例議案１件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、同議案は、離島地域への石油製品の輸送経費に対する補助事業に対応するための沖縄県石油価格調整税条例が平成27年３月31日で失効するため、改めて条例を制定するものであり、その税収は、沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品の輸送費補助の財源となっている。

石油価格調整税条例は、昭和47年に創設されて以来、５年または３年ごとに条例を制定するという手続を経て現在に至っており、今後も離島振興対策の一環として、離島住民の生活の安定と産業の振興を図る観点から、石油製品の輸送経費補助事業を実施していく必要があるため、引き続き同趣旨の条例を制定しようとするものである。

条例案の主な内容は、１、納税義務者は、県内において揮発油を販売する元売業者とする、２、課税客体は、元売業者による揮発油の販売とする、３、税率は、揮発油１キロリットルにつき1500円とする、４、この条例は、平成32年３月31日に失効するとなっているとの説明がありました。

本案に関し、平成24年までは５年ごとに揮発油税の軽減措置がなされてきたが、前回なぜ３年の延長となったのかとの質疑がありました。

これに対し、前回、県としても５年間の延長を要望したが、結果的には３年間の延長が認められた。延長の前提として、揮発油の小売価格の引き下げ効果等の検証が条件とされたことから、揮発油税の軽減措置や離島における石油製品輸送費等補助の施策効果の検証及び検証結果を踏まえた施策の見直しということで、改善等の期間として３年間になったと思われるとの答弁がありました。

次に、３年間の検証の結果はどうなったのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県全体として、ガソリンの小売価格が全国平均と比べて１リットル当たり3.5円安くなっており、全国最安値となっている。また、石油製品輸送費等補助事業の効果としては、本島と離島間のガソリン小売価格の格差が１リットル当たり20円から14円になり、補助事業の見直しにより６円縮小されている。さらに、揮発油税の軽減措置が廃止された場合の沖縄県経済に与える影響として、家計部門に対して21億1000万円、それに伴う消費の減退が15億3000万円、産業部門への直接的な影響が23億円で、合計59億4000万円の影響が出るだろうという試算もしているとの答弁がありました。

次に、離島のガソリン小売価格は、コンテナやタンクローリーなどで大量に輸送している離島のほうが安くなると思うが、逆にドラム缶輸送をしている離島のほうが安くなっているのはなぜかとの質疑がありました。

これに対し、県の補助の施策が効いている部分があると思っている。これまで一律0.75円としていた倉入料を、昨年度、補助内容を拡充したときに、ドラム缶輸送の離島には１リットル当たり12円、コンテナ輸送は７円、タンクローリー輸送は２円と段階に応じた補助単価を設定したとの答弁がありました。

次に、昭和47年から実施されている離島と本島間の輸送コスト負担による石油製品の価格差を縮小する補助事業については、そろそろ仕組み自体を見直す時期に来ていると考えるがどうかとの質疑がありました。

これに対し、石油製品の価格については輸送費を補助し、その分価格を下げる効果はあるが、それだけで価格差を全部埋められるものではない。また、石油だけでなく別のエネルギーという観点から、これまでも石油や軽油にかわる植物由来などのものができないかという事業は進められてきているが、決定打はない。

県としては、環境に優しい石油に頼らない部分をふやすなどの取り組みも行っているが、引き続き検討・研究をさせていただきたいとの答弁がありました。

そのほか、県の指導助言による価格差縮減の可能性、離島間の価格差縮減の努力、特定納税義務者からの意見に対する現在の状況、業界内における法定外の目的税化の可能性、類似都道府県の調査などの質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第７号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第７号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第７号議案は、原案のとおり可決されました。

────────◆・・◆────────

○ 議長（喜納昌春君）　日程第２　乙第35号議案及び乙第39号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長上原　章君。

────────────────────

〔委員会審査報告書 (議決事件) 巻末に掲載〕

────────────────────

〔経済労働委員長　上原　章君登壇〕

○経済労働委員長（上原　章君）　ただいま議題となりました乙第35号議案及び乙第39号議案の議決議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、商工労働部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第35号議案「債権の放棄について」は、沖縄市アメニティプラン株式会社に対する中小企業高度化資金に係る債権を一部放棄するため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、平成８年から10年にかけて沖縄市アメニティプラン株式会社に対し、同社が管理・運営するコリンザの建設費等として、中小企業高度化資金32億38万6000円の融資を行った。しかし、同社は、経営の悪化により約定の償還が行えず、平成22年に解散を経て清算会社となり、特別清算手続へ移行した。その特別清算手続の中で清算人から示されている「県に対する弁済額を５億4500万円とすること」などの協定案を受け入れ、県の残りの債権を放棄するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今後のコリンザはどのような運営主体で、どう活用することになるのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄市が狭隘な現在の市立図書館をこちらに移して活用することと、雇用促進施設としての機能を強化するということで、中心市街地のビジネス拠点として市の就労支援、雇用拡大等によるにぎわい創出効果を見込んで活用していくとの説明を受けているとの答弁がありました。

次に、これからは沖縄市の運営で持ち出し分も出ると思うが、しっかり整理できているのかとの質疑がありました。

これに対し、今回のコリンザ等の買い取りについては、一部、雇用促進施設の意味合いもあって一括交付金が原資として充てられている。また、図書館ということで、社会資本に関する交付金等で賄うと聞いている。現在の市立図書館には駐車場がないが、コリンザには駐車場があるので、公的な施設としての利用付加価値が高まるということで、それについては市も財源を捻出して施設運営に当たると聞いているとの答弁がありました。

次に、乙第39号議案「連帯保証債務金額等確認請求調停事件の調停について」は、係属中の調停事件について調停を成立させるため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、沖縄市アメニティプラン株式会社に中小企業高度化資金の融資を行う際、当時の役員を連帯保証人として徴求しており、当該連帯保証人から連帯保証債務の減免を求め、平成22年７月14日付で那覇簡易裁判所へ調停が申し立てられた。これまで29回の調停を経て、今般、連帯保証人が調停内容に同意したことから、係属中の調停を成立させるものであるとの説明がありました。

本案に関し、ここまでの経緯を説明してもらいたいとの質疑がありました。

これに対し、特別清算が行われた平成22年の７月に、連帯保証人側から債務の減免を求める調停があった。30億円余りの債務ということで、連帯保証人側としてもそれぞれ個人で負担できないという話であったため、県としても、それぞれが保証人になった経緯、まちづくりに推進したということもあって29回にわたって話をしてきた。その中で、負担割合については資産等の調査等を行って、最終的には今回提示している6250万円で保証人側の建設当時の責任という部分も踏まえて御理解いただいたとの答弁がありました。

次に、しっかり清算を済ませてから運用していってもらいたいが、最終的にどのような手続になるのかとの質疑がありました。

これに対し、議会の議決を得た後、30回目の最終調停を行い、年度内に全て清算して当該債権関係を終

了する予定であるとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第35号議案及び乙第39号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第35号議案及び乙第39号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第35号議案及び乙第39号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――――◆・・◆―――――――

○ 議長（喜納昌春君）　日程第３　甲第24号議案から甲第35号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長照屋大河君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔予算特別委員長　照屋大河君登壇〕

○予算特別委員長（照屋大河君）　ただいま議題となりました甲第24号議案から甲第35号議案までの補正予算12件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長を初め関係部局長等の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、県税収入が57億円補正増されているが、一方で自動車取得税が減額されている、その内容と理由は何か、また、県税の増額補正と今後の景気回復の流れをどのように予想しているかとの質疑がありました。

これに対し、今回の増額補正の主な要因は、県内景気の拡大、就業者の増加などで実績が当初予算を上回って推移したことによるものである。主な税目としては、個人県民税が納税義務者増加などにより約17億円の増、法人県民税及び法人事業税が景気の拡大を背景にほとんどの業種で収益が増加しており約22億円の増、地方消費税が県内景気の拡大、原油などの輸入量の増加などで約22億円の増である。

一方、自動車取得税については減少しているが、自動車の購入については横ばいで推移しており、エコカー減税の適用車両が年々ふえていることから自動車取得税が減少しているということである。また、今回は57億円の補正であるが、景気は引き続き伸びるものと見込んでおり、平成27年度当初予算についても増額しているところであるとの答弁がありました。

次に、市町村たばこ税県交付金が減額補正となった理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、市町村たばこ税県交付金は、その市町村のたばこ税収が全国平均の２倍を超える市町村がある場合は県に交付することになっている。本県の場合、平成26年度市町村たばこ税県交付金の当初予算は、当該市町村である浦添市のたばこ税収をもとに算出したが、今回、実績が見込みを下回ったことにより、市町村たばこ税県交付金を減額補正するものであるとの答弁がありました。

次に、本県の主要三基金の残高の推移はどうなっているか、また、今後、適正な基金残高の確保が行われる見通しはあるのかとの質疑がありました。

これに対し、財政調整基金、減債基金、県有施設整備基金の主要三基金の合計で、平成24年度末残高は584億8700万円、平成25年度末で713億1900万円、平成26年度末で653億2100万円であり、500億円台から700億円台で推移している。また、基金残高の適正な水準という客観的な指標等はなく、各地方自治体の判断により積み立て取り崩しが行われている。本県の場合、自主財源の割合が低いので、国の地方財政制度が変わるとそれに大きく影響を受けやすい脆弱な部分があるが、行革に取り組みつつ、観光客がふえていく中で法人税等の税収が順調に推移していけば、基金は一定程度確保できるものと考えているとの答弁がありました。

次に、今回の補正予算を計上するに当たって、国の経済対策の特徴的なものは何かとの質疑がありました。

これに対し、今回の経済対策の特徴的なものは、地域における消費喚起や地方の活性化を促すことを目的に取り組むもので、平成26年12月26日に閣議決定さ

れた「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地域住民生活等緊急支援のための交付金がベースとなっていると理解している。

交付のタイプとしては２種類あり、１つ目は、主に個人に対する直接の給付事業を対象とする「地域消費喚起・生活支援型」で、内容としてはプレミアム商品券などを活用する事業があり、予算額としては、県分が19億3500万円、市町村分が26億8600万円で合計46億2100万円となっている。２つ目は、地方版総合戦略の策定などを対象とする「地方創生先行型」で、事業内容としてはＵＩＪターン助成などで、予算額は、県分が９億4700万円、市町村分が15億300万円で合計24億5000万円であるとの答弁がありました。

次に、プレミアム商品券の内容はどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、企画部におけるプレミアム商品券は、離島を含む沖縄県内において、バス、タクシー、モノレールを10回以上利用した方を対象に１万2000円の商品券を１万円で販売する事業と、沖縄本島の路線バスを月間42回以上利用した方に、前月の運賃支払い額の15％から25％に相当する額を商品券として支給するものである。また、農林水産部では、県産農林水産物販売促進プレミアム商品券発行事業として、「おきなわ花と食のフェスティバル」、「中央卸売市場まつり」、「泊いゆまち父の日お魚フェア」、「沖縄ウッディフェア」４つのイベントで商品券を発行し、県産品を買っていただき消費喚起を促す事業を実施しているとの答弁がありました。

次に、観光宣伝誘致強化費４億3268万3000円の事業概要はどのようなものか、特に、消費喚起を図るための商品券発行とはどういう内容かとの質疑がありました。

これに対し、今回の補正は国の経済対策に伴い４つの事業から成っている。１つ目が、沖縄観光うとぅいむち商品券事業で、予算額は３億5200万円である。内容としては、国内観光客に対して、宿泊数の増加、観光施設の利用、消費向上につながる共通の商品券を発行し、もう一カ所、もう一体験の追加体験を促すものである。視点としては、閑散期の観光、平日観光、離島観光への誘因である。２つ目が、沖縄国際映画祭連携イベント促進事業で、予算額は3084万5000円である。事業内容は、国際映画祭を祭り期間のみの一過性のイベントで終わらすことなく、地域を拡大し年間を通じた取り組みを行うものである。３つ目が、世界空手連盟プレミアリーグの開催支援事業で、予算額は2000万円である。事業内容は、空手の世界大会を沖縄に招致することによって、それに付随する延泊旅行や応援団による経済効果、さらに沖縄空手の認知度向上を図り、結果としてスポーツツーリズムの推進、観光振興に寄与するものである。４つ目が、日本代表合宿拠点事業で、予算額は2983億8000万円である。事業内容は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、国内のナショナルチームを招聘し、沖縄県をパラリンピック競技の強化拠点地として誘客を行うものであるとの答弁がありました。

次に、地方版総合戦略の策定状況とスケジュールはどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、地方版総合戦略において定めることとされている人口の動向、将来展望及び目指すべき社会の実現に向けた施策の展開については、昨年３月に策定した沖縄県人口増加計画の中で定めてある。今後は、進捗状況を検証するための指標の設定や施策の拡充などに取り組んでいくこととしている。

県としては、平成27年秋ごろまでに、沖縄県人口増加計画を地方版総合戦略として位置づけることにしているとの答弁がありました。

次に、沖縄振興一括交付金と地方創生先行型交付金の運用については、県としては、市町村と連携をとりながら計画の整合性を図る必要があると考えるがどうかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄振興一括交付金は沖縄振興に資する沖縄の特殊性に基因する事業等を県が自主的に実施できるものであり、地方創生先行型交付金は基本方針の一つとして、仕事と人の好循環を行うことによって地方が元気になるといった視点がある。使途の広さでは沖縄振興一括交付金が優位ではあるが、人口減少の激しい地域では、例えば、仕事づくりなどの構造的な課題解決のためのスキームを考えることによって新たな事業展開につながることもあるので、知恵の出しどころであると考えているとの答弁がありました。

次に、沖縄振興特別推進交付金の市町村分が２億8854万7000円の補正減となっているが、補正減の理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、沖縄振興特別推進交付金の市町村分については、昨年の９月議会において、財政規模の小さい23町村に対する裏負担分支援の拡充として非適債事業を対象とする補正増を行ったが、結果として非適債事業の割合を全事業の60％と見込んだものが45％程度になったことから不用額が生じたため補正減を行うものであるとの答弁がありました。

次に、今後、沖縄振興一括交付金を継続していくためには、県や市町村のしっかりした対応が求められる

と考えるが、予算執行に当たっての課題は何か、また、具体的な取り組みとしてはどのようなものがあるのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄振興一括交付金はこれまでの制度では対応できなかったきめ細かな事業ができるということで、各市町村からは喜ばれている。一方、課題としては、不用額、繰越額をいかに縮減するかということだと認識している。また、課題解決の具体的な取り組みとしては、平成26年度に市町村間の過不足調べを４回実施し、合計で27億円を15団体から減額して16団体へ流用した。

県としては、41市町村長が参加する協議会において、不用額及び繰越額の縮減の取り組みとして、各市町村から早い段階で事業計画を提出していただいて交付決定の前倒しを行うとともに、不用額調べを６月、８月、10月、12月と小まめに行い、不用額の見込みを把握し、他の市町村へ流用することを確認したところであり、今後とも同交付金制度の趣旨に沿った形で調整、助言等の対応を行っていくとの答弁がありました。

次に、生活福祉資金貸付事業の概要と今後の貸し付けに係る財源確保の見込みはどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、生活福祉資金貸付事業は、沖縄県社会福祉協議会が実施主体となって市町村の社会福祉協議会と連携し、低所得者、障害者、高齢者に対して資金貸し付けと必要な相談を支援することにより、経済自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としている。また、今後の貸付額については、これまでと同レベルで推移するものと想定しているが、そのときの経済状況等によって異なることもあるので、国においては、３年間は原資に不足が生じないようにということで今回補正するものであるとの答弁がありました。

次に、保育士の正規雇用については、保育士の確保の面からも正規採用を求める必要があると思うが、正規雇用率の目標値はあるのか、また、事業効果のチェックはどのように行っているのかとの質疑がありました。

これに対し、保育士の正規雇用については、保育所認可時において正規雇用率60％ということで指導している。また、県としては、県所管の認可保育所に対し指導監査を実施しており、その中で保育士の正規雇用率についてチェックし、一定程度下回るところに対しては口頭指導を行い、かなり下回っているところに関しては文書による指摘を行っている。さらに、県全体の正規雇用率については、市町村を通して実態を把握することにより施策の推進に活用しているところであるとの答弁がありました。

次に、子育て支援世帯に対するガソリン購入助成の具体的な内容はどのようなものか、また、なぜガソリンの購入を助成することとしたのかとの質疑がありました。

これに対し、本事業は県内の一定所得以下のひとり親世帯や障害を抱える子供を持つ世帯を対象にガソリン券を交付し、ガソリン支出の負担軽減により生活支援を行うものである。その対象者としては、ひとり親世帯は、児童手当が支給されている２万4000世帯を見込んでおり、障害を抱える世帯としては、特別児童扶養手当が支給されている5000世帯を見込んでいる。なお、１世帯当たりの助成金額は5000円程度を予定している。また、ガソリンの購入を助成対象とした理由は、本県は他地域に比べて家計の消費支出に占めるガソリンの割合が全国の1.5倍程度であることからガソリン券の助成を行うこととしたとの答弁がありました。

次に、情報産業振興費の補正内容はどのようなものか、また、デジタルコンテンツ産業に必要な人材育成事業の内容はどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、今回の地域創生先行型交付金に関する補正は、沖縄デジタルコンテンツ産業人材基盤構築事業、ＩＴ技術者ＵＩＪターン受け入れ促進事業、ソフトウェア検証技術者育成事業の３事業合計で１億3977万円の補正増であり、沖縄クラウド利用促進事業と新情報通信低減化支援事業の２事業が合計で6205万円の減額補正である。また、デジタルコンテンツ産業人材基盤構築事業の内容としては、映像やゲームなどに関するデジタルデータの開発、作成を行う分野で必要とされるプランナーやデザイナーを育成し、業界に供給していく仕組みをつくるものであるとの答弁がありました。

次に、空港整備の財源としては着陸料や航空機燃料譲与税などがあると思うが、今回、国の経済対策に伴う補正として公共離島空港整備事業費が増額されているのはなぜかとの質疑がありました。

これに対し、空港整備の原資として国から交付されるものとして航空機燃料譲与税がある。平成25年度の実績としては、４億1021万2000円である。また空港を使用する者が空港設置者に納付するものが着陸料であり、沖縄県の12空港における平成25年度の着陸料合計は３億1683万円である。今回の補正は、国の

経済対策のメニューとして災害復旧・災害対策の強化が盛り込まれており、平成27年度に予定していた与那国空港の劣化が著しい場周柵などについて前倒しで６億8150万円を補正増するものであるとの答弁がありました。

次に、急傾斜地崩壊対策事業費の事業内容はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、急傾斜地崩壊対策事業により事業を実施している箇所は豊見城市真玉橋地区であり、当該地区は平成24年度に事業化し平成27年度に完了予定である。なお、今回の補正の減額については、国庫内示が減額となったことに伴い県予算を減額するものである。また、昨年５月の豪雨により斜面が崩壊した浦添市勢理客については、ことし６月ごろまでに急傾斜地崩壊危険区域に指定するとともに実施設計を行い、平成27年度中に対策工事に着手する予定である。さらに、昨年７月の台風８号により斜面が崩壊した浦添市安波茶については、現在、浦添市の協力を得ながら急傾斜地崩壊危険区域の指定が可能か検討しているところであるとの答弁がありました。

次に、イモゾウムシ、アリモドキゾウムシなどの病害虫を根絶し、沖縄の農業を発展させる見通しはあるのかとの質疑がありました。

これに対し、イモゾウムシ、アリモドキゾウムシの根絶は、芋の生産振興を図る上で重要な事業と位置づけており、現在、カンショの生産については６次産業化も含め40億円から50億円の売り上げの事例もある。また、宮古、八重山においても芋の加工が始まっており、そういう意味では非常に可能性が高いと考えている。一方、技術的にはウリミバエのように不妊虫を大量増殖して根絶する方法がある。また、もう一つの方法として誘引剤による防除があるが、それについては課題があり実用化に至っていない。しかし、現在、久米島でイモゾウムシの根絶に取り組むとともに、津堅島では今年中にイモゾウムシ、アリモドキゾウムシの根絶ができるめどがついている。

県としては、離島からできることをやっていき、当面の間は根絶ではないが、害虫の密度を落とす新しい農薬などを使いながら、各地域の芋の品質を高めていくこととしており、今後、早急に根絶に向けて取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、学校建設費について、首里高校校舎改築工事に係る埋蔵文化財発掘のための工事中止に伴う国庫補助金の返還に要する経費が補正されているが、文化財も残しながら予定地に校舎も建築するといった可能性はあるかとの質疑がありました。

これに対し、当初から設計変更も含め校舎建設と文化財の保存ができないか可能性を検討してきており、その結果、現地で記録保存として残すこととしている。現在、どういった形で保存できるのか文化課と施設関係担当課で調整をしているところであるとの答弁がありました。

そのほか、子育て総合対策費の補正の内容、衛生環境研究所移転新築工事の事業内容、辺野古埋立承認に係る検証委員会のあり方、特別会計の補正の内容、県立専門高校へのタブレット端末整備の事業内容、執行率改善に向けた取り組み、空手道会館整備の進捗状況、県道７号線の整備計画の有無、伊良部架橋開通に伴う経済効果、県単離島空港整備事業費の補正減の理由、新石垣空港国際線旅客施設強化事業費の繰越理由、観光関連事業者が行う環境対策への補助実績と補正減の理由、障害者自立支援給付費の事業内容、農地保有合理化促進対策事業の課題と対策、教職員の給与費の減額理由、公立学校における太陽光発電に関する事業の補正減の理由、保育士の正規雇用の見込み人数、待機児童解消に向けた取り組み状況、生活福祉資金貸付事業の事業内容、こども医療費及び重度心身障害児医療費の自動償還払いの状況、情緒障害児短期治療施設の取り組み状況、プレミアム商品券発行による経済効果及び告知の方法、デジタルコンテンツ人材育成事業の成果の検証、認可外保育園の認可化移行の計画及び実績、人材育成推進費の事業内容、精神医療費の執行状況、地域住民生活等緊急支援のための交付金に関する事業数、産業廃棄物対策費の補正減の内容などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、甲第24号議案から甲第35号議案までの12件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第24号議案から甲第35号議案までの12件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案12件は、原案のとおり決すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第24号議案から甲第35号議案までは、原案のとおり可決されました。

────────◆・・◆────────

○ 議長（喜納昌春君）　日程第４　陳情第18号、第22号及び第24号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情３件のうち、陳情第22号及び第24号については米軍基地関係特別委員会に、陳情第18号については公共交通ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

──────────────────────────

○議長（喜納昌春君）　この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明３月12日から26日までの15日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、明３月12日から26日までの15日間休会とすることに決定いたしました。

──────────────────────────

○議長（喜納昌春君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、３月27日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時45分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　喜　納　昌　春

会議録署名議員　　比　嘉　瑞　己

会議録署名議員　　花　城　大　輔

平成27年３月13日

平成27年
第　1　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　10　号）

平成27年
第　1　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第10号）

平成27年３月13日（金曜日）午前10時２分開議

議　事　日　程　第10号

平成27年３月13日（金曜日）
午前10時開議

第１　乙第48号議案（知事説明、質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第48号議案
上告及び上告受理の申立てについて

出　席　議　員（42名）

議　長	喜納昌春　君	23　番	座喜味一幸　君
副議長	翁長政俊　君	25　番	玉城ノブ子　さん
1　番	比嘉京子　さん	26　番	赤嶺　昇　君
2　番	比嘉瑞己　君	27　番	新垣清涼　君
3　番	西銘純恵　さん	28　番	瑞慶覧　功　君
4　番	玉城　満　君	29　番	崎山嗣幸　君
5　番	仲村未央　さん	30　番	新垣安弘　君
6　番	新田宜明　君	32　番	前島明男　君
7　番	儀間光秀　君	33　番	照屋守之　君
8　番	上原　章　君	34　番	新垣良俊　君
9　番	花城大輔　君	35　番	仲田弘毅　君
10　番	砂川利勝　君	38　番	嘉陽宗儀　君
11　番	具志堅　透　君	39　番	玉城義和　君
12　番	大城一馬　君	40　番	奥平一夫　君
13　番	具志堅　徹　君	41　番	新里米吉　君
14　番	渡久地　修　君	42　番	髙嶺善伸　君
15　番	山内末子　さん	43　番	狩俣信子　さん
16　番	仲宗根　悟　君	44　番	金城　勉　君
17　番	照屋大河　君	45　番	糸洲朝則　君
18　番	呉屋　宏　君	47　番	新垣哲司　君
22　番	中川京貴　君	48　番	具志孝助　君

欠　席　議　員（５名）

19　番	吉田勝廣　君	31　番	當間盛夫　君
20　番	又吉清義　君	36　番	嶺井　光　君
21　番	島袋　大　君		

欠　　員（１名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	総務部長	平敷昭人君
副知事	浦崎唯昭君	総務部財政統括監	前田光幸君
副知事	安慶田光男君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比嘉徳和君	主幹	佐久田隆君
次長	知念正治君	主査	川端七生君
議事課長	平田善則君		
副参事兼課長補佐	勝連盛博君		

○議長（喜納昌春君）　去る３月11日の会議において、本日は休会とすることに議決されましたが、議事の都合により特に会議を開きます。

―――――――――――――――

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

３月11日、知事から、お手元に配付いたしました議案１件の提出がありました。

―――――――――――――――

○ 議長（喜納昌春君）　日程第１　乙第48号議案を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

翁長知事。

―――――――――――――――

〔知事追加提出議案　巻末に掲載〕

―――――――――――――――

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○ 知事（翁長雄志君）　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

平成27年第１回沖縄県議会（定例会）に追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

追加提出いたしました議案は、議決議案１件であります。

乙第48号議案「上告及び上告受理の申立てについて」は、平成27年３月５日に判決の言い渡し及び判決書の送達があった、福岡高等裁判所那覇支部平成26年（ネ）第107号遺産確認等請求控訴事件について、この判決を不服として上告及び上告受理の申し立てをするため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、上告期間がございますので、早期に御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております乙第48号議案は、総務企画委員会に付託いたします。

―――――――――――――――

○議長（喜納昌春君）　以上をもって本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時４分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　喜　納　昌　春

会議録署名議員　　比　嘉　瑞　己

会議録署名議員　　花　城　大　輔

平成27年３月18日

平成27年
第　1　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　11　号）

平成27年
第　1　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第11号）

平成27年３月18日（水曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第11号

平成27年３月18日（水曜日）
午前10時開議

第１　乙第48号議案（総務企画委員長報告）

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第48号議案
上告及び上告受理の申立てについて

出　席　議　員（46名）

議　長	喜納昌春　君	22　番	中川京貴　君
副議長	翁長政俊　君	23　番	座喜味一幸　君
1　番	比嘉京子　さん	25　番	玉城ノブ子　さん
2　番	比嘉瑞己　君	27　番	新垣清涼　君
3　番	西銘純恵　さん	28　番	瑞慶覧　功　君
4　番	玉城　満　君	29　番	崎山嗣幸　君
5　番	仲村未央　さん	30　番	新垣安弘　君
6　番	新田宜明　君	31　番	當間盛夫　君
7　番	儀間光秀　君	32　番	前島明男　君
8　番	上原　章　君	33　番	照屋守之　君
9　番	花城大輔　君	34　番	新垣良俊　君
10　番	砂川利勝　君	35　番	仲田弘毅　君
11　番	具志堅　透　君	36　番	嶺井　光　君
12　番	大城一馬　君	38　番	嘉陽宗儀　君
13　番	具志堅　徹　君	39　番	玉城義和　君
14　番	渡久地　修　君	40　番	奥平一夫　君
15　番	山内末子　さん	41　番	新里米吉　君
16　番	仲宗根　悟　君	42　番	髙嶺善伸　君
17　番	照屋大河　君	43　番	狩俣信子　さん
18　番	呉屋　宏　君	44　番	金城　勉　君
19　番	吉田勝廣　君	45　番	糸洲朝則　君
20　番	又吉清義　君	47　番	新垣哲司　君
21　番	島袋　大　君	48　番	具志孝助　君

欠　席　議　員（１名）

26　番　赤嶺　昇　君

欠　　員（１名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比嘉徳和君	主幹	佐久田　隆君
次長	知念正治君	主査	川端七生君
議事課長	平田善則君	政務調査課長	大村浩三君
副参事兼課長補佐	勝連盛博君	副参事	宮城　弘君

○議長（喜納昌春君）　去る３月11日の会議において、本日は休会とすることに議決されましたが、議事の都合により特に会議を開きます。

―――――――――――――――――――――

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１　乙第48号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔総務企画委員長　山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん）　ハイタイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

おはようございます。

ただいま議題となりました乙第48号議案「上告及び上告受理の申立てについて」の議決議案１件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、同議案は、沖縄県が管理する所有者不明土地に係る訴訟事件について、平成27年３月５日の第二審判決を不服として、最高裁判所に上告及び上告受理の申し立てをするため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

事件の概要としては、沖縄県が管理する所有者不明土地について、戦前、控訴人らの被相続人が前所有者から売買により取得したとして、被相続人の遺産であることの確認を求めたものである。一審は県勝訴の判決であったが、二審では原判決が取り消され、被相続人の遺産であることを確認する県敗訴の判決が言い渡されている。

県としては、第二審の判決について重大な手続違反等があると考えており、上告及び上告受理の申し立てをするものである。

なお、上告の内容としては、原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求めること。

上告受理の申し立ての内容は、本件を上告審として受理すること。また、その上告の内容としては、原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求めることであるとの説明がありました。

本案に関し、一審と二審の判決の時期はいつかとの質疑がありました。

これに対し、一審は、平成25年５月31日に提訴が行われており、判決は平成26年９月８日に判決言い渡しで県が勝訴した。二審は、平成27年３月５日に判決言い渡しで県が敗訴している。

なお、上告の期限は３月19日であるとの答弁がありました。

次に、二審の重大な手続違反とはどういうことかとの質疑がありました。

これに対し、一審、二審とも原告側の証拠書類に売買契約があるが、その売買契約書が真正なものかということについての事実認定で争いがあり、二審ではこの契約書に書かれている売り主、買い主、今回の５筆の土地に関して売買契約が推定できると認定された。しかし、その推定のための証拠として用いたのが売買契約書であり、さらには、この売買契約書が保管されていたとするすずり箱の状況などから本物であろうと推定されている。

これに関して、県の顧問弁護士、訴訟代理人にそれぞれ意見を伺ったところ、通常こういった形の証拠を認定する場合は他の物証、例えば印鑑が本物であること、筆跡を確認することなどを行い初めて事実認定とすべきであるが、それをしていない。

県としては、そういうところが民事訴訟法第318条の法令解釈に関する誤りであると考えているとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第48号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第48号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第48号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君）　以上をもって本日の日程は終了いたしました。

次会は、３月27日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時７分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　喜　納　昌　春

会議録署名議員　　比　嘉　瑞　己

会議録署名議員　　花　城　大　輔

平成27年３月27日

平成27年
第　1　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　12　号）

平成27年
第　1　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第12号）

平成27年３月27日（金曜日）午前10時２分開議

議　事　日　程　第12号

平成27年３月27日（金曜日）

午前10時開議

第１　乙第１号議案から乙第６号議案まで、乙第31号議案及び乙第32号議案（総務企画委員長報告）

第２　乙第20号議案から乙第22号議案まで（経済労働委員長報告）

第３　乙第９号議案から乙第19号議案まで及び乙第28号議案から乙第30号議案まで（文教厚生委員長報告）

第４　乙第８号議案、乙第23号議案から乙第27号議案まで（土木環境委員長報告）

第５　沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例

崎山　嗣幸君	具志堅　透君	提出　議員提出議案第３号	
中川　京貴君	座喜味一幸君		
照屋　守之君	仲村　未央さん		
赤嶺　　昇君	奥平　一夫君		
上原　　章君	渡久地　修君		
當間　盛夫君	大城　一馬君		
比嘉　瑞己君	新垣　安弘君		
嶺井　　光君			

第６　乙第40号議案及び乙第45号議案から乙第47号議案まで（総務企画委員長報告）

第７　乙第34号議案、乙第37号議案及び乙第41号議案（経済労働委員長報告）

第８　乙第33号議案、乙第36号議案、乙第38号議案及び乙第42号議案から乙第44号議案まで（土木環境委員長報告）

第９　甲第１号議案から甲第23号議案まで（予算特別委員長報告）

第10　民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書

呉屋　　宏君	又吉　清義君	提出　議員提出議案第４号	
島袋　　大君	照屋　守之君		
新田　宜明君	狩俣　信子さん		
赤嶺　　昇君	糸洲　朝則君		
西銘　純恵さん	比嘉　京子さん		
嶺井　　光君	比嘉　瑞己君		
新垣　安弘君			

第11　陳情平成25年第68号（経済労働委員長報告）

第12　請願平成26年第４号、陳情平成24年第89号、同第104号、同第140号の３、同第194号、同第200号、陳情平成25年第50号の６、同第134号の２、同第139号、陳情平成26年第２号、同第10号、同第36号、同第46号、同第53号、同第62号、同第63号、同第74号、同第76号、同第79号、同第82号、同第93号の２及び同第98号（文教厚生委員長報告）

第13　陳情第４号、第８号、第11号、第15号及び第22号（米軍基地関係特別委員長報告）

第14　陳情平成26年第96号（公共交通ネットワーク特別委員長報告）

第15　閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第１号議案から乙第６号議案まで、乙第31号議案及び乙第32号議案

乙第１号議案　平成27年度沖縄県一般会計予算

乙第２号議案　平成27年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

乙第３号議案　平成27年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

乙第４号議案　平成27年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

乙第５号議案　平成27年度沖縄県下地島空港特別会計予算

乙第６号議案　平成27年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

乙第31号議案　平成26年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）

乙第32号議案　平成26年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第２号）

日程第２　乙第20号議案から乙第22号議案まで

乙第20号議案　沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例

乙第21号議案　沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第22号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第３　乙第９号議案から乙第19号議案まで及び乙第28号議案から乙第30号議案まで

乙第９号議案　沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

乙第10号議案　沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

乙第11号議案　沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

乙第12号議案　沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

乙第13号議案　沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例

乙第14号議案　沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

乙第15号議案　沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

乙第16号議案　沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

乙第17号議案　沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

乙第18号議案　沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

乙第19号議案　食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

乙第28号議案　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

乙第29号議案　沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

乙第30号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

日程第４　乙第８号議案、乙第23号議案から乙第27号議案まで

乙第８号議案　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

乙第23号議案　沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例

乙第24号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例

乙第25号議案　建築基準法施行条例の一部を改正する条例

乙第26号議案　沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例

乙第27号議案　沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第５　沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第６　乙第40号議案及び乙第45号議案から乙第47号議案まで
　　乙第40号議案　包括外部監査契約の締結について
　　乙第45号議案　糸満市と豊見城市との境界変更について
　　乙第46号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について
　　乙第47号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について
日程第７　乙第34号議案、乙第37号議案及び乙第41号議案
　　乙第34号議案　土地の処分について
　　乙第37号議案　車両損傷事故に関する和解等について
　　乙第41号議案　指定管理者の指定について
日程第８　乙第33号議案、乙第36号議案、乙第38号議案及び乙第42号議案から乙第44号議案まで
　　乙第33号議案　財産の取得について
　　乙第36号議案　訴えの提起について
　　乙第38号議案　車両損傷事故に関する和解等について
　　乙第42号議案　指定管理者の指定について
　　乙第43号議案　指定管理者の指定について
　　乙第44号議案　指定管理者の指定について
日程第９　甲第１号議案から甲第23号議案まで
　　甲第１号議案　平成27年度沖縄県一般会計予算
　　甲第２号議案　平成27年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
　　甲第３号議案　平成27年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
　　甲第４号議案　平成27年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
　　甲第５号議案　平成27年度沖縄県下地島空港特別会計予算
　　甲第６号議案　平成27年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
　　甲第７号議案　平成27年度沖縄県下水道事業特別会計予算
　　甲第８号議案　平成27年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
　　甲第９号議案　平成27年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
　　甲第10号議案　平成27年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
　　甲第11号議案　平成27年度沖縄県林業改善資金特別会計予算
　　甲第12号議案　平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
　　甲第13号議案　平成27年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
　　甲第14号議案　平成27年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
　　甲第15号議案　平成27年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
　　甲第16号議案　平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
　　甲第17号議案　平成27年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
　　甲第18号議案　平成27年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
　　甲第19号議案　平成27年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
　　甲第20号議案　平成27年度沖縄県公債管理特別会計予算
　　甲第21号議案　平成27年度沖縄県病院事業会計予算
　　甲第22号議案　平成27年度沖縄県水道事業会計予算
　　甲第23号議案　平成27年度沖縄県工業用水道事業会計予算
日程第10　民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書
日程第11　陳情平成25年第68号
　　陳情平成25年第68号　国営土地改良事業「石垣島地区」の平成26年度事業着工及び関連事業の推進に関する陳情
日程第12　請願平成26年第４号、陳情平成24年第89号、同第104号、同第140号の３、同第194号、

同第200号、陳情平成25年第50号の６、同第134号の２、同第139号、陳情平成26年第２号、
同第10号、同第36号、同第46号、同第53号、同第62号、同第63号、同第74号、同第76号、
同第79号、同第82号、同第93号の２及び同第98号
請願平成26年第４号　早朝講座及び資格取得等に関する請願
陳情平成24年第89号　離島におけるがん患者支援対策推進を求める陳情
陳情平成24年第104号　「幼稚園・就学前教育」準義務教育化・無償化に関する陳情
陳情平成24年第140号の３　美ぎ島美しゃ（先島）圏域の振興発展に関する陳情
陳情平成24年第194号　スクールソーシャルワーカー活用事業に関する陳情
陳情平成24年第200号　「ワンストップ支援センター」設立に関する陳情
陳情平成25年第50号の６　平成25年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情
陳情平成25年第134号の２　修学資金貸付制度の拡充並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）の継続実施に関する陳情
陳情平成25年第139号　県立沖縄水産高等学校の海洋技術科の単科としての存続に関する陳情
陳情平成26年第２号　こども医療費助成制度の拡充に関する陳情
陳情平成26年第10号　普天間高等学校のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区返還跡地への移転に関する陳情
陳情平成26年第36号　離島におけるがん患者・難病患者支援のさらなる充実を求める陳情
陳情平成26年第46号　沖縄戦、南洋戦などの一般民間戦争被害者救済のための新援護法制定に関する陳情
陳情平成26年第53号　「幼稚園・就学前教育」義務教育化・無償化に関する陳情
陳情平成26年第62号　豊見城城址公園周辺の戦没者遺骨の捜索・収容に関する陳情
陳情平成26年第63号　離島への相談支援・情報提供関連予算の確保を求める陳情
陳情平成26年第74号　沖縄県出身の特定失踪者の救出に関する陳情
陳情平成26年第76号　戦後70年事業としての住民収容所埋葬地の遺骨収集に関する陳情
陳情平成26年第79号　被災児童（脳脊髄液減少症）の救済に関する陳情
陳情平成26年第82号　沖縄の少年非行に関する陳情
陳情平成26年第93号の２　修学資金貸付制度の拡充及び介護福祉士養成に係る離職者訓練の募集の強化に関する陳情
陳情平成26年第98号　スクールソーシャルワーカー活用事業に関する陳情
日程第13　陳情第４号、第８号、第11号、第15号及び第22号
陳情第４号　相次ぐＦ15イーグル戦闘機のパネル落下事故に関する陳情
陳情第８号　米軍ＡＨＩＷヘリコプターからの部品落下事故に関する陳情
陳情第11号　米海兵隊普天間基地所属ＡＨＩＷヘリコプターのミサイル発射装置等、装備品落下事故に関する陳情
陳情第15号　相次ぐ米軍機による部品落下事故に関する陳情
陳情第22号　キャンプ・シュワブ演習場における未明から早朝の爆発音に関する陳情
日程第14　陳情平成26年第96号
陳情平成26年第96号　旅客船に係る軽油引取税特例措置の延長・恒久化に関する陳情
日程第15　閉会中の継続審査の件

出　席　議　員（47名）

議　長	喜　納　昌　春　君	４　番	玉　城　　満　君
副議長	翁　長　政　俊　君	５　番	仲　村　未　央　さん
１　番	比　嘉　京　子　さん	６　番	新　田　宜　明　君
２　番	比　嘉　瑞　己　君	７　番	儀　間　光　秀　君
３　番	西　銘　純　恵　さん	８　番	上　原　　章　君

9番	花城大輔君	29番	崎山嗣幸君
10番	砂川利勝君	30番	新垣安弘君
11番	具志堅透君	31番	當間盛夫君
12番	大城一馬君	32番	前島明男君
13番	具志堅徹君	33番	照屋守之君
14番	渡久地修君	34番	新垣良俊君
15番	山内末子さん	35番	仲田弘毅君
16番	仲宗根悟君	36番	嶺井光君
17番	照屋大河君	38番	嘉陽宗儀君
18番	呉屋宏君	39番	玉城義和君
19番	吉田勝廣君	40番	奥平一夫君
20番	又吉清義君	41番	新里米吉君
21番	島袋大君	42番	髙嶺善伸君
22番	中川京貴君	43番	狩俣信子さん
23番	座喜味一幸君	44番	金城勉君
25番	玉城ノブ子さん	45番	糸洲朝則君
26番	赤嶺昇君	47番	新垣哲司君
27番	新垣清涼君	48番	具志孝助君
28番	瑞慶覧功君		

欠　　員（１名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比嘉徳和君	主査	川端七生君
次長	知念正治君	政務調査課長	大村浩三君
議事課長	平田善則君	副参事	宮城弘君
副参事兼課長補佐	勝連盛博君	主幹	宮城優君
		主幹	天久庸隆君
主幹	佐久田隆君	主幹	田代寛幸君

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

２月17日から３月13日までに受理いたしました請願２件及び陳情11件は、３月18日に配付いたしました請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、昨日、崎山嗣幸君外14人から、議員提出議案第３号「沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例」及び呉屋宏君外12人から、議員提出議案第４号「民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書」の提出がありました。

○議長（喜納昌春君）　日程第１　乙第１号議案から乙第６号議案まで、乙第31号議案及び乙第32号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん）　ハイタイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

ただいま議題となりました乙第１号議案から乙第６号議案まで、乙第31号議案及び乙第32号議案の条例議案８件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長、警察本部警務部長及び警察本部交通部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の

概要等について申し上げます。

まず乙第１号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、教員の業務内容の特殊性を勘案し、教員の士気を高め、教育活動の活性化を図るため、教員特殊業務手当の支給額を改める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、教員特殊業務手当について、業務の困難性や特殊性等を考慮し、25％引き上げるものであるとの説明がありました。

本案に関し、文部科学省がこの時期に教員特殊業務手当の見直しを行う理由は何か、また、手当見直しによる予算額と対象となる教員の人数はどれぐらいかとの質疑がありました。

これに対し、文部科学省は、教職員の給与見直しについて、以前から中央教育審議会などの提言を受けており、その必要性から適宜見直しを行ってきている。部活動に係る手当等はこれまでも支給されてきたが、今回、給与にめり張りをつけて、より学校現場において士気を高めるということが背景にあると理解をしている。

また、今回の教員特殊業務手当の見直しに伴い、予算上は、約１億2000万円の増額となる。対象は、小学校から高等学校まで及び特別支援学校の教員で、対象人数は、平成25年度の実績からすると、１万6000名ほどであるとの答弁がありました。

次に、手当の支給対象業務の中で、被害が特に甚大な非常事態で、人事委員会が認める業務とはどのようなものか、また、非常災害時等の緊急業務で救急業務も手当の対象となっているが、教員は一定の救急の知識は持っているのかとの質疑がありました。

これに対し、人事委員会が認める業務とは、非常災害が急迫した状態において行う当該非常災害に備える業務または非常災害直後の復旧業務で、その日において緊急に処理することを要する業務である。

また、学校内における児童生徒等の安全については、校長以下教員の業務に含まれているところであり、いわゆる消防訓練、火災訓練など救急業務に関連する訓練は、各学校の実情において取り組んでいるものと考えているとの答弁がありました。

次に、乙第２号議案「沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例」は、県立病院の医療体制を強化するとともに、経営改善を図るため、病院事業局職員の定数を改める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、病院事業局の医師、看護師、薬剤師、臨床工学技士、臨床検査技士及び事務職の職員定数を146人増員し、2880人に改めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、県内の医療において格差があることは問題であり、特に北部、宮古、八重山における７対１看護の導入は患者サービス及び看護師の労働軽減等の面からも真剣に考えるべきだと思うがどうかとの質疑がありました。

これに対し、７対１看護については、北部、宮古及び八重山地域における重症度の高い患者の割合が低いこともあり導入できていない。現在、重症度の高い患者については、南部医療センター・こども医療センター、あるいは中部病院で対応しているところである。県としては、制度のあり方や今後の対応について、保健医療部と相談しながら引き続き検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、臨床工学技士38名の配置はどうなっているのか、また、薬剤師及び臨床工学技士を増員することによって収入はどうなるかとの質疑がありました。

これに対し、新たに配置する臨床工学技士は、中部病院に13名、南部医療センター・こども医療センターに16名、北部、宮古及び八重山病院にそれぞれ３名の増員となっている。

また、薬剤師の増員は、病棟薬剤師業務の実施加算という項目で、年間5400万円の改善が図られるとともに、臨床工学技士を増員し人員体制を整えることで、特定集中治療室管理料の改善額が年間１億9000万円と見込んでいるとの答弁がありました。

次に、乙第３号議案「沖縄県行政手続条例の一部を改正する条例」は、行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、処分及び行政指導に関する手続について、県民の権利利益の保護の充実を図るための制度を新たに整備するなどの必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、１点目に、行政指導を受けた者が、当該行政指導が法律及び条例の要件に適合しないと思料するときに中止等を求める制度を整備すること、２点目に、県民等が、法令違反の事実を発見した場合に、行政庁または県の機関に対し是正のための処分等を求める制度を整備することであるとの説明がありました。

本案に関し、行政指導を行う場合、根拠等を相手に説明することは当然だと考えるがどういうことかとの質疑がありました。

これに対し、これまでは、行政指導をするときに、指導の趣旨や内容について相手側に明示していたが、許認可等の権限行使の根拠を明示することまでは求め

ていない。今回の条例改正では、許認可等の権限行使の根拠を明示することを条例上義務づけるものであるとの答弁がありました。

そのほか、条例改正の周知方法、処分等を求める窓口などについて質疑がありました。

次に、乙第４号議案「沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、法令に基づく知事の権限に属する事務の一部について市町村が処理することとするほか、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部が改正されることに伴い、条例の規定を整理する必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、１点目に、旅券法等に基づく知事の権限に属する事務の一部について、事務の移譲に係る市町村長との協議が調ったものを当該市町村に移譲すること、２点目に、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可に関する事務等が保健所を設置する市の事務とされることに伴い、条例により那覇市に移譲するとしていた当該事務を削除することであるとの説明がありました。

本案に関し、旅券法に基づく知事の権限に属する事務の一部について、事務の移譲がされていない市町村はどれぐらいあるか、また、この地域における権限移譲はされないということかとの質疑がありました。

これに対し、今回、旅券法に基づく事務の移譲について、南城市と西原町を追加するものであり、それに伴い、事務の移譲が行われていない市町村は、那覇市、浦添市、豊見城市、糸満市、八重瀬町、中城村の６市町村となる。

県としては、身近な住民サービスは基礎自治体である市町村が取り組むことが重要だと考えており、引き続き市町村の理解を得て、積極的に事務を進めていきたいとの答弁がありました。

そのほか、県条例から那覇市に移譲している事務の一部を削除する理由、高度医療機器の種類、事務移管を行った件数などについて質疑がありました。

次に、乙第５号議案「沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例」は、小規模企業者等設備導入資金助成法が廃止されることに伴い、同法に基づく特別会計により行う事業を引き続き実施するためには、条例により特別会計を設置する必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、条例の別表に新たに沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計を追加するものであるとの説明がありました。

次に、乙第６号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、新たに設備等の使用料及び申請手数料の徴収根拠を定めるとともに、既存の手数料の額の適正化及び廃止、その他所要の改正を行うものである。

主な改正の内容は、１点目に、海洋温度差発電実証試験設備に係る使用料及び工業技術センターに設置する機器に係る使用料の徴収根拠を定めること、２点目に、工業技術センター手数料及び家畜の注射または薬浴の手数料について、額の適正化を図ること、３点目に、農業研究センターの手数料を廃止することなどのほか、法令改正に伴う所要の改正等を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、海洋温度差発電実証実験は、費用対効果で事業の必要性を推しはかることは難しいと思うが、一括交付金を活用する事業として優先度は高いのかとの質疑がありました。

これに対し、海洋温度差発電については、特に沖縄の離島におけるエネルギーの自給自足を図るという観点から、必要な事業として取り組んだものと考えているとの答弁がありました。

そのほか、海洋温度差発電実証実験に投入した総予算などについて質疑がありました。

次に、乙第31号議案「沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例」は、ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案の対策を強化するとともに、我が国を取り巻く国際情勢の変化への的確な対応を図るため、警察官の定員を改める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、警視の定数を102人から104人に、警部を212人から215人に、警部補及び巡査部長を1496人から1534人に、巡査を784人から804人に改めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回増員される63人の配置はどうなるのかとの質疑がありました。

これに対し、63人のうち60人については、尖閣諸島周辺海域での中国公船等による領海侵入が繰り返されているという状況を踏まえ、その対応に万全を期すために、警察官が関係省庁と連携しつつ事態の進展、状況に応じた柔軟な部隊編成を可能とするために配置するものである。また、３名については、子供・女性安全対策課に配置し、これまで以上にＤＶやストーカー事案に係る捜査支援に当たっていくとの答弁がありました。

次に、尖閣諸島周辺の警備活動の実態はどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、海上での警備に当たる際、県警察にお

いて部隊を編成して海上保安庁の船に乗船し、同庁の職員と連携をして一緒に尖閣周辺の警戒に当たっているとの答弁がありました。

そのほか、ストーカー事案に係る相談件数及び検挙数、ＤＶ及びストーカー被害に対する取り組み、警察職員採用までの流れ、イスラム国によるテロ被害の可能性、辺野古における警備などについて質疑がありました。

次に、乙第32号議案「沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」は、道路交通法施行令の一部が改正されること等に伴い、手数料の追加及び額を改める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、１点目に、運転免許関係手数料等の額を改めること、２点目に、自転車運転者講習の手数料の徴収根拠を定めることである。

なお、施行期日は、運転免許関係等手数料については、平成27年４月１日、自転車運転者講習手数料については、平成27年６月１日であるとの説明がありました。

本案に関し、自転車運転者講習とはどういうものかとの質疑がありました。

これに対し、自転車運転者講習手数料は新設の手数料であり、近年、全国的に自転車の事故が増加している情勢を踏まえ、複数回警告、指導を受けた者に対し、講習を義務づけることにより安全を確保するものであるとの答弁がありました。

そのほか、自転車運転の違反行為及び検挙件数などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第１号議案から乙第６号議案まで、乙第31号議案及び乙第32号議案の条例議案８件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第１号議案から乙第６号議案まで、乙第31号議案及び乙第32号議案の８件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案８件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第１号議案から乙第６号議案まで、乙第31号議案及び乙第32号議案の８件は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（喜納昌春君）　日程第２　乙第20号議案から乙第22号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長上原　章君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔経済労働委員長　上原　章君登壇〕

○経済労働委員長（上原　章君）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第20号議案から乙第22号議案までの条例議案３件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、商工労働部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第20号議案「沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例」は、沖縄振興特別措置法の一部改正に伴い、用語の意義等を改める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正内容は、情報通信産業振興地域及び国際物流拠点産業集積地域の区域について、主務大臣の指定から知事が計画を作成して指定することに改められたこと及び金融業務特別地区が経済金融活性化特別地区に改められたことに伴い所要の改正を行うとともに、施行期日を公布の日から施行し、改正後の沖縄県企業立地促進条例の規定は、平成26年４月１日から適用するものであるとの説明がありました。

次に、乙第21号議案「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄振興特別措置法の一部改正に伴い、施設の設置に関する規定を改める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正内容は、沖縄振興特別措置法に規定する国際物流拠点産業集積地域の区域について、主務大臣の指定から知事が計画を作成して指定することに改められたことに伴い、設置に関する規定を改めるものであ

るとの説明がありました。

次に、乙第22号議案「沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄ＩＴ津梁パーク施設企業集積施設２号棟に駐車場を整備することなどに伴い、使用料の額を改める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正内容は、企業集積施設２号棟の使用料を560万2287円から612万3537円に改めるものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第20号議案から乙第22号議案までの条例議案３件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第20号議案から乙第22号議案までの３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第20号議案から乙第22号議案までの３件は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（喜納昌春君）　日程第３　乙第９号議案から乙第19号議案まで及び乙第28号議案から乙第30号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長呉屋　宏君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長　呉屋　宏君登壇〕

○文教厚生委員長（呉屋　宏君）　14件ですから、長いですからね。

ただいま議題となりました乙第９号議案から乙第19号議案まで及び乙第28号議案から乙第30号議案までの条例議案14件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、子ども生活福祉部長、保健医療部長及び教育長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第９号議案「沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、サテライト型小規模介護老人保健施設に関する基準を改める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、サテライト型介護老人保健施設について、本体施設と適切に連携がなされている場合に置かないことができる者として、言語聴覚士を追加するものであるとの説明がありました。

本案に関し、置かないことができる理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合、本体施設と連携して事業を行うということで、本体施設にいる人員を活用するとした上で置かないことができるとの答弁がありました。

次に、医療施設と密接な関係がある事業者しか設置できないのかとの質疑がありました。

これに対し、医療の必要な方が入所するので、介護老人保健施設もしくは医療施設が本体になると規定されているとの答弁がありました。

そのほか、県内における同施設の数、県内離島における同施設設置の展望、県内の介護サービス事業者数などについて質疑がありました。

次に、乙第10号議案と乙第11号議案は、関連するので一括して審査を行いました。

乙第10号議案「沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、訪問介護及び通所介護等に関する基準等を改める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取り組みができるよう地域支援事業へ移行することに伴う改正を行うとともに、通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の宿泊サービスを実施している事業所については、届け出を求めることとし、事故報告

の規定を設けるものであるとの説明がありました。

次に、乙第11号議案「沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴い、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護等に関する基準等を改める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取り組みができるよう地域支援事業へ移行することから、当該介護に係る条文を削除する。あわせて、円滑な移行を図るため、平成29年度までの経過措置を設けるとともに、介護予防通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の宿泊サービスを実施している事業所については、届け出を求めることとし、事故報告の規定を設けるものであるとの説明がありました。

本案２件に関し、市町村への移行の状況はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、県内14保険者のうち、平成27年度の移行予定はなく、平成28年度中に移行予定が６保険者、平成29年度の移行予定が８保険者となっているとの説明がありました。

次に、県内の地域包括支援センターの設置状況はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、地域包括支援センターは全市町村に設置されており、人口規模の大きい那覇市で12カ所、宜野湾市で４カ所、浦添市で２カ所、県内に56カ所設置されているとの答弁がありました。

そのほか、介護予防給付の利用者数と給付額、要支援１及び２の人数、一括交付金の活用、県民への周知などについて質疑がありました。

次に、乙第12号議案「沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、指定居宅介護支援の具体的取扱方針に関する基準を改める必要があるため条例を改正するものである。

主な改正の内容は、居宅サービス計画を策定する居宅介護支援事業所とその計画に基づき個別サービス計画を策定する居宅サービス等の事業所意識の共有、またそれらの計画の連動性を高めるため、居宅介護支援専門員は、居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとするとともに、地域包括ケアシステムの構築を推進する観点から、居宅介護支援事業所は、地域ケア会議から個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合はこれに協力するよう努めることとするものであるとの説明がありました。

本案に関し、地域ケア会議はどのように位置づけられているのかとの質疑がありました。

これに対し、地域ケア会議には、個別のケア会議と地域の課題等を抽出する地域ケア会議の２種類があり、個別のケア会議については、医療職や介護職、ケアマネージャーなどの関係するさまざまな者が一同に介して要支援の方などの介護の利用状況等を報告するといった形で困難事例等をさまざまな観点から自立支援に向けて検討していくという内容となっているとの答弁がありました。

次に、ケアマネージャーの現在の人数と今後の見通しはどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、ケアマネージャーの数は平成22年の4380名から、平成26年は5359名ということで、平均で約244名、毎年増加している。介護している者の中には、将来的に介護支援専門員を目指して業務を行っている者が多々いるので、今後も増加をしていくだろうと考えているとの答弁がありました。

そのほか、地域ケア会議に対する財政支援、改正後のケアマネージャーの業務内容などについて質疑がありました。

次に、乙第13号議案「沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例」は、国が運営要領を改正し、安心こども基金事業の一部の事業の実施期限を延長したことに伴い、基金の設置期間を延長する必要があるため条例を改正するものである。

主な改正の内容は、基金の設置期間を平成32年３月31日まで延長するものであるとの説明がありました。

本案に関連して、27年度まで延長された事業の実績と計画はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、実績については、平成21年度に安心こども基金が設置されてから、保育所緊急整備事業が保育所188施設6981人、家庭的保育改修事業が１カ所５人、小規模保育設置促進事業が１カ所19人、認定こども園整備事業が３カ所195人となっている。平成27年度の計画は、保育所緊急整備事業が47億円の予算で、33カ所1777人、認定こども園整備事業は５

カ所525人、小規模保育設置促進事業は13カ所225人の整備を予定しているとの答弁がありました。

次に、保育所緊急設置事業で、年度内に整備できない施設はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、平成26年度に予算措置した保育所緊急整備事業については、今年度内に完了予定の施設が10施設339人分あり、次年度への繰り越しが52施設1875人分あるとの答弁がありました。

そのほか、電子システム未整備市町村の現状と今後、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の実績、繰越施設に対するペナルティーなどについて質疑がありました。

次に、乙第14号議案「沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、指定児童発達支援の運営、基準該当児童発達支援の対象に関する基準等を改める必要があるため条例を改正するものである。

主な改正の内容は、１つ目に、児童発達支援センターにおける指定児童発達支援事業者が、相談に応じ援助を行う対象に、障害児本人や障害児が通う施設を追加するとともに、障害福祉サービスにおける基準該当児童発達とみなして報酬上評価する対象として、介護保険制度の看護小規模多機能型居宅介護事業所で提供される通いサービスも追加する。あわせて、指定放課後等デイサービスの利用定員について、主として重症心身障害児を通わせる場合の規定を追加するものであるとの説明がありました。

本案に関し、県内の児童発達支援の現状はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、県内の児童発達支援センターは中部と南部に１カ所ずつある。そのほかに児童発達支援事業所が110カ所県内にあり、実際には、この事業所が地域において障害児の児童発達に関する療育支援を行っているとの答弁がありました。

次に、児童発達支援センターと児童発達支援事業所の利用者数と障害児等療育支援事業の実績はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、利用者は、児童発達支援センターが80名、児童発達支援事業所が763名となっている。障害児等療育支援事業については、397名に対して医療や療育等に関する相談支援等を実施しているとの答弁がありました。

そのほか、県内の基準外等の事業所数、施設への援助の具体的な内容などについて質疑がありました。

次に、乙第15号議案「沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、生活介護及び短期入所等に関する基準等を改める必要があるため条例を改正するものである。

主な改正の内容は、障害福祉サービスにおける基準該当生活保護または基準該当短期入所とみなして報酬上評価する対象として、介護保険制度の看護小規模多機能型居宅介護事業所で提供される通いサービスまたは宿泊サービスも追加するとともに、指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例について、適用期限を３年間延長するものであるとの説明がありました。

次に、乙第16号議案「沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例」は、国の運営要領の改正に伴い、基金の設置期間を延長する必要があるため条例を改正するものである。

主な改正の内容は、基金の設置期間を平成30年12月31日まで延長するものであるとの説明がありました。

本案に関し、相談員に対する研修はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、相談員のレベルアップの事業として、国民生活センター主催の研修など県外のより専門性の高い研修に市町村の相談員を送る事業を行っており、平成25年度の実績が那覇市で22回、宜野湾市、糸満市、沖縄市で９回、石垣市で２回となっているとの答弁がありました。

そのほか、県と市町村の相談件数、相談員の雇用形態、市町村の相談業務の実施体制、相談窓口設置市町村数などについて質疑がありました。

次に、乙第17号議案「沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例」は、児童福祉法の一部改正に伴い、修学資金の返還債務の免除に関する規定を整理する必要があるため条例を改正するものである。

主な改正の内容は、児童福祉法の一部改正に伴い、引用する同法の条項にずれが生じたため、規定を整理するものであるとの説明がありました。

本案に関し、県外の看護学校等も可能か、また県外の者も対象になるのかとの質疑がありました。

これに対し、県外の看護学校に行き、そこからの申請もふえている。基本的に沖縄県民が対象であるとの

答弁がありました。

次に、貸与を受けたが、返還できない者もいるのかとの質疑がありました。

これに対し、返還できない者が67名おり、約1000万円ほどの未済があるとの答弁がありました。

そのほか、職種別の実績、貸与の予算と決算、潜在看護師に対する研修制度、特定町村の保健師の現状などについて質疑がありました。

次に、乙第18号議案「沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例」は、国が運営要領を改正し、緊急強化事業の実施期限を延長したことに伴い、基金の設置期間を延長する必要があるため条例を改正するものである。

主な改正の内容は、基金の設置期間を平成27年３月31日から平成28年３月31日に延長するものであるとの説明がありました。

本案に関し、自殺者の推移はどうなっているのか、また、沖縄県は全国で何位かとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県内の自殺者の推移は、平成９年以降の統計で見ると、一番のピークが平成21年の406名となっている。その後、平成24年に267名とかなり減少したが、平成25年は278名、平成26年は284名ということで、また少しずつふえている状況になっている。平成26年度の全国順位は多いほうから数えて27位となっているとの答弁がありました。

そのほか、相談事業を実施している市町村数、市町村別の自殺者数、市町村との連絡協議会、基金を活用していない市町村、鬱病医療体制強化事業廃止の影響などについて質疑がありました。

次に、乙第19号議案「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例」は、国による管理運営基準に関する指針の一部が改正されたことに伴い、施設等における衛生管理の管理運営基準を改める必要があるため条例を改正するものである。

主な改正の内容は、県が食品等事業者に対して、衛生管理上講ずるべき措置として、国際基準として広く普及が進んでいるＨＡＣＣＰによる衛生管理を追加するとともに、食品等事業者から保健所等への迅速な報告についての規定を追加するものであるとの説明がありました。

本案に関し、監視施設数と監視回数の実績はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、平成25年度の実績で、監視をする施設数は３万3638施設となっており、監視実績は、9384回となっているとの答弁がありました。

次に、食中毒についての県民に対する周知はどうしているのかとの質疑がありました。

これに対し、県民に対する食品に関する衛生に関して、毎年８月を食品衛生月間とし、保健所、食品衛生協会等と連携しながら、さまざまなイベントを行い、県民に対する食中毒予防の徹底を呼びかけているとの答弁がありました。

そのほか、食品衛生監視員の資格や体制等、食中毒発生件数の全国順位、食品の放射能検査実績、カンピロバクターへの対応策、日常的に営業している者に対する啓蒙活動などについて質疑がありました。

次に、乙第28号議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されることに伴い、関係条例の規定を整備するものである。

主な改正の内容は、改正法の施行により教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者となる新教育長を置くことから、関係条例の規定を整備するものであるとの説明がありました。

本案に関し、政府や首長が教育内容に介入する仕組みをつくるものではないか危惧するがどう思うかとの質疑がありました。

これに対し、制度改正後も教育委員会は首長から独立した合議制の執行機関として残されている。例えば、総合教育会議で調整される事項について首長と教育委員会両者の権限が重複する部分が対象であり、権限外のものについてはできないということがある。教育の自由や自主性に関する部分に関して強制させることはできないと考えているとの答弁がありました。

次に、改正の趣旨に地方教育行政における責任の明確化とあるがどういうことかとの質疑がありました。

これに対し、教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくいということと、一般論として教育委員会の地位は形骸化しているのではないか、いじめ等の問題に対して迅速に対応できていないといったようないろいろな意見があり、今回の改正に至っているとの答弁がありました。

次に、教職員の人事異動と教科書採択の基準は首長との協議事項か調整事項かとの質疑がありました。

これに対し、教職員の人事異動については、通知において調整事項にはならない、協議することも好ましくないとなっている。教科書採択の基準についても、調整事項にはならない、協議にもならないと考えているとの答弁がありました。

そのほか、全国学力テストの結果公表の判断、総合教育会議を教育委員会で所管することの可否、教育委

員長の任期、教育委員会委員の選任手続、教育委員長の任命と罷免に係る議会の承認、市町村の新制度への移行予定、予算編成における教育委員会の意見などについて質疑がありました。

次に、乙第29号議案「沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄県立球陽中学校及び沖縄県立開邦中学校を設置する必要があるため条例を改正するものである。

主な改正の内容は、沖縄県立球陽中学校、沖縄県立開邦中学校の名称及び位置を定めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第30号議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童生徒数の増減等により学校職員定数を改める必要があるため条例を改正するものである。

主な改正の内容は、学校職員定数を、県立高等学校で4145人、県立特別支援学校で1783人、県立中学校で19人、市町村立小学校及び中学校で9410人、合計で１万5357人とするものであるとの説明がありました。

本案に関し、正規率は改善するのかとの質疑がありました。

これに対し、本務で120名ふえることを見込んでいる。また、新規採用と再任用を含めて39名の増を見込んでいるが、退職者も18名ほどふえる見込みである。全体で86.5％となり、前年度と比べて約1.3ポイントほど正規率が改善できるのではないかと見込んでいるとの答弁がありました。

そのほか、教室不足による少人数学級未実施校、センター研修及び大学派遣者数などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第９号議案から乙第19号議案まで及び乙第28号議案から乙第30号議案までの14件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第９号議案から乙第19号議案まで及び乙第28号議案から乙第30号議案までの14件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案14件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第９号議案から乙第19号議案まで及び乙第28号議案から乙第30号議案までの14件は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（喜納昌春君）　日程第４　乙第８号議案、乙第23号議案から乙第27号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣良俊君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　新垣良俊君登壇〕

○土木環境委員長（新垣良俊君）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第８号議案、乙第23号議案から乙第27号議案までの条例議案６件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、環境部長、土木建築部長及び企業局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第８号議案「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係条例の規定を整理する必要があることから条例を改正するものである。

改正の主な内容は、法律の題名が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改正されたことに伴い、同法律を引用する関係条例の規定を整理することであるとの説明がありました。

本案に関し、狩猟免許については、沖縄県で講習を受けて取得することができるのかとの質疑がありました。

これに対し、狩猟免許には銃とわながある。わなに

ついては沖縄県で筆記と実地を行って取得することができるが、銃については実地で銃を撃つことから、九州に行って実地を行い、銃の免許も取得していると聞いているとの答弁がありました。

次に、鳥獣の保護もあるが、スポーツとしてのライフル射撃もあるので、沖縄県内で免許が取得できるように施設を整備する必要があると考えるがどうかとの質疑がありました。

これに対し、猟銃等の狩猟免許を取得することについて、他県と比べて負担があるということは我々も承知している。しかし、環境部が単体でこれを整備することは、かなりコスト高になる。これについては、スポーツとしての射撃もあるので、文化観光スポーツ部の考え、あるいは県警の考えも聞きながら整理してみたいとの答弁がありました。

次に、乙第23号議案「沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例」は、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部が改正されたことにより、風致地区内における建築等を規制する権限が市町村へ移譲され、県が規制すべき風致地区がなくなることに伴い条例を廃止するものである。

主な内容は、１点目に、10ヘクタール以上の風致地区（２以上の市町村の区域にわたるものを除く。）に係る条例制定権限が県から市町村に移譲されること、２点目に、県内に10ヘクタール以上かつ２以上の市町村にわたる風致地区はなく、今後も見込まれないため、県条例を廃止することであるとの説明がありました。

次に、乙第24号議案「沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例」は、屋外広告物法及び条例に基づく広告物の表示の許可等知事の権限に属する事務の一部について、権限移譲の協議の調った市町村が処理することができるよう条例を改正するものである。

改正の主な内容は、屋外広告物の許可申請の事務、違反広告物是正に関する事務、簡易除却に係る事務等を処理する市町村に、今回協議の調った大宜味村、東村及び宜野座村を追加することであるとの説明がありました。

次に、乙第25号議案「建築基準法施行条例の一部を改正する条例」は、建築基準法の一部が改正されることに伴い、手数料の徴収根拠を定める等の必要があるため条例を改正するものである。

改正の主な内容は、１点目に、構造計算適合性判定を建築主事等の審査から独立させたため、構造計算適合性判定に係る手数料の加算額等を削り、新たに建築主等が知事に対して構造計算適合性判定を直接申請する場合の手数料の徴収根拠等を定めること、２点目に、建築主事等が工事中の建築物の仮使用認定を行うことができることとされたため、当該事務の根拠規定を改めることであるとの説明がありました。

本案に関し、建築確認申請をしてから審査が終わるまで時間がかかるのは、構造計算が間に合わないということがあったと思うが、現在はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、構造計算適合検査判定を含む建築確認の審査日数は、およそ50日から60日で、これは全国平均とほぼ同等である。県でも構造設計を専門とする構造設計一級建築士の育成事業に取り組んできたこともあり、現在は59名の資格者がいる。かなり技術者は整ってきたと感じており、以前のような審査のおくれも解消されていると理解しているとの答弁がありました。

次に、乙第26号議案「沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例」は、宅地建物取引業法の一部が改正されることに伴い、手数料の徴収根拠を定める等の必要があるため条例を改正するものである。

改正の主な内容は、１点目に、「宅地建物取引主任者」の名称を「宅地建物取引士」に改正すること、２点目に、新たに宅地建物取引士証の再交付申請に係る手数料の徴収根拠を定めることであるとの説明がありました。

本案に関し、呼び方が変わるだけで、条例の内容は変わらないのかとの質疑がありました。

これに対し、宅地建物取引士に名称が変わることと、あわせて法令では宅地建物取引士に対する信用失墜行為の禁止、あるいは知識能力の向上を図るというような規定が新たに盛り込まれているとの答弁がありました。

次に、乙第27号議案「沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」は、国及び県の他の職員の給与の状況を考慮し、再任用職員に単身赴任手当を支給するとともに、管理職員特別勤務手当の対象を広げるため条例を改正するものである。

改正の主な内容は、１点目に、管理職員特別勤務手当について、管理職員が臨時、緊急の必要により平日深夜に勤務した場合においても支給すること、２点目に、再任用職員に単身赴任手当を支給することであるとの説明がありました。

本案に関し、再任用職員の単身赴任手当は、何名ぐ

らいを想定しているのかとの質疑がありました。

これに対し、企業局の場合、単身赴任手当の支給は那覇市から名護市の久志浄水場に通う場合が想定される。企業局の再任用職員は10名前後で、現在、該当する職員はいないが、今後そういう職員が出る可能性もあるので、条例を改正しておくものであるとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第８号議案、乙第23号議案から乙第27号議案までの条例議案６件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第８号議案、乙第23号議案から乙第27号議案までの６件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案６件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第８号議案、乙第23号議案から乙第27号議案までの６件は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（喜納昌春君）　日程第５　議員提出議案第３号　沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

崎山嗣幸君。

〔議員提出議案第３号　巻末に掲載〕

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山　嗣幸君　おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第３号「沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例」について、提出者を代表いたしまして提案理由を御説明申し上げます。

今回の沖縄県議会委員会条例の一部改正は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正をされ、教育長が教育委員会を代表することとされたことに伴い、委員会条例第18条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改め、本年４月１日から施行するものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第３号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君）　これより議員提出議案第３号「沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第３号は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（喜納昌春君）　日程第６　乙第40号議案及び乙第45号議案から乙第47号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（議決事件）巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん）　ただいま議題となりました乙第40号議案及び乙第45号議案の議決議

案２件、乙第46号議案及び乙第47号議案の同意議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び企画部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第40号議案「包括外部監査契約の締結について」は、地方自治法第252条の36第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、契約金額の上限を1051万9000円と定め、契約の相手方を公認会計士の友利健太氏とするものであるとの説明がありました。

本案に関し、契約金額の内容はどのようなものか、また、これまでの実績はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、包括外部監査契約金額の積算については、基本費用と監査人及び補助者の執務日数等について見積もっている。実績としては、これまで上限額の範囲内で確定されており、上限額を超えたことはない。なお、調査の内容等によって、監査人とその補助者の執務日数が予定日数を超えた場合でも、当初の契約どおり上限額の範囲内での精算となるとの答弁がありました。

そのほか、監査結果の公表の方法などについて質疑がありました。

次に、乙第45号議案「糸満市と豊見城市との境界変更について」は、地方自治法第７条第１項の規定により糸満市及び豊見城市から境界変更の申請があることから、同項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回と同様な事例は過去にもあるのかとの質疑がありました。

これに対し、直近の事例としては、平成14年に農地の土地改良の場合に境界変更がされた事例があるとの答弁がありました。

次に、乙第46号議案「沖縄県公安委員会委員の任命について」は、公安委員会委員３人のうち１人が平成26年10月６日で辞職したことに伴い、その後任を任命するため、警察法第39条第１項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第47号議案「沖縄県教育委員会委員の任命について」は、教育委員会委員６人のうち１人が平成27年４月４日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第40号議案及び乙第45号議案の議決議案２件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

また、乙第46号議案及び乙第47号議案の同意議案２件については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時16分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

これより乙第40号議案及び乙第45号議案から乙第47号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず乙第40号議案及び乙第45号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第40号議案及び乙第45号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――

○議長（喜納昌春君）　次に、乙第46号議案及び乙第47号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第46号議案及び乙第47号議案は、これに同意することに決定いたしました。

――――――――◆・・◆――――――――

○議長（喜納昌春君）　日程第７　乙第34号議案、乙第37号議案及び乙第41号議案を議題といたしま

す。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長上原　章君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔経済労働委員長　上原　章君登壇〕

○経済労働委員長（上原　章君）　ただいま議題となりました乙第34号議案、乙第37号議案及び乙第41号議案の議決議案３件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長及び商工労働部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第34号議案「土地の処分について」は、ＩＴ津梁パーク用地を処分するため、地方自治法第96条第１項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、物件の所在地がうるま市洲崎14番10ほか５筆で、処分予定面積は８万7790平方メートル、処分予定価格は23億4399万3000円であるとの説明がありました。

次に、乙第37号議案「車両損傷事故に関する和解等について」は、県が管理する佐良浜漁港臨港道路で生じた車両損傷事故について和解し、損害賠償額を定めるため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、佐良浜漁港臨港道路に設置されたグレーチングの受溝が一部損壊していたため、車両通過時にはね上がり、車両底面のトランスミッションを損傷させたものであり、損害賠償金として相手方に６万1560円を支払うものであるとの説明がありました。

次に、乙第41号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄情報通信センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は株式会社沖縄データセンターであり、指定の期間は平成27年４月１日から平成30年３月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、株式会社沖縄データセンターが選定された理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、提出された事業計画等の内容が、沖縄情報通信センターの設置目的に沿っていて、情報セキュリティーの配慮がなされているなど最も効果的で効率的な管理が実施できるものであったためであるとの答弁がありました。

次に、沖縄にデータセンターを置く地理的優位性は何かとの質疑がありました。

これに対し、３・11以来、データの分散化が進み、同時被災リスクが非常に小さいことと、アジアあるいは首都圏を結ぶ海底ケーブルの整備等もあって、コンテンツのクラウド置き場としての注目度も高くなって優位性が出てきた。また、民間のデータセンターも含め、高速光ケーブルでネットワーク化することによって総合的に使えることも魅力となって、データセンターは最初から満室の状況であるとの答弁がありました。

そのほか、指定管理者が持ち込んだ機材の取り扱い、競争力のある企業の存在、指定管理期間の見直し検討、同時被災リスクが小さい根拠、沖縄データセンターの安全性、県が施設を整備した意味について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第34号議案、乙第37号議案及び乙第41号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第34号議案、乙第37号議案及び乙第41号議案の３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第34号議案、乙第37号議案及び乙第41号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第８　乙第33号議案、乙第36号議案、乙第38号議案及び乙第42号議案から乙第44号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣良俊君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔土木環境委員長　新垣良俊君登壇〕

○土木環境委員長（新垣良俊君）　ただいま議題となりました乙第33号議案、乙第36号議案、乙第38号議案及び乙第42号議案から乙第44号議案までの議決議案６件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第33号議案「財産の取得について」は、南大東空港、北大東空港及び多良間空港に配備する空港用化学消防車を購入するため、地方自治法第96条第１項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

契約の主な内容は、南大東空港、北大東空港及び多良間空港に配備する5000リットル級の空港用化学消防車３台を４億7595万6000円で購入するものであり、契約の相手方は帝國繊維株式会社であるとの説明がありました。

本案に関し、機材を販売している会社にチャンスを与えるという意味では、３台を別々に発注したほうがいいと思うが、３台をまとめて発注した理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、一度に発注することで単価が安くなるということを期待して３台まとめて発注しているとの答弁がありました。

次に、乙第36号議案「訴えの提起について」は、県営住宅に入居する長期家賃滞納者に対し、建物の明け渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

訴えの主な内容は、入居している県営住宅を明け渡すこと、未納の家賃及び損害賠償金を支払うこと、訴訟費用は被告らの負担とすることであるとの説明がありました。

本案に関し、家賃の減額免除については最大限努力していきたいとこれまで説明してきたが、今回の訴えの中で、減額免除の対象となった方がいないということは、実際は何もやっていないという理解でよろしいかとの質疑がありました。

これに対し、今回提訴するのは91件、98名であるが、これは県の県営住宅家賃滞納整理事務処理要項により、６カ月以上または20万円以上の家賃滞納者の中から、県の呼び出しに応じない者、納付の誓約書を提出しない者、納付誓約書を提出したものの履行しない者、その他法的措置によらなければ納付が期待できない者を対象としている。呼び出しに応じた方で分割納付等となった方や、ヒアリングの中で減額の対象という方については、きちんと減額をしている。したがって、今回の訴訟対象者の中には、減額の対象となった方がいないということであるとの答弁がありました。

次に、県営住宅を契約している人が亡くなった場合、その子供はそのまま住み続けることは可能か、また、その基準は何で定めているのか、改めることはできないのかとの質疑がありました。

これに対し、子供が60歳以上の高齢である場合、あるいは障害、その他特別な事情がある場合には継続して入居することを認めているが、それ以外は一定の猶予を置いて退去してもらうことになっている。妻あるいは内縁の妻以外に入居の継続を認めているのは、県の内規である。県営住宅の応募倍率は、昨年度の募集では16.8倍と非常に高くなっており、公営住宅法は可能な限り皆さんに提供していくという責務もあることから、名義人が亡くなった場合には、残る家族には一定の猶予を置いて次の方に明け渡してもらうことをお願いしているところであるとの答弁がありました。

次に、滞納３カ月から指定管理者が面談を実施することになっているが、今回のケースではみんなと面談できたのか、面談を実施して、必要な措置はとったのかとの質疑がありました。

これに対し、訴えに至ったのは、ほとんどが面談できなかった方々である。しかし、指定管理者は面談の前には臨戸訪問を実施しており、その中で状況は把握している。面談ができない方の中には、生活状況の悪い方もおられることから、今後は、指定管理者に社会福祉士等を配置させ、サポートできる体制を検討していきたいとの答弁がありました。

次に、乙第38号議案「車両損傷事故に関する和解等について」は、県が管理する祖納港臨海道路で生じた車両損傷事故について和解をし、損害賠償額を定めるため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

事故の概要は、祖納港臨海道路に設置されたグレーチングが腐食していたため、通行車両の前部左タイヤ

を損傷させたもので、和解の内容は、県は相手方に損害賠償金として１万2000円を支払うものであるとの説明がありました。

次に、乙第42号議案から乙第44号議案までの「指定管理者の指定について」の３件は、県営都市公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

県営都市公園の指定管理者については、各公園ごとに指定管理者を公募し、土木建築部公の施設の管理に係る指定管理者制度運用委員会の審議を経て、沖縄県総合運動公園はトラステック・ミズノ共同企業体を、浦添大公園及び中城公園は沖縄県緑化種苗協同組合をそれぞれ選定したとの説明がありました

本案に関し、指定管理期間は３年では短過ぎるので、５年にすべきであるという提案をしてきたが、今回、３年と５年の施設がある理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、３年の施設は中城公園で、今回が初めての指定管理となっている。そのため、３年間状況を見ながら今後の期間設定を検討したいということで、今回は３年を提案しているが、指定管理は基本的には５年ということで考えているとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第33号議案、乙第36号議案、乙第38号議案及び乙第42号議案から乙第44号議案までの議決議案６件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、乙第36号議案については、自民党所属議員及び共産党所属議員から附帯決議が提出され、採決の結果、全会一致をもって可決されました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第33号議案、乙第36号議案、乙第38号議案及び乙第42号議案から乙第44号議案までの６件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案６件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第33号議案、乙第36号議案、乙第38号議案及び乙第42号議案から乙第44号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（喜納昌春君）　日程第９　甲第１号議案から甲第23号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長照屋大河君。

〔委員会審査報告書（予算）巻末に掲載〕

〔予算特別委員長　照屋大河君登壇〕

○予算特別委員長（照屋大河君）　ただいま議題となりました甲第１号議案から甲第23号議案までの予算議案23件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

予算特別委員会におきましては、各常任委員会に対し、所管の予算事項について調査を依頼し、本委員会での審査に加え、各常任委員会において専門的な立場から慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、前県政は自衛隊の配備に協力していく体制であったが、現在の県政は自衛隊の配備に協力するのかとの質疑がありました。

これに対し、知事はかわったが、自衛隊への対応は変わっていないと考えている。その理由は、基地内のさまざまなイベントには積極的に協力していること、また、自衛隊配備に関する説明会などの際には県が市町村へ連絡をとることなどが挙げられる。具体的な例として、自衛隊艦船のイベントで県内の港湾を利用する場合は、特別な事情がない限り、基本的には使用を許可している。

県としては、運用、協力については今後も引き続きやっていくが、自衛隊の配備について、知事は「国防上の判断があるであろう」と本会議等で発言しているとの答弁がありました。

次に、那覇軍港の移設問題について、浦添市長は知事とのトップ会談を望んでいるが、面会しないのはなぜか、また、事務方同士での協議はされていないのかとの質疑がありました。

これに対し、那覇軍港移設の問題について、浦添市から正式に面会の申し入れはない。

県としては、防衛省が主催する那覇港湾施設移設に

関する協議会等において協議したほうが望ましいと考えている。仮に、正式に面会の申し入れがあった場合は、三役と調整して決定する。また、事務方レベルで協議はしているが、その中で浦添市側から知事にお会いしたいという話はないとの答弁がありました。

次に、県は、辺野古における警備措置に対し、県警察や第11管区海上保安本部に要請や抗議を行っているが、その警備措置については正当性があると思うかとの質疑がありました。

これに対し、私どもは、県警察や第11管区海上保安本部がどういうふうに警備をしているかについては、状況をよく把握していないとの答弁がありました。

次に、ワシントン駐在員活動事業費の内容、予算の内訳はどうなっているか、また、駐在員設置の目的及び選任の理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、職員は２名で、予算額7932万9000円の内訳は、旅費が548万円、事務所設置にかかる経費、インターネットやパソコンの使用料、印刷製本費、消耗品費、政策調査費等の委託料が7384万9000円となっている。

また、駐在員は、沖縄の基地問題の解決促進を図ることを目的に設置されており、知事訪米に係る事務、現地での情報収集、沖縄の状況を現地で発信することなどが役割である。その一般的な資質としては、語学に堪能であること、米軍基地の政策に明るいこと、ワシントンでの人脈が多いことなどが求められており、そういう方を駐在員として選任している。

なお、これまで置かれている海外駐在員の担当事務は、経済、貿易情報の収集及び提供、県産品の販路拡大などの経済交流事業に関するものであるとの答弁がありました。

次に、沖縄振興予算の内訳はどうなっているか、また、今後の予算の増額確保に向けての取り組みはどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄振興予算は全てが一括交付金ではなく、その中には従来からある地方向けの補助金や国道、那覇空港の整備などの国直轄事業も含まれている。具体的には、平成27年度の沖縄振興予算3340億円のうち、一括交付金が1618億円、従来からの地方向け補助金が530億円、その他国直轄分が1192億円となっている。平成27年度の県予算との関係としては、平成27年度一般会計予算7465億円となっているが、沖縄振興予算のうちから国庫支出金として1762億円が歳入として入ってくるということである。

また、沖縄振興予算の確保については、執行率の問題や繰り越し、不用額の多さなどが指摘されているが、そういうものが減額の理由とならないようにいろいろな取り組みを考えている。具体的には、継続事業に関しては事業評価を行い、内容を見直すこと、早期着手ができるように交付決定前に準備行為をすること、民間のコンサルタントを活用した用地取得業務を促進することなど、執行率の向上に取り組んでいくこととしているとの答弁がありました。

次に、特定駐留軍用地内土地取得事業の現状と跡地利用計画の策定状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、土地の買い取り実績及び予算計上した額は、平成25年度が47筆で3.2ヘクタール、全体の約18％、契約金額は13億400万円、平成26年度は53筆で約3.2ヘクタール、全体の約36％、契約金額は13億6200万円の予定であり、平成27年度は約３ヘクタールで全体の約50％、14億5284万円を計上している。

跡地利用計画の策定については、宜野湾市と協力して取り組んでおり、平成24年度末に幹線道路や公園の配置方針を示した中間取りまとめを確定し、平成25年度は中間取りまとめに基づき計画の具体的な取り組みの手順を示した工程計画を作成した。平成26年度は工程表に基づき立入調査、資料などの調査、有識者の意見聴取を行い、重要文化財の跡地への保全、活用方策や周辺地域の動向を踏まえた土地利用ゾーンの検討を行っているところである。県としては、今後、県民や地権者の意見を踏まえ、平成28年度末には跡地利用計画の素案を策定したいと考えているとの答弁がありました。

次に、本県における警察職員の定数は、他県に比べるとどうかとの質疑がありました。

これに対し、本県の警察官定数は2594名で、類似県に比べると多いほうである。ただ、全国平均の警察官１人当たりの負担人口については、１割ほど上回っている。

本県は、年間の観光客が700万人、米軍基地から派生する事件・事故など厳しい条件ではあるが、今後とも良好な治安を確保するために適正な警察官の確保に努めてまいりたいと考えているとの答弁がありました。

次に、辺野古の岩礁破砕に関連する予算の内容はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、コンクリート製構造物の設置が許可区域外において行われ、許可を得ずに岩礁破砕がなされた蓋然性が高いと思料されることを踏まえて、漁業関係法令に関する指導や取り締まりに関する業務という

ことで、県の義務的経費として漁業取締監督費を計上している。平成26年度は、漁業取締監督費9549万円のうち162万円程度で契約して調査実施しており、平成27年度は、辺野古で調査することを想定しているということではなく、漁業取締監督費全体として２億円余を計上しているとの答弁がありました。

次に、漁業取締監督の本来の目的とどうつながっているのかとの質疑がありました。

これに対し、漁業取締監督費は、漁業法や沖縄県漁業調整規則等に基づき、漁業取締船「はやて」を中心とした漁業取締監督業務を行い、漁業秩序を維持し、水産資源の保護培養とその持続を図るとともに、緊急時の通信連絡手段を活用して漁業者の生命財産の安全を図る等の業務を行うものである。今回の辺野古の案件については、沖縄県漁業調整規則に基づいて許可した工事であり、当該規則の中で抵触するおそれがあると思料して調査を行っているとの答弁がありました。

次に、那覇空港第２滑走路の工事と辺野古の工事とはどう違うのかとの質疑がありました。

これに対し、那覇空港第２滑走路の場合は、岩礁破砕の許可をして、その許可の範囲内で工事がなされていると認識している。辺野古の場合は、許可の区域外で岩礁破砕が行われている蓋然性が高いということで調査を行っているとの答弁がありました。

次に、先日の辺野古の調査結果はどうなっているのか、また、サンゴ破砕の割合等、岩礁破壊とする基準は何かとの質疑がありました。

これに対し、２月26日に行った辺野古の調査は、臨時制限水域の縁辺部に設置されているコンクリート構造物を調査している。16カ所に設置されている構造物のうち、８カ所を選んでダイバーを入れて設置状況等の写真撮影を行っており、現在はその写真等で状況をチェックしている。契約が３月末までの工期であるため、その中で努めて調査をまとめたいと考えている。

また、岩礁破壊とする基準は、特にサンゴの何％ということは定めていないが、その現場の状況に応じて判断することになると考えている。岩礁等の何％の面積が影響を受けているかがポイントになると思うが、それが周辺の水産資源、水産動植物にどの程度の影響を与えるかどうかというところで判断されると考えているとの答弁がありました。

次に、今後、同様に岩礁破砕を厳しくチェックしていくとすると、県内でどれくらいの賦存量があるのかとの質疑がありました。

これに対し、岩礁破砕等の平成26年度の申請件数は、２月末時点において合計50件、処理期間は平均23日である。工事の種類は、砂利採取が17件、橋梁工事が11件、航路しゅんせつを含めた港湾整備が10件、その他12件となっている。これは漁業権漁場内で工事が行われるものの件数であり、港湾区域内等の漁業権が除外されている場所については把握していないとの答弁がありました。

次に、漁業調整規則第39条に基づく岩礁破砕の許可の条件はどうなっているか、その許可は知事の裁量か、それとも海区漁業調整委員会の協議事項になるのかとの質疑がありました。

これに対し、漁業調整規則第39条においては、漁業権の設定されている漁場内において岩礁を破砕し、又は土砂もしくは岩石を採取しようとするものは知事の許可を受けなければならないとなっている。その許可に関する取扱方針の中で、許可に当たっての基本的な考え方ということで、検討する事項を４つ挙げている。１番目は、サンゴや海藻類の生育状況、仔稚魚及び底生生物等の生育状況、並びに水産動物の産卵の状況、２番目は、漁場利用の状況、３番目は、水質汚濁の防止と水産動植物の保護培養のための対策、４番目は、周辺漁場への影響、この４項目を検討し、許可を判断している。

また、岩礁破砕の許可は知事が判断しており、海区漁業調整委員会には諮っていないとの答弁がありました。

次に、臨時制限区域の設定については、県に協議があったはずで、その区域を明示するブイの設置は一連の経緯からして県は知っていたはずである。その段階でアンカーブロックや浮標等があるべきで、その設置の際は地元漁協との協議や承諾が必要であるのに、なぜそれをしないのかとの質疑がありました。

これに対し、臨時制限区域の設定の際に、水産庁から県に意見照会があり、県は、地元の名護漁業協同組合に対して意見照会し、漁業協同組合から異論はないというニュアンスの回答をいただいている。それを添付して、水産庁に返している。今回のコンクリート構造物の設置は、昨年10月の台風以降に当該事業者で検討され、実施されていると承知している。

また、漁業調整規則に基づく許可は昨年８月に出しており、その時点では、このような構造物の話は地元の漁協にも説明がなく、我々にも説明がなかったため、許可の範囲には入っていないという認識であるとの答弁がありました。

次に、県産品拡大展開総合支援事業の成果としてはどのようなものがあるかとの質疑がありました。

これに対し、当該事業の成果としては、全国の量販店のおきなわフェアの昨年売り上げが３億7000万円、東京・大阪を中心とする百貨店で開催している沖縄物産展が６億3000万円となっている。また、昨年は約80件の補助金の活用があり、約２億8000万円の売り上げ増と商談成立につながっているとの答弁がありました。

次に、県内出版社の出す本の電子化等の計画はあるかとの質疑がありました。

これに対し、電子書籍化については、平成26年度は雇用基金事業を活用して、電子書籍を含むデジタルコンテンツ分野の業界の行っている人材育成の取り組みを支援している。平成27年度についても地方創生交付金を活用して、この分野のプランナーやデザイナーの支援を予定している。各業界の実質的な組織づくりを促し、そこから何が足りないのか具体的な要望があれば、どのような支援ができるのか対応する余裕は十分にあるので、早く要望が出てくるのを望んでいるとの答弁がありました。

次に、ＩＲ統合リゾートの調査は何年間行ってきて、予算をどれだけ投入してきたか、また、知事が当選したから検討をやめるのであれば、県民の前に公表する義務があるのではないかとの質疑がありました。

これに対し、ＩＲ統合リゾートの調査は、平成19年度から26年度までの８年間行っており、当初予算ベースで8644万3000円である。

また、現在、統合リゾートに関する調査資料として、統合リゾートの定義、沖縄県が統合リゾートの検討を開始した経緯、県計画における統合リゾートの位置づけ、導入可能性について検討を行うことの適法性などの項目について知事と調整しており、３月末までに公表する予定であるとの答弁がありました。

次に、法律が制定されていない段階で、これだけ予算を使ってきて取りやめるのはおかしいのではないか、また、経済効果の予測はどうなっていたかとの質疑がありました。

これに対し、これまで統合リゾートの導入可能性について調査研究を行ってきたが、ギャンブル依存を初めとする懸念事項を払拭できないことや統合リゾート導入が沖縄観光の将来に影響を及ぼしかねないこと、アジアにおけるカジノビジネスの競合激化による将来のリスクなどから、総合的な判断として導入に対する検討は行わないとしている。

また、経済波及効果について、平成22年度に、入域観光客数、市場動向をもとに試算を行っている。このうち郊外リゾート型アミューズメント・リゾート・モデルで、投資額1615億円を前提に試算すると、経済効果5197億円、施設運営に係る雇用誘発効果が約２万8000人となっており、一定の経済効果があると予測しているとの答弁がありました。

次に、国は、法案が通った場合には一番規制が厳しいシンガポール以上に規制を厳しくするという方針を持っており、国家戦略として沖縄に特区を設けようと考えているが、県の見解を伺いたいとの質疑がありました。

これに対し、シンガポールは確かにしっかり対策をとっているが、カジノの課題は必ずしもギャンブル依存症だけでなく、青少年への悪影響、修学旅行等沖縄観光への影響、競争激化のリスク等、さまざまな要素を考慮して判断したものであると考えているとの答弁がありました。

次に、ＩＲのカジノは５％であって、ＩＲとＭＩＣＥの中身はほとんど変わらないのではないかとの質疑がありました。

これに対し、ＩＲにおける５％以下はカジノのフロア面積のことであるが、ＩＲはＭＩＣＥ施設を必ず設置しなければならないという条件ではなく、カジノ・プラス観光施設、この中にＭＩＣＥがあり、テーマパークやレストラン等がある。それらのいずれかが選択されていくものであるとの答弁がありました。

次に、生活困窮者自立支援事業はどういったことを行うのか、また、需要に対して予算は十分に確保されているのかとの質疑がありました。

これに対し、平成27年度から生活困窮者自立支援制度がスタートするのに伴い、沖縄県としてはさまざまな課題を抱える生活困窮者からの相談を受けるために、自立相談支援窓口を設置する。それと同時に、市町村や関係機関とも連携して、相談者の個々の生活状況に応じたさまざまな支援策を実施していくこととしている。具体的には、離職等により住居を失った方に対する住居確保給付金の支給や、直ちに一般就労が困難な方に対する就労準備支援事業などを実施する。初めての制度なので、何かあれば平成28年度に向けて予算も含めて市町村と連携しながら調整していくとの答弁がありました。

次に、地域医療構想推進事業の北部基幹病院構想に関する質疑に対し、保健医療部長は、「知事公約では県立病院の経営形態については現状維持となっている、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合後の経営形態についてはまだ結論は出ていない」と答弁している。翁長県政になって、独法化、民営化の話は白紙になったと理解していいのかとの質疑がありました。

これに対し、知事は公約を踏まえて、県立病院の経営については維持していきたいと本会議で答弁しており、独法化、民営化の話については、病院事業局を含めしっかり調整していく考えであるとの答弁がありました。

次に、病院事業局の予算編成については、各病院からの機器の要求は全て知事部局に上げるべきである。病院事業局は要求しているが、知事部局が待ったをかけているのか、それとも病院事業局が我慢してほしいと言っているのかとの質疑がありました。

これに対し、基本的には、いろいろな事業をする場合、あるいは医療器具を買うときには、企業債という借金をして資金を用立てる。そのうちの半分は繰入金として入ってくるが、半分は病院事業局の負担である。その負担を捻出するためには、やはり経営の状況も見ながら優先順位を決めて配分していくしかないことから、病院現場からの機器整備要求については、優先順位を決めて要求し、予算が決まっているとの答弁がありました。

次に、新規事業の中高一貫校整備事業の内容はどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、中高一貫校整備事業の趣旨は、高い志を掲げ国内外の難関大学等への進学を目指す生徒や保護者のニーズに応えるために教育環境を整えるということである。その具体的な内容は、平成28年度に開邦高等学校と球陽高等学校に県立中学校を併設し、それぞれ40名募集をすることになっているとの答弁がありました。

次に、那覇空港の埋め立てと辺野古の埋め立ての基本的な考え方は、土木建築部としては、これまでと一緒という認識なのかとの質疑がありました。

これに対し、埋立工事ということでは同じような状況であるが、那覇空港の場合は以前から実施しているパブリックインボルブメントを行い、地元の理解を得ながらやってきたという状況である。ただ、辺野古の場合には反対の方が大勢いるという違いはあるかと思うが、我々の埋め立ての審査は同じような状況でさせていただいたとの答弁がありました。

次に、米軍施設の環境対策事業の事業内容はどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、米軍施設環境対策事業は、環境部で円滑な米軍基地の跡地利用の推進、それから米軍基地から派生する環境問題に適切に対応するために、平成26年度から取り組んでいる事業である。事業の内容としては、国内外で米軍施設に関する環境関連の情報を収集して、環境調査ガイドラインを策定することと、基地ごとの環境情報をデータベース化して、環境カルテを作成するといったことである。環境調査ガイドラインは、日本の環境法令を基本として、化学物質の物性と地下水や河川など環境情報に基づいた調査手法を定めるもので、米軍基地の特殊性を考慮した調査、あるいは浄化手法、それから調査項目などを設定し、国に提案していきたいと考えている。

また、環境カルテについては、基地ごとにさまざまな環境情報をデータベース化することを考えており、例えば、施設の利用状況の変遷であるとか、地形改変の履歴、想定されるリスクや周辺の環境情報、例えば航空写真や地形図といった時系列的な資料を考えている。平成26年度は、海外調査も含めて情報収集に特化していたが、次年度以降は環境調査ガイドラインや環境カルテの策定に取りかかり、平成28年度末にはこれを策定していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、企業局が用水を供給している市町村で、使用料金の高いところと安いところはどこか、企業局以外の離島市町村の使用料金はどうなっているのか、また、水道事業の広域化によって値段が上がると思うが、どのように考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、使用料金の高いところは、伊江村が10トンの使用料金で2500円、沖縄本島では与那原町で1749円である。安いところは、金武町が10トンの使用料金で800円となっている。企業局が用水を供給していない市町村で高いところは、北大東村が10トンの使用料金で3525円となっている。

また、離島の水道料金については、浄水コストが小規模離島で大体600円から800円台が多く、広域化すれば安くなるが、企業局の経営にどれくらいの影響があるのかということをシミュレーションしたところ、大体１立方当たり３円から４円ぐらいの影響があるということで、この分はどうしても水道料金に反映せざるを得ないということである。月額で言うと、一つの標準的な家計で一月50円から60円ぐらいの影響が出るだろうと考えているところであるとの答弁がありました。

そのほか、地域安全政策事業の事業概要と具体的な取り組み、今年度の防災訓練の内容、不発弾処理事業の予算状況、ふるさと納税制度の内容と最近の動向、沖縄振興予算の増額確保に向けての取り組み、私立学校等改築推進事業の予算内容、私立幼稚園読書環境整備事業予算の減額理由、所有者不明土地管理事業の進捗状況、特定駐留軍用地内土地取得事業の現状と跡地

利用計画の策定状況、新たな公共交通システム導入促進事業のプロセス委員会の進め方、重粒子線治療施設の導入可能性調査、沖縄振興特別推進交付金（市町村分）の基本枠及び特別枠の配分方法、基地の跡地利用が県経済に及ぼす影響、旧沖縄警察署跡地にできる交番の概要、飲酒運転の状況、日台漁業取り決めに関する交渉の状況、農林水産物流通不利性解消事業の実績と課題、やんばる型森林・ツーリズム推進体制構築事業の目的及び事業概要、不発弾等探査費の補助内容、沖縄県アジア経済戦略構想の位置づけ、労働環境実態調査の概要、再生エネルギー最大導入に向けた取り組みの進捗状況と課題、沖縄型グリーンマテリアル生産技術の開発状況、外国人の観光客受け入れ体制強化事業の実績、しまくとぅば普及に関する今後の展開、ＭＩＣＥ誘致の目的と経済効果、リゾートダイビングアイランド沖縄形成事業の内容、放課後児童クラブ支援事業予算の減額理由、介護保険の現状と課題、ひとり親世帯の実態、ドクターヘリの運用状況、こども医療費助成の現状、病院事業局への繰入金が減額になった理由、新八重山病院の建設に係る財源、看護師の退職者数の推移、知の拠点施設整備事業の計画内容、少人数学級の計画、学力向上学校支援事業の内容、幼稚園の給食の問題、下地島空港の利活用、応急対応費と災害復旧費の違い、組合等区画整理事業費が増額された理由、がんじゅーどー事業の事業計画、世界自然遺産登録の現況と課題、リサイクル事業の現状と産業廃棄物の排出量の推移、沖縄グリーンプロモーション事業の広報のあり方、泡瀬干潟のラムサール条約登録の進捗状況、観光客等の増加による水需要への対応、工業用水の利用状況、ペットボトル水が企業局の収益へ与える影響、各種委員会における平成27年度予算の特徴などについて質疑がありました。

なお、各常任委員長から提出された予算調査報告書に対し、総務企画委員長、経済労働委員長、文教厚生委員長及び土木環境委員長に委員外議員として出席を求め、６人の委員から質疑が行われました。

また、各常任委員会の調査の過程で、９項目の要調査事項の報告があったが、協議の結果、３月19日に予定されていた総括質疑に知事等の出席を求めないこととなりました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決に先立ち、甲第１号議案については、自民党所属委員から修正案が提出され、採決の結果、修正案は賛成少数で否決されました。

修正案が否決されたことに伴い、原案について採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

甲第19号議案については、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

甲第２号議案から甲第18号議案まで及び甲第20号議案から甲第23号議案までの21件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○照屋　守之君　議長、ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後０時７分休憩

午後１時34分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

午前の休憩中、照屋守之君からの指摘に対しまして予算特別委員長照屋大河君から発言の申し出がありますので、この際、これを許可します。

予算特別委員長照屋大河君。

〔予算特別委員長　照屋大河君登壇〕

○予算特別委員長（照屋大河君）　予算特別委員長報告は、予算特別委員会に示された常任委員会委員長報告のとおり報告をしたものであります。

○照屋　守之君　休憩願います。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後１時35分休憩

午後１時38分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

甲第１号議案に対しては、座喜味一幸君外12人から、修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

座喜味一幸君。

―――――――――――――――――――――

〔甲第１号議案に対する修正案　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味　一幸君　こんにちは。

議題となっております甲第１号議案「平成27年度沖縄県一般会計予算」の修正案に対して、提案者を代表して予算の修正それから提案の理由を説明させていただきます。

まず予算についてでございますが、総額については変動ありません。歳入の総額についても修正もありません。

歳出についてでございますが、（款）総務費775億4281万1000円に、（項）総務管理費を174億3287万6000円に修正し、（款）予備費２億8114万4000円に修正するものであります。

これは、知事公室所管のワシントン駐在員活動事業7932万9000円及び総務部所管の埋立承認に関する第三者委員会に係る経費181万5000円の合計8114万4000円を（款）総務費から減じ（款）予備費に計上するものであります。

まず、最初に、ワシントンＤＣ駐在所に係る予算についてであります。

翁長知事は、辺野古に基地をつくらせないとのことで当選しました。今後、知事のこの基地をつくらせない行動、対策に対しては注視をするわけでありますが、今回のワシントン駐在事務所設置に問題があることを指摘せざるを得ません。

まず１つには、駐在事務所設置の目的が大変曖昧であること、基地問題解決や文化・経済交流では、事務所設置の目的にはならないのであります。設置すれば問題が解決することにはならないというふうに一つは指摘せざるを得ません。

次に、ワシントン事務所の設置について、国との協議や役割を分担する等も全くなされず、米国政府も極めて冷ややかに見ているとのことでもあります。つまり、辺野古や普天間問題は、米国としては日本と相談しなさいとのスタンスは当然であり、相手にされないと考えるのが当然だと思います。

次に、現在駐在事務所設置の目的が情報収集であり、問題は米国での活動が辺野古をいかにとめ、どのように普天間を解決するか等につなげるかであります。その具体的な計画もないままに、単なる情報収集であれば、駐在職員と県職員を米国派遣して情報を行って、翁長知事も訪米によって活動すればよいことであります。

私どもは、知事が基地をつくらせない、普天間問題を解決する、こういう情報収集やロビー活動等を頑張ることは認めているわけであります。しかしこれまでの歴代の県知事も、そのようにやってきたと思います。今回、それに駐在職員と県職員が専任体制となり、より一層強化される形になりますから、私たちは、この駐在事務所の設置に対しては、意味を持たないと考えております。

政府との信頼関係もないまま、日米外交問題という専管事項、国の専管事項を進めることは極めて駐在事務所そのものは、長所よりも短所が大きくなるのではないか。このままの状態を認めると、米国に事務所を設置して予算をかけたにもかかわらず、どのような成果があったか県民から批判を受けることになるというふうに考えます。

よってこの事業に関しては、減額すべきと考えます。

次に、第三者委員会の件についてであります。

翁長知事は、辺野古に基地をつくらせないと当選しましたから、知事があらゆる手法で基地をつくらさない対策を講ずることには、何ら疑義を挟みません。

県民は、辺野古に基地をつくらせない手法を持ち合わせているものだと信じ、期待し、翁長知事を誕生させたと思っております。今さら第三者委員会で論点を洗い直すこの現状も大変違和感があります。知事は、全くの外部機関として諮問機関として意見を聞くべきであります。

この第三者委員会の設置には、大きく２つの問題点を指摘しておきたいと思います。

１つは、公有水面埋立法に基づいて承認がなされた行政手続を検証すること、この行政の継続性という安定性ということを大きく逸脱していると指摘せざるを得ません。あわせて行政にかかわる職員との信頼関係を保てないばかりか、職員の志気を低減させるという大きな問題を内包しているというふうに思います。

２つ目は、この県議会でも特に百条委員会でも、知事を初め担当部長等の証人尋問を繰り返し、告訴に至るような違法性や手続の瑕疵等がなかったことは事実であります。知事の第三者委員会のありようは議会の軽視につながり、私どもは議会人として、この第三者委員会の持ち方に関しては、認めてはならない、このように思うわけであります。

以上、述べましたように、私どもはこのワシントン駐在活動事業費7932万9000円、そして第三者委員会に係る経費181万5000円、これを認めるわけにはいかないというふうに考えます。

どうぞ議員諸氏の御賛同をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのであり

ますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
甲第１号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。
瑞慶覧　功君。
〔瑞慶覧　功君登壇〕
○瑞慶覧　功君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。
ただいま議題となりました甲第１号議案につきまして、修正案に反対し、原案に賛成する立場から討論を行います。
減額修正案が出されたワシントン駐在員活動事業費についてでありますが、本県に所在する広大かつ過密な米軍基地は、地域の産業振興や生活環境の整備を図る上で大きな阻害要因になっているとともに、米軍に起因する事件・事故や航空機騒音などの被害が県民生活に大きな影響を与えており、ワシントン駐在員活動事業費は、こうした沖縄の米軍基地をめぐる諸問題について、米国ワシントンＤＣに駐在員を設置し、米軍政府等関係機関に対し、地元の実情を伝え、米国側の理解と協力を促し、本県の米軍基地問題の解決促進を図ることを目的としております。
これまで保守・革新を問わず、歴代の知事の訪米、西銘知事２回、大田知事７回、稲嶺知事２回、仲井眞知事４回、計15回の取り組みにより、その時々における懸案事項について米国政府などに直接要請を行い、ＳＡＣＯや米軍再編で示された県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練の兵士移転や海兵隊の削減など日米両政府の基地政策に影響を与え、県民の過重な基地負担の軽減に一定の成果を上げております。しかしながら、世界一危険と言われる普天間飛行場は、返還合意から19年がたとうとする現在でも返還されず、その危険性除去は喫緊の課題であり、さらに、米軍基地から派生する事件・事故、日米地位協定の見直し、航空機騒音などは一向に改善されない状況が続いております。
このような中、翁長知事は沖縄の基地負担軽減に向けて、新たな一歩を踏み出そうとしております。米国ワシントンＤＣに沖縄県の駐在員を配置し、米国政府関係者を初め、上下両院議員など多くの米側の関係者と直接面談し、沖縄県の実情を訴え、基地問題に関する理解を求めることとしております。また、駐在員は、政府関係者やシンクタンクの有識者などと面会し、情報収集を行うことも任務に含まれております。
これまでも、歴代知事、公室長を初め職員が随時出張し、政府関係者や有識者と面談し、基地問題に関連するさまざまな情報について、面談を通じ、正確な情報を確認し、県行政の施策展開に活用してきたものと認識しております。しかしこれまでの知事訪米などは、ややもすれば単発的となり、継続的な蓄積が不十分と言わざるを得ません。その意味においてきちっと事務所を置いて、今後駐在員が日常的に沖縄県の実情と知事の考え方を正しく伝えると同時に、これらの意見交換を通じて、沖縄県と米政府関係者などとの信頼関係とネットワーク構築を図ることは、極めて重要であると考えております。仲井眞前知事も、平成23年の９月議会において、玉城義和議員のワシントンの事務所開設へ向けての質問に対し、100％賛成だとして、置く方向で頑張りたいと答弁しております。
米国ワシントンＤＣに事務所を置き、駐在員を設置することは、沖縄県と米国との間に強いパイプを構築し、沖縄県を取り巻くさまざまな状況に対し、総合的な理解を深めるという取り組みです。ワシントン駐在員活動事業費を削除するということは、沖縄県の情報収集能力を低下させ、ひいては、沖縄の基地負担の軽減を図る動きにブレーキをかけるということになりかねず、大きく県益を損なうものであります。
沖縄県において、米国ワシントンＤＣにおける駐在員活動は米軍基地問題の解決に向け、新たな取り組みに踏み出すことであり、大変重要だと認識しています。
続いて、辺野古埋立承認の検証に係る第三者委員会関連費用についてであります。
昨年11月の県知事選挙において、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設問題が最大の争点となり、辺野古移設の反対を掲げる翁長知事が、辺野古移設を推進した前職の仲井眞氏におよそ10万票の大差をつけ、圧勝、就任しました。
県知事選挙の告示後に一部報道機関が行った世論調査では、最も重視する点は、普天間飛行場などの基地問題が46.3％と最も高く、２位は経済振興や雇用対策21.6％だったことなどからも、基地問題が県民の最も関心の高いものとなっています。また、県知事選挙以外においても昨年１月の名護市長選挙で辺野古移設反対を掲げる稲嶺氏が当選し、12月の衆議院選挙でも県内全４小選挙区で辺野古移設反対を掲げた候補が勝利するなど、普天間飛行場の辺野古移設に対する沖縄県民の民意は既に決しているところであります。

政府・自民党は民主主義国家として、沖縄の民意を重く受けとめ尊重すべきです。昨年の選挙で大敗した要因は、県民との公約を裏切って辺野古の新基地建設を容認したからにほかなりません。そのことを自民党県連は真摯に受けとめるべきです。国家権力を総動員し、新基地建設に反対する島ぐるみ運動を弾圧して新基地建設を強行する政府の側に立つのではなく、県民の側に立つのがウチナーを代表する政治家としての大義ではないでしょうか。

米軍普天間飛行場の移設建設に関する前知事による辺野古埋立承認に対して県民の疑問、不信感は大変大きいものであることから、第三者委員会を設置し、検証作業を行うことは、沖縄県としてしっかりと取り組むべきものと認識しております。

また、環境保全面においても、辺野古には沖縄でも規模の大きい良好な藻場があり、大浦湾内には多くのサンゴの生息が確認され、昨年11月には自然史研究に携わる19学会が大浦湾一帯を我が国の中でも極めて生物多様性の高い地域として計画見直しを要請しております。

そして何より、平成25年11月、県環境生活部が承認申請書の環境保全措置などに不明な点があり「懸念は払拭できない」とする意見を提出しております。現在、名護市辺野古の海で起きている、沖縄防衛局による新基地建設に向けたコンクリートブロック投下によるサンゴ破壊などの現状を見ると、その環境保全への影響が現実のものとなっています。

第三者委員会の役割は、平成25年12月27日に行った普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認に関し、法律的な瑕疵の有無を検証し、委員会としての意見を取りまとめ、知事に報告することにあります。新基地建設反対の民意が示され、環境保全への影響が危惧される中で、改めて前知事が行った承認について法律の専門家や環境分野に関する学識経験者などの有識者から意見を聴取し、当該意見を県政運営の意思決定の参考にすることは、行政をつかさどる知事として当然なことであると考えます。このことを踏まえ、翁長知事はかわいい子や孫、子々孫々に禍根を残すことになる新基地建設をとめるという公約を果たしていくことを確信するものです。

第三者委員会の検証作業については、公正性、中立性を持って審議されることが委員会において確認されており、それら運営に要する経費について予算を計上し、支弁することは問題ないものと認識しております。

以上のことから、ワシントン駐在員活動事業費及び第三者委員会費用の削減を求める予算修正案には反対し、原案に賛成するものであります。

議員各位におかれましては、何とぞ御理解いただき、予算原案に賛同していただきますようよろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君）　議席番号11番具志堅　透君。

〔具志堅　透君登壇〕

○具志堅　透君　ただいま議題となっております「平成27年度沖縄県一般会計予算」の修正案に賛成の立場から、自民党を代表し討論を行います。

特に、知事の諮問機関である第三者委員会についてであります。

翁長知事は、辺野古に基地をつくらせないと当選をいたしました。知事があらゆる手法で、基地をつくらせない対策を講ずることに何ら疑義を挟むものではありませんが、県民は辺野古に基地をつくらさない手法を知事が持ち合わせていると信じ、期待をし、投票したものと思っております。今さら、第三者委員会で論点を洗い出し検証するとしていることには、大きな違和感を覚えるものであります。

今回の第三者委員会設置については、私は、３つの大きな問題点があると考えます。

１つ目は、公有水面埋立法という法に基づき承認された行政手続を検証することは、行政の継続性を逸脱していること、あわせて行政にかかわる職員との信頼関係が保てないばかりか、職員の志気を低下させるという大きな問題があります。

２つ目に、議会の百条委員会でも告訴に至るような違法性や手続の瑕疵がなかったことは明々白々であり、議会人として認めがたい問題であります。

３つ目に、県は第三者委員会に対し中立・公正を求めているが、辺野古の反対闘争を激励し、瑕疵がないかの検証をできるだけ早く検証し、ストップできる根拠を与えるのが使命だと発言する委員がおり、どう見ても中立・公正ではありません。

平成25年３月22日に防衛局長から、公有水面埋め立ての承認申請が提出されました。これを受け、県は法にのっとり、９カ月の時間をかけ、承認申請の審査を行っております。以後、審査の過程においては、利害関係者との調整や3500件以上の県民意見に対応し、さらには申請内容について、詳細を把握するため防衛局に４回の質疑応答を実施し、12月下旬に審査を終了した。仲井眞前知事は、審査の結果を受け、12月27日に埋立申請を承認しました。

知事の承認を受け、県議会では、辺野古断念を求め

る意見書が野党から提案され、臨時議会において集中審議が行われております。また、平成26年２月定例会においても、代表・一般質問及び予算特別委員会で多くの議員が質問に立ち、審議が行われたものであります。同定例会において、さまざまな問題点が指摘される中、賛成多数で百条委員会が設置をされました。

同委員会では、仲井眞知事、當銘土木建築部長、末吉土木統括監、當間環境生活部長、山城農林水産部長が証人尋問に立ち、また、参考人として、沖縄県環境評価審査会の宮城会長、稲嶺名護市長、琉大渡嘉敷准教授、防衛局田中企画部長、高木調整部長の出席を求め、実に10回の集中審査が行われております。証人尋問では、環境保全に関する担保のあり方、知事の埋立承認に政治的判断があったのではないかなど、多岐にわたる尋問がなされました。しかし、埋立承認に係る公有水面埋立法の違法性や瑕疵などにかかわる告訴に相当する問題は認められず、与野党両案の併記で調査報告となったのであります。

以上のように、本会議、委員会なかんずく、百条委員会で多くの時間をかけ、審議・調査を進めてきた辺野古埋立承認案件に対し、第三者委員会を設け、問題点を洗い直すことは、議会の権能を軽視する手法であり、与野党問わず、議会人として許されるものではありません。

知事は、検証が必要であれば、産経新聞でも報じられている、防衛省が当初ブロックの資料を提示したにもかかわらず、県の水産課副参事により、許可申請書から削除させ、協議も不要とされた事実関係も踏まえ、全くの外部的、私的諮問機関として検証すべきと考えます。

よって、「平成27年度沖縄県一般会計予算」の修正案に賛成をいたします。

慎重審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘　純恵さん　こんにちは。

日本共産党県議団を代表して、「平成27年度沖縄県一般会計予算」の自民党提出の修正案に反対し、原案に賛成の討論を行います。

修正案は、ワシントンの駐在員を設置する予算と前知事の埋立承認を検証する第三者委員会の予算を削除するものです。

沖縄県は、日本の国土面積の0.6％に74％の米軍基地が集中し、沖縄本島では約５分の１を占めて町を分断し、県民の人間としての尊厳を踏みにじり、人権が侵害され、県経済発展の阻害要因となっています。空には20カ所の訓練空域、海には豊かな漁場を含む28カ所の訓練水域があります。陸も海も空も戦場としか言いようのない、米国の他国への侵略の出撃基地とされているのが沖縄です。沖縄の米軍基地は、ハーグ陸戦法規を無視して強奪され、住民が収容所から戻ると土地は金網に囲われて、住民は瓦れきや人骨、不発弾をかき分けて生活をしなければなりませんでした。

その後、1950年代、銃剣とブルドーザーで各地で新たな土地が強奪されて米軍基地が拡張強化されました。今の沖縄は、非道な米軍占領下の50年代と変わらない状況です。辺野古への新基地建設を強行する日米政府の暴虐に抗して、子や孫の平和な未来をかけて80代のオジーもオバーも命がけで闘っています。県民の中から、戦後70年間苦しめられてきた米軍基地の全ての基地撤去の声も上がっています。

安倍政権は、沖縄の民意を米国政府に全く伝えていません。ワシントン駐在員の設置は、沖縄の基地の実態、県民の状況を発信し辺野古新基地阻止につなげるために重要な役割を果たすものです。

昨年11月の県知事選挙で、建白書で大同団結し、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念、オスプレイ配備撤回を求める、あらゆる手段を駆使して辺野古に新基地はつくらせないと公約した翁長知事が10万票の大差で当選しました。

一昨年12月、前知事は、普天間基地の県外移設の公約を破って、環境アセスの評価書の知事意見において、辺野古埋め立ては「環境保全は不可能」とみずからの知事意見に背いて埋め立てを承認しました。前知事の公約破りに対して、１月の名護市長選挙、知事選挙、衆議院選挙で勝利し、辺野古新基地をつくらせない民意を沖縄県民は明確に示しました。ところが、安倍政権は、沖縄の民意を踏み破って基地建設を強行しています。

翁長知事は、埋立承認の瑕疵を検証するため第三者委員会を立ち上げ４回目の会議が行われました。結果が出るまで工事の中止を知事が要請しても防衛局は無視をして、海上保安官や県警を動員してけがを負わせる暴力的な住民排除で工事が強行されています。新基地建設は、前知事の埋立承認が根拠となっているのです。

2013年３月に防衛局から埋立申請書が提出されました。前知事が承認した日までの経過を追ってみます。

2013年11月12日、県土木建築部は８カ月間かけた中間報告を出しました。内容は、地元の理解が得られ

ない辺野古移設案は事実上不可能、評価書の知事意見は環境保全は不可能、名護市との協議は成立していない。利害関係人との調整では、字汀間区長から、自然環境が破壊され生活環境に大きな影響が出ることを懸念する、埋め立てに反対と意見が出ています。中間報告では、承認は困難と思われる記述が幾つもあります。その後、11月27日、名護市長から断固反対と意見が出され、同月29日、県の環境部から周辺生活、自然環境の保全への懸念が払拭できないと意見が出されました。

翌12月、前知事は定例議会を病気治療を理由に欠席し、上京して同月17日、安倍総理に振興策などを要請した後に入院しています。５日後、入院中に官房長官と秘密裏に会い、３日後、安倍総理と会談して、その２日後、12月27日、突然、埋め立てを承認しました。病気治療中であった１カ月間で、埋立承認に180度の転換をしています。環境保全は不可能としていた埋め立てがなぜ承認となったのか、県民誰もが解明を求めているのではないでしょうか。前知事の埋立承認を検証すれば問題が出てくる。洗い直しするのは困る。だから検証予算を削るということではありませんか。県民は疑問に思っています。前知事がなぜ態度を豹変したのか。承認直前の11月まで辺野古移設案は事実上不可能としながら12月に辺野古を承認したのはなぜなのか、解明が必要です。

また、県の予算でやるのは県民の理解を得られないといいます。従来の県政では、県が予算執行の是非を調査する外部監査、指定管理者に対する調査なども県の予算を使ってきました。県政の重要課題の調査・検証をするのに県の予算で行うことは当然ではありませんか。

翁長知事は、あらゆる手段を駆使して辺野古新基地をつくらせないと県民に公約しました。公約実現のために検証作業をやっています。公約について質問すると、提案者は公約を守ることはやっていいと答えました。結局、翁長知事が公約を実現するために検証作業をすることに異論はないということではありませんか。

日米政府が強権的に基地建設を強行しているが、県民は新基地をつくらせないために、辺野古の現場で連日、抗議や座り込みの行動をしています。

今、県議会としてやるべきことは、政党・政派を乗り越えて、県民と力を合わせて日米政府の民主主義破壊と強権政治に立ち向かうことではありませんか。翁長知事は辺野古に新基地をつくらせないと頑張っています。平和な沖縄の未来を切り開く建白書実現のためにオール沖縄で闘うときではありませんか。

一般会計予算について、我が党として、泡瀬干潟の埋立事業など改善すべき点はありますが、翁長知事になってカジノ導入のための予算を計上していません。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

○西銘　純恵さん　前知事が８年間にわたり合計8600万余の調査予算を支出してきたのをきっぱりやめています。刑法で禁止され、ギャンブル依存症を初めとする懸念事項を払拭できないことや沖縄観光の将来に悪影響を及ぼすなど総合的な判断でカジノを導入しないと明言されています。

県立病院について、翁長知事は選挙公約で、県立病院の経営形態を維持し充実強化を図るとともに、離島医療、救命救急医療、急性期医療、高度・特殊医療機能強化等の施策に取り組むと掲げ、議会答弁も公約実現の立場を明確にしました。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

○西銘　純恵さん　県政の重要課題で翁長知事が県民の願いにしっかり応えてくれたものと評価をするものです。

建白書は、日米両政府の基地押しつけに抗して、長年にわたる県民の不屈の闘いでかち取った未来を切り開く土台となるものです。

翁長知事は建白書実現のオール沖縄の先頭に立って頑張っています。我が党も全力で建白書を実現する立場から一般会計予算に賛成の立場を表明して討論といたします。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

島袋　大君。

〔島袋　大君登壇〕

○島袋　　大君　自民党を代表いたしまして、「平成27年度沖縄県一般会計予算」修正案に賛成の立場から討論を行います。

今、沖縄県政は異常事態に陥っています。それは、翁長知事の辺野古反対、つくらせないの取り組みが国との信頼関係を大きく損ね、辺野古反対、つくらせないを実現するどころか、それをするための国との話し合い、協議の糸口さえつくることができない状況にあります。保守の県知事で国と断絶状態になるのは、沖縄県政史上、翁長知事が初めてであります。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

○島袋　　大君　大田革新県政のときでさえ、国政と県政の立場の違いを認め合った上で、沖縄の基地問題、経済振興について信頼関係をもとに協議がなされ

てきました。

対立の大きな要因は、辺野古の埋立承認と岩礁破砕の許可における、翁長知事の対応が、県みずからの責任は認めずに全て国の責任にしているところにあります。国による埋立承認も岩礁破砕の許可についても、埋立承認は、県が９カ月間かけて埋立法に沿った審査を慎重に行い、県知事が承認をしたものであります。つまり、埋立承認については、沖縄県知事や県は大きな責任を背負っています。さらに、岩礁破砕の手続も県と事前調整の上、浮標の設置に係るコンクリートブロックについては、漁業法や規則に基準の定めがないことから、県との事前協議で浮標の設置については、国は岩礁破砕の手続は出されていないのであります。

新聞報道においても、防衛省はブロックの資料を提示したが、県水産課副参事が許可申請書から削除させ、協議も不要と回答していた。つまり、岩礁破砕の許可についても、県の許可を得ており、沖縄県は大きな責任を負っています。

したがって、埋立承認も岩礁破砕についても沖縄県知事は、大きな責任があり、今その責任を棚上げにして、国のみの責任を追及するありさまは、県行政の長として大きな疑問があります。特に、埋立承認を第三者委員会に検証させて、その間作業をとめるよう国に要請しておりますけれども、本来であれば翁長知事は、県の埋立承認の手続の不備を認め、国に対しておわびをした後に、国の許しを得て、第三者委員会での検証に対して理解をもらう。このことが埋立承認を認めた沖縄県知事のとるべき態度であると私どもは考えております。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

○島袋　　大君　行政は引き続きであります。県みずからの責任で、埋め立てを承認し、県知事がその承認手続を第三者に検証させる翁長知事の責任と見識が問われます。

さらに今、岩礁破砕の件で、国に対して作業中止を求める文書等を送付したとのことでありますけれども、逆に国から農水大臣に対して県の行為に対する不服審査申し立てと停止の指示の効力停止の文書が出されております。同時に県民から、翁長知事のこのような行為に対して法律に反しているとの県民の指摘があります。

１つ、埋立法や関係法律の手続に従って、県知事が岩礁破砕の許可を与え、県知事の責任があること。２つ目、翁長知事が国に対して、行っている作業停止を求める行為は、国の弁明の機会が与えられてなく、また必要な教示もなされていないことから、翁長知事は行政手続法等に違反していると考えております。翁長知事は、法律に基づいて仕事を行う沖縄県庁の行政の最高責任者として大きな責任があります。県知事が法律に反する行為については、翁長知事の進退問題にも発展するというふうに考えております。

さて、埋立承認の第三者委員会への県の予算からの支出については、県土建部が審査をし、県知事が承認した案件であり、県知事の責任が問われます。土建部が審査した行政手続を同じ県庁の総務部の予算を使って検証させることは、一般常識から考えても理解に苦しむのであります。

翁長知事の公約、辺野古反対、つくらせないを実現するために埋立承認の検証が必要であれば、県庁の外で別の予算、例えば寄附を募り活用して行うことを翁長知事はやるべきだと考えております。

そして、県庁の外で進める検証委員会は翁長知事の反対、つくらせないの公約に沿った検証をするべきであります。反対する県民もそれを期待していると思っております。翁長県政の与党も当然そのようにあるべきだと考えていると私どもは思っております。なぜ、県の予算を使って公正公平に検証を行うのか、全く理解できません。

あわせて、翁長知事は、検証結果、法律の瑕疵や手続に不備はなくても辺野古反対、つくらせないを貫くと語っておりますけれども、これは翁長知事のやっていることと語っていること、それに大きな矛盾があり、県民には理解できないものであります。どのような検証結果になっても反対、つくらせないは変わらない。このことは、検証委員会設置する意義も予算をかける必要から考えても疑問があります。

特に、次の点を指摘いたします。

１、検証委員の先生方に対して失礼であります。

２番目、県土建部の職員が信用できないとの証明であり、これも大変失礼であります。

３番目、国の提出書類や手続に対して疑義があり、国に対しても大変失礼なことであります。

４番目、沖縄県の行政の無責任さを露呈することになっていると考えます。

次に、翁長知事のワシントン駐在事務所設置の問題に指摘をさせていただきます。

１、駐在事務所設置の目的が曖昧、基地問題解決や文化・経済交流では、事務所設置の目的にはならないと我々は考えております。

２番目、駐在事務所設置予算と駐在職員の報酬や諸手当を別枠にして、事務所設置にかかる経費を県民にわかりにくくしているわけであります。事務所設置費

用約7900万円、駐在員職員の報酬と県職員の給与・手当等約3000万円、合計で１億円余りの予算がかかると思われます。

３番目、平成27年度に１億円余りをかけて、恐らく平成28年度も平成29年度も継続して事務所を運営することになり、総額では３億円余りにもなるわけであります。

４番目、ワシントン事務所設置について、国との協議や役割分担等も全くされていませんし、米国政府も極めて冷静に見ているとのことであります。パフォーマンスにしかすぎないと思っております。つまり、辺野古や普天間問題は、米国は、日本政府と相談しなさいというスタンスであり、相手にされないと考えます。

５番目、駐在事務所設置の目的が情報収集であり、問題は米国での活動が辺野古をとめ、どのように普天間問題を解決することにつながるのかであり、その具体的な計画もないままに単なる情報収集であれば駐在職員と県職員を米国派遣して情報収集を行って、翁長知事も訪米によって活動をすればよいことではありませんか。我々はそのほうがいいと思っております。これまでの歴代の県知事もそのようにやってきましたし、今回はそれに駐在職員と県職員が常駐体制をとりますので、さらに強化されると思っております。

沖縄県議会は、今日のワシントン駐在事務所の設置について県民に大きな責任を負うことになると考えております。このままの状態を認めると米国に事務所を設置して予算をかけたにもかかわらず、どのような成果があったのか県民から批判を受けることになると我々は思っております。現状を冷静に考え、翁長知事や県議会が県民から責任を追及されないように御理解をお願いしたいものであります。

以上、修正案に賛成の立場から討論しましたけれども、今回のこの予算がどれだけしっかりとワシントンで成果が出るかが試されると思っております。これをしっかりと県民の皆さん方が確認した上で、自民党は明確に修正案を提出しているわけであります。しっかりと皆さん方の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後２時25分休憩

午後２時25分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

これより甲第１号議案から甲第23号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず甲第１号議案を採決いたします。

まず、本案に対する座喜味一幸君外12人から提出された修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君）　起立少数であります。

よって、修正案は、否決されました。

○具志堅　透君　議長、休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時26分休憩

午後２時27分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

次に、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君）　起立全員であります。

よって、甲第１号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時27分休憩

午後２時28分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

次に、甲第19号議案を採決いたします。

○嘉陽　宗儀君　議長、休憩願います。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時28分休憩

午後２時29分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君）　起立全員であります。

よって、甲第19号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時30分休憩

午後２時30分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

次に、甲第２号議案から甲第18号議案まで及び甲第20号議案から甲第23号議案までの21件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案21件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第２号議案から甲第18号議案まで及び甲第20号議案から甲第23号議案までは、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（喜納昌春君）　日程第10　議員提出議案第４号　民間戦争被害を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

呉屋　宏君。

〔議員提出議案第４号　巻末に掲載〕

〔呉屋　宏君登壇〕

○呉屋　　宏君　ただいま議題となりました議員提出議案第４号につきましては、文教厚生委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第４号を朗読いたします。

〔民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第４号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君）　これより議員提出議案第４号「民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第４号は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（喜納昌春君）　日程第11　陳情１件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長上原　章君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔経済労働委員長　上原　章君登壇〕

○経済労働委員長（上原　章君）　ただいま議題となりました陳情１件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情１件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情１件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

―――――――◆・・◆―――――――

○ 議長（喜納昌春君）　日程第12　請願１件及び陳情21件を議題といたします。

請願及び各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長呉屋　宏君。

――――――――――――――――――――

〔請願及び陳情審査報告書　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔文教厚生委員長　呉屋　宏君登壇〕

○文教厚生委員長（呉屋　宏君）　ただいま議題となりました請願１件及び陳情21件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております請願１件及び陳情21件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

請願及び各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの請願１件及び陳情21件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（喜納昌春君）　日程第13　陳情５件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長新垣清涼君。

――――――――――――――――――――

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔米軍基地関係特別委員長　新垣清涼君登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました陳情５件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情５件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情５件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（喜納昌春君）　日程第14　陳情１件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

公共交通ネットワーク特別委員長金城　勉君。

――――――――――――――――――――

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔公共交通ネットワーク特別委員長　金城　勉君登壇〕

○公共交通ネットワーク特別委員長（金城　勉君）

ただいま議題となりました陳情１件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情１件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情１件は、委員長の報告のと

おり決定いたしました。

――――――◆・・◆――――――

○ 議長（喜納昌春君）　日程第15　閉会中の継続審査の件を議題といたします。

――――――――――――――――――――

〔閉会中継続審査及び調査申出書　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

○議長（喜納昌春君）　各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（喜納昌春君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成27年第１回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後２時42分閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　喜　納　昌　春

会議録署名議員　　比　嘉　瑞　己

会議録署名議員　　花　城　大　輔